

平成22年第9回

香美市議会定例会会議録

平成22年12月 8日 開 会
平成22年12月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 1 2 月 8 日 水曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月8日水曜日（会期第1日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
企画課長	濱 田 賢 二	地籍調査課長	竹 内 敬
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	林政課長	舟 谷 益 夫
財政課長	後 藤 博 明	《香北支所》	
収納管理課長	阿 部 政 敏	支 所 長	二 宮 明 男
防災対策課長	吉 村 泰 典	地域振興課長	今 田 博 明
住民課長	山 崎 綾 子	《物部支所》	
保険課長	岡 本 明 弘	支 所 長	岡 本 博 臣
税務課長	高 橋 功	地域振興課長	西 村 博 之
福祉事務所長	小 松 美 公		
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 83号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 84号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 85号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 86号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 87号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 88号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 89号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 90号 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 91号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 92号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について
議案第 99号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第100号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 101号 香美市林業事務所設置条例の制定について
- 認定第 1号 平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成22年第9回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成22年12月8日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 83号 平成22年度香美市一般会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第 84号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第6 議案第 85号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第 86号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第 87号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第 88号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 89号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 90号 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 91号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 92号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 93号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 94号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 95号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 96号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 98号 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第 99号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第20 議案第 100号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第 101号 香美市林業事務所設置条例の制定について
- 日程第22 認定第 1号 平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 2号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 3号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 4号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第26 認定第 5号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第 6号 平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第 7号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第 8号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第 9号 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第 10号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

会議録署名議員

7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成22年第9回香美市議会定例会を開会します。

これから日程に入りますが、その前に平成22年第9回香美市議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕が一段と寒くなってまいりましたが、議員各位、執行部には、年末を控え何かと多忙の中を本会議、定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

去る11月20日に初めての議会改革推進特別委員会を開催していただき、議会基本条例の制定を目指すことを委員の全員賛成で決定をしていただき、基本的な審査項目の決定もされ、これから本格的な議会改革に取り組むことになりました。後ほど特別委員長よりご報告をいただくことになっております。

また、今問題になっている地方議員年金のことではありますが、先月の議員協議会で全国市議会議長会の考え方につきまして事務局長からご報告をいたしました。その後、去る12月4日の高知新聞に総務政務官が、12月3日、市町村合併に伴う議員数の減少で財政破綻が見込まれる地方議員年金制度を来年6月1日に廃止し、これまでの掛金総額及び特別掛金の80%を一時金として現職議員に支払うなどとする政府の法案概要を全国都道府県議会、全国市議会、全国町村議会の3議長会に提出したわけであり、昨年提出していた掛金の最高64%を上回ったことにより廃止の方向で動くことは確実であろうかと思われます。また、全国市議会議長会の、市議会議員共済会より、過日文書が、通知がっておりますので、議員各位にも配付してありますのでご確認をいただきたいと思います。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）を含む18件であります。また、追加案件につきましては、市長より2件、議員提出の請願等2件、意見書案4件が予定されております。後ほど市長の提案につきましては提案理由の説明がありますので、議員各位においては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、一般質問につきましても質問の要旨を明確に質問され、議員の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、爲近初男君、6番、千頭洋一君の両君（後に「7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君」と

訂正あり)を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、12月3日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長(前田泰祐君) おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成22年第9回香美市議会定例会の運営につきまして、去る12月3日に開催をいたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議(審査)の予定表のとおり、本日から12月21日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任をすることになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、早期に発注し本年度内完成を図るため本日議決を必要とする議案第86号は、委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。また、議案第97号は、取り下げの申し出がっておりますのでご連絡をいたします。次に、過日の第7回定例会において継続審査となっております平成21年度一般会計並びに特別会計の決算の認定については、本日各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目、9日から会期6日目、13日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、14日から会期9日目、16日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、17日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会への付託となります。付託となります案件は常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の議案質疑を行うようお願いをしておきます。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日21日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式の議題とします。追加案件として条例案が本日までに1件追加の申し出がありましたので条例案2件、意見書案4件が提出される予定であります。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等について協議を行いました。請願第1号は総務常任委員会へ、陳情第13号については産業建設常任委員会へそれぞれ付託することとなりました。続いて、意見書案が4件提出されておりましたのでこの取り扱いについて協議した結果、意見書案第16号と意見書案第19号は提出者を所管の常任委員長、賛成者を他の常任委員長とし、全会一致を目指して提案することに決定をいたしました。

その他の意見書案についても最終日に追加案件として上程をされる予定です。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、9日の木曜日午前10時までにお問い合わせをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の協議事項についてご報告をいたします。

本日、本会議終了後、議員協議会を開催をします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月21日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月21日までの14日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成22年第8回議会臨時会において決定いたしましたTPP（環太平洋連携協定交渉）に対する意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに請願1件、陳情1件が提出されています。この件につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告にありましたように、議会運営委員会の決定のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。14番、山崎龍太郎です。

新体制にての行財政改革推進特別委員会を11月24日開催いたしました。議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、防犯灯整備の調査結果と補助制度の検討状況について、4点目、特別委員会の今後の会議の進め方についてであります。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

1 点目、住新の滞納整理等の状況については、5 月末、出納閉鎖時における平成 21 年度実績報告及び債務者全体の資料提示を受け質疑を行いました。

競売等法的措置後の滞納を抱える債務者について、その後の支払いに展望がない状況について、高齢、収入減少等にて手だてがないとのこと。また、年間支払いなしの現状については、新築、宅地資金のいずれかの優先にて一方が未払いになっている。ほか債務者死亡後の相続人が支払えない状況にあるとの説明があり、新しいメンバーより事業全体の概要について説明を求める発言があり資料提示等をいたしました。平成 22 年度現在の完済は、滞納なしで 2 件、滞納ありで 2 件とのこと。本委員会が 8 月 5 日付提言した相続権者の増大や競売後の返済能力の欠如など諸事情についても勘案し迅速な滞納処理を検討する時期に来ているのではないかと、この点についてのとらえ方は、破産申し立て等も多くなってきている状況もある。また、数件不納欠損もある。回収できない場合は県の助成制度も探る。あわせて債権管理条例での判断も行うとの見解でありました。

2 点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、駐車場使用料等を含めた徴収率は出納閉鎖時点において現年分は微増、滞納分は下がっている。現年滞納者数 12 名、滞納月数 46 カ月、収入未済額 83 万 5,247 円、住宅使用料、水道料ともに未納の方は滞納者の半数強であるとのこと。

3 点目、防犯灯整備の調査結果と補助制度の検討状況については、調整方針の概要、現在と調整案の取り扱い比較、経費関連について説明を受け質疑を行いました。

直営分は、香北 529 基、宝町 84 基、自治会分 1,524 基。調整案は、設置時、補助を受ける場合は認定申請を要す。防犯灯台帳整備を行う。電気料は 100% 補助。灯部の LED 化を推進し、修繕については LED 灯上限 3 万円で全額補助、蛍光灯は上限 1 万円で半額補助とのこと、試算では 325 万円の予算増が見込まれる。LED 化推進の自治会発注、直営分発注の手順、予算等について詳細にわたり質疑を行いました。

4 点目、特別委員会の今後の会議の進め方については、定例議会間において最低 1 回は開催する。住新及び市営住宅の審査については、滞納整理の方針も確立した現状から毎回の審査としない。ほか今後の審査事項等について協議を行いました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようでありますのでこれで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、本年第 7 回の定例会におきまして設置をされました議会改革推進特別委員会が、去る 1

1月30日に第1回目の委員会を開会いたしましたので、その協議内容と決定事項につきましてご報告をいたします。

まずは、今後特別委員会で審査をするべき項目につきまして協議を行いました。協議の結果、10項目の審査項目を決定をいたしましたので順次ご報告をいたします。

項目1としまして適正な議員定数についてでございますが、本市も合併をして5年目に突入をしており、一定一体感も醸成をされてきたことも踏まえながら、同規模の他市との比較や本市の地理的状況も勘案し検討していきたいと考えております。

項目2は、一般質問の方式についてでございます。現在行われております総括質問方式のほかに一問一答方式や反問権等々につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

項目3は、会派制の研究、検討についてでございます。

項目4は、政務調査費についてでございます。

項目5は、提出議案に対する執行部の提案理由の説明についてございまして、この件につきましては、執行部への提言という形になろうと考えております。

項目6は、常任委員会の活性化についてでございます。

項目7は、意見書の取り扱いについてでございます。

項目8は、市民に対する議会報告会の開催についてでございます。

項目9は、議会基本条例の制定についてでございます。

項目10は、適正な議員報酬についてございまして、この項目につきましては特別委員会の委員外から申し入れのあった事項でございまして、協議の結果、審査項目に上げるということで決定をいたしました。

以上が決定をいたしました審査項目でございますけれども、今後も新たな項目が提案をされましたらその都度協議をしまして審査項目に加えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、審査のスケジュールにつきまして協議をいたしました。

まず、各項目の審査スケジュールを決定する前提といたしまして議会基本条例の取り扱いについて協議をいたしました。

議会改革の先進地の例を見ますと、議会基本条例制定をする以前から議会改革を継続してやれることから改革をしていくと、そういうことを行うことを積み重ねていって、そして、その先にこれらの議会改革を継続するために条例として改革の理念と成果を制度化していく、いわゆる改革先行型の事例、これは議会基本条例制定第1号の栗山町等の事例でございます。また、他市における先進的な議会改革を条例に盛り込んでまず条例の制定をすると、その条例の制定を契機として議会改革に取り組むことを目指していく条例先行型、この二通りがございます。

そこで、協議の結果、本市議会におきましては改革先行型を選択し、できることから改革を実践して最終的に議会基本条例を制定することといたしました。その後の協議の

結果、議会基本条例制定の期限を平成24年3月末とし、個別の審査項目のスケジュールにつきましては正・副委員長で協議をし、次回の特別委員会にスケジュール案として提案をすることといたしました。

以上、第1回目の議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの議会改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第83号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）から日程第21、議案第101号、香美市林業事務所設置条例の制定についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第83号から議案第101号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。本日ここに平成22年第9回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年の瀬を控えまして何かとご多忙の中ご参集いただきましてまことにありがとうございます。議員の皆様方には常に市政の運営に対し、また住民福祉の向上に対しましてご指導、ご努力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先月30日から12月2日までの間、JA土佐香美組合長、専務、また園芸部の三役の皆さん方と、そして、仙頭香南市長と私とで首都圏及び中部、関西圏の拠点市場調査と各荷受業者に対する農産物有利販売促進要請、いわゆるトップセールスを実施いたしました。それぞれの管内で丸高会議を行い、産地側から生産状況をつなぎ、市場側から各品目の市況や消費者動向などの説明を受け、情報の交流を行うとともに有利販売への努力の依頼をしまいいりました。特に本市物部町特産のユズにつきましては、これから冬至に向けての出荷の最盛期に入ることから強力に要請をしまいいりました。物部産ユズは、長年の栽培努力の結果、品質ともにブランド品として市場の人气が高く、これからも自信を持って栽培に取り組んでいただきたいとお話を聞くことができました。市場は常に安全で安心できる農産物の安定した出荷を求めており、今回の市場調査は産地側と市場、また各荷受機関とのさらなる信頼関係の構築ができたというふうに思っております。

そして、もう1点、今、政府が新たな農業政策として打ち出してきております環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる例外なき関税撤廃を目指すTPP参加への協議につきましましては、余りにも唐突であります。まして将来の食料自給率50%を目指した政策の推進中にこのような政策を表明することには大きな矛盾を感じるとともに、就農者の農業に対する意欲を阻害するばかりでなく、これからの我が国の、我が日本の国の形、あり方にも大きく関係することであり断じて看過できない問題であると認識をいたしてお

ります。先の議会で可決されました、政府に提出したＴＰＰ交渉に反対する意見書に全く同調いたすものであります。

それでは、お手元にお配りをいたしております諸般の報告並びに提案理由の説明を申し上げます。

総務課から、新採用職員の試験につきまして、１２月５日に職員採用２次試験の作文及び面接を実施し合格者の決定を行いました。

企画課から、姉妹都市交流につきましては、１０月１６日、１７日に開催されました第２９回刃物まつりに姉妹都市北海道積丹町並びに福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品のＰＲと販売を通じ市民との交流が図られました。

財政課から、新庁舎建設に係る進捗状況についてでございますが、建設本体工事は現在屋上及び外装工事がほぼ完了し、屋上階にはキュービクル式高圧受電設備や空調室外機が設置されました。外装工事では一部の足場解体が始まっており、今月中にすべての足場が取り外され、今後内装工事が本格化します。建設本体の進捗率は、１１月末の時点で約７０％となっております。庁舎移転計画について準備を進めておりますが、事務用脇机の不足分を新規に購入するため債務負担行為補正を本議会に提案をいたしております。

福祉事務所から、福祉体育大会の開催が１１月１４日に行われました。香美市福祉体育大会２０１０を開催をいたしまして、高齢者、障害者、福祉関係者など２７０名が参加し、スポーツを通じて親睦を深めました。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選につきまして、１２月１日の一斉改選によりまして新任４５名、再任７６名、総数１２１名の体制となりました。なお、現時点で後任の委員が決まっていない地区が６地区、主任児童委員が１名不足しておりますが、今後不足する委員の確保に努めていくとともに、１２月１日より就任されました委員の皆様には地域福祉の担い手として大いに活躍をいただきたいと存じております。

商工観光課から、八王子公園の公衆トイレにつきましては、１０月末日に完成をいたしました。この施設は平成２１年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して整備したものでございまして、総事業費１，２２０万７，０００円、多目的トイレを兼ね備え、周囲の景観にも配慮し、八王子公園にふさわしい施設となっております。

建設都計課から、土木関係でございますが、道路改良工事におきまして市道有谷線、猪野々西線、後入線は発注済みでございます。年度内完了を目指しております。

物部町地区の市道３路線、根木屋、山崎、大栃につきましては、道整備交付金事業を活用しまして整備しております。追加補正予算を本議会へ提案をいたしております。

がけくずれ住家防災対策事業は、１４件すべて発注済みでございます。災害復旧事業の道路・河川につきましては、補助災害、単独を含め物部町３件、香北町９件、土佐山田町６件、合わせて１８件発生し、うち６件が発注済みであり、残り１２件は発注準備中です。

健康づくり推進課から、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、国の平成22年度補正予算によりまして、これらの3つのワクチンの接種を支援するための子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金による基金が県に設置をされ助成が行われることとなりました。本市としましても本年度内にこの3つのワクチンの接種支援を始めるため本議会へ補正予算を提案をいたしております。

林政課から、有害鳥獣被害につきましては、平成22年4月1日から11月22日までの有害鳥獣による被害状況、有害鳥獣捕獲数及び被害防止さくの設定状況につきましては下の表のとおりでございますので見ておっていただきたいというふうに思います。

林業振興につきましては、11月末までに間伐実施各事業で保育間伐100.18ヘクタール、搬出間伐2,715立方メートルが完了し、現在3・四半期を実施中であります。

環境先進企業との協働の森づくり事業により、市有林の森林整備促進のためパートナーズ協定を締結している団体と下の表のとおり地域交流事業を実施いたしましたのでごらんいただきたいと思っております。

また、11月20日には、緑の募金を活用した香美市支部実施事業として、香北町五百蔵の香美森林組合の所有林におきまして、大宮小学校5年生の児童対象に体験林業教室を開催をしまして、児童たちは森林、林業への関心を深めました。

森林土木事業につきましては、道整備交付金事業により林道3路線、御在所線、押谷線、影仙頭線の舗装工事を平成24年度から2カ年で実施する予定でしたが、国が平成23年度に当該事業の廃止を決定いたしましたので実施計画を見直し、平成22年度の追加補正予算として本議会へ提案をいたしております。なお、工事の施工につきましては、平成23年度への繰り越しを予定をいたしております。

学校教育課から、市授業研究会の開催につきましては、全国学力・学習状況調査や標準学力検査結果を踏まえまして、児童・生徒の思考力、判断力、表現力を高める意見交流のあり方につきまして授業改善の研究を推進しております。本年度は、国語科、算数・数学科について、講師・アドバイザーとして2人の大学教授と東部教育事務所指導主事に年間を通してご指導をいただいております。通算4回、延べ8校において公開授業を実施し、授業改善の研究とともにその成果と課題を全小・中学校で共有し学力の向上を図っております。

幼保支援課から、保育園建設につきましては、あけぼの保育園建設工事の進捗状況は、建物の骨組みなど躯体工事が完了し、屋根工事もほぼ完了したほか、外構・水道工事につきましても作業工程は順調に進んでおります。全体工事としまして約50%の進捗率となっております。今後は内装や電気設備、機械設備の各工事へ本格的に着手いたします。

生涯学習課から、芸術祭、体育大会につきましては、第5回香美市芸術祭は、短歌会、俳句会を皮切りに芸能大会や文化展、社交ダンス発表会などが行われました。市民の皆

さんを初め多くの皆さん方が芸術の秋を満喫されました。

香美市体育大会は、9月から10月にかけて開催をされました。バレーボール、バドミントン、ペタンクなど8種目が実施をされました。市内全域から総数360名の参加者が、競技を通して親睦を深めるとともに心地よい汗を流しました。

消防課から、平成22年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきまして報告をいたしております。昨年同期と比較しまして火災が3件、救急出動が86件減少しております。また一方、救助出動4件の増加しております。以下、表をごらんをいただきたいと思えます。

県中央地区消防操法大会につきましては、10月17日、県中央地区消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に美良布分団、小型ポンプの部に新改分団が出場し、それぞれの訓練の成果を存分に発揮し、新改分団は敢闘賞を受賞いたしました。

防災体験コーナーの実施につきましては、10月17日、18日に開催をされ、工科大学祭に防災・救急コーナーを設け、消火器やAEDの取り扱いについて多くの方に体験をいただきました。

全国火災予防運動につきましては、11月9日から15日にかけて秋の全国火災予防運動が展開をされました。期間中、消防団がそれぞれの所管区域内で防火宣伝を実施、また、10日には、消防署前において土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い火災予防を呼びかけをいたしました。

続きまして、今期定例会における議案について提案説明を申し上げます。

まず、議案第83号は、平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に3億2,202万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ169億2,920万1,000円といたしました。

概要は、歳入では固定資産税の追加、普通地方交付税の追加、道整備交付金の追加、林道整備事業費補助金の追加、過疎債の追加、臨時財政対策債の減額が主なものです。

歳出では、先月の第8回議会臨時会によりましてご承認いただきました給与改定などによる給与費の減額、総額で4,844万4,000円なりますが、それと市役所駐車場用地購入費の追加、林道整備費の追加、道路新設改良費の追加が主なものとなっております。

議案第84号から議案第89号は、各特別会計の平成22年度補正予算でございます。

次に、議案第90号から議案第96号は、各条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案第97号の基金条例の制定につきましては、いまして時間を要することが判明をいたしましたため、本議案は取り下げ、欠番とさせていただくこととなります。なお、このことに伴いまして、議案書の一般会計補正予算関係の差しかえが多量に発生をいたしましたことに対しまして、ご迷惑をおかけいたしましたことをおわびを申し上げます。

議案第98号は、当該条例に定める定住助成事業において、物部町区域のみを対象と

した事業でございますが、合併後5年間を経過したことにより条例を廃止する条例の制定を行うものであります。

議案第99号は、市道根木屋上線の道路利用者の安全確保、各種行政・福祉サービス向上のため、早急に災害防除対策が必要であるため総合整備計画を提案するものであります。

議案第100号、香美市課等の組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと、議案第101号、香美市林業事務所設置条例の制定につきましては、関連する議案でございますので、一括して当該議案に係る説明を、若干説明をさせていただきます。

当該議案につきましては、基本としましては新しい庁舎の完成後における行政事務執行のために再編を行うものであります。現在の組織機構につきましては、合併時における事情も織り込みながら編成をされたことであります。その事情の1つ目は人事において降格をしないということ、2つ目として狭隘な事務所スペースと分散する事務所への対応、そして3つ目として合併前に旧3町村間での事務事業統合のための調整は行っておりましたが、なお合併前に想定されなかったことや細部にわたっての調整を行うため合併後において一定の期間を要するといったことなどによるものでございます。こうした合併時に優先された事情においては、それぞれ事務所スペースと分散庁舎に関しては新庁舎完成により解消されることと事務事業の均一化もおおむね整ったことから、また、人事についても定数管理も勘案しながら編成が必要であるとの観点から提案のような組織編成を行うものであります。

今回の再編に当たりましては、行政事務に求められる機能を重視しながら、なお香美市ならではのといった特徴も織りまぜての組織再編を行うとし、特に住民サービスの観点からワンストップサービス化への対応として関連業務の統合編成と原則として同一フロアへの配置を、そして、効率的かつ合理的な組織運営を追求するという点から組織設計を心がけたところでございます。特に住民のコミュニティーと暮らしに係る業務をまちづくり推進課に集積した点と、産業振興課の設置については、産業対策への連携機能を常在化するため農林、商工観光の一体化を図ったものであります。なお、この中で本市の行政施策においての通常的林業対策を推進するため林業事務所を設置することといたしました。

以上、平成22年度香美市一般会計補正予算など議案18件の提案説明を終わり、なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第86号は、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し本会議方式に

より審議、採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから日程第7、議案第86号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） おはようございます。議案第86号を提案させていただきます。

議案第86号、平成22年度香美市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成22年度香美市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,449万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億227万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月8日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

農業集落排水施設費に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

以下につきましては、議案86-16ページにあります提案説明書に補足説明を加え提案理由とさせていただきます。

平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に8,449万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億227万1,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

3款 国庫支出金

農業集落排水事業費補助金3,500万円を追加しました。

5款 一般会計繰入金

一般会計繰入金59万2,000円を追加しました。

8款 市債

農業集落排水事業債2,450万円、過疎対策事業債2,440万円の総額4,890

万円を追加しました。

(歳出)

1 款 農業集落排水事業費

農業集落排水施設費で8,449万2,000円を追加しました。人事異動等による職員給与費の追加並びに工事請負費及び補償、補填、賠償金の追加によるものです。

先の6月議会におきまして、国における平成23年度の予算への不透明さから管渠工事から終末処理場の本体工事への予算の組み替えを採決いただいたところでございますが、その後8月30日に発表されました平成23年度の内閣府の概算要求におきまして、この農業集落排水事業が属します地域再生基盤強化交付金は何の通知もなく急遽全面的に廃止ということになりました。本課の所管におきましては、この逆川の農業集落排水事業と浄化槽設置交付金事業の2事業について交付金の事業そのものが廃止をされるというふうなことになっております。その後、県を通じまして、平成22年度に若干の余裕があるので補正要望を受け付けるというふうな旨の通知がありまして、この逆川農業集落排水事業で平成23年度、来年度ですが、予定しておりました中で国庫補助対象分に係るものすべてを要望するという形で要望いたしましたところ、一昨日12月6日付でこの補正の要望分全額が内示をされました。それによりまして今回補正予算を提案させていただいておるわけでありまして。なお、事業の実施に際しましては、県道改良工事との工法及び工程の調整が必要でございまして、年度内完成を目指し1日も早い契約及び執行が必要であるため本日の採決をお願いしたところでございますけれども、場合によりましては他工事との工期調整がございまして、次年度への繰り越しというようなことも十分に視野に入れて事業は進めていきたいと考えております。

詳細につきまして議案86-11ページをお願いいたします。15節の工事請負費の中でございますが、前回補正をいただきました終末処理場施設建設工事、入札残、入札減が出まして3,110万円、これを管渠のほうに持ってくるというふうな形で今回7,900万円の増額ということで総計、逆川污水管渠敷設工事1億1,010万円の補正となっております。

内訳につきましては、補助分といたしまして延長約1,000メートル、これがマンホールポンプ1カ所及び圧送管のパイ、直径ですが50ミリから75ミリが400メートル及び自然流化管といたしましてプラスチックリブパイプ、PRP管が600メートル、パイ150ミリでございます。それと、起債単独分といたしまして、補助分に接続していく末端部分でございますけれどもこの部分がL400メートル、これはプラスチックリブパイプ、パイ150ミリの管になっております。以上を予定しております。

今回のこの補正及び国庫補助の分の先食いというか先取りによりまして、逆川における管渠布設工事につきましては、次年度、残り460メートル程度を残すものとなっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 丁寧な説明をいただいたわけですが、説明の中でですね、突然に国の交付金が廃止されたって言われましたかね？なんか交付金が廃止されたと聞いて平成23年度予定していた分を、県のほうで残ってた分があったのでそれを申請して平成23年度工事分を前倒してやることになったというふうに私は受け取ったわけですけども、実際、ただ、国庫補助金として議案86-8ページには農業集落排水事業費補助金としては3,500万円は入ってきますよね。その先ほど県から入るお金というのはどれに当たるのか、その点と、その交付金が廃止されたというちょっと中身について再度説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。県を通じて募集のあった分で県費が入るわけではございません。県を通じて国のほうに補正の要望をしていただいたということでございます。

また、内閣府の概算要望につきましては、私のほうではちょっとわかりませんので、山崎議員のほうがより詳しいのではないかと思います。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成22年第7回議会定例会で継続審査に付してありました日程第22、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第31、認定第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上10件を一括の議題とします。

これから総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育厚生常任委員会の各委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 総務常任委員会に付託された議案を審査した結果をご報告いたします。

第7回定例会において継続審査となっておりました認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定であります。既に連合審査会において質疑は終了しておりますので、直ちに採決に入り、結果、賛成多数をもって認定するものと決定いたしました。

これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 産業建設常任委員会が平成22年第7回定例会において付託を受け、継続審査となっておりました平成21年度会計の決算は、認定第2号、認定第3号、認定第4号及び認定第5号の4件でございます。去る平成22年11月9日、委員7名全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

まず、認定第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑に入りました。

「水道施設集中監視装置を新規取りつけた後の監視の影響、また違ったところは。」との問いに対しまして、「水道施設集中監視装置更新工事は、金額にして8,977万5,000円で、従来あったアナログ形式の監視装置はタンスぐらいの大きな装置が3つあり、これをデジタル化し、通信装置を変え、北庁舎に配置したサーバーに情報がリアルタイムで24時間365日、市内36施設からの水位等の情報が入手できる。従来は、異常等があれば電話回線等で水道課の監視装置により警報で宿直室のブザーを鳴らし職員に電話連絡をして対応していたものであるが、デジタル的に24時間365日、常時集中監視ができ、現在では、異常発生等は職員携帯電話等に通報されるとともに、ID、パスワードを入れればインターネットで職員が自宅のパソコンで状況を監視できるようになり、故障に対する情報と作業の負荷が軽減し迅速に対応できるようになった。」との答弁。「修繕費が原水及び浄水費、配水及び給水費に計上されているが、11節、需用費と15節、工事請負費にあり、その仕分けは。」との問いに対し、「1款、事業費、1項、簡易水道費、1目、原水及び浄水費、これは取水から浄水までの経費で、2目、配水及び給水費、これは配水費用と家庭への水を供給する費用で、3目、総係費は総務的な経費を計上している。この3つの目で水道事業を行っている。11節、需用費の中の修繕費は常時発生する漏水とか小さな修繕費で、15節、工事請負費の施設修繕は大きな工事の請負に係る修繕費である。」と答弁。「3目、12節、役務費の電話料等の中身は何か。」の問いに対しまして、「全額電話料である。中央監視装置から専用回線電話通話料と一般電話料を含めて各施設からの情報伝達の電話料と、中央監視装置設置時に職員に携帯電話を持たせ緊急対応をしている電話料。」との答弁。「工事請負費の施設修繕で、神母ノ木地区の配水管布設工事等は来年度も工事をしていく予定があるか。」に対しまして、「市内各水道施設については、昭和40年代、昭和50年代と施工年度が古くなり経年老朽化が進んでおり、その中の配水給水施設修繕工事の漏水

等対策に1,563万5,000円、山田堰簡易水道の神母ノ木地区の配水管布設工事は工科大前の県道435メートル、農業集落排水事業に伴う逆川地区の布設工事と中央監視装置を施工した。特に施工が古く痛んでいる神母ノ木地区については有収水比率、これは配水池から水が出た量と家庭で使用した量との比率ですが、漏水する比率が大きいので山田堰簡水の神母ノ木地区については以前から実施しており、今後についても商店街に向けて実施したいと考えている。今後、対岸の談議所についても検討している。各施設の有収水比率の大きい、いわゆる漏水の大きいところを中心に今後も検討し施工してかなければならないと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑もなく、採決の結果、認定第2号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

「工事請負費の横堀川浚渫工事はどんな工事か。」の問いに対しまして、「横堀川は宝町3丁目、4丁目のあたりから、上井川から始まりまして西町駅まで市街地を走っている川で、浦戸湾東部流域下水道の土佐山田処理区分の雨水と位置づけされている。雨水管渠及び現在、途中から河川のようにになっているが雨水排水路であり下水道課で維持管理をしている。横堀川は市街地を流れており、勾配も緩く泥等がたまる。全線を3分割し3年に1回浚渫工事を行っている事業である。将来的には新しく計画されている新町西町線の底を、JRの下を通り佐々木歯科のところへ雨水管渠を、でつなぐ計画であり、現在の西町駅方面に向かっている河川も同じように浚渫しながら、維持管理をしながら使用している。雨の管の整備ととらえていただければよい。」と答弁。「基本計画策定委託料、業務の内容は。」の問いに対して、「浦戸湾東部流域下水道の土佐山田処理区分は、440ヘクタールが全体計画で、その半分210ヘクタール程度が市街化区域で、ほぼ平成21年度をもって整備が終了するというので、今後新たに平成22年度以降の認可区域の拡大及び全体計画区域の再度見直し等も含め、基本計画を策定することにより、国庫補助金の対象事業を策定していくための委託業務を設計のコンサルタントに委託、440ヘクタールの全体の部分と新たな認可区域を追加していく事業である。」と答弁。「神母ノ木地区の平成22年度以降の検討はされたか。」との問いに対しまして、決算の状況案の32ページの平成21年度公共下水道事業土佐山田処理区分の図面を参照に説明。「市街化区域で現在供用開始区域は平成20年度までの斜線部分で、平成21年度施工のチェッカーフラッグのようなところは現在供用開始されているところである。平成22年度以降の施工認可は通常おおむね7年程度で整備ができることを認可区域として追加していくということが国土交通省から示されている。まず、香美警察署の東側、JRを跨線橋で越している北側、あけぼの街道の間に約20戸の住宅団地がありその区域、また、八王子と前山の向陽台に囲まれていた区域、これは調整区域、あけぼの街道を中心に南北を、かがみの育成園の付近も調整区域であり認可区

域に入れている。市街化区域内で最後に残る一番東の区域、楠目地区の部分であるが、ここは自然流下を予定しているが再度検討の必要がある。国道部分については、JA土佐香美のAコープ付近を境に東向きに勾配が逆転している。再度、今回検討した。神母ノ木地区は、全体計画440ヘクタールの中の一番東の端の区域で、神母ノ木地区については圧送管により浦戸湾東部流域の本管に持っていくことが必要である。ただ、神母ノ木地区だけを見ると香我美製材所方面に自然流下で、ある程度は取ってもこれる。現在計画しているのは、工業団地の工業用水の取水施設が片地川の右岸、物部川の合流地点、その付近に、近くにマンホールポンプを設け、一たん神母ノ木地区のを自然流下で集めたものをここでポンプで香我美橋を添架して談議所のほうに持っていく。そこから山田堰へおりていく旧道の交差点まで持っていき、そこから一たん自然流下で睦月電機、それから高知スチロールと山田堰が管理する舟入川に2車線の道路がある。そこを自然流下して下流まで持っていき、なおかつ楠目小学校下まで行き、その付近で再度マンホールを設けて商店街まで上げてくる計画が全体計画の中にあり、その中で今後7年間程度で整備をしたいということで平成24年以降施工するという追加部分がこの塗りつぶした部分で今回計画したものである。」と答弁。「下水道事業は旧土佐山田町時代からの計画であり、現地説明もなく、その時代から神母ノ木地区も過疎化等随分状況が変わってきた。今後の見通しは。」の問いに対して、「下水道審議会を立ち上げ、前回下水道料金を上げる際に人口登記等も含めて調査した上で440ヘクタールについては、浄化槽と下水道を比較した場合、下水道事業がより効果的であるという結論から現在の状況になっている。浦戸湾東部流域下水道は昭和58年から始まり、処理場及び幹線管渠が既にできており、その部分には神母ノ木地区も含めた形で計画がなされている。高知市、南国市、香美市、当時の旧土佐山田町で440ヘクタールを下水道に接続するというので、極端な異例がない限りこの計画がなされており、昭和58年当時、広報等を通じ地域住民には周知している。この計画の見直しの時点では地域説明会はしていない。工事の段階で各地区で工事に入る前に毎年説明会をし、受益者負担金及び使用料についてのご理解をいただいている状況である。」と説明。

以上の質疑を経て、ほかに質疑もなく、採決の結果、認定第3号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、特段の質疑もなく、本案につきましては、採決の結果、認定第4号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

「8款、使用料及び手数料で、まだ事業が始まっていないのに督促手数料はどういう性格のものか。」との問いに対しまして、「督促手数料については受益者分担金と、こ

れは供用開始前3年間で集める。供用開始した時点では受益者分担金徴収はもう終わっている。1年目に接続すれば2分の1をお返しするという制度になっており、既に受益者分担金は徴収している。その関係で出てきたものである。」と答弁。「2款、公債費の利子のみ支払いになっているが、元本の支払いはないのか。」の問いに対して、「通常、公債費の支払いは5年間据え置きになっており、その間は利子等のみの支払いで、それ以降については元本、利子支払いを通常取り扱っている。」と答弁。「主要な施策の成果の中で1名反対者がありと記載があるが、合意形成が成り立ってこの事業が始まったと聞いていたがなされていなかったか。」との問いに対し、「特別な大きな意見の相違があったのか。」との問いに対し、「この方については、当初、同意の判もいただいていた事業が始まったわけですが、龍河洞地域の一番上流の方で、「私は判を押した覚えがない。」と言い、書類を見せたが、「私は判を押した覚えがない。わしはずっと反対だった。」との一点張りで、当課としては反対の方がおれば、龍河洞については現在浄化槽を使っており、その手前でもし反対者がいればその手前でとめる以外にはない。それ以外は、皆様が全員で使ってくれるということでしたら管渠整備ができる。浄化槽を1人でも使うということになれば、200人程度の浄化槽を常時動かしていなければならず、そこについては二重の投資はできず整備ができないとお話ししている。現在推進協議会の皆様がこの1名の方を説得していただいている状況で、全員の同意があって初めて始まった事業であり、反対の方がいればその路線についてはできなくなる状況である。」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑もなく、採決の結果、認定第5号は、全員賛成でもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受けた継続審査の報告を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。
（午前10時16分 休憩）
（午前10時30分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

- 教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。
教育厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会が付託をされた案件は、第7回定例会において継続審査となった平成21年度の各会計の決算の認定である、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号の5件であります。以下、審査の経過と結果を順次報告いたします。

認定第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、認定第6号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべき

ものと決定しました。

認定第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「238ページの保険給付費の1項、療養諸費の不用額が約6,200万円発生している。昨年度の不用額は約1,300万円である。前年度と比較すると不用額が大きい。が想定の内か。予算の積算根拠について。」の問いに、「予算は毎年11月に前年の実績に基づき、毎年一、二%の伸びを見込み若干多目に組んでいる。見込みが違ったということで不用額が多くなった。」「主要な施策の47ページに、国保の高額療養費が増額となっており一人一人の重症化を防ぐことが大きな課題であるとなっているが、どのような疾病が医療費を押し上げているか分析ができていますか。」の問いに、「高額療養費の要因は、緊急手術や心臓、脳の疾患、そして透析患者である。透析患者の医療費は1人約500万円から600万円かかっている。透析患者になるのを防ぐため本年度から香美市独自に特定健診にクレアチニン検査を追加している。早期発見により早目に保健指導を行い透析とならないように取り組む。この検査は、平成23年度からは県下統一して取り組む予定である。」「その予算はどれだけ見込んでいるのか。」の問いに、「検査料と郵送料。」、この郵送料は本市が独自のために必要であるということであり、「それで、1件あたり300円の追加費用が必要である。」

以上で質疑を終え、採決の結果、認定第7号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「258ページの地域支援事業の中の介護予防事業、包括的支援事業・任意事業とはどのような事業か。」の問いに、「介護予防事業とは、虚弱高齢者を対象に行う特定高齢者施策と一般高齢者対象の施策の二通りである。介護のお世話にならないよう予防のための運動教室などを行う事業で、社会福祉協議会に委託をしている。包括的支援事業とは、独自に行っている事業で、本所や各支所の受付窓口へ嘱託職員を置き高齢者からの相談を受けたり訪問などをする事業である。任意事業とは、介護認定の4や5の人を自宅で介護する場合に介護用品代補助として月5,000円を限度に年間6万円を限度に補助する事業と、事業所サービスを利用しない人に対して住宅改修の計画書作成などを行う事業である。」次に、「257ページの保険料に不納欠損約430万円が発生している。この不納欠損が次の保険料にはね返るのではないか、それともこれぐらいの不納欠損は折り込み済みか。」との問いに、「介護保険料は、サービスにかかった費用を国、県、市町村の負担金と保険料収入によるものである。介護保険料金は、保険料収入がどれぐらいあるかを見込み計算をしています。入らない分、いわゆる不納欠損や未済額も加味して計算を行っています。」

以上で質疑を終え、採決の結果、認定第8号は、全員賛成をもって原案のとおり認定

すべきものと決定しました。

認定第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「介護保険サービス事業を保険事業となぜ別会計にしているのか、サービス収入を持って運営をしているのになぜ別でないといけないのか。」「それは、サービス事業勘定を介護保険の特別会計や一般会計で処理している自治体もあるが、香美市は国の準則に基づいてやっている。サービス給付費の中の計画を立てる分だけ別立てにしたほうがわかりやすいからである。」

以上で質疑を終え、採決の結果、認定第9号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑に入りました。

「短期者証48名の期間は個々に違うのか。」の問いに、「10月末現在で全員が同じ3カ月の短期者証である。」「その短期者証は本人の申請か、それとも自動的に送るのか。」の問いに、「全員郵送で送っている。」

以上で質疑を終え、採決の結果、認定第10号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） これですべて常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 21番、小松でございます。総務常任委員会委員長にお伺いをいたします。

認定第1号のですね平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてのご報告の中で賛成多数ということでしたですけれども、反対をされた委員がおられるということですのでございますけれども、監査報告も踏まえた上で予算の執行上どの部分について、その執行につきまして反対なのか、また、その理由についての討論等はございませんでしたでしょうか、お伺いします。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） お答えします。

反対の討論はございませんでした。当初予算の中で反対なされたので決算も反対したのではと考えております。僕的には思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 委員長、個人的な見解はいきませんで。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 反対の討論はございませんでした。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに、原案に反対の方の発言を許します。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し不認定の討論を行います。

当初予算が提案されました際、私たちは、学校給食費の保護者負担増につながる予算案に対し財政調整基金を繰り入れて対応すべきだとの修正案を提出いたしました。なぜなら、学校給食は、教育の一環であることが学校給食法の中でも明確にうたわれています。特に2008年に学校給食法の改正が完了し、新法では給食の中心的役割を戦後の子どもたちの栄養改善から食育に移し、学校が食育の実践者になること、給食を生きた教材として食育に配慮した授業を行うことのほかに社会性の涵養や栄養、健康、自己管理能力の形成など、子どもたちの健全育成に資するため学校給食の果たすべき役割を明らかにしています。こうしたとき民間委託方式を続け、食材費の高騰をそのまま保護者負担に転嫁することは認められないということがまず1点です。

もう1点として、準要保護の児童・生徒が年々ふえていく中で、学校給食費の値上げは逆に滞納世帯の増加につながるのではないかという点が危惧されたことにあります。平成21年度決算の指数で見ると、学校給食費は前年度より収納済額で約546万1,000円の増となりましたが、同時に収納未済額も107万4,000円ふえました。そして、学校給食費の収入率は97.2%から96.4%に落ちており、やはり滞納がふえてきつつあるのが現状です。

一方、監査委員の報告によれば、一般会計決算の状況は実質収支で約8億2,300万円の黒字で前年度を大きく上回り、4億1,000万円余りが基金への積み立てとなりました。また、市債の状況も県下的にはよいほうであるとの説明があり、結果的に見ても喫緊の課題として学校給食費を引き上げる必要があったのか。また、自助努力で保護者負担回避するという選択肢がなかったのか再考の必要があると考えます。

日本は、長引く不況と国の社会保障費抑制路線の中で所得再配分機能がうまく働いておりません。OECD17カ国の貧困改善率の平均は53.8%ですが、日本は18.2%と最も低く、これが国民全体の閉塞感の要因ともなっています。先日、市民団体が暮らしと国保の何でも相談会を県下一斉に開いた際、本市におきましても貧困に行き詰まりもう死のうと思っていたという方が複数おられたことに改めて驚きました。こうした貧困層への大きな打撃となる市民負担の引き上げは熟考されるとともに、新年度の予算編成は、貯蓄重視ではなく医療や教育や福祉など市民生活の根底を支えるものであるよう要請し討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第10号は、原案のとおり認定されました。

ここでちょっとお諮りいたします。開会するとき、日程第1、会議録署名議員の指名に

において、会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、爲近初男君、6番、千頭洋一君の両君をご指名申し上げましたが、ミスプリントが判明いたしましたので、先ほどの日程第1の会議録署名議員の指名内容を削除し、改めて7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君の両君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。ご両君はよろしくお願いをいたします。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は12月14日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時50分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日 火曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年12月8日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆 生涯学習課長補佐 吉 本 浩 二

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 2 年 第 9 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 7 日 目 日 程 第 2 号)

平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日 (火) 午 前 9 時 開 会

日 程 第 1 一 般 質 問

- ① 9 番 織 田 秀 幸 君
- ② 8 番 山 崎 晃 子 君
- ③ 3 番 山 崎 眞 幹 君
- ④ 1 3 番 依 光 美 代 子 君
- ⑤ 1 2 番 島 岡 信 彦 君
- ⑥ 1 6 番 片 岡 守 春 君
- ⑦ 6 番 千 頭 洋 一 君
- ⑧ 7 番 濱 田 百 合 子 君
- ⑨ 1 0 番 比 与 森 光 俊 君
- ⑩ 4 番 利 根 健 二 君
- ⑪ 1 4 番 山 崎 龍 太 郎 君
- ⑫ 1 1 番 竹 平 豊 久 君
- ⑬ 2 0 番 山 本 芳 男 君
- ⑭ 1 5 番 大 岸 眞 弓 君
- ⑮ 1 番 有 元 和 哉 君

会 議 録 署 名 議 員

7 番、濱田百合子君、8 番、山崎晃子君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） おはようございます。9番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点についてお伺いをいたします。

本第9回定例会、15名が一般質問で登壇をいたします。私も初めて抽せんとはいえ一番バッターになりました。野球でいうたら一番バッターはホームランとか長打とかそういう、まあいうたら大きな当たりではなしにバントヒットでも構わないので出塁、塁に出る、そういったことがほんに大事になってくるんじゃないかと思えます。どうか3球三振、空振り終わらないように私も3点について質問をさせていただきますのでよろしくお伺いをいたします。

1点目は、環境と教育、学習についてお伺いをいたします。

学校の耐震化、これ順調に進んでおります。また、明年も計画予定という、そういう形で順調に耐震化が進んでおります。この学校の耐震化は、児童・生徒が長時間過ごす場としての安心、安全のそういった確保につながってまいります。また、地域の避難場所としての拠点ともなります。こうした耐震化が進む中、新たに太陽光発電システムの設置も進められております。本県は日照時間が全国平均でも1位という、そういった利点があります。すなわち電力としての需要はもちろんであります。エネルギー、環境教育の教材として活用することで未来を担っていく児童・生徒のエネルギーや環境に対する興味、関心を喚起し、きちんと考え行動する人材の育成、そういったものに少しでもつなげることができるのではないか、そのように思っています。

そこで、教育委員会としてこの太陽光発電システム設置に伴い、それぞれ各学校に対してどのような取り組み計画を示していくのか、その点についてお伺いをいたします。

また、現在山田小の48キロワット、これはかなり中規模いうんですかね、大型の太陽光発電ですが、それから大栃中、大宮小の10キロワットと鏡野中学も含めて7校の設置、また推進をされておりますが、導入予定の未定、入っていない学校についてもこれ私は学習、勉強のために系統連係を行わない、すなわち電力さんとのつなげ、そういったものは外して教材として小さな、小規模、10キロでも3キロでも構いませんがそういった太陽光発電を設置をし、そして教育に活用していく、そういうその特化、そういう形でまた考えていただけたらと、そのように思っております。

そして、次に、保育園では来年の4月開園に向けてあけぼの保育園が着々と進行に、進んでおりますが、保育園においては全園がエアコン設置、そういう流れになってまいり

ました。これは小学校と保育園と一緒に、イコールではいけないわけなんですけど、小学、中学になったら夏休み期間があるわけなんですけど、小・中学校にあっては特別教室、その特別教室にもエアコンが設置されてない、そういった状況がございます。皆さんに資料をですね一覧表でお返ししておりますが、これまたチェックしていただいて、もし違っておればまた指摘をしていただけたらと思います。

それで、その中で繁藤の小・中学校については扇風機もないような状態であります。繁藤においては、今年度は小学生7名、中学生が10名で、来年度は小学生5名、中学生9名に減るとのことでありましたが、これは児童・生徒数に関係なく学習環境の改善、そういったものが必要でないかと、そのように思っております。エアコンがない、そういった時代であればともかく、今や子どもたちにおいてもまさにデスクワークといえますかOA機器の取り扱い、そういったものも重要となっております。高温多湿の高知にあっては夏場の学習意欲の低下、そういったものが本当に懸念されるわけでありまして。児童・生徒の学力向上に向けた学習環境、これは大変大事である、そのように思うわけでありまして。どうか特別教室及び低学年の普通教室にエアコンの設置は必要であると、私はそのように思っておりますが、その点についての見解を学校教育課長お願いをいたします。

2点目、森林・林業再生プランということで、今、香美森林、物部森林の執行部の方、そしてまた林政課の舟谷課長はひいとい置きくらい、毎晩のように遅くまで座談会、そういう形で地域を回られております、大変頑張っておられます。どうかひとつ、風邪ひいて熱が出て寝込んだ、そんなことのないように気をつけていただいてしっかりと地域の声をまた吸い上げていただきたいと思いますが、この事業は林野庁の公募によりまして香美、物部両森林組合が全国の5地域の1つに選ばれたわけでありまして。森林整備に欠かせない作業道の開設、そして間伐作業システムを改善することで健全な森林の構築を図るものであります。承知のとおり本市における森林面積は総面積の88%を占めております。そして、国有林が28%、民有林が72%となっております。また、この人工林の割合も、これは高知県が全国一になってます、人工林の割合がですね。本市においてもこの人工林の割合は75%と高く、この多くが適正な森林整備が必要となっております。しかし、木材価格の低迷が森林経営をはばみ山に手が入らない状況をつくってしまいました。このことは森林所有者にだけ改善を求めるものではなく、国や県も現状をしっかりと把握して早期の改善に努めなければならない。しかし、多くが民有林のため所有者の許可や境界の確認にかなりの労力、作業が必要となり本当に困難をきわめている、そういったことが現状じゃないかと思っております。

こうした中、森林所有者の協力はもとより地域ぐるみでの話し合いにより改善を図ろうとするものだと見ておりますが、この再生プラン、地区座談会で意見集約、森林所有者からどのような声がたくさんあったのか。また、その声に対して行政としてどのような取り組み、そういったものを考えているのかまたお聞かせ願いたいと、そんなふうに

思っております。その点よろしく願いをいたします。

次、3点目、これはプレミアム付商品券についてお伺いをいたします。

先にですね、こうやって新聞折り込みで香美 i n g 商品券という形で折り込みが入っております。これ私もたまたま目にしたわけなんです、去る11月の1日のこれは月曜日です。10時より10%プレミアムつきの商品券が販売をされました。これは1万1,000円分を1セットとして1万円で販売、購入できるもので、これは有効期限が明年の1月31日となっております。年末年始の出費がかさむときにこの香美市で使ってくださいよと、これ1人が5口の5万円分まで購入でき限定2,000セットの早い者勝ちとなっております。景気低迷により先行き感が不透明、そういった昨今にあって、先ほど述べましたように年末年始は市民の出費もかさむ時期でもあります。このタイミングでの10%の割安感は市民にとっての高評価は間違いないと、そのように思います。しかし、これ発売日が月曜日であったために買うことができなかつたとか、もう少しそのセット数をふやしてほしかったとか、そういった少数意見ではあります。そういったことは私も耳にしました。本市は大型量販店がありません。どうしても車を持っておるとか若い人なんかについては市外での買い物いうんですかね、そういったものを強られる場合がありますが、本市で調達できるものについてはなるべく本市でとの、私自身もそういった思いはあります。こうした意味においても本市商工会にて商品券2,000セットが販売されましたが、それはもう即日完売とのことでもあります。この山田においてはもう3時ぐらいには全部売り切れておったとかいったようなこともお聞きしております。これは消費者心理に対するカンフル剤的な効果はもう確実であり、目をみはるものがあるのではないかと、そのように思っております。さまざまな補助制度がある中地域、この限定された商品券は地域活性化の即効薬、そういった効果があんのではないかと、そのように思います。何とかこれ市の補助が200万円になっておりますが、課長、200万円と言わいでももうちょっと張り切って、500万円までは言わんですけど、300万円ぐらいまた増額をしていただいたらいう、これは私の個人の思いですので。

以上1回目、3点についてお伺いいたしました。誠意ある答弁よろしく願いをいたします。1回目終わります。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） おはようございます。織田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、環境教育、学習環境問題の件ですけれども、太陽光発電システムについてどのような取り組みを学校で計画するのか、そして、今後未導入の学校についてはどのような形で進めるのかというご質問でありますけれども、まず、地球温暖化対策の有効な手段の1つとして挙げられているのが太陽光発電システムの設置ということです。それで、温室効果ガスの削減、児童・生徒への環境教育の充実、地域住民への啓発を図るとい

ようなことを目的に今年度山田小学校へは約、容量約50キロワット、楠目小学校へは30キロワット、鏡野中学校20キロワット、大宮小学校10キロワット、香北中学校30キロワット、大栃小学校30キロワット、そして大栃中学校10キロワットの太陽光発電システムの設置を進めているところです。

子どもたちに太陽光発電システムを実物の教材として活用することにより、エネルギーや環境問題への取り組みを身近で実感させ関心を高めていきたいと考えています。気象現象、日照時間とか温度ですけれども、それを数値化することによって自然エネルギーの関係を学習したり学校でのエネルギー負荷、そして家庭でのエネルギーの使い方を学習するなど暮らしの工夫を学んでもらいたいとも思っています。また、学校、地域、近隣住民や保護者等と協力した参加型の環境学習もできるのではないかと考えているところです。

今回の導入については、政府の経済危機対策の平成21年度補正予算が成立し、その中でスクールニューディール構想が推進されました。それに伴い地方向けの臨時交付金が手厚く盛り込まれ、地方公共団体の財政負担が大幅に軽減され、市においてもこの支援策を活用する運びとなりました。未導入の学校については市の耐震化も控えており太陽光発電システムを見送った経緯がありますが、導入した学校との連携を行い、太陽光発電システムの効果、意義について授業の一環としてまた活用もしていきたいと考えています。今後の未設置の学校への導入については、耐震改修工事の進捗の状況、そして国の補助金制度の流れ、そして太陽光発電システム設置校の活用の状況等を見ながら、また研究課題というところです。

2点目の質問のエアコンの設置に関することでもありますけれども、地球温暖化の影響から今年の夏は特に暑い日が続きました。子どもたちも厳しい状況の中で学習をしてきたことと思います。今年度は楠目小学校と舟入小学校の保健室にエアコンを設置をしました。普通教室には天井扇、そして特別教室にはエアコンの設置を現在進めているところです。普通教室等へのエアコンの設置については、香美市内の小・中学校は建築年次が古く学校施設の耐震化や老朽化した外壁の改修など学校施設整備の緊急かつ重要な課題もあり、地球温暖化の傾向や環境への配慮等、総合的に見きわめていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 織田議員の森林・林業再生プラン地区座談会での意見集約及びその対応策についてお答えいたします。

座談会はあさって12月16日が最終日であると2カ所となりました。きのうまでの香美市内の16カ所で実施しました地区座談会での森林所有者の貴重なご意見などは、集約いたしまして香美、物部両組合が実施しています森林・林業再生プラン実践事業の中で今後10年間の香美地域実践計画に反映させていくのはもとより国に対しましてもあ

りのままその声を報告することになっております。

特に意見の中で多かったことを数点発表させていただきます。「関税撤廃、T P Pへの参加によりまして林業への影響があるのではないかと懸念している。」「材価が上がらないと施業意欲が上がらず間伐も進まない。」「外材をとめるとか、何とか材価を上げる方法はないか、このままでは山村の1次産業は生きていけないし、間伐おくれが原因の災害もなくなることはない。」「不在所有者や管理放棄などで管理のできなくなった山は法的に管理したり買い上げたり国に返納するような仕組みを考えてもよいのではないか。」「現時点で山主としては林業に関しての恩恵を余り感じていない。地域に住む人の現状にもっと目を向け、山、林業への位置づけをもっと考えてもらいたい。」

「努力して育てた山から収入が入るような政策をお願いしたい。」それから「一生懸命植林した山が伐期を迎えているのに切り捨て間伐の補助を打ち切られたら間伐したくてもできない。」「搬出間伐に補助金を集中させる国の方針は現実を無視している。」とか出されております。ほかにいろいろ意見もございましたが、その中でも管理放棄の山についてでございますが、このことにつきましては11月30日の森林・林業基本政策検討委員会の最終取りまとめの報告によりますと、所有者にかわって意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みや、必要な路網、作業道の設置に当たっての土地の使用について所有者が不明の場合でも対応できるよう手続の改善を図るなど条件整備を行う必要があるとしております。

それから、切り捨て間伐についてはですね、国のほうが補助しないような方針を出されておりますが、もし次の制度で国の支援を得られなかった場合は、切り捨て間伐について県単位補助事業が現在もございます。みどりの環境整備支援事業と言いまして、3齢級から7齢級の切り捨て間伐に対しまして定額でございますが間伐でヘクタール当たり2万9,000円、除伐でヘクタール当たり5万円の積み上げの補助事業ございます。この事業を環境面から森林環境税などを活用して拡充するように要請していきたいと考えております。

また、そのほかのたくさんの意見、集約された内容につきましては、今後、次年度以降に向けて具体的に出される国、県の意向を伺いながら森林組合で取り組めるもの、さらに国、県に対して要望しなくてはならないことや市独自で取り組む必要があること等、見きわめながらその対応策を時間軸で検討しなくてはならないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） おはようございます。ご質問にお答えする前に10月議会に欠席しましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、織田議員のプレミアム付商品券についてお答えいたします。

香美市商工会におきまして、香美市内の参加店舗での使用に限定した商品券を発行することにより消費者の利便を図るとともに消費者流出対策の一助として、あわせて香美

市商工業の振興に資することを目的に香美市内の参加店舗での使用に限定したプレミアム付商品券が発行されました。10%のプレミアム部分を香美市が補助しまして総額2,200万円、2,000セットの商品券を11月1日10時から商工会で発売したところ、午前中にはほとんど売れまして午後3時には完売いたしました。商品券は485人の方が購入いたしまして1人あたりは平均4.1セットでした。今回香美市商工会としても初めての試みでどのような展開になるかが不明でしたが大変好評を得ることができました。その結果、新しい顧客の来店があったことや香美市外への店舗へ流出することの歯どめになったことなど地域の活性化に効果がありました。

増額を含む今後の対応ですけれども、商工会は、平成23年度は総額3,000万円の10%プレミアムつき商品券の発行を計画しており、当初予算の助成金申請を受けております。商工観光振興補助金要綱は限度額が200万円ですのでその範囲内で助成することになります。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。
- 9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。前向きのご答弁をいただきまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点目の環境教育に対しては、本当に和田課長もですね一生懸命頑張っていきたい、そういった意味合いの先ほど答弁がございました。これ私も太陽光発電、これはもう前にも本市においても補助金は出せんのですかいう、そういった質問もさせていただきました。以前は1キロワット当たり大体70万円ぐらいやったんが、それが大分値段も下がって行って現在は60万円ぐらいで購入いうんですか、そしてまた、国の補助、それもキロワット当たり7万円の補助が継続、現在も続いておりますし、そして、これは個人の戸建ていうんか個人の家庭ですが売価、もう四国電力では1キロワット24円をそれを48円で買っていただけるということで、最近はディスプレイ、本当にきれいなカラー版のディスプレイがついておりまして現在の電力供給、それは発電がどればあの今データ、そういったものがデジタル式の数字で如実にぱっとわかりますし、そして、どればあの消費を現在しておるか、また、何月にはどればあの蓄電があったとかそういったものが本当に一目瞭然できれいにわかる。子どもたちがそういった学習、勉強を通じて、家庭に帰って夕飯の団らんの折にそういった話をした場合に、やはりお父さんやお母さんもですねまたエコとか省エネ、そういった問題にも関心を持っていただけるのじゃないかと思いますが、これは執行部の皆さん、我が家に太陽光発電を設置しておるいう、そういう方おいでになりますか？おりませんか。

（教育長挙手）

- 9番（織田秀幸君） ああ、教育長、うん、環境課長はしてないかね？

（笑い声あり）

- 9番（織田秀幸君） 私も金があったらもうぜひ今は設置をしたいと思うておりま

すから、余り我が家も新しゅうないもんであれなんですが、何とか設置に向けて私も頑張りたいと思っております。

これは太陽光パネル、新庁舎にも15キロ、ちょっと前田参事に少ないんじゃないんかいうて言いましたけどスペースがないということで15キロワットが設置予定になっております。子どもたちが夏休み期間、これは日々の発電量、これが天候による違い、また春とか夏とか気温が違うときにどればあの、同じ容量でどればあの発電量があるとか、いろんな意味でこれはもう本当に勉強になるんじゃないかと思えます。そうした夏休みの自由研究の一環として、先ほど課長が言っておりました父兄、PTAを巻き込んだそういう学習、そういう体制に持っていきたいいう、ぜひとも推進をお願いしたい思えますし、また、これ中学校にあってはこのモジュール、なぜ電気が発生するのか、そういったものを目で見、そしてさわり、そして学習することによって大きく向上につながるんじゃないかと。これは半導体で成分がシリコンいう、そういう形で電気が発生する、そういう流れの中でまた一步深い見地から中学生なんかはまた勉強をしていただいたと思えます。

これ私が、そして、系統連携、電力さんとながらずに、ただ、そういう小規模の太陽光発電を設置して研究の勉強の材料に特化いう形で質問させていただきましたが、今、課長は全部が全部どうなるやらわからんぜよと。しかしながら、それぞれの小学校、それぞれの中学校と連携をとりながら、そういった学習成果をまたともどもに香美市の学校においては共有し合ういう、そういう今答弁があったように思えます。どうかこの太陽光パネルのこの設置によって大きく生徒の環境、またCO₂、そういったものの削減につながる。そして、温暖化いうんはなぜ起きているか、そういったことも含めてこれはまた勉強をしていただいたら思えます。地球は平均気温15度なんですがね、この地球を取り巻く大気圏、主にCO₂、二酸化炭素、そしてCH₄、メタンガスですがね、そういったものが大気を取り巻く、太陽の光によってそういった二酸化炭素、メタンガスがその温度を吸収するわけなんです。それがだんだんふえることによって温度が上がっていくいう、そういう流れになっております。今後自動車も電気自動車とかそういったものも含め、また森林整備等も含めてこの温暖化現象にストップ、待ったをかける、そういった意味でこの環境学習、勉強にまた力を入れていただきたい思えます。

そして、この、和田課長にはですね特別教室のエアコン設置状況で、これ確かに予算的なものもありますし、その補助制度そういったものをにらんで検討をしていく、そういう話でありましたが、私が質問で上げたように繁藤の小学校、中学校、確かに児童・生徒数が少ない。これ見たら扇風機もないような状態であります。我々大人、この議会でもそうですが、窓をあけて扇風機で回してもなかなか集中力そういったものがかなり厳しいものがあるように思えますし、今年の世相を反映する漢字一文字、これはもう暑いという猛暑の「暑」、暑いいう字が選ばれたいう、これはどんな意味合いがあるにせよ、また、高知は特に暑い県でありますんで何とか特別教室については精いっぱい前向きに

頑張っていたらと思いますが、これ課長の段階でストップしてしもうたら一切そういった設備いうんですか、そんなものはできないのやないかと私は思っております。我々議員として、地域にはそれぞれ校区、学校の、決められた学校がありますが、我々が子どもたちの応援できる、それは朝の見回りとか交通安全の日の見回り、もうそれぐらいのことしかできません、はっきり。どうかそういう意味において本当に子どもたちの学習環境、そういったものはまた一生懸命努力をしていただきたいと思ひますし、そして、学校の現場の先生方の声もまたしっかりと聞いていただいて設置の方向に向けて何とかお願いしたいと思ひますが、この点について再度答弁をお願いいたします。

舟谷課長、森林・林業再生プラン、本当に11月の8日、久保高井の公会堂から始まって16日、明後日の中央公民館で座談会があります。私もTPPですか、米が77.8%いうね、そういう関税がかかっておるいう、これ木材はどうして関税そういったものがかからんかと、安い外材の輸入によって日本の森林の現状、現在に至るとんじやないんか、そういうような懸念もしておるわけなんです。どうか、大変じゃろう思ひますけど頑張っていたきたい思ひますんで、答弁は要りません。またよろしくお願ひをいたします。

最後高橋課長、商工会は3,000万円ですか、そしてうちが2,000万円ですか、ちょっと計算がややこしゅうなるんじゃないですかね、補助。いや、うちが200万円、商工会が3,000万円規模でまたプレミアム出したいと。何とか300万円やったらまた10%のそういったものにつながる思ひますが、課長としてこれはどうしょうもならんぞと、そういう思ひですか？本当にこの地域の、今本当にもう経済の低迷感そういったことを考えたら、なかなか農業にしても林業にしても厳しい状況があります。地元で消費をしていく、これは本当に購入される市民の皆さんにとっても本当に喜ばしいことではないんかと、そんなに思ひしております。何とか300万円に向けてお願いしたい思ひますが、議長のほうからそういう質問をするないうて言われて、そうですけど、その点お願いしてこれで質問を終わりますのでよろしくお願ひをいたします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

特別教室へのエアコンですけれども、件ですけれども、学校教育課のほうもですね、先ほどもちょっとお話ししましたけど普通教室には天井扇、扇風機をつける、そして特別教室にはエアコンを設置していきたいということで、歩みは非常に遅いかもわかりませんがそういう形で進めております。

それで、普通教室にエアコンという話もありますけれども、100を超す普通教室がありますので、すぐに設置は難しいかもわかりませんが、暑さ対策として水分を十分子どもさんにとっていただくとか、汗をよくふいたり風通しをよくするような形も指導しながら進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 織田議員のプレミアム付商品券について2回目の質問にお答えいたします。

香美市の補助金の増額をとのご質問でございますが、今回香美市がプレミアム分の負担をしまして、商工会は印刷費等の諸経費を負担しております。しかし、諸経費も予算より安価にできたと聞いておりますし、2%の換金手数料をいただいておりますので実質商工会も潤っている面もございます。増額をしていく場合は、商工会にもある程度のプレミアム分を負担していただきたいと考えております。

ちなみに先行しております他市町村ですけれども、初回はプレミアム分を自治体が負担をしております、その後は5割補助という例も多数ございます。現行の限度額200万円で事業継続をお願いするものです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、地域で安心して暮らしていくために民生委員についてお伺いいたします。

去る12月1日、全国一斉に民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選が行われました。高知新聞によりますと1日時点で県内では9市町で計78人が欠員、3年前の前回改選時の32人から大幅にふえ民生委員不足が深刻化しているとの記事が掲載されていきました。民生委員の役割は、高齢や障害のある方、母子世帯などの要援護者の生活の生活相談、行政情報の提供や証明事務、要援護者台帳の作成など多岐にわたります。また、独居高齢者の増加や住民同士のつながりが希薄になってきた今日、高齢者の見守りや児童虐待への対応など地域住民と密着した民生委員の活動に依存する部分が多く、そのことが民生委員の役割をますます広範囲に及ぼす結果となっています。私は、民生委員不足について2008年の6月議会でも質問いたしましたが、そのときの福祉事務所長の答弁では、民生委員のなり手が不足している状況がある。改選時期がわかっているので事前に話し合いをしておくことも必要。支所や社協事務局と連携をとりながら進める。必要に応じて民生委員の担当地区の区割りも検討するというものでした。

そこで、このことに関し4点お伺いいたします。

まず、1点目ですが、諸般の報告によりますと本市は新任45名、再任76名、総数121名の新体制で、後任の委員が決まっていない地区が6地区、主任児童委員が1名不足しているとのことでした。本市の定員及び欠員の状況を各町別にお聞かせください。

また、選出基準についてもお聞かせください。

2点目に、欠員についてですが、民生委員が不足するということは地域の福祉力の低下を招くことにつながり抜本的かつ早急な対策が求められます。欠員が生じる大きな理由として責任が重い、業務が多過ぎる、高齢者ばかりでなり手がいないなどが上げられるようです。さらには個人情報保護という壁が立ちふさがるなど活動に困難な状況が増していることも敬遠される要因になっているとも聞きます。また、少子高齢化が進み、地域の結びつきなどが弱まれば弱まるほどお年寄りや子どもたちへの目配りや声かけなどが必要になりますが、そうした状況が逆に民生委員のなり手を減らし活動を困難にしているという声も聞きます。このようなことは今後の地域福祉の推進にも影響してくるのではないのでしょうか。本市の欠員になった要因や背景について、また、欠員となった地域への当面の対応についてお聞かせください。

3点目に、今後の対策についてですが、私はこのままの状態ですと今後も欠員の地区がふえてくるのではないかと危惧しています。高知市では、市の元職員に立候補するよう呼びかけているとの記事がありました。また、県内では定員を削減した自治体もあるようですが、私は広大で急峻な地形の香美市の場合は民生委員の定員を削減することはますます悪い方向に向かうものと推測されることから避けるべきだと思っています。香美市の長期的展望を含めて今後の対策についてどのような認識でどのような計画をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、活動補助についてですが、民生委員・児童委員の業務は多岐にわたっており活動に要する時間も長くなってきています。それらの活動に対する活動費補助について本市の規準はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、介護、福祉、医療に関してお伺いいたします。

初めに、介護保険制度についてです。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、2012年度の介護保険制度改定に向けて意見書をまとめました。その基本的な論点として地域包括ケアの実現が挙げられています。地域包括ケアは、介護を中心に医療や多様な生活支援を含む包括的な高齢者ケアとして、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年に向けて実現させていく課題として構想されたものです。しかし、今回打ち出された内容は、給付の重点化の名で軽度者を保険給付の対象から外す方向が示されています。意見書は、要支援者を市町村の判断で介護保険サービスの対象から外し市町村任せの地域支援事業に移す仕組みの検討を求めています。そして、今後の検討課題として軽度の要介護者を介護保険から外すことも挙げています。また、利用者への負担増として年間所得200万円以上の高齢者の利用料を現行の1割から2割負担への引き上げが示され、今後の検討課題として要支援者と軽度の要介護者の2割負担も示されています。さらに特別養護老人ホームなどの施設の相部屋の居住費を月5,000円値上げすることも求めています。2005年の法改正で施設の食費、居住費は保険給付から外され自己負担となりました。相部屋について

は光熱水費が自己負担とされ、室料は保険給付の対象に残りましたが今回この部分も保険給付から外す方向です。このことは居住費の負担が重く個室に入れられない低所得者が相部屋にも入れなくなると懸念する声が聞かれます。低所得者向けに施設の食費、居住費を軽減する補足給付の支給要件を厳しくし、資産や家族の負担能力まで問題にすることも検討しています。介護保険の在宅サービスを使う前提となる利用計画は毎月の作成が必要で現在自己負担は無料となっていますが、これを要介護者は月1,000円、要支援者は月500円の有料化にする案も示されました。介護労働者の賃上げのために2011年度までの時限措置として全額国費で実施されている処遇改善交付金については、事業所への介護報酬の引き上げで代替する方向です。そして、公費負担割合6割への引き上げは見送られ、介護保険料の平均月5,000円以上の値上げか、保険料の引き上げを抑えるには利用者の負担増か給付削減しかないと決めつけ高齢者に新たな負担を強いる内容になっています。

今、高齢者と呼ばれている人は、長年にわたってはかり知れない苦勞をして社会に貢献してきた方々です。そうした高齢者が安心できる介護制度を実現することを強く望むものです。今回厚生労働省がまとめた意見書の内容が実施された場合、香美市の利用者への影響についてどのように認識されているのか見解をお聞かせください。

次に、あったかふれあいセンター事業についてお伺いいたします。

あったかふれあいセンター事業は、人口が少ない中山間地域では福祉サービスが高齢者、障害者といった縦割りになると利用者が集まらず事業が展開されづらいことを受けて、県が小規模多機能型の福祉拠点として構想したものです。提供サービスは介護予防、障害者の支援、子どもや母親の集いの場など地域のニーズに応じた事業展開をすることが求められており、地域コミュニティーを維持、再生するねらいもあります。

私は、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるように地域に見合った地域福祉の仕組みについて何かよい方法はないかと考えていたところこの県の構想を知り、ぜひ成功させてほしいという思いから期待を込めて1年前に質問させていただきました。そのときの答弁では、本年度より2カ年ということで要望しており、社会福祉協議会に委託をして市内全域において高齢者が集える場所を整備し、おためしデイ、緊急ヘルプ、見守り支援、緊急預かりなど介護保険制度、高齢者福祉一般施策で対応できない問題対応の事業を実施し、新たに必要な制度の調査研究をする事業展開を予定しているとのことでした。また、物部地区では、高齢者の集いを中心として見守り活動を兼ねた配食サービス事業なども計画しているとのことでした。事業開始から半年が経過したところですが、この半年間の事業の実施状況とどのような効果があらわれてきたのか、その成果についてお伺いいたします。また、今後の取り組みにおける課題などがありましたらお聞かせください。

次に、介護、福祉、医療に関する相談対応について2点お伺いいたします。

1点目に、介護、福祉、医療の現場において対応に苦慮する事例についてですが、例

えば判断能力がない方の場合で、身寄りがなく現金も持っていないなどの場合に現場で頭を悩ますことがあります。病院への入院、施設への入所、アパートへの入居などに際し身元保証人がいないこと、現金を持ち合わせていないことなどが大きな壁になることがたびたびあります。以前私がケアマネージャーとして仕事をしていたときにも大変困ったことがありました。判断能力が低下されている方で、体調を崩され入院しなければならなくなったときに医療機関より入院時の身元保証人を要請されたことがありました。その方はひとり暮らしで身内は1人もいませんでした。どこのだれに相談すればいいのかわからず、私が個人的に保証人になることはできても一個人が保証人となって対応することが果たしてよいことなのかどうかの判断に悩みました。そして、このような場合に公的機関の支援体制があればいいかと思いました。

近年は家族の形も変わり、遺骨の引き取り手がないなど家族関係が非常に軽薄化しており、身内がいても保証人や金銭の立てかえなどは断るケースも出てきているようです。すべて行政でということではありませんが、だれも援助する身寄りがいない場合などについては市としても積極的にかわり、関係機関などと連携を図りながら支援体制を構築しておくべきと考えます。現段階で行える市の援助策等がありましたらお聞かせください。

2点目に、休日や時間外の対応についてですが、日常生活の中での困り事はいつ発生するかわかりません。福祉、介護に関すること、DV被害、ホームレス、生活苦などの相談ごとは土日や祭日、時間帯も関係なく夜間などに緊急に対応しなければならないこともたびたびあります。民間支援者の話では、そんなときに限り市役所などの公的機関は休みで結果的に休日が明けるまで個人的に対応することになるとのことです。しかし、個人的な対応には限界があります。こんなときに公的に対応してくれる機関があればと歯がゆい気持ちになることがたびたびあるそうです。現在香美市でこのような緊急時に対応する体制はどうなっているのでしょうか。土日などの休日や夜間などの緊急時に対応する部署として考えられるのは福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会などではないかと思われませんが、これらの部署はどのような機関とどのような連携のもとでどのような方法で緊急時に対応できる体制を整えているのでしょうか。また、そのほかにも休日や時間外に対応できる窓口などがあればその部署についてもお聞かせいただければと思います。

次に、国民健康保険の一部負担金減免及び猶予の取り扱い要綱に関してお伺いいたします。

私たちが開設していますくらしの相談所には、最近医療費の一部負担金の支払いに困っているという相談が多く寄せられています。Aさんのケースでは、支所を通じて担当課に問い合わせてもらったところ、この方の場合は規定された項目に該当しないということで適用されなかったと聞きました。この相談者Aさんのケースをご本人了解のもとで簡単にご説明しておきます。

Aさんは50歳代の方でご商売をされておりますが、1年間の売り上げから仕入れ代金や必要経費を差し引くと残る所得は年間40万円を下回っています。その中から国保税などどうしても支払わなければならない費用を支払った残りで生活されています。月額にすると2万5,000円前後が生活費となるわけですが、Aさんは腎臓が悪く定期的な検査と薬の服用が欠かせません。その費用は月によっても違うそうですが、多いときは月額2万円から2万5,000円ぐらいになることもあるそうです。この方は生活保護を受けていません。車に乗れなくなると仕入れにも行けないことや、店の灯を消したくない、続けられる限り続けたいとの思いから今日まで一度も生活保護の申請をすることもなくぎりぎりの状態で頑張っておられます。

香美市では、特別な事情がある場合に医療機関で支払う一部負担金を減免または猶予する制度を要綱で定めています。この取り扱い要綱を見ますと、第3条の第2項に「当該世帯の実収入月額が基準世帯費の130%以下の世帯」となっています。しかしながら、この条件を下回る低所得世帯であってももう1つ別にクリアしなければならない条件があります。その1つ目が、「震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡若しくは重度障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき」、2つ目が、「干ばつ、冷寒、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。」、3つ目に、「事業又は業務の休廃止、失業等により、その年の収入が当該年の前年の収入に比べ30%以上減少したとき。」、4つ目に、「前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。」となっています。この4項目のいずれかに該当していなければ、たとえ生活保護基準以下の低所得であっても一部負担金減免及び猶予は適用されないという大変門戸の狭い制度となっています。香美市では適用実績もほとんどなく、これでは形だけ整えた制度であり、本当に困っている市民には大きな壁が立ちました利用価値の少ない制度であると言わざるを得ません。しかも、3点目の条件である「事業又は業務の休廃止、失業等により、その年の収入が当該年の前年の収入に比べ30%以上減少したとき。」という項目に関しては、今年の9月13日に厚生労働省の保険局長が出した通知とも食い違っています。9月の保険局長通知では、この3点目の条件設定は「事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。」としか定められていません。この保険局長通知の「収入が著しく減少したとき。」という部分が、香美市の場合は「その年の収入が当該年の前年の収入に比べ30%以上減少したとき。」と書きかえられています。なぜそう書きかえたのか、その規準や根拠が私にはわかりません。Aさんは、「医療費さえ安くなれば生活保護を受けなくても何とかやっていける可能性がある。」と言っておられました。Aさんのように生活保護法で定められた基準以内で貯蓄や資産等にも問題がなく、先に説明しました災害であるとか廃業、失業した場合などの4つの条件に当てはまらなくても一部負担金減免等を認め一定期間の支援を実施していくべきではないかと考えます。医療費が払えず生活に困った、そんなときはまず生活保護をと考える前に、せつかく制度として設けられ

ているのですから生活保護の一步手前の措置として一部負担金減免及び猶予をもっと有効に活用していくべきではないでしょうか。そして、治療が長引くなどのケースに応じて生活保護などの助言や指導を行っていくことが必要ではないでしょうか。このことについては、9月の保険局長通知の第一の二の(二)に「療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ること。」と、私の思いと同じような内容の文言が新たに書き加えられています。

そこでお伺いたします。生活保護基準以下の世帯の場合については、国保の一部負担金減免、猶予の取り扱い要綱の第3条の要件を満たしていなくても適用するなど、生活保護基準を下回りながらも必死で頑張っておられる方たちの自立を支えていくためには適用要件を緩和することが必要だと考えますが見解をお聞かせください。

最後に、地域づくりについてお伺いたします。

私は、2年前の議会で地域づくりについて質問させていただきました。それは、その年の議員視察において京都府綾部市と兵庫県朝来市で地域再生に創意工夫を凝らし実践している様子を研修し、両市の取り組みに深く考えさせられたからです。この両市に共通した取り組みは、住民主体の地域づくりが進められるよう担当職員を配置するなどの人的支援を行うとともに基金や補助金などの財政的支援も積極的に行い、それを制度的にも支援していくシステムが構築されていることです。また、兵庫県朝来市では、多様化する行政ニーズに対応するにはこれまでの行政システムでなく新しい地域自治システムの構築が必要との判断のもと地域協働の仕組みづくりをつくり上げたと同いました。そのときに一緒に視察研修に参加されました企画課長からは、この問題を大きな政策課題として位置づけて、役割を明確にして自立した住民が主体となって地域づくりを進めるための支援を専属的に所管する機能、体制を整える必要があると認識しているとのことをお聞きしました。

本市においても、今議会に提案されているとおり地域自治及び住民生活向上や交流活動など協働のための支援や育成を推進する業務の一元化を図る窓口としてまちづくり推進課を新設する予定となっています。また、地域づくり、まちづくりに関して先日濱田企画課長のお考えをお聞きし感銘を受けたところですが、その思い、計画などについてもう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、民生委員についてですが、1点目の本市の定員及び欠員の状況ですが、土佐山田町が69人、このうち主任児童委員3人を含みます、に対しまして4人欠員です。香北町が32人、うち主任児童委員2人含みます、に対しまして2人欠員です。うち主任

児童委員 1 人を含みます。物部町が 27 人です。主任児童委員を 1 人含みます、に對しまして 1 人欠員です。これは県にも推薦をしてる方的人数ですが、このあと、まだ香美市の推薦委員会には諮っておりませんが香北町の主任児童委員 1 人と物部町の民生委員さんはお一人承諾をいただいております。

あと、選出基準ですが、社会奉仕の精神に富み、人格、見識ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気楽に相談に行けるような者。生活が安定しており、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密をかたく守ることができる者。児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみを持たれる者。主任児童委員については、児童福祉に関する理解と熱意、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者。こういった方を自治会長さんに推薦いただいております。また、選任に当たっての県の基本方針としまして、民生委員・児童委員候補者は、年齢はできる限り 75 歳未満の者とし、議会議員との兼職は認めない。会社員などの被雇用者は、雇用主の承諾があり活動に支障がないと認められるものとなっています。また、主任児童委員候補者については、年齢制限の部分が原則として 55 歳未満の者となっております。こういった基本方針に沿って選任をしております。

2 点目の欠員となった背景ですが、民生委員・児童委員の推薦について、年末年始の自治会の総会において後任の民生委員の推薦候補を決定していただくよう昨年の 12 月に自治会長さんに民生委員の推薦についての文書を出してございまして、今年 5 月に正式に民生委員・児童委員の推薦についてお願いをしておりましたが、引き受けてくれる方がいないという地区がありまして先ほどの欠員が生じております。要因としましては、限界集落などでは高齢者ばかりで民生委員をやれる方がいないとか、また、民生委員の仕事量が多くなってございまして、業務の内容が多岐にわたり大変なことがわかってきたため引き受けてくれる方がなかなかいないといったような状況が出ております。

欠員となった地域への当面の対策としましては、民生委員受け持ち地区の地区割をしております、学校区ごとに地区会長を決めております。この地区会長または民生委員協議会の会長もしくは役員の方が可能な範囲で対応することになります。

3 点目の今後の対策としましては、引き続き欠員となっている地区の後任の民生委員の確保、発掘に取り組んでいきたいと思っております。また、次の改選に向けて民生委員さんなど、自治会長さんなどの意見を聞きながら受け持ち区域の見直しなども行いたいと思っております。

4 点目の活動補助の本市基準ですが、本市の基準は特にありませんが各協議会ごとに

活動費を定めて支給をしております。土佐山田町民生委員児童委員協議会の活動費は月2,000円、香北町の協議会活動費が月1,300円、物部町の協議会の活動費が月4,000円です。このほかに定例会や研修会などに出席した方に弁償費等をそれぞれ支給しております。

次に、介護、福祉、医療に関する相談対応について、2点目の緊急時における相談体制ですが、福祉に関する緊急時における相談体制は市役所に問い合わせや相談があれば日直または宿直を通じて担当者等に連絡が入り対応する体制となっております。生活保護受給者からの相談、児童虐待に対する相談、それら以外の相談についてそれぞれ数人の連絡先を提示しておりますので、緊急時の連絡を受けた者等が対応します。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、介護保険制度についてですが、2012年度、これ平成24年度の介護保険制度改定に向けた意見書についての見解はとのご質問にお答えします。

厚生労働省は、来年の通常国会に向けて平成24年度から実施予定の介護保険制度の見直しを検討しています。全国的に高齢化が進み、高齢者が増加しており、それに伴って介護認定者数も増加しています。香美市でも全国と同じような状態であり、認定者数も微増の状態が続いております。今回の改定では、利用者の負担増や保険給付の制限などを盛り込むような検討がされていますが、全国的なこのような現状からやむを得ないことだと考えます。今回の改定予定でご紹介がありましたが、例えば軽度の要介護、要支援者の1割負担を保険対象外か2割負担に変更することについては、自分でできることはできるだけ自分でしてもらおうという考えからだと思えます。また、高額所得者、現役並み所得の方については、1割負担を2割負担に変更することについては所得のある方には多く負担してもらおうとの考え方だと思えます。国が負担割合をふやさないといい前提なら利用者や被保険者が負担増となるということです。高福祉は高負担ということになると考えます。しかし、そもそも現在の負担割合が適正、適当なものであるのかは私にはわかりませんが、財源をどうするのか、負担割合をどうするのかなどは国で検討され示されるものと考えます。

保険料については、香美市では現在月額基準額は4,117円で全国平均の4,160円と比較してもほぼ全国平均並み、これが平成24年度から5,200円程度に上がるとの予測が出ていますが、全国どこの市町村も同じ方法だと思えますが、香美市も給付の予測必要量を計算して保険料を算定するわけですが、来年度11月ごろ策定委員会においてお示しすることができると考えております。物部町に設置予定の小規模特養など新たに施設整備がされれば保険料の上がる要素となりますし、平成23年度末で基金が残っておればその基金を取り崩して対応することとなると思えますので、一時的ではありますがその分上昇を抑えることができると考えます。

次に、あったかふれあいセンター事業についてですが、まず、事業内容を紹介しますと、ご質問の中でも紹介がありましたがこれは県の事業を活用して平成22年度、平成23年度の2年間のモデル事業として香美市が実施する5つの事業で、おためしデイサービス、緊急ヘルプサービス、見守り支援、緊急あずかり、物部サロンの5つの事業です。

事業の実施状況と成果については、ほのぼのデイサービス、これはおためしデイサービスですがほのぼのデイサービスという名前をつけております。これは日常生活の継続のために介護サービスなどが必要であるのに、認知症や強い閉じこもりなどのためサービスの受け入れが困難な方に、定期的な訪問活動などを通して関係づくりを行い適切なサービスを利用できるように支援する事業で、訪問や相談で対象と思われる方に対して物部、香北、山田の各地区で二、三名を対象としまして週1回6カ月をめぐりに実施しています。今までに6名の方が介護保険サービスに移行し、4名の方が利用に結びつかず見守りに移行しております。現在利用者は物部1人、香北2人、山田4人で合計7名です。緊急ヘルプサービスとして対応したのは3例です。緊急あずかりについては、まだ対応できておりません。見守り支援では、物部町では見守り支援に係る意見交換会を行っています。民生委員、駐在、物部支所の地域担当職員、健康づくり推進課などでこれまで3回の意見交換を行いました。香北ではモデル地区をお願いをして、高齢者の方だけでなく若い世代の方にも参加いただき一緒に座談会を行っています。見守り訪問では、9月から独居の方などを対象に訪問を開始したところです。物部サロンは、物部ひとやすみサロンというように名前をつけておりまして、ひとやすみサロンはだれでも自由に利用できる交流スペースとして奥物部ふれあいプラザに5月末にオープンをしました。月曜日から金曜日の午前9時半から午後4時半に開設をしておりまして、会場の都合によっては休みの日もあります。10月末までの集計で延べ643名、1日平均6.6名の利用がありました。ひとやすみサロンからひとり暮らしの高齢者に返信はがきつきの一と休み通信の送付を行っています。今まで2回行いまして、はがきや電話でお返事をいただいて近況をお知らせいただいています。

今後の取り組みの課題についてですが、この事業はモデル事業ということで2年間の事業ですが、事業継続のための検討会議を行っておりますが、事業継続のために目的に沿ったものにするためにどうやっていけばいいのかが現在は課題となっております。

次に、介護、福祉、医療の現場において対応に苦慮する方への市としての援助策はということですが、香美市では平均寿命の延びや高齢化が進み高齢者が増加しています。それに伴い認知症の高齢者も増加しています。その認知症の高齢者の中で身寄りが無い、財産がないために支援困難な高齢者の問題がふえてきました。このような高齢者には、これまでご質問の中にありましたように地域の住民や民生委員さんなどが、それぞれであるいは連携しながら支援してきましたが対応に苦慮しているのが現状です。

このような状況にある高齢者の支援について課題解決の方策を導き出したいとのこと

から、昨年度社会福祉協議会に調査を委託し実際の事例をもとに検討を行いました。その結果、個人個人での対応ではなく、関係者で委員会を設置し委員会で協議し役割分担を明確にしてチームで対応していこうとの考えを打ち出しました。現在は福祉事務所、地域包括支援センターを中心とし、関係者で協議、検討しながら対応するとともに、あったかふれあいセンター事業の中で役割の明確化や具体的な方法について検討し始めているところです。このような問題は、香美市特有のものではありません。市長も市長会等で国において法整備などを要望をしています。

次に、土日、祝祭日などの休日及び夜間の相談体制についてですが、福祉事務所と同じような体制ですけれども、地域包括支援センターについては地域包括支援センターにかかってきた電話が宿直あるいは日直にかかるようになっております。宿直あるいは日直がその電話をとり要件を聞いて包括の担当に電話をかけてもらい、担当からかけてきた住民に対応することとしております。

最後に、国保の一部負担金減免についてですが、一部負担金についてはご質問でもあったように要綱を設置しております。これに従って処理をしていくこととしております。そもそも一部負担金については、高額療養費制度というのがありそれぞれの所得に応じて上限の金額が定められています。低所得者にもそれなりの自己負担限度額が定められています。生活の状態の変化によって支払いが困難となったときに要綱に照らして該当者かどうかの判断をして適切な処理がされると考えております。なお、要綱の設置については、近隣の市町村の基準を参考にして設置しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の地域づくりについてお答えをいたします。

本当にこう思うにいろいろ思いが有りますが思うに任せない状況もありますので、褒め殺しをしないようお願いしたいと思っておりますけれども、地域づくりと一言に申しましてもなかなかこれといった妙案がなく、地域も行政も本当にこう悩ましい思いをしながらの、全国ではさまざまな取り組みがされているのが大方の実態だろうと認識しておりますし、本市も合併以前からそれぞれ旧3町村がいろいろな施策を持って努力をしてきたところですが、やはり少子高齢と過疎化の中で地域の活力が衰退している現況であります。この間、議会からもさまざまなご提言などもいただきながらその対策を講じてもいるところです。

しかし、このごろこうした状況の中である程度地域づくりに功を奏したところが出てきておりますし、私自身も現在の職責に配属後、先ほど山崎議員からもありましたように議会研修に合わせて広島県安芸高田市や京都府綾部市、あるいは兵庫県の朝来市といったところへ同行をさせていただきました。これらの地域の共通点は、地域の主体性を前提に行政が支援するという協働の仕組みがしっかりと構築をされている点だと思えます。例えば朝来市を例にとってみますと、先ほどもお話がございましたように校区ごと

にまちづくり委員会のような組織、これは地域運営協議会を組織をいたしまして地域のさまざまな事業を実施する、これを支援するために行政は人件費を含む事務費と年度ごとの地域直営事業に対して、今で言う一括交付金のようなものでございましょうか、そうした支援を行うというような形態であったと思います。これは地域はみずからが地域活動として事業計画づくりからするというまさに主体的な取り組みでありまして、当然地域の中での共同、これは地域住民が力を合わせて一緒にやるという意味の共同ということですけどもこういった作業が行われているところです。この相方として行政が支援する、すなわち協働、これは協力しながら機能させるという意味での協働であると思いますが、こういった形でシステム化をしているととらえております。この取り組みは合併前の旧生野町時代からの取り組みで、その当時の地域コミュニティでは、早晚、地域自治機能が損なわれるということと、支えきれなくなる行政依存についてどのようにこの状況に向き合うのかという中からつくられた仕組みであったとお聞きをしております。

そして、最近、学問的にも随分と地域づくりのあり方とノウハウが整理をされてきたと考えております。こうしたことを背景にこの香美市にとってどのような仕組みが必要であるかということですけども、これまでの構造や機能を前提にしてはなかなか答えを見出すことができないと考えております。すなわち自治会にしてもそうですが、これは日本の経済構造が大きく変化する前の地域社会の仕組みとしてつくられたものであり、地域が一つの社会として成立していた時代からそうした全体が大きく変わったことに対応する仕組みをつくり出す必要があると言われるとおりだと考えております。

こうした考え方をもとに、先ほど言いました自治体は仕組みを変えたため、これは安芸高田にしてもそうですし、それから朝来、綾部にしてもそうだと思いますけども、そういった仕組みを変えたことが今日のような状況に至っていると考えると、香美市でも地域が主体となり、これを行政が支援するという協働の形づくりをしなければならないと思います。香美市は、これまでそれぞれ自治会や地域自主防災組織、あるいは福祉はそれぞれの地域の中で縦割りでの支援と協働であったと考えています。新しい香美市でも先進事例に学び、地域を一体の組織として、この地域の場合も現在の単位、自治会エリアではなくもっと広いものをイメージをしておりますけれども、それぞれが単体で果たしてきた、あるいは担ってきた役割を横断的に結合し、ここに主体性確保を支援するための人材、これは地域支援員あるいは地域おこし隊といった制度の活用によりまして、そして、事業については、義務的な支出ではなく地域の自主的取り組み事業に対しての財政的支援をするという考え方を基軸としております。そのために、地域のコミュニティと暮らしにかかわる業務を一元化することにより、より地域と直結するようすべくまちづくり推進課の創設を図ろうとしておるところでございます。当面は地域で一挙にこうした地域づくりは当然困難であると思います。そうしたことからとりあえず

は現在の地域自治のいずれかをモデル地域としてお願いし、どのように単体で取り組んできた構造を総合体として取り組みができるのかを想定しながら探っていくことから始めることだと思います。なお、モデル事業につきましては、現行の補助制度等を集中的に活用するのも一策であると考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。
（午前10時35分 休憩）
（午前10時46分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、山崎晃子君。

- 8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

初めに、民生委員についてですけれども、この民生委員の欠員の問題ですけれども、引き続き確保、発掘に取り組んでいくっていうご答弁だったと思いますけれども、昨年の12月に文書を出して今年5月にお願いをしてっていうことでお聞きをしたんですが、民生委員さんっていうのは本当に業務が多岐になってまして、これまで私も何度か高齢者の見守りとか孤独死の問題とか質問させていただく中で常に民生委員に協力をお願いしてっていうふうなご答弁があったかと思っておりますけれども、民生委員さんに本当に頼っている部分というのはすごく大きいかと思うんですが、その民生委員が不足する事態っていうことはもうちょっと本当に市としてもっと積極的にこの働きかけをしていかなければならないんじゃないか、区長にお願いをするだけじゃなくってもっと積極的な働きかけをしていくべきだと思うんですけれども、そのことについてどういった、この福祉事務所として働きかけをしていったのか、具体的にお聞かせをお願いいたします。

それから、民生委員さんの不足の問題は、求められる担い手をどう支援するかということが問われているんだと思います。先ほどもいない、民生委員さんの不足の背景には業務量が多いとかっていうことが出てたんですけれども、退任された民生委員さんにお話をお聞きしますと本当にほっとしたと、肩の荷がおりた、いつも頭の上に覆いかぶさっているようだったということで、その役割の重さとか孤独感を語っておられました。

物部の地区では、民生委員同士が二、三人になってグループになって自分の地域以外の地域を訪問するなどの取り組みをしているとお聞きしました。やっぱり民生委員を支援するっていうことはすごく大事なことで、その民生委員同士も大事ですけれども、例えばこれに社会福祉協議会の職員とか福祉事務所の職員、地域包括、保健師、それから支所の職員などが民生委員と一緒に地域を訪問することで悩みを共有して、いつでも民生委員を支援できる体制を整えておくということが民生委員の責任、そういった役割の軽減につながるのではないかと考えます。また、ほかにも各地域のJAとか生協など民生委員の団体と見守り協定を結んでる事業者がふえてきてますけれども、こうした事業

者との連携っていうところ、やはり見守る目がふえれば民生委員の負担感も軽減されてくると思いますので、こうした民生委員さんへの支援についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

それから、区割りのことについては、区割りの変更については今後検討していく予定だということだったかと思えますけれども、検討していく中でやはり山間地域なんかでは区割りを拡大するとまたその山間地なんかでは車の運転が欠かせなくなりますし、また、車道から離れているところは歩いていかなければなりませんので、そうした民生委員の活動、それから地域の実情をよく調査をしまして安易に定員を削減するというふうなことのないようお願いをしたいと思いますけれども、このことについてお聞きをいたします。

それから、介護、福祉、医療に関しての介護保険制度についてですけれども、この社会保障の部分については非常に社会保障費が年々削減されてまして、給付、この介護サービス、保険料は年々増加傾向ですけれども年々給付は削減していつているという状況ですので、決してこう安心して介護が受けられるという状況ではないんですけれども、まず軽度の方が今回給付の削減を求められてるのですけれども、認知症の方なんかはやはり軽度で認定をされる場合があるんですけれども、認知症の方は、その軽度だからといってサービスを削減されると本当に重度化、重症化を招きますし、在宅生活の継続っていうのが非常に困難な状況になってきますので、やはりこの一律に軽度だから削減をということにはちょっと問題があるんじゃないかと思えますし、この削減された軽度の方ですけれども、自治体が行ってます地域支援事業のほうに移行されるというような内容になってたかと思うんですけれども、これが、やはり自治体がどのサービスを充実させるかっていうところを柔軟に対応していかなければなりませんし、この地域支援事業には介護保険財政から一定の財源が出ていますけれども、それを超せば市町村の負担になりますので市町村によってはそうした必要なサービスが後退しかねないという懸念が考えられるんですけれども、この点についてのお考えをお聞かせください。

あと、このあつたかふれあいセンター事業ですけれども、本年度と来年度、これは国の100%の事業だったかと思うんですけれども、それ以降については県のほうではこの事業は継続をしていきたいということの方針が出てたかと思うんですけれども、取り組み次第ではやっぱり継続は困難なっていう状況も出てくるんじゃないかと思えますけれども、私、物部のサロンに、利用されている方のお話を聞きますとこういう交流の場ができて大変よかったと。たくさんの方にもっと利用していただきたい、もっと利用できる方もいるんじゃないかっていうことでもっとPRしていったらどうかというようなお話をいただきましたけれども、やっぱりもう少し広報活動をしたらいいじゃないかと思えますがその点についてお聞きをいたします。

それから、相談対応についてですけれども、緊急時に市役所に電話をしたら担当のほうに連絡がいつて対応をしていただけるということですので、こういうことをどれ

だけの方が知っているのでしょうか。やはり知らない方が多いんだと思いますけれども、このことをやはり周知していく必要があるんじゃないかというふうに考えますがその点をお聞かせください。

それから、その判断能力がない、身寄りがいない、現金がない、入院した場合の保証人をとかっていう場合には、検討されたということで役割分担でチームで対応していくということでお話をお聞きしましたので、そういったケースができてきた場合には市のほうにご相談をさせていただくということによろしいでしょうか？

それから、国保の一部負担金減免についてですけれども、先ほど近隣の市町村の基準を参考にして設置した、この要綱のほうですけれども、その年の収入が実施要件の中で9月の保険局長通知では「事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。」とされているにもかかわらずこの香美市の要綱では、「収入が著しく減少したとき。」という部分が「その年の収入が当該年の前年の収入に比べ30%以上減少したとき。」と書きかえられていますけれども、この基準は、近隣の市町村の基準を参考にしたと言えればそれで答えになろうかと思うんですけれども、その基準や根拠について、近隣のところはどのような基準や根拠でこういうことにしたのかちょっとわかりませんがその点をお聞かせ願えればと思います。

それから、同じく局長通知と香美市の要綱の食い違いについてですけれども、香美市の要綱の第5条の2には、「一部負担金減免の期間は、1月を単位とし、3カ月を限度とする。」となっていますけれども、この9月の保険局長通知では、「一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とする。ただし、3箇月までに期間を制限するものではない。」と明記されています。この保険局長通知をどのように認識されて香美市の要綱に反映をさせたのか見解をお聞かせ願いたいと思います。

地域づくりについてですけれども、課長のこれまでの視察をした中からの熱い思いをお伺いをいたしました。どうかその思いや計画が実現しますように祈っております。私どもにも何かお手伝いすることがありましたらいいがなと今考えさせられております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、福祉事務所として民生委員に具体的にどのような取り組みをしたかというところですが、先ほども申しましたように自治会長からの推薦とかそういったことで原則としては対応しております。ただ、そういった中で候補者がいないとかいった場合ですね、例えば職員のOBがいる地区とかにつきましてはOBをお願いをしたり、できなければだれかいい人がいないとかそういったことを聞いたりとかして探したりはしております。また、極力、だれでもいいというわけではございませんので、こういった方がふさわしいという方がありましたらそういった方に声かけとか行ってもらうとかいう

ふうな取り組みをしております。このあともまた候補者が出てますので、まだ受けてくれるかはわかりませんが頼みに行くような予定もしております。

民生委員さんが地域とかでいろいろ業務量もふえてどのような連携をしていくかというところですが、やはりさまざまな課題を抱えておりますので民生委員が孤立しないように、困っているときなんかではいつでも相談できるようなバックアップ体制を整えるとか、民協、それから事務局、社会福祉協議会、福祉事務所などの専門機関等が連携して相談とか解決できるような仕組みづくりが必要だと思います。また、地域に訪問してとかっていうところもあるんですけど、地域としては120、民生委員が持っている地域が122地区ぐらいありますのでなかなかすべてにとというのは難しいと思います。民生委員さんだけで手に合わない状況が出てくるっていった場合、やはり地域の方とかボランティアをしてくれる人とかそういった方々と一緒になって、できるだけ多くの方が地域で見守りなんかをして支え合っていくような体系ができればと思っております。

民生委員さんの区割りについてですが、これも先ほども申しましたように地域の実情ですね、そういったことを今の民生委員さんとか自治会長さんなんかにお聞きをして、実情に合ったような、見直しをするにしても対応していきたいと思っております。

それと、相談、緊急時なんかの相談対応ということですが、知らない方が多いのではないかと、周知をしていく必要があるのではっていうことでございますので、市広報なんかに掲載して周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、介護保険制度の改定についてのご質問ですが、基本的には国の要綱、通知、準則などに従って進めていきたいというように思っておりますが、幅のある場合については近隣の市町村と協議をしながら基準などを決めていきたいと考えております。

なお、この制度の改定についてですが、先日11月25日に民主党の介護保険改革ワーキングチームが会合しております、その会合の後で軽度者の生活支援サービスについてはこれまでどおり担保して質の向上につなげたいと、介護給付から外すことは否定しておりますし、ケアプランの利用者負担導入にも否定的な見方をしております、法制度の見直しについては最小限な内容にというような会見をしておりますので、これから年末にかけて国のほうで協議されると思いますが、そういった考え方でまとまるんじゃないだろうかというようには考えております。

それから、あったかふれあいセンター事業についてですが、知らない方が多いので広報活動をとってご質問ですが、この事業は2年間の事業でしてできるだけ2年間終わっても続けていきたいと考えております、続けていくという見込みが立てば広報もしていかないかんのではないかとというようには考えております。

それから、休みの日の相談対応と相談体制ということのご質問で、周知をせないかん

じゃないかというご質問ですが、たしか広報には出したと思っておりますがなお周知をするべきところはしていかないかと考えております。

それから、国保の一部負担金減免についてですが、「著しく減少したとき」という国の表現ですが、これはいうたらあいまいな表現になっていると思います。著しくをどのくらいにとるのかですけれども、30%以上が著しくなのか、50%以上が著しくなのか、30%以上であれば50%を包含してますので80%以上減少した場合とかいうことでかなり著しくだと思えるんですけれども、30%以上であれば著しくの範囲に入っているのではないかとこのように考えております。

香美市は、国が通知をしたのは9月でしたが、そのころにはまだ要綱つくっておりませんでした。近隣の市町村では要綱ができておりまして、それに倣ってつくっております。

それから、期間を3カ月を限度とするということですが、一般的に入院をするとなると長期にわたるということで3カ月ぐらいが長期だろうということと3カ月ということにしておるわけですが、これ以上、国の、紹介にもありましたように国の通知でもこれに限ったことではないということですので、あとはその4カ月以上については香美市としては運用で対応していきたいと、それぞれの個々の状況に応じて対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

まず、先ほど相談対応のところですが、そういった事例があった場合には市役所のほうに連絡をしたら市役所のほうで、例えば入院の保証人がいないといったケースに関してのことですけれども、それはチームで対応していくって言われていましたのでそれは対応していただけてということで、確認ですけれどもよろしいのでしょうか？

そのこととそれから、国保の一部負担金の問題ですが、先日も高知新聞に国保料が高いつていうふうなことで支払いが大変厳しいというような新聞記事が出てたかと思うんですけれども、なかなか生活が苦しい状況の方が大変多いわけなんです。それで、この一部負担金、これを利用することによって生活保護になる一歩手前でこういった利用できるものがあればやはり私は積極的に利用していけるようにしていかなければならないんじゃないかと思うんですけれども、例えば年々収入がだんだん減ってきて、それでも30%以上でなければいけないというふうな状況がある場合に本当に厳しい生活を余儀なくされるわけですが、そういったこともやっぱり個々に、もう30%でこういう要綱になっているからということではなくって、その方の状況をよく聞いてもう少し柔軟に対応をしていただけないものかということとを再度お聞きをいたしまして私の本日の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目の質問にお答えします。

まず、国保の一部負担金の減免についてですけれども、減免についてはお答えをさせていただいたとおりに要綱に照らして適切な処理をしていきたいというように考えております。

また、相談の中で相当困難であるという方については福祉事務所とも協議をさせてもらうということに、今までもそうですけれどもそういうように対応をさせていただいております。

それから、相談対応の関係ですけれども、基本的には、何言いましたか？保証人言いましたかね、身元保証には基本的には市としてはなれませんのでチームとして対応をさせていただくということです。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。1番の織田先輩がですね1番バッターとして1つでもヒットをとということでしたので、3番バッターといたしましてはたいちゃあは太いフライを上げたけんどこへ行ったかわからなかったというふうなことになるように次のバッターボックスにつなげたいと、そういう意味を含めましてできるだけ簡潔に、私なりに簡潔に質問をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

通告に従って順次お尋ねをするわけですけれども、まず、今回私の通告といたしましては、この香美市の振興計画をめぐってということやらせていただきました。この振興計画につきましては、私自身も前回の議会でもお話をさせていただきましたとおりに第2次の合併協議会の委員として参加をさせていただきまして、その中でまちづくり小委員会というところに加わりまして、そのまちづくり、いわゆるこの振興計画の前段であります香美市全域に配布されましたまちづくり計画、これ概要版が配布されましたけれどもこれの策定に深くかかわりまして、その中でだんだんの方が合併に向けて思い描いていた希望でありますとか夢、志、そういうものをしっかりと受けとめてこらしていただいた者の1人として、このことについてやはり私はずっとこのことを取り上げ、この中に盛られている施策について、その方向性について常にかかわりながらともに進めていくという姿勢を貫かなければならないというふうに思うところがありまして、これらの質問を今回はさせていただくということにさせていただきました。

それでは、まず、第1項目ですけれども、その点につきましてこのように書かせていただきました。「香美市の将来像を具体的に描きその実現に向かおうとする時、基本構想における土地利用のイメージの「交流拠点」「軸」「ゾーン」に関連する施策が落とし込まれていれば全体を俯瞰的にとらえやすく、進行管理も比較的わかりやすく、合併をし新たなまちへと出発したことへの評価にもつながるものとする。そこで以下につ

いて」ということですが、これはいわゆる振興計画の前、これ皆さんに配られました概要版という中では新しい市の将来像、町の全体像というふうにしてしっかりと書き込まれておりました、その中で新市の町の全体像を次のようにとらえ、基本目標に沿って整備を進めますと、このようにしっかりと書き込まれております。振興計画になったときにちょっと土地利用のイメージということで若干ちょっとわかりにくくなったかなというところありますけれども、そればかりではなくていいところもありまして、この中でいわゆる重点的に定住・交流促進するエリア、スポットの設定ということが新たに加わっております。そんなことにつきましてやはり10月議会で各施策についての進捗状況についてはお伺いしました。それはやっぱりある種ミクロの目を見た進捗状況ということであったと思います。でも、やはりそのミクロの目を見たものについては、きょうの皆さんの、執行部の方のご答弁によりましてわかるようにそれぞれ一生懸命努力をされて成果も上げられているということはわかるんですけども、一般の市民にとりましては、やっぱり全体像としてどうなのかということが1つの合併の評価につながるものだと思います。そういうわけでマクロの目、いわゆる鳥の目ですね、ミクロが虫の目とするとマクロは鳥の目ということで、それぞれの全体像を見たときにわかりやすい進捗状況、これらについて現状認識と将来展望を問うということにさせていただきました。

皆さんはこの振興計画をお持ちでないと思いますので、ちなみにその中にどのようなことが盛り込まれているかということをおしりだけ。まず、「まち」の交流拠点としては市役所、JR土佐山田駅周辺を表玄関の機能を担う「商業・文化等の複合的な都市機能を備えた交流拠点」、そして特に北シティのあたりについては、「文化及び保健福祉機能等を含む優良な住宅地として整備」、このように書き込まれています。

そして、研究学園交流拠点、高知テクノパーク、高知工科大学周辺については、「本市の教育や地場産業の可能性を伸ばす研究拠点として」と、「新しいまちの顔を育む交流拠点」、このように書かれています。

「さと」の交流拠点については、これは香北支所周辺及び物部支所の周辺についてですけれども、「生活と交流を支え、みどりの環境をマネジメントする」、「コミュニティ活動の中心、文化や賑わい等に親しめる交流拠点」、山村文化や森林、水辺の豊かさが身近に触れ合える交流拠点として充実を図ると書かれています。

「もり」の交流拠点、これはべふ峡温泉周辺についてですけれども、これは市の北東の玄関口、滞在交流拠点として情報通信の環境の向上、防災機能の充実、周辺の景観形成等を一層進めると、このように書かれています。

そして、軸の分ですけれども、これについては物部川水系軸、いわゆる市内を貫く物部川周辺、これは水辺や森林に親しめる環境づくり、景観形成等を推進する。

そして、広域交流軸、これについては国道32号周辺、国道195号周辺、沿道の景観形成を行うとともに、案内機能や休憩スポットの充実等を推進し、通行車を市内へと誘導する機能を充実すると。表玄関の機能にふさわしい、駅前ですけれども、市街地に

については表玄関にふさわしいシンボリックな景観形成や情報提供拠点機能の充実を図ると、こうなってます。

市内のネットワーク軸、これは市内各地域を結ぶ県道等についてですけれども、道路の整備・改良とともにそれぞれの個性を生かした沿道の土地利用や景観づくりを推進する。

そして、「ゾーン」ですけれども、大自然ふれあいゾーン、国定公園、県立自然公園の区域については、豊かなみどりの保全と自然に親しむための諸施設の整備を図る。自然文化の紹介や案内、体験機会の提供、利用モラルの徹底を含め適切な管理を目指す。

田園環境ゾーン、優良農地及び隣接する集落周辺、農業基盤の整備、農業従事者の高齢化への対応、適時適作の推進、農産加工や観光の振興等、地場産業の多面的な振興を図る。そして、生活環境の整備、防災機能の向上、文化的な環境の保全等、集落環境の整備を図る。

市街地ゾーンですけれども、これは市街化区域及び市役所・支所中心の市街地ということで、これについては道路、上水道、公園緑地等の生活基盤施設の整備、住宅・宅地の整備・再整備と都市基盤の充実を図ると。防災拠点機能の強化、ユニバーサルデザイン化。そして公共施設や宅地の緑化、文化的な環境の整備、玄関機能イメージアップというふうに書かれています。

そして、自然活用ゾーン、これは上記以外の山林、農地ということで、森林の保全を図り集落環境の整備、そして農林業の振興、自然環境を生かした観光レクリエーション等の振興、農地や林地、集落の維持について望ましいやり方を市民とともに検討すると、このように書かれております。

そして、まちづくり計画の中ではこうほくのまだ書かれてなかった、いわゆる振興計画の中で特に特書きをされた、いわゆる町の定住・交流促進重点エリアとして市街地及びその周辺としまして土佐山田町における「まち」の交流拠点、これは先ほども言いましたように、一番最初に言いましたこれは市役所、JR土佐山田駅周辺という意味ですけれども、そして、周辺市街地及びその周辺ということで、これをエリア的に定住・交流促進重点エリアとしてやっていこうということでもあります。

そして、「さと」の定住・交流促進重点エリア、その他の市街地や集落を差し示しまして、都市山村交流を促進するエリアとして観光交流局や自然共生的な暮らし方を求めるU・J・Iターン者を積極的に受け入れるとか、空き店舗を活用した定住の場づくりであるとか、観光農園、地域物産直売を促進するスポット。そして、特に195号線や鉄道駅周辺で積極的な計画的な定住環境の整備を検討。山間部の集落は、自然環境との調和、地域住民が安心して暮らせる生活圏の形成を図りつつ定住・交流環境の向上、みどりの観光交流、これは定住とはまた違いますけれどもみどりの観光交流促進スポットとしてみどりの中の主要な観光地、別府峡周辺の「もり」の交流拠点、その他重要な観光レクリエーション資源、施設周辺については、森林や田園、みどりの環境を生かした

観光交流スポットとして個性を生かし、そして地域資源とのふれあいや体験、地域紹介、地場製品の販売や休憩、滞在、市民との交流、多目的な交流拠点として充実を図りますと。

まさに総花的にすばらしく書いてあるわけで、本当にこれがはっきりと目に見える形でそれぞれの拠点が整備されることによって、市民にとっても、なかなか合併してよかったと、やっぱりすばらしい町になったということを実感できる1つの尺度になるのではないかということでお尋ねをするものです。

ちなみにこの基本計画、「5カ年進捗状況中間とりまとめ」の部分でも、この部分に大きく関連する総括書の取りまとめの中で町の形をつくるということに集約されると思いますけれども、一定なかなかこの部分が達成度が低い。そのこともあって市民の皆さんもなかなか合併してもはっきりとした目に見えるような成果がないきあんまりようなかったとかね、というような評価が生まれるこの1つの原因じゃないかと思しますのでその現状と、そして将来展望についてまず1点お伺いをいたします。

次に、観光についてですけれども、ご存じのように高知県のほうもこの産業振興計画というものを去年度からやっております、本当にこれは尾崎知事が力を入れて推進をしています。この計画の中で高知県の経済3つの課題として、1つは人口の減少により縮小を続ける県内市場頼りであるということ、経済がですね。そして産業間の連携が非常に弱い。3つ目として一次産業の強みが強みでなくなりつつあると、この3つの課題を上げられまして、それぞれに対して幾つかの取り組みをされることを明記をされております。

ほんで、観光につきましては、この中でも観光については産業間の連携が弱いので観光産業の生み出す経済効果が他産業に十分に行き渡っていません。観光産業というのはご存じのようにすそ野が非常に広い産業ですから、これの振興によってそのものも含めて産業間の連携を強めていこうという意思を持ってすそ野の広い観光産業の戦略的展開を目指し、ポスト龍馬伝として志国高知龍馬ふるさと博を来年の5月3日から開催すると、このようなことも言われております。

そして、去る12月6日の高知新聞の紙上でしたけれども、共同通信や加盟新聞社が実施した自治体アンケート、この日本の実力観光という記事なんですけれども、中でアンケートに答えた市長だと思いますが、アンケートで市長の45%が観光を公共事業にかわる地域活性化の期待分野に描いたと、こういうことが紹介をされております。本市にありましても観光については核となる資産がもちろんすばらしいものがたくさんあるわけで、そのこともありましてこのまちづくりの小委員会の中でもたくさんの方々さまざまなことを語られ、そのことが新市においてどのようにとらえてどう展開するかということが、この振興計画の中では賑わいを起こすの項の中の観光の振興にまとめられているわけです。そして、その中身は小分類として「1）観光魅力の発掘・再生・創造」、2）として「観光交流の受け皿づくり」、3）として「観光情報の充実」として

分けられております。そして、それぞれに課題として観光魅力の発掘・再生・創造の分野では、「既存の観光地の活性化や、観光ルートの開発、PR、情報提供も不十分です。」と、このように課題が上げられ、2番目の「観光交流の受け皿づくり」では、「幼い子どもから高齢者まで、地域の自然や文化に触れる滞在型の観光交流となることが求められます。」。そして、「国土交通省が案内する「四国の道」、JRによる「アンパンマン列車」、山と海を結ぶ「塩の道」等、本市を含む広域の観光ルートやプログラムが充実しつつある中で、広域連携体制づくりが重要となってきております。」このようにされています。3番目の「観光情報の充実」では、「多様なニーズに対応できるきめ細かな観光案内、観光情報の提供が必要になっていっています。」と、このように書かれておまして、このような課題に対して、方向性として広域から客が集まる魅力ある観光地づくりであるとか資源の発掘し活用する活動を支援する。そして、観光地としてのコンセプト形成や資源、施設をつなぐ観光ルートの開発、観光情報の整備等は民間団体等と協働、滞在の仕組みを強化、地域住民によるおもてなしの仕組みづくり、近隣の市町村との連携による長期滞在型観光ゾーン形成に向けての協働的な取り組みの推進、多くの人々が楽しく参加できる環境づくり、市民や観光交流客が観光情報づくりに参加できる体制づくり、目的別パンフレットの作成、ホームページや広域連携組織等を活用したPR、高齢者や障害者や外国人に配慮したわかりやすい情報提供システムの強化と、これが書かれております。

これらについて大変膨大な量なんですけれども、主にかこれらについては商工観光課が分掌してるわけなんですけれども、中間取りまとめの取り組みの状況を見ても課題に対する取り組みについて観光協会が負っている、すなわち観光協会に期待されている役割がとても大きいものであると考えられます。そこで観光協会の確立の現状についてお尋ねをいたします。

最後ですけれども、みんなで築く、最後のところですね、分権に向かう流れにあっては、基本計画の第6章の「みんなで築く」の位置づけこそが自治体経営の最重要事項であったと考える。合理的、効率的財制運営の推進、行政職員の資質向上と適正配置が求められている以上、市民とともに歩むまちづくりの推進とは、無駄を省き現場のニーズにできる限り寄り添った施策の推進であり、現場のニーズを把握するためには住民との協働の定義づけと仕組みづくりが欠かせないと思えるが、市民の参画機会の拡充、協働ということですね、そして地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援という書き振りでちょっと狭義に過ぎるのではないかと思います。

そこで合併協定書において新市において新たに設置するとされていたまちづくり委員会、土佐山田町都市計画マスタープランでうたわれていた地区別まちづくり協議会の現状を含めた協働の定義づけと仕組みづくりについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の香美市振興計画をめぐってというご質問についてお答えをいたします。

まず、香美市振興計画は、ご存じのとおり基本構想、基本計画、それと実施計画で構成をされておりました。基本構想では基本的な考え方、将来目標、それから施策の大綱を定めております。基本構想を実現するために基本計画でその実現のための施策を決めておると、こういうことをごさいます。そして、基本構想の将来目標の中に将来都市像、将来人口、土地利用、基本目標について定めておりました。この目標を達成するために6つの項目立てをして取り組んでおるところでございます。

振興計画につきましては、基本構想に基づいて平成19年度から平成23年度を期間とした前期基本計画を策定して現在目標に向けて取り組みを進めております。この基本計画の進捗状況については、後期基本計画策定に向けて来年度改めて検証を実施する予定でございます。この検証については自己評価とともに外部評価も含めて実施していきたいと考えております。

そして、現在の基本計画の進捗状況ですけれども、これにつきましては10月の議会でもご説明をしましたが、平成21年11月に基本計画前期5カ年進捗状況中間とりまとめということで作成をしております。これは皆さんにお配りをしたとおりでございます。基本計画を策定して2年半の状況ですけれども、これは自己評価で甘いのではという声もありましたけれども、全体的な評価はまさに全体の7割がおおむねできてるといふものでした。一方3割については取り組みが進んでいないという状況も数値的には出ておるといふふうに認識をしております。基本計画に定められました施策については、すべてが同時にスタートするわけではございません。市の財政状況や重要度などを考慮しながら実施をしておりますので、どうしても進捗状況にばらつきが出てくるのはやむを得ないことだといふふうに考えております。

しかしながら、中間取りまとめからその後1年を経過いたしまして来年度は最終年となりますので、そこに向けて取り組みを進めていかなければならないと考えております。そこで、山崎議員からの基本構想の将来目標の中の土地利用について達成度を含む現状認識と将来展望に係るご質問をいただいたわけですけれども、振興計画については先ほど申し上げましたように、基本構想で定めたことを実現するために基本計画を定めて実施をしております。したがって、自己評価ではありますけれども中間取りまとめで7割以上の方がおおむねできているという結果が出ておりますので、ご質問の交流拠点、あるいは交流軸、ゾーン、重点的に定住・交流を促進するエリアスポットの達成度についてもある程度進んでいると考えております。もちろん基本構想は10年間のスパンについて計画をされたものでありますので、現時点での達成度が十分でないものもあると思います。平成18年3月に香美市が誕生してからはや5年を迎えようとしておりますけれども、この間、新庁舎建設、JR土佐山田駅前いんふおめーしょんの設置、土佐山田商店街の排水路改修、小・中学校の耐震化、保育園の整備、香北町、物部町での市道

の改修工事、市営バス交通体系の見直し、これら等々を実施いたしまして、市民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりのための取り組みは相当程度進めてきております。また、農林業、商工観光業等の産業施策についても財政の許す範囲で取り組んできております。市民の皆様から見たときに大きく変わったというふうに評価をいただけていないかも知れませんが、定められた目標に向けての取り組みが進んでいるというふうに認識をしておるところでございます。

また、現在の香美市の財政状況は、交付税の増額ということもあり安定的な運営状況となっておりますけれども、国は800兆円以上の赤字を抱え、円高による経済危機対策などによるさらなる経済対策を実施しなければならない状況にあります。また、TPPへの加盟問題など日本の経済は世界貿易の中で大きく動くことも考えられますし、一方本市においては、平成33年度には交付税の全面的な一本算定により大幅な交付税減額も想定をされております。このような不透明な社会情勢、経済状況、財政状況の中で香美市は基本構想を実現するために今後とも創意工夫を重ねながら取り組みを進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

香美市は、ご存じのように県内でも3番目の面積を有しております。そして、そのほとんど、88%が森林で占められ県内平均84%を越え、急峻な山岳地帯から中山間、香長平野と変化に富んだ地形を有し、そして、広大な地域に広範囲に多くの集落が点在し地域特性を生かした生活を営んでおるところでございます。しかしながら、少子高齢化、そして過疎化は進行しておりますし、山間地域ではそのことから集落機能の低下が進んでいます。一方市街地においても商店街のシャッター化、中心地の空洞化ということも言えまじょうか、そういった状況が進んでおります。こうした香美市の現状を見たとき非常に厳しいものを感じますが、基本計画の理念にあります「輝き・やすらぎ・賑わいを みんなで築くまちづくり」を実践し実現するために前期基本計画の評価、検証をしっかりと行い、平成24年度からの後期基本計画につなげていきたいと考えております。

さて、後段のまちづくり委員会と、それと土佐山田町都市計画マスタープランに関してですけれども、まず、まちづくり委員会ですが、まちづくりを考えるに当たっては市民を構成員とする組織、広範な市民との協働が必要であることは先ほども申されましたとおり、そのとおりであるという同じ認識を持っております。ただ、現段階では合併後のまちづくりの指針であり、これを受けての総合計画を論じチェックする機能を有した地域審議会が設置をされておりますことから、意図されるようなまちづくり委員会の設置は控えておるところでございます。今後におきましても当該審議会の動向を勘案しながら協働組織については検討してまいりたいと考えております。

なお、折から総合計画の見直しの次期にも差しかかってきておりますので、この際に屋上屋とならない範囲においてどうあるべきかを議していただくことも一策ではあるというふうには考えております。

また、都市マスタープランにつきましては、校区ごとに住民参画のもと計画を策定し、そのプラン実現のための住民参画の中で組織発足を促進するような方針を定めておりますけれども、現実にはこうした組織の立ち上がりはありません。これも組織化促進のための行政支援が一定入らなければ手法を持たない中で、地域の自主性ばかり求めてもなかなか困難であるというふうには考えております。そこで、このたびの組織再編に当たっては、建設課の分掌事務において、これまでの都市計画及び建築に関することに整備を加えました。これは計画から整備までを一貫して業務と位置づけたものであるからです。そのことが協働への条件づけとなりますし仕組みであると認識をしております。

なお、初めにも言ったので繰り返しになりますけれども、考え方の基本といたしましては、後期計画の策定に当たっては、手順としては前期計画の自己点検をまず行い、その後外部委員、これは振興計画審議会委員になりますけれども、こういった委員によりまして分析、検証を踏まえた上で素案策定作業に取りかかることで計画をしております。そういう意味では原案取りまとめの後において審議会委員に諮問をするという形ではなく、開始段階からお手伝いをいただきたいと考えております。なお、山崎議員さんにおかれましては、まちづくり計画の段階からお手伝いをいただいてきた経過もございますので、今後、後期計画の策定に当たっては、何らかのお手伝いをぜひいただければというふうに考えておりますので、ご指導も含めてどうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の香美市振興計画をめぐってにお答えいたします。

観光協会機能の確立の現況を問うのご質問ですけれども、観光が大きな産業としてとらえられていく現状の中で、観光協会の役割は大変大きいものと認識しております。振興計画における観光協会機能の確立については、以前観光協会の総会におきましてもこの欄に記載されている点につきまして山崎議員からご発言がございました。観光協会のホームページの立ち上げや行政主導型から民間主導型に切りかえて観光の専門知識や企画力、各機関との連携強化など動きのある観光協会の組織となることであったと記憶しております。

観光協会は自立に向けて模索をしております。観光協会機能の確立については、自立継続の財源がどうしても補助金に頼ることになり現況としましては変わっておりません。

観光のホームページは現在香美市のホームページもございますが、香美市地域雇用創造協議会で観光協会ホームページとして観光案内をしております、より自由な発想でブログ記事を掲載しております。また、観光の振興についても観光協会の機能を協議会が担っている部分もございまして、共同でイベントや物産展を行っているのが現状です。十分な機能を果たしていないことは大変認識しております。

今後の組織のあり方につきまして、雇用創造協議会とともに関係者が集まり検討する会議で組織の形態、自主財源の確保、運営の仕方など、課題や香美市の方向性などについて話し合いの場を来月持つようにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それでは、休憩前に引き続きまして2回目の質問ということで質問をさせていただきます。

まず、拠点、軸、ゾーン、いわゆる土地利用イメージ、前回の計画によるところの全体の構造の中で物事を考えていくという話なんですけれども、先ほどの課長のご答弁ありましたように、確かにある意味鳥の目を見たというか各事業の達成度についてはそれぞれおおむね70%ということで達成をされていると。そして、それぞれのその項目についてはいろんな、さまざまな要因によって、例えば予算であるとかそういう要因によって進捗状況は違うけれども70%ということはおおむねいってるんじゃないかというようなご答弁だったと思います。ただしかし、この新しい市の将来像、町の全体像がなぜ全市民に対して配られたという経過を考えてみると、やはり細かいところは細かいところにしても、こういうふうに大まかに町の姿を見るという姿勢が、そうしながら視点を置きながら整備計画を進めていきますよというお約束ではなかったかというふうに思います。先ほど進捗のことについて多分その町の交流拠点についてのことが主だったというようにお聞きをしましたけれども、新しい市役所がほぼできまして、商店街の排水の整備もできています、駅前にはいんふおめーしょんもできましたというふうなことでありましたけれども、1点それでいうと町の交流拠点という部分と、それから「まち」のエリア、市街地ゾーン、それに関連しては一定整備がされているというふうに見えるわけですが、じゃあ振り返ってほかの「さと」であるとか「もり」であるとか、いろんな大自然、触れ合いであるとか、自然活動であるとか、そういうふうなところから見たときに、山田だけがようになってと、駅前だけがようになってと、実際けど、きょう自分も昼ご飯を食べにいきましたけれども周りになかなかご飯を食べるところも十分じゃないような状況の中です、そのような誤解も招くというふうなことにもなりかねないのではないかというふうな感じもいたします。ですから、やはりその進捗状況のチェックをする場合に、この次の課題にはなるとは思いますけれどもそういう視点での1つの検討を加えるという視点をお持ちなのかどうなのか、ちょっとそこら辺をお尋ねをしたいと思います。

それとですね、最初にも言いましたように結構大きなフライを打ち上げているもので、どこにちょっと落とそうかということがあるわけですが、一つこの将来展望ということをお尋ねをしておりますので、この構想の中で1カ所ちょっと重点というかの場面について見解をちょっとお尋ねをしたいと思います。それは、研究学園交流拠点についての部分です。研究学園交流拠点というのは、その後の記述におきましても市街地ゾーン、このところですごく重要な記述がされてるんですけども、ここを皆さんというか、ひょっとしたら見逃しているのかなと思います。

まず、ちょっと詳しく言いますとですね研究学園交流拠点、高知テクノパーク、高知工科大学周辺については、「高知テクノパーク、高知工科大学周辺の新たな街は、県・市の発展を担う知的産業・人材育成エリアとして、さらなる企業誘致を進めるとともに、本市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図ります。また、教育機関と田園環境が調和した地域の特徴を生かしながら、新しいまちの顔を育む交流拠点として充実を図ります。」このように書き込まれています。そして、市街地の部分でここがすごい重要なんですけど、「市街地ゾーン 市街化区域及び市役所・支所中心の市街地」というところでこのように書かれています。「市役所周辺の中心市街地（市街化区域）、香北支所、物部支所周辺の市街地に加え、最近、街としての顔が形造られつつある高知工科大学周辺もここに含みます。」ここに含みますということは市街地ゾーンに含んでると。このことをまず1点確認をお願いしたいと思います。そして、その後で「道路、上水道、公園緑地等の生活基盤施設の整備、住宅・宅地の整備・再整備等、都市基盤の充実を図ります。また、防災拠点の」それは以下ずっとあります。そして「まち」のエリアです。「「まち」の定住・交流促進重点エリア」においてもこの研究学園交流拠点は書き込まれています。このように書いてあります。「土佐山田町における『まち』の交流拠点」と「研究学園交流拠点」を含む地域は、本市の都市発展の鍵を握る中枢エリアとして一体的に捉え、良好な住宅地づくりや都市機能の育成等、適正な都市機能誘導を積極的に図ります。」。

ここでもう気がついた方は気がついたと思いますけども、問題なのはこの地域はただいま現在市街化調整区域、農業振興を図る区域として線引きをされております。このことについて一体的なというかひとつ統一見解をお願いしたいんですけども、まちづくりの基礎をこの進化する自然共生文化都市という、この振興計画において計画の趣旨として市民と行政がともに目指すまちづくりの将来目標として、また、地方分権時代に対応した自治体の経営指針とするために策定する計画、これは一番上位計画とするならばもう既に工科大学の周辺については一定市街化区域もしくは線引きを外す、そのような施策が必要ではないかと、このように考えます。前回の決算審査の折、私も質問させていただきました。東部流域のその下水道整備区間は、これは昭和58年に予定がされて平成21年度の決算審査の中で向こう7年間の間にこれを整備するという計画区域の中に神母ノ木地区が取り込まれました。ということは、やはりそれだけ、昭和58年

の時代からいうと随分状況も変わりました。大学ができたりしたことはありますけれども、実際問題としてその町の周りの状況を見ますと、前回も言いましたけれども、その委員会のときだったと思いますが、もうその神母ノ木周辺というのは私の目から見ると非常に過疎化が進んでしまって、もう人がだんだんいなくなるという状況が現実問題として進行をしています。その中で公共下水道を今さらという考え方も一方ではあるわけですが、やはりそれをプラスの面にとらえるならば、やっとなんて予定されてた公共下水道が向こう7年にくると、そうなったらいよいよ、やはりそこは研究学園都市としても一体的な施策を持っているんな人がそのまちづくりに参加できるような基盤を整えるために一定その線引きについては見直しをすると、そのような方向性が必要なのではないかというふうに思います。その点について、将来展望ですけれどもどのようにこのことをお考えなのかをまずもってお聞きをします。

きょうの高知新聞の「声ひろば」というところにおもしろい、これ工科大の場合にそっくりだなと思う記事がありましたのでちょっとご紹介しますが、これは自衛隊員が気の毒だという記事なんですね。そこについては、「自衛隊の新高知駐屯地ができただけでも周辺に店舗が皆無で最寄りのAコープまで3キロもあると。繁華街に繰り出そうにもバスはなく、最寄りのくろしお鉄道香我美駅まで3キロ、列車は1時間に約1本で快速は停車しない。駐屯地内に飲食店が1件あるが品数が少なくオーダーストップは夜9時でしかも営業は平日のみ、これでは隊員が気の毒だ。」こういう記述があります。

工科大、平成9年にできまして随分たちます。その中でじゃあ一定その周りの環境整備、工科大ができる前にその工科大学を受け入れるための地域での話し合いが持たれました。後に副知事になられます河野さんが担当で来られまして、そのときに工科大学を整備するとき一緒にその周辺の整備もしましよというふうな一定のお話があった中で、いまだに195号線についてはなかなかその改良が進まない。というのは、子どもたちは毎朝毎朝あの道を自転車、バイク、場合によっては車で通ってますけれども物すごく危ないです。そんな状況も、限られた時間ですのでも余り言っているとほかのことも言えなくなりますので、さまざまある中でやはり工科大学がある町としてお互いにももう少し優しい関係にならなければいけないんじゃないかと、そのように思います。この件については次のバッテリーボックスがあればそこでまたまとめているいろいろとお話をさせていただきたいと思いますが、少なくともこの振興計画の中では市街化区域というか市街地として立体的にとらえてそのように整備をしていきたいという方向性が見えてますので、それを現実のものとするためにはやはりそこをもう一度考え直していただければというふうに思って、その点について将来展望としてお尋ねをしたいと思います。

次に、観光の問題ですけれども、これは結局、今本当に答弁の中で雇用創造協議会の話も出しながら一定の努力というか、ことはやっていきたいというようなことがありましたけれども、何様、多分やらなければいけないんであらうと思われることが物すごく多

いわけですよね。多いし、やっぱり、いわゆる分権の時代においては自治体経営の基礎原理としては自己決定、自己責任、あと自己負担と、このように言われているわけです。その中でそれらに大きくかかわる財政というのは、香美市の場合もほかの自治体と変わらず依存財源というものが物すごく多くて、自前の財源をふやすということは、一つは税収を上げていくということになると思うんですけどもその自己責任、自己決定、自己負担の原理にできる限り近づいていくことには、じゃあ税収を上げていくためにはどうすればいいかという観点から見ると、香美市はご存じのように数々の資産がありますので、中長期的に見れば農林業が大きな可能性を秘めていると思います。しかし、少し磨けばね、この時代の流れに沿って少し磨きをかければ大きな可能性を放つ分野が観光であると。そして、何よりも今大きな追い風が、県というところから風がビュービュー吹いております。この県の、「ポスト龍馬伝の推進」のところでも、例えば今後の重点的な取り組みという中では土佐の歴史をフルに活用した観光PR、プロモーションを行っていくであるとか、食、花、町歩きなどをテーマにした誘客策に取り組むであるとか、あとは広域ブロック、東部、中央部、西部ごとに1泊2日以上滞りが可能な観光エリアをつくり上げる。このようなことに対して県はできる限りの支援をしましょうということで体制を整えつつあるわけですよね。それに対して本当に今の体制でこれで間に合うのか、既に間に合っていないと思いますけども間に合うのかということが大きな課題だと思います。

観光協会、皆さんご存じ、この議員も含めてですけどもほとんど会員さんの方が多いと思いますけども、この中で、例えばちょっと古いですけど平成21年度の総会資料です。総会資料の中で、この現状を見るとすれば事業報告、そして事業計画、決算、予算から判断しても、とてもその大きな期待に対して、やるべき事務に対してこたえられるようなものではないように思います。その補助金にね、継続財源の補助金に頼っているというお話もありました、補助金110万円ということなんですけどもこれずっと変わってありません。その中で決算を見ても事業計画を見てもほとんどがイベントの参加とか協力ということで、磨きをかければ光るようなものに対して政策的に磨きをかけて、そのすそ野を広げながら収入を上げていくというか売り込んでいくというか、そういうところの役割を担うようなものではないんじゃないかと思えます。そのそういう認識の上での観光協会の機能の確立ということだと思いますけども、先ほど雇用創造協議会等いろんな部分で協働しながら成果を上げていきたいと、このようなお話もありました。確かにこの見る中でも雇用創造協議会っていうのは出てきます。しかし、その雇用創造協議会自体も実は推進事業と実現事業と両方あるわけなんですけども、この中にもそれぞれ負っている役目がありまして、どちらかというとその役目について重点的にやらなければいけないということが優先するのではないかと、そのように思うわけです。

まとめて言いますと、今度の検討委員会を立ち上げて検討を行うとおっしゃいましたけれども、その観光協会機能の確立という部分に対してどこまでの機能、イベントとか

今負っている機能ではとても自分は間に合わない、この時代の要請にこたえられないというふうに思いますので、どこまでの機能を予定しているのか、そして、いつまでのめどをもってやろうとしているのか。現在観光協会あるわけですよね、この観光協会、観光、特産品、イベント、3つぐらいたしか部会があったと思いますけれども、その部会まだ変わってないんじゃないかなというふうには、ちょっと古いのであれなんですけどまだ現状としては部会の割り振りですね、観光事業部、特産振興部、イベント部というのは変わっていないような、自分もメンバーの一員なんで思いますけれども、それについて、今の現状でその観光協会と下話というかしたのかどうか、それについてお尋ねをしたいと思います。

最後ですが、まちづくりですね、まちづくり、いわゆる住民との協働についての定義と、そして、それをどういう形でどこに担わしていくか、どこに担ってもらうようにするかというところなんですけれども、やっぱり翻って考えてみますと地方分権の流れについてはやっぱり中央集権的な国づくり、地域づくりというものが時代の要請に合わなくなると。そして、その地方主権的っていう、国が公平をスローガンにして行政をリードする仕組みに大きな時間やお金の無駄があることがなかなか看過できなくなったことが大きな要因でして、そのことは、この合併協の中でも合併の背景とその必要性というところに地方分権の進展でありますとか、さまざまな要因を挙げて、厳しい財政への対応を含めていわゆる国の地方に対するある種の締めつけが合併の大きな理由としてえんきよく書かれていると、このように思います。

そのような文脈の中でみんなで築くを考えた場合に、片方で合理的、効率的財政運営の推進にあり、そして行政職員の資質の向上、適正配置があるということは、要は、そこで無駄だと思われていることとかものとか人を減らして、ことはより合理的に、ものは節約して、個々はパワーアップをしてというふうになるわけですけれども、実際にその自治体の業務っていうのは、委任業務がおりてきたりいろんなことで普通考えてもふえとるというふうに思うわけですよね。その中でやっぱりその点が1点と、そして、今まで曲がりなりにもいろんな、曲がりなりにもと言うと失礼ですけどもいろいろな施策を国として考え、メニューを用意してくれたものがその分メニューを考えることもあんならでやってね、自己決定、自己責任、自己負担という中でね。あんならでやってねとこう言われたときに、もう言われているかもしれませんが、今までの国のメニューに沿ってある意味こう粛々と業務をこなしていけば自治体としてある意味よかったのかもしれないわけですけれども、その施策づくりまでやらなければならなくなったときに、いまだにある種中央集権的な流れの中に少なからずある行政の組織が市民の負託に対してしっかりとこたえられる機能を維持するため、そのための仕組みというのがここに書かれている市民とともに歩むまちづくりの推進の協働だと私自身は考えています。

ところが、やはりその協働のこの書き方によりますと、先ほど課長の説明もありまし

たように地域の活性化活動に対する支援でありますとか、参画についても評価委員どまりとか、そしてイベントを支援しますとか、今度の新しい課等の編成の中においては、自治会活動に対するもう少しの位置づけであるとか、消防、交通安全に対する協働であるとか、その他のことは新しいことも随分書かれていますけれども、やっぱりそれよりも一つ二つ飛び越した、もうちょっと先を考えたまちづくり体制というものが一定望まれているのが地方分権の時代の要請ではないのかというふうに考えるわけです。

そして、先ほど課長のほうから、何ですか、地域審議会ね、地域審議会があるからこの合併協定書の中で23-24、その他の事業の取り扱いに関することの中の17番、まちづくりの委員会は新市において新たに設置すると、こういうものが書かれているのにもかかわらず4年以上たってこれできていない。そして、地区計画、この都市マスタープランの中にも書かれている地区計画ですね、これについてもまだ未編成である、この取り組みもしていない、そのことが地域審議会もあるし、ひょっとしたらそういうのをつくって屋上屋になるかもしれんきというところで、一定じゃあ地域審議会っていうのは何かというと、地域審議会に関する協議書というのがありますけど、この中で言うと所管事務としては、所掌事務としては市長の諮問において審議し答申するものとする。1、新市建設計画の変更に関する事項。2、新市建設計画の執行状況に関する事項。3、その他、市長が必要と認める事項。要は、委員の中の4分の1の招集で会を開けるようなことも書いてますけれども、先ほど自分が説明したような協働のためのまちづくりの会とは若干というか大分位置づけが違うように私には聞こえます。このことがまちづくり委員会、いわゆる協働の仕組みをしっかりと考えていくことに対する阻害要因にはなり得ないのではないかと私は考えるわけですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の2回目のご質問にお答えいたします。たくさん、私が1回目にお答えしたことに對して引用されたりしてご質問されましたので、ひょっと抜かることがありそうな、かもわかりませんが総論的にまずお答えをしてみたいと思います。

まず、総合計画のあり方についてですが、私は合併を通じてですね、これまでの総合計画への向き合い方、とらえ方っていうのはちょっと方向を変えないかんだろうという思いがございました。たまたま私も合併協を通じて現在の職にあるわけですが、そういった経験を踏まえて考えたことは、1つは総合計画であるといえども絵にかいたもちにしてはならないということ。もう1つは、自分でやっぱり策定すべきじゃないかと。コンサルの力をかければ立派な書きもんはできるんでしょうけど、それだけではどうも本当に自分たちの計画としてのものに位置づくんだろうかという、ずっとその思いを持って現在の総合計画の策定に当たってきました。ただし、初期の部分についてはどうして

もその表現等々を含めてプロの手をかりなければならないということもあって、第1次の総合計画の立ち上げについてはコンサルさんの導入をお認めいただきました。ただ、そのときにも約束をいたしましたとおり、後期の策定に関しては自力でやりますよということも申してきました。これもアンケート調査についてもどうしても私どもがそのノウハウを含めて持たない部分がありますから、このあたりは多少プロの手をかりなければならないにいたしましても基本は自力で次の後期策定はしたいというふうに思っております。そういった意味合いでは、1回目もお答えをいたしましたように山崎議員には合併協のまちづくり計画にもかかわっていただいた経過もございますので、何らかの形でお手伝いをいただきたいという願いもしましたので、そのことを踏まえて今後またお力添えをいただけたらというふうに考えます。

工科大を含めた片地地区の部分のお話も出てまいりました。これは、一つは工科大の周辺との絡みについては位置づけとしては総合計画の部分にもしっかり書き込んである部分がありますが、さっきの話の中でも言いました都市マスの中でもやっぱり片地地区のまちづくりについては工科大というものもそこに書きあらわしておると。もう1つですね、もう随分以前になりますけども拠点都市というのがございまして、拠点都市計画の中に工科大周辺の部分については学園都市構想というものを持ってきた経過がございますけれども、これも拠点都市にかかる後ろの法律がなくなった関係上、何となく動きがなくなっております。一方でこの拠点都市法に基づく学園都市構想というのは、今、山崎議員が言われた公共下水道を一つの軸とするまちづくりをここで描いておった部分もありますけども、たまたまその公共下水道、今さらというお話も出てきましたけども、これも山崎議員がおっしゃるように今さらであってもこの公共下水道というのは町のイメージに大きく影響する部分でございますから、これは遅々としてスピードがなかなか上がらないままで今日に至っておるとしても今さらと言われてやめるわけにはいかんし、やっぱりこれはまちづくりの観点からも進めるべきだろうというふうな思いでおります。そういった意味では、その学園都市構想は拠点都市法がなくなってもやっぱり私たちの精神の中にしっかり位置づけて、これからの行政課題として取り組んでいかないかんテーマだろうというふうに考えております。

それと、工科大周りに関するまちづくりを含めて、これ工科大との連携というものについては、連携協を立ち上げてこれまでも意見交換等行ってきました。ただ、情報の交換程度にとどまってきておりましたけども、ここ最近やはり具体的な施策を持って協議会というものを動かしていこうというような状況がございます。一つには、その成果として工科大の奨学金制度ができました。最近は、今、山崎眞幹議員が言われました195の第2次改築がなかなか進まん、しかし、そうは言っても学生の安全というものを確保する意味ではもう少し違う視点から努力をせないかんだろうということもありまして、エコサイクル自転車を使った部分での通学というものについてもちょっとこれから協働しながら取り組んでいこうというようなことにもなっております。そういうような、例

えば1例を挙げたら具体的な動きがあるわけで、そういった意味ではこの連携協議会というものを有効に機能させていくべきだろうというふうに思っております。これは、一つはこれまで報道等を通じてご承知のようにマネジメント学部については県立大学との合体ということで高知市へ動きそうだということがあります。このことがマネジメント学部だけの問題に終わればいいんですけども、そういうことでなくてももう少し将来的な部分を展望したときに、本当に工科大というものがここにおるということをだれが保障するのかということをお考えたときには、私たちは工科大というのは一つのこの私たちの町のまちづくりの核であるという位置づけに立ってしっかりお互いに連携しながら、そこに支援をしながらまちづくりをしていくということがあるだろうというふうに思っておりますので、この工科大周りのまちづくりというものが決して捨たったというわけじゃございません。そういった認識にずっと立って作業をしておりますし、今後その計画の中にも生かしていく必要があるだろうというように思っておりますので、そういう意味でのご理解をいただけたらと思います。そんなことのお答えになろうかと思えます。

それから、もう1つ、ちょっと観光協会のお話は商工観光課にお譲りするにしましてもそのまちづくり委員会に絡んでの話ですけれども、住民との協働の定義という、どう認識しておるかということですが、まず、まちづくり委員会っていうものもまちづくり計画、あるいはその合併協定の中でしっかりうたわれていることは私ども忘れておりません、認識をしております。ただ、やっぱり、今じゃあすぐできるかというというたらなかなか、4年もたってしてないやないかとおっしゃられる方も、片側でもっと今待てない状況にある、例えば地域であるとか、集落であるとか、そういうものへの対応、このまちづくり部分の視点をちょっと急ぐこともあってそこに力を注ぎたいと。山崎議員のおっしゃるまちづくり委員会はそういうふうに約束事としてありますので決して否定も無視もするわけじゃありませんけれども、今片側で急がれる分についてやはり具体的な策につなげていくようなことを今は急いでほしいという考え方であります。ちょっと地域審議会がそれをもって阻害要因になっちゃうかと、そういう認識ではございません。まちづくり委員会と地域審議会の役割がおのずと違う部分もありましようけれども、何もかも一遍にということはいけません。済みません。順番にしていくという観点でのまちづくり委員会についてのとらえ方ですから、決して地域審議会が阻害要因になっておるわけでもありませんし、このことを無視しておるわけじゃありませんから、そこはあえて私の思いを言及させていただきたいと思えます。

それから、そういう意味ではその地域との部分を、今私は本当に協働ということのある意味時間と力というものを、力というのはお金、人ですね、こういったものをかけてつくり上げていかんと本当に地域が捨たっていくということがありますので、まちづくり委員会という共同体よりも地域の共同体というものをつくり上げることをちょっと急ぎたいというふうに思っております。これは山崎晃子議員さんのご質問にもお答えしてきました、そういう観点で協働というものを見るし、今の段階では小さい意味合いにな

るかも知れませんが、そういう思い、定義づけをしておりますからそこはひとつご理解をいただきたいと。山崎眞幹議員のご指摘のことについてはそのとおりやという認識のもとで、今そういうふうに思っておりますからよろしくお願いをしたいと思いません。

それと、国のメニューのもとでやってきたことが今日ではどうなのかという部分では、本当に分権、あるいはその権限移譲の中で私たち自治体の職員が考えなければならないことと、やらなければならないこと、その向こう側にやはり地域というものがありますから、ここは行政としてご指摘をいただいたことについては考えちゃらないかと、言われたとおりしよつたらえいという時代じゃないということは十分認識をしておりますのでよろしくお願いをしたいと思いません。

今回は随分組織再編に絡んでのこともありましようけれども、その地域に対する行政のあり方、対応というものが随分問われております。これは私はこの中でもお答えをしていこうと思っておりますけども新しい発想というものを持たなければいけないだろうと、それは、1つは国のメニューの言うとおりにしよつたらえいということじゃないことが発想の根底にあるかと思っておりますけども、そんな考え方、そういった意味ではコミュニティーとそれから暮らしにかかわる部分については地域あるいは行政の総合力を持って協働をしていこうというふうに考えております。こういった観点でまちづくりというものをとりあえずは動きとして持ちたいということがありますから、この地域の中でそういった組織をですね、しっかり安定的に固まってきた、そしたらそれを集合し、かつ学識経験者を交えた部分でそういったまちづくり委員会というものをつくることも我が町の一つのあり方、方向性という部分では、あり方ではないかというふうに考えております。

あちこちあちこち話がしました。全部全部ちょっとようお答えし切れていないと思っておりますけども、済みません、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の観光協会機能の確立の2回目の質問にお答えいたします。

今年は龍馬博もございまして高知県への入り込み客数が400万人を超えております。香美市は龍馬に関するイベントや施設は余りございませんが、中央に近いこともあり観光客の伸びは少しではありますが感じております。来年3月5日から平成24年3月末まで志国高知龍馬ふるさと博が高知駅前に整備されることになっております。県が400万人観光、1,000億円産業に向けて情報発信していく中で、香美市としても集客力の大きい施設があることから観光を産業ととらえて動きのあるものにしていかなければならないと思いません。

そのような状況の中、かねてから観光協会の自立を模索しておりました。イベント等

での売上金を基金に積むこととしておりますが、人件費を賄う費用を捻出するにはほど遠いです。この自立についての件は観光協会でも話し合ってきましたが、結論としては決定されておられません。今後の観光協会の組織のあり方については、雇用創造協議会と連携している部分が多々ありますので、双方を網羅する形で創造協議会の事業が終了した後の平成24年度からのあり方について話し合っていくこととしております。検討していく中ですぐ結論が出ないかもしれませんが、指定管理の受託や事業を起こすなど、香美市のまちづくり、産業振興を組み入れることが肝要だと思います。そのためにも議員の皆様も会員になっていただいておりますが、観光協会へのご意見を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） じゃあ3回目の質問をします。小松さん、済みません、あと何分？

○議会事務局長（小松清貴君） あと、15分。

○3番（山崎眞幹君） あと15分、はい。一応時間を聞いておかんとやばいですから。

済みません。僕もとっ散らかっているいろいろ、すごくふろしき、言ったようにふろしきを大きくするというか、球を高く打つというか、そういう話で今回をやらしていただいておりますので、答弁の方のほうも随分、ちょっとあれしたと思います。

その将来目標についての中で一定取り上げました高知工科大学周辺、いわゆる学園都市に関する整備ですよね、それは、その可能性についても実は、課長これご存じやと思いますけども大学人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書、これは平成19年3月に国土交通省の都市・地域整備局というところが主導しまして、いわゆる大学人材との連携によって合併都市における都市再生計画検討について調査をしたわけですね。その中でたくさんの方もやはりワーキンググループの中に参加をしておられまして、企画課長もおられたような気もしますけれどもおられないですかね？して、そのことについて開局的に検討しました。それで、何でもそうなんですけれども結局たくさんの方の検討をする、これにしても一番最たるものは合併に際して皆さんが一生懸命取り組んだこの合併協議会ですよね、これに対して皆さんがつぎ込んだ労力、お金、それは本当に膨大なものがあると思います。その中でまとめられたことについてやはりその膨大なコストを考えると、それをしっかりと住民、市民の方に還元するという作業がどうしても必要であると私は考えます。そして、この大学人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書、この中にもたくさんの方が盛られておられて、先ほどちょっと一番大事なところが抜かれています。これ多分もしかしたら市長の答弁になるのかもしれませんが、いわゆる全体的に見て学園研究都市あたりをどういうふうな整備をしていくか、やはり土地の利用の仕方が大きくかわって

ると思います。私はその線引きを外せとかそういうことは言っておりません。線引きの見直しというものが、つじつまがその計画の中で一定必要じゃないかということで、このことを議題にどっかで上げてぜひ取り組んでいただければなというふうな視点で物を申したつもりでございます。そのことについて一定答弁がいただければ答弁をいただきたいと思います。

本当に、やはり香美市に大学があってよかった、大学としても香美市でよかったというふうな、いわゆるウィン・ウィンの関係を築いていくためにはもう十四、五年たちましたのでね、そろそろお互いが落ちついて周りを見回しながらじゃあどういふところから協力していくのか。先ほどの整備の件につきましても、これはやっぱり一つ大きな追い風というのは県から吹いてきていると思います、観光と一緒に。これは公設民営からいわゆる公設になり公営になりましたので、そのことによって周辺整備についてももう少し県のほうもしっかりと追い風を吹かせる、そのような役割が一定あるように私には感じられます。そのことを一つのスプリングボードにして、ぜひ195号線当たりの改良にも取り組んでいただければというふうに、このように考えますのでそのことについてもお答えをいただければというふうに思います。

そして、観光協会なんですけれども、平成24年、雇用創造協議会が終わった段階の話ということなんですけれども、終わったら終わってしまうということが一つは考えられます。それじゃなくて、もうちょっといわゆるスピードを速くして、そのことについては一定の話し合いが必要ではないかなと私自身は考えております。これ一つ問題になったんですけれども、その雇用創造協議会ができて観光協会が担うべきいろんな事務が、事務というかやるべきことが一定その雇用創造協議会のほうに割り当てられるというか振り当てられたときに、実は観光協会の中の各部会のメンバーの中からは、じゃあ今までの私たちはどうなるのっていうふうな声が聞こえました。今回もそんなことが余りないようにやっぱり全体で取り組む必要があると思いますので、関係の皆さんにはしっかり根回しも含めて話をつなぎながら円満に、本当にたくさんの課題のある、そしてたくさんの可能性のある観光部門については、早急に新しい体制でもって臨んでいただけたらなというふうに思います。

それで、やはり志国高知ということで来年度3月5日からこれは歴史、志の国で、過去の歴史というところでちょっと県のほうも考えてみたいなんですけれども、香美市の場合は、一つは過去じゃなくて今もしっかりと志を持った観光地が実はあります。それはどこかというアンパンマンです。アンパンマンというのは駅前にやなせたかしさんがあそこで情報交流施設でしたか、何でしたっけ、いんふおめーしょんですね、あれをつくることに対して大変な協力をいただきまして、4月1日雨が大変降ってましたあのときにもう高知に、山田においでられて、そしてあそこにアンパンマンの絵をかいて、その書いたことが「なんのために生まれて、なにをして生きるのか、こたえられないなんて、そんなのはいやだ。」と、こう書いてあった。でアンパンマンが飛んでるんです

ね。そして、香美市の13のキャラクターはやなせたかしさんのものですね。そんなことから考えますと、やはりアンパンマンというものに本当に特化して香美市をアンパンマンの聖地にする。アンパンマンの志というのは、それはアンパンマンのマーチの中にたくさんありまして、愛と勇気だけが友達だとか、今を生きる熱い心に燃えるとか、ほほ笑んでとか、うれしいんだとか、恐れなくてとか、みんなの夢を守るとか、そういうたくさんの志を持っています。そういうものを核としたまちづくり、観光地づくり、そんなことも本当に早急に志国高知の観光地づくりについては取り組むことがたくさんありますので、このことについてもこんなこともじゃあどこで一体そのことを話す、そういう意思を持った人たちが集まって検討しながら施策を前に進めていくことができるのかということになるとですね、非常にどこかわからんということが現実であるというふうに思います。

それで、あと1つは、その将来の姿ですけれども、一つの取り組み方としてちょっと時代おくれかもしれませんがある種第三セクター方式のようなものことも一緒に考えたかどうかということです。そのお金の部分は110万円が人件費というのは非常に厳しいわけですから、ここはぐっと後の皆さんの検討になると思います。検討されるかどうかともわかりませんが何千万円かの、2,000万円とか3,000万円ぐらいのいわゆるものを出しながらこれから先の税収を確保する、そしてそれにつながる一番質のよい観光につながる部分の活性化を図るというふうな施策もぜひ行っていただきたいと思います。このことに関しては、去る11月27日の香美市の旧3カ町村商工会創立50周年におきまして尾崎知事が参られました。そのときにこの産業振興計画に対する並々ならぬ決意とともに香美市にある森ですね、森、別府峡、アンパンマン、龍河洞と具体的に示されてですね、そして、最後が香美市の発展が高知市の発展につながっていく市政を願っていると、大変なエールを送っていただいています。ぜひ早く取り組んでいただきたいというふうに思います。最後、その件についてちょっと見解をお伺いをしたいと思います。

最後に、その住民との協働の部分ですけれども、時間があと5分と言われてますので、そうです。ざっと言いますとたくさんの思いがあるわけですね。例えば最初には地域がまとまってそれが組織化されたときにそれに対応するようなものをつくっていきたいでありますとか、それから、先ほどの答弁の中では地域の共同体をつくるのが先決であるとか、さまざまなことが考えられると思います、このまちづくりについての市民との協働については。ご存じのようにこの自治体というのは、二元代表のもとで議会も市長もともに住民の負託を受けて、香美市としては「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、そして、山・川・町・人が躍動し支え合い響き合う、進化する自然共生文化都市の実現を目指しているわけです。その中で議会としては、ご存じのように議会改革特別委員会をもって市民の負託にこたえるための議論を既に始めています。そして、その中でやはり全国的な流れを見ると、地方分権というものは市民がその中で声を

どのように反映させるか、市民が政策づくりにおいては議会とともに、そして政策の推進については行政とともに、このようなことが一定私自身の中では何となくイメージができる。とすると、先ほどさまざまなあり方、協働のあり方が考えられるということは、一方のいわゆる行政としてもそのあり方をしっかりと位置づける、いわゆる香美市の住民自治条例、このようなものについてもその次の見直しのときにはぜひ皆さんにお考えをいただいて、ともに築くまちづくりについても議会と一緒にぜひスタートを切っていただいたらと、そのように考えます。市民と行政とは相方であるというふうに課長は答弁をされました。私は市民と行政とは運命共同体であると、このように考えます。そして、全体の仕事の量が変わらない中で一方の行政の仕事量がどんどんどんどん減っていく、減っていくというかできることが少なくなっていくとすると、その行政の仕事量でしか賄えるものでしかそこに暮らせない、どんどん縮小していく、人口減っていく。くしくもこの間、自治共生ビジョンですか、高知のつくったので見た平成42年の人口推計は2万人ちょっとでした。これに対してもその数字が説得力があるだけに、やはり運命共同体としては一緒になって頑張っていかなければいけない、このように考えますのでその点についてもよろしく願いをします。

もうそろそろ時間が来たと思いますのでこれですべての質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎眞幹議員のご質問、今、企画課長のほうからそれぞれお答えを2回にわたってしたわけでございます。大変、山崎議員自身が申されておりますように大変広範囲に、また次元の高い質問であるわけでございます。しかし、ずっとお聞きをしまして、山崎議員の質問は4年前と変わっていないな…。

（笑い声あり）

○市長（門脇慎夫君） というふうに聞いてきました。現場でやっている者と周囲で見ている者とはなかなか一致がしにくい部分があるわけでございますので、まずその点はひとつはご理解をいただきたいと思えます。

1点、交流拠点の中で、2回目のご質問のときにご指摘がございましたが、山田周辺は一定の1つの振興が図られておるが里としての交流拠点地域の整備が図られているのか疑問を呈したように私はお聞きをしました。しかしながら、今日4年間の経過の中で香北にしる物部にしろそれぞれの事業を着実に推進をしてきておると私は思っております。例えば物部におきましては、若干おくれはいたしましたが高齢者の介護施設も設置をすることに決まりました。また、プラザに歯科診療所も移転をすることにしました。そして、奥物部のべふ峡温泉につきましてもチップボイラーの導入であるとか、そして施設の建て直しの努力もしてきたつもりでございます。そういうことで、現実的に課題にあるものを確実にやって進めていくのも、これも行政の大きな仕事でありますのでその点をご理解をいただきたいというふうに思います。

また同時に、町の、学園都市という言葉をよく使われて今ご質問をなされましたが、工科大周辺につきましては学園都市構想が以前ございましたが、それはご承知のとおり
の状況になっております。この振興計画の中の「研究学園交流拠点」というところを
読んでいただいたらはっきり書いてあります。「テクノパーク、高知工科大学云々」と書
いてありまして、「教育機関と田園環境が調和した地域の特性を活かしながら」という
ことで、あの周辺の田園地域と調和しながら知の、いわゆる知的機関の充実を図って
いく、また交流を図っていく、そして、テクノパークへ誘致した企業との技術提携も図り
ながら研究機関としての充実を進めていくということも一つの大きな視点として取り入
れているわけでありますので、そういう面からも、ひとつ側面からも見ていただきたい。
ただ単にあそこをいわゆる学園都市としての、線引きの見直しの検討といわれましたが、
そういうところまでまだ踏み入れておりませんが、私自身、あこも優良農地であります
し農業の生産地域であるわけでありますのでそうした面は大事にしなければならない。
また、学校として先生方も静かな環境というものも大変大事にされておるといことも
私自身、審議会の委員をさせていただいておりますのでお聞きをいたしております。そ
ういうことで、そういう面もひとつはご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、観光の分野でございますが、確かに観光協会をどうしていくのかというご
質問があるわけでございますが、香美市にはたくさんの素材があるわけございまして、
その素材を生かし切れていないという部分もあるわけでございます。そうしたことにつ
きましては、今後先ほどいただきましたご意見等も尊重しながら将来の香美市の観光協
会のあり方、また観光のあり方、そうしたものも十分に検討をしていかなければなら
ないというふうに思っております。

協働については課長のほうから。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の山崎眞幹議員のご質問にお答えいたしますけど
も、その出てきました住民自治条例、これについては基本的にこの条例というのは精神
条例だろうというふうに思っておりますけども、この精神条例を先に立ててですね、そ
れに向かっていろんな協働があつたりとか、それから理想の追求があつたりだとかとい
うものがあるんだろうと思っておりますけども、今、先に市長がお答えしましたようにとりあ
えず待ったがきかない状態になっていることが取り組みとしてありますので、そちらに
意を持って作業にかかりたいというふうに思っております。これが必要でないという思
いはありませんけれども、私どもの業務の優先順位からいうと本当に今疲弊をしてどう
も維持ができなくなっている集落へどう対応するかということ、非常に急いだ気持ちで
おりますんでそこはご理解をいただきたいと。決してこの精神条例がなければ協働も何
もできないかといったらそういうふうな認識はしておりません。日常の業務の中でこう
いったものも当然よそでは立てておるわけですから、そういったものを横に見ながら自

分たちがする仕事というものに当面は、ずっと説明をしておりますように地域との関係というものを重視した業務を進めていきたいというふうに思っております。その意味でのさっき言いました定義として今の位置づけの協働というものを認識をしておりますのでよろしくお願ひします。なんかうまく答弁になってませんが、今せにゃあいかん、とにかく協働というものは、地域を立て直すこの総合力というものをどうするかということに急いで取りかかりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。通告に従って2点質問をさせていただきます。

最初に、健康づくりについてお尋ねをいたします。

生涯健康に暮らせるかどうかという不安をだれもが一度は感じたことがあるはずです。健康は、家族や地域、社会全体にとっても大事な問題です。高知県の高齢化率は全国より10年先行している状況です。この高齢化に比例して医療費も上昇の一途をたどっているのが現実だと思います。年を重ねるごとに健康に対する不安は一層募り、健康で長寿を迎えたいと住民だれもが願っていると思います。しかしながら、高知県の現状を見ますと乳児や働き盛りの死亡率が高く、また、生活習慣病と言われる糖尿病や高血圧患者が多く、特に男性に肥満度の高い人が多い状況です。

高知県では、本年度よりこの状態を解決するため、県民みずからが病気を予防し生涯を健康に暮らすことができるよう、新たな取り組みを加え日本一の健康長寿県を目指し取り組みを進めております。

香美市においても住民の健康を守るため特定健診やがん検診、訪問などしながらそして、健診の受診率向上に力を入れ疾病の早期発見や重症化防止に努めております。しかしながら、昨年は特定健診や特定保健指導の受診目標には届いておりません。今年は、この特定健診に市独自でクリアチニン検査を加え腎機能障害の早期発見ができるよう努めております。また、がん検診については、努力が実り少しずつ受診率は上昇してきております。しかし、胸部レントゲン検診においては、合併時には60.7%でした。年々下がり平成21年度は53.8%と受診率は低下をしております。この原因は何かを把握できていますか？住民の皆さんに毎年検診を受診する必要性を感じてもらうことも大切ですが、それと並行して生活習慣病予防のため市民みずからが健康づくりに取り組むための仕組みづくりが必要だと考えます。市民の健康づくりについてどのようにお考えかお聞かせください。

この健康づくりですが、先ほどから出てますがやはりこれはまちづくりの1つでもあると思います。これだけ高齢化が高くなったときに高齢者の皆さんが健康に長寿を迎えられる、これこそすばらしいまちづくりで、健康に暮らすことができれば安らぎでありそ

れは輝きです。幸福度も高いという、そして、皆さんが生き生きと暮らすことがこの町のにぎわいにもつながっていく、大きなまちづくりの1つだと思います。高知県が健康、長寿、日本一の健康長寿を目指しております。私は、ぜひこの香美市が県下の健康長寿、そういったまちづくりとしてこの健康づくりに取り組んでほしいということを願っております。香美市として平成23年度には特にどのようなことに力を入れていくかもあわせてお聞かせください。

2つ目に、ごみ減量化についてお尋ねをします。

私は、このごみ問題を議員活動の柱の1つとして取り組んでおります。なぜなら、私たちの大切な税金をごみ処理に使うのはもったいないということが私の原点です。必要な経費はかけるべきですが、このごみ問題は行政、市民、事業者の三者が一体となって協力することでごみの減量は実現できるのです。ごみが減量できれば経費は削減できます。その削減した財源を例えば子どもの医療費無料化の拡大へ回すこともできます。先ほど申しました健康づくりについても同じことが言えます。健康な人をふやせば医療費を削減できます。その財源はまた有効に使えるようになります。そんなことができればと、住民にごみ減量を叫ぶだけでなく私自身できるだけごみを出さない生活の工夫をしております。生ごみは平成6年から自家処理をし一般収集には出しておりません。このごみ問題は、近年は環境問題として地球温暖化の観点からも言われております。

香美市においては、合併前よりごみの分別を行い、ごみの減量化やごみ適正処理に努めております。平成19年2月には一般廃棄物処理計画を作成し、行政、住民、事業所のそれぞれの役割分担を明確にし、循環型社会形成に向けた具体的な推進方策を示して、三者が一体となって取り組みを進めるようになっております。この計画の期間は、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする10年間としております。ただし、国や県の減量化目標の年度との整合性から中間目標年度を今年、平成22年度としております。この中間目標年度のごみ排出量の目標値は、平成22年度までに平成13年度に対し5%減量するとしております。本年度で目標値を達成できますか？現状についてと、達成できないとすればどこに課題があると考えますか。また、平成21年度の1人当たりの排出量もあわせてお聞かせください。

ごみ減量をさらに進めるためにも新たなごみ分別への取り組みが必要だと考えます。新たなとは、従来取り組んでいる新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生可能な紙類をその他の紙としての取り組みです。この計画書によると収集ごみのうち約70%以上が燃えるごみになっており、その他の部類の紙がかなり焼却されていると思います。このごみの減量は可能だと考えます。以上、課長にお尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 依光議員さんの1点目です。健康づくりについてということでお答えしたいと思います。

住民の健康づくりにつきましては、本年1月に一人一人が健康な生活を楽しみ充実した人生を送ることができる社会を目指した香美市健康増進計画を作成をしております。この計画はみずからの健康を考え一人一人が健康増進への努力をすることを目標として計画されておりますが、栄養や食生活の改善、そして生活習慣の見直しなど8つの分野ごとの取り組みを設定してありまして、その内容を現在広報のほうへ順次掲載もしてありまして周知のほうに努めているところでございます。また、計画の作成時に各分野別指標の設定としまして、まだちょっと把握ができていませんでした食生活、またストレスについての調査を現在行っておりまして、その結果も参考にしながら今後の健康増進計画の実行に関係団体とともに取り組んでいきたいというふうに思っております。

平成23年度の取り組みとしましては、検診受診率の向上ということで平成21年度の特健診、また各種がん検診の受診率はいずれも20から30%台です。レントゲンにつきましては、先ほど若干下がっておるということで53.8%ということになっておりますが、ここ二、三年はほぼ横ばい状態が続いております。この取り組みとしましては、本年度、未受診者に受診していない理由のアンケート調査を行いまして、今後の受診しやすい環境を検討していきたいというふうに思っております。また、子宮がんの検診につきましては、現在2年ごとの実施の検診になっておりますので、1年、1回受診を逃しますと4年に1回の受診というふうになりますので、来年度につきましては、平成22年度の子宮がん検診未受診者を対象としまして未受診者検診を実施して受診の機会をふやしていきたいというふうに思っております。平成23年度につきましてはそういうことで進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(13番、依光美代子君、自席から「済みません。課長そのレントゲンがずっと受診率が下がってますよね、それには何が課題か…」と発言する)

○議長（西村芳成君） 依光美代子君、依光さん、お手元で再質問してください。

環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 13番、依光美代子議員さんのごみ減量についてのご質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物処理基本計画についてですが、これは廃棄物処理法によります香美市におけるごみ処理について、長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本計画となるごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めた計画で、平成18年度に策定されました。この計画の中でごみ減量化の数値目標といたしまして、平成22年度までに平成13年度に対して5%の減量を目指しております。平成13年度の基準年度の本市のごみ排出量は年間8,974トンで、平成21年度では年間8,245トン排出し削減率は8%になります。この時点で削減目標はクリアされましたので中間目標年度の平成22年度には削減率もさらに上がるものと見込んでおります。現在ごみの排出量は横ばい状態の中で若干ながらも減量に向かっているのは、資源循環型社会を目指しごみ

の分別収集等の施策を実施するなど、また、昨年配布いたしました水切り用具「押しの一手」の効果並びに住民のごみへの意識向上が高まりつつ、これらの効果が継続されているものと考えております。

議員ご指摘のさらなるごみの減量のための新たな分別や取り組みにつきましては、現在情報収集中でありますので、当面の間、現状の施策でありますごみの3R、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再生利用をごみ行政の中心課題として位置づけ、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図り市民の安全で快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、ごみ処理の最終目標であります循環型社会システムの構築を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

なお、議員ご指摘の平成21年度の1人当たりのごみの排出量は、これ可燃ごみですが平成21年度は588キログラムに当たります。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

健康づくりについてであります。先ほど答弁が抜かってまして、そのレントゲン検診が年々低下しているということで、この原因が何かということ把握できているかどうかということでご答弁をお願いいたします。

そして、平成23年度特にどんなところに力を入れていくか、これに対してもご答弁が、私がよう聞き取らなかったのかもしれませんがお願いいたします。

それと、今高齢化に従って医療費っていうのは上昇の一途をたどってますよね。やっぱり悪くなった人への手だても大事、それから検診に行かない、抜かっている人に促進するお電話とか訪問とかそういうことも始められたって、前々議会かな、でご答弁があったりもしたんですけどもそれはすごく大事なことだと思います。未受診者に対してアンケート調査を今行っているのでしょうか？済みません。私が十分よう聞き取らなかったのも再度お願いいたします。そのできない人へのフォローっていうのもとても大事なことだと思います。

それと、特定健診、今年余り声を聞かないので少し心配するんですけど、先日病院の外来でちょっと話ししてたところが、その方に「特定健診を受けられましたか。」と言うたら、「いや、先生が私は受けんでいいと言うた。」と。「どうしてですか？」と言うたら、「日ごろかかっているから特定健診以上の検査をしているからそれは必要ないよと言われた。」って言うんですけど、それはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、そういう医療機関のほうにどのように指導というか連携をしているのでしょうか、お聞かせください。ぜひそういうことが、片一方でしたら構んよと言ったら、やっぱり受診率によって平成24年ペナルティーかかってきますよね、平成24年以後に。や

っぱりそこな辺を徹底をすべきでないかと思いますがお聞かせください。

そして、やっぱりそういうフォローと一緒にやはり市民みずから健康づくりに取り組む、の仕組みづくり、そういうことが必要ではないかと思います。病気にならない手だてや病気になりにくい体づくりのために継続した運動が必要ではないかと思います。高知県の分析によると、病気発症の要因の1つとして運動不足が言われております。市でも啓発活動として健康まつりやウォーキング、健康教室などを行っておりますが、それは単発でしかありません。運動は継続してこそ効果があり健康づくりができるのです。今健康づくりの補助金として毎年150万円予算化しているが限られた団体のみの利用になっております。そうではなくもっと効果を出すため浅く、広く活用ができないものか。補助をすることで運動する人のすそ野を広げ健康な人をふやせば、健康長寿も可能であり医療費の抑制にもつながると考えます。せっかく、健康づくりの予算を毎年不用額を出すのではなく、もっと市民の健康づくりのために有効に活用すべきです。隣町の南国市では、健康づくりに取り組んでいる総合型地域スポーツクラブが行う運動教室へ参加する国保被保険者に対して、参加費のうち1,000円を助成をする運動を進めております。このような形で皆さんにお知らせをし、健康づくりのためにということで会費の1,000円補助であったり、また、トレーニングルームを使う方に対して1回使えばスタンプ、それが10個集まれば年に2回ですが抽せんにより景品が当たるというようなことで楽しみを持って運動の継続を促す、そのような取り組みが行われております。やはり運動は単発でやるんじゃなく継続してすることで健康が維持できるし、健康がまた回復ができると思うんです。

そこで、香美市の総合型地域スポーツクラブや健康づくりの運動教室全般を対象に国保被保険者に対してこのような取り組みができないか、また、セレネのプールやトレーニングルームを利用して健康づくりをしている国保加入者に対しても南国市と同じような取り組みができないかお尋ねをいたします。

ごみ減量についてお尋ねをいたします。

ごみの削減目標が達成できているということで私もほっとしました。かなり努力をされてるし、いろんな啓発というか広報に載せることもいい皆さんの啓発になっていると思います。私も時々こうして議会で質問をさせていただきますが、段ボールコンポストのときなんか3名の方から問い合わせがあって、あれはどんなにしたらいいだろうということで教えてあげたりしました。やはりごみの削減ということは本当に皆さんの協力、ちょっとした心がけで大きくできると思います。ただ、私が少し心配するのは、確かに排出量のトン数は少なくなっていますが人口も減少しております。それで、わかれば平成13年度の1人当たりの排出量と平成21年度可燃ごみだけでございましたが、全体として1人当たりどれぐらいになっているかということをお聞かせをください。

それと、新たなごみ分別、今情報収集したりしているということでございますが、ぜひ、この計画の中の検討課題にこれあるんですよね、新たな分別ということで2項目あ

ります、検討課題が。1つは、びんや靴など地区によって一部異なっている分別方法の統一を行う、これ山田と香北と物部と違いますよね、一部違う地域がびんや金属類であると思う、そのことを指摘していると思います。もう1点は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生可能な紙類をその他の紙として新たに分別収集し燃えるごみの減量並びに資源化を図るということで、この検討課題の中で今後も現状の分別収集を基本とするが、主に以下の2点について見直しして検討していくこととしているということです。この計画の中でやはりやって、中間になったからどれぐらいまでこのことが議論されて進んでいるのか、そのことを少し聞きたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、平成23年度の取り組みということでございますが、平成23年度につきましては検診率ここ二、三年横ばいですのでこの向上に努めていきたいということです。その一環としまして本年度の未受診者に受診していない理由のアンケート調査を行いまして、今後の受診しやすい環境を検討していきたいということとしております。

それと、もう1点、子宮がん検診につきましては、2年に一度の検診ですのでそちらのほう一度抜かしますと4年に1回の検診ということにもなりますので、本年度受けてない未受診者対策としまして平成23年度に未受診者を対象としまして子宮がん検診を行ってきたいということとしております。

それと、レントゲン検診の低下の要因ということですが、これにつきましては済みません、申しわけないですがよう把握をしていないところです。年にもよりますが、やはり雨天、野外での検診が多いですのでやはり雨天等にも左右される面もございますが、レントゲンにつきましてはここ二、三年下がっておるようでございますのでまた把握もしていきたいというふうに思います。

それと、特定健診の医療機関での受診ということでございますが、これにつきましては医療機関のほうへも受診しているからといって受けなくても構わないということにはおおりません。特定健診のほうを受けていただくように医療機関のほうへもお話をしておりますが、なお、さらにまたお願いもしていきたいというふうに思います。

それと、あと運動のお話が出ましたが、セレネのほうにつきましては、昨年度につきましては特定健診の、ちょっとはつきりよう把握しておりませんが要指導者か要何とか言いますが、そういう方についてセレネで運動教室を実施しておったようですが、その実績というものが少なかったようですので本年度につきましてはセレネのほうの運動教室は中止にしておるようでございます。

それと、総合型スポーツクラブのお話も出ておりますが、こちらのほうは依光議員も大変ご存じですが民間のほうでやられております。いろいろと各地で教室も多くされて

おりますので、また徐々に広がりが見られて地域の健康づくりに役立っていくんではないかというふうに思いますが、なお広がりが持てればいいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光美代子議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

平成21年度は可燃ごみしかちょっとわかっておりませんので、全体につきましてはちょっと把握、きょうのところはしておりません、また後日ご連絡したいと思います。

それと、ご指摘の基本計画書の分別の収集計画、この取り組みの変更につきましてはガラスと紙類ですが、これにつきましては現在新聞、雑誌、段ボール、紙パックは再資源化しております。それで、その中でそれに該当しないその他の紙につきましては、新たに分別収集し燃えるごみの減量並びに資源化を図るということであつたわっておりますので、これに向けこれから取り組んでみたいと考えております。

それと、びん類ですが、これにつきましても統一に向け今後取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。

済みません。健康づくりについてでございますが、健康づくりの課長さんのほうではご答弁もらえんかなと思いましたが、国保の事業の中に健康づくりの予算がありますよね、課長、その予算が毎年不用額が出てますよね。限られた、最初の1回目に質問をしたんですけど、せつかくだったらやっぱり限られた人だけに使うのではなくって、浅く広く使うことによって健康を推進できると思うがですよ。そういう費用を南国市のような取り組みができないかということで質問をさせていただきましたので、その点についてご答弁をお願いいたします。

そして、やはりこの健康づくりについて、やっぱり大きな目標という意味でやはり健康長寿、健康長寿に市民の皆さんをするにはどうすればいいか、やはりそこに、大きな観点になるけれど持っていたきたいと思いますがその辺はどういうふうにお考えでしょうか。私は、香美市が県下一の健康長寿の町になってもらいたい、そんなまちづくりをしたいというふうに思っていますが、課長のほうどのようにお考えでしょうか。いや、この大きなテーマになるから、済みません、市長としてここに関してご答弁をいただきたいと思ひます。よろしく。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の健康づくりについて、国保の健康づくり推進事業で健康づくりを推進している団体に補助金を出しているわけですが、それが毎年不要額として残っていると。そうではなくて広く、国保の方の一部の方が使うのではなくて広く使えるようにというご質問だったと思うんですが、昨年健康づくりの課長からも

答弁をさせてもらったんですが、特定健診を受診した方にセレネの利用券ということで助成をする補助券のようなものを発行をして健診と運動づくり両面を促すような事業を行いました。セレネの会員さんの増にはつながらなかったようで本当わずかの利用にとどまっております。セレネを利用するということであればあんまり効果はないのかなというような気はしますが、確かに団体への補助金については3年間の限定でありますし、5団体の予算を立てているんですけど2団体から3団体ぐらいの助成にとどまっているということで今後検討していかないかのではないかとこのように考えます。どのような方法がいいのか、また、国保の運営協議会へも意見を出したりして協議をして進めていきたいと思っておりますので、またご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時33分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、消防関係についてであります。香南市沖での地震が10月初めより頻繁に起きており南海地震の前ぶれ等ではと心配しているところではありましたが、12月11日付の高知新聞記事において南海地震との直接の関係はないというような報道もありましたが、記事の最後には地震研究が進んでいるといってもどこでどんな揺れが起きるかわからないのが地震の怖さであるといった内容がありました。そういった現状からも南海地震対策については本市にとっても重要な施策であると考えます。現在公の施設の要、また大規模災害時において災害対策本部が設置され指揮命令系統の中核である新庁舎の建設が来年3月の完成を目指して進んでいることは大変心強く思うところであります。また、このたびの課等の編成によりまちづくり推進課の設置を予定されていますが、その中には防災対策及び自治会をリンクさせたことは今後の自主防災組織の設立、充実、発展させていく上において非常に意義深い取り組みだと思っております。自助・共助・公助の役割を継続して実行していくことが重要であると考えます。

そういったことから消防庁舎については、大規模災害時、南海地震等においていち早く活動しなくてはならない施設であると考えますが、消防庁舎の建設計画についての取り組み状況についてどのようになっているかお伺ひします。

また、香北地域、物部地域の拠点になる香北分署についての耐震工事、また改築工事についてどのように考えておられるか。

次に、2点目の財産関係の保育園の質問につきましては、通告はいたしました但取り

下げさせていただきます。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 12番、島岡議員の消防関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の消防庁舎の建設計画についての取り組み状況についてでございますが、これまでも何度か消防庁舎についてのご質問をいただきお答えさせていただいてるところでございますが、まちづくり計画にも耐震構造の消防庁舎を建設するとしておりますので、これまでも申し上げてきましたとおり現在建築中であります本庁の庁舎完了した後、早い時期に実施すべく職員による検討委員会を立ち上げまして、現在この時代に即した消防庁舎として必要な機能面の調査と検討を行っております。今後は、実施計画また実施設計へと順次効率よく移行できるように年度内に基本構想を作成する予定で進めているところでございます。

今回の消防庁舎の建設につきましては、庁舎と訓練施設のみならず消防救急無線のデジタル化の整備というのがございまして、また、それに伴います通信の指令施設の整備も同時に行わなければならないというところから、庁舎の設計からその通信施設の整備、運用を開始するまでにやはり3年ないし4年を要するものと想定をしております。今現在使用しております消防救急無線、アナログでございますが、この使用期限が平成28年5月31日までというふうになっておりまして、それ以降の電波管理局の許可の延長はないということで、デジタル化への移行は遅くとも平成27年度中に確実に完了していなければならないという状況でございます。このことから順次さかのぼってみますと平成24年度中には実施設計に、また、平成23年度来年度でございますが、来年度からは積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。今後は庁舎建設に向けたスケジュールを詳細に調整し、まずは財政、財源が必要でございますので財政当局とも協議をしながら計画に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。また、消防救急の無線のデジタル化につきましては、もう既に今年全国で6消防本部が総務省の関係で試行的に実施を始めております。これから平成27年度まで、この五、六年の間に全国のすべての消防本部がアナログからデジタルに切りかえるということで計画どおりに進められるかどうか、いささか若干不安もございますので可能な限り前倒しができるように努力したいというふうに考えております。

次に、香北分署の耐震工事、また改築についてどう考えているかというご質問でございますが、香北分署は本署から2年後の昭和49年2月に建設しておりまして、本署と同じく新耐震基準には適合していない建築物でございます。このため当然本署と同様に改築することが望ましいとは思っておりますが、やはり市民の生命と財産を守るという消防本部の組織の拠点であります庁舎につきましてはその耐震基準に適合するように建てかえるのか、また補強工事をするのかということについてのことはまだ決定しており

ませんので、この本署の建設をする段階においてまでに検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡です。2回目の質問をいたします。

平成24年度に実施ということでもいいですが、その現有地で今のこの庁舎みたいな形での建築は可能かどうか、新しい候補地が要るのかどうかということをお聞きしたいと思います。消防上の倉庫とかいろんな形のことを述べられてましたけど、システムとかそういうことを言いよったら現有の今の場所では建設が困難な状況が生まれてくるように受け取れますが、そういった形の中で候補地を早く選定することが、実施設計に向けて平成24年度に向けての取り組みが先に、土地の今課等で署員が選定をやっている中で、面積があそこで限界であるのであれば先に設計の段階で候補地を選定する作業に移るべきと自分は考えますがその点。

それと、通信と言いましたが、ほいたらシステム消防ですというふうな形をとられるのか。よう消火栓の位置とかがデジタルで画面へ出てくるようなシステム消防の指令とか命令を下すような通信と理解していいのか、その2点だけ。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 12番、島岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、建設の場所の件でございますが、現在の本署の消防本部のありますところの敷地が1,735平方メートルということございまして、ごらんになってご存じかと思いますが庁舎と訓練をする施設が非常に狭いということで、現在概算で必要な庁舎の面積、敷地面積でございますが、と訓練施設を整備してもおおむね3,000平米ぐらいは必要でないかというふうに思われますので現在のところにそのままというのはなかなか厳しい、このためその敷地の確保ですね、それに取組まなければならないと思っております。

それと、もう1点の消防のデジタル化の無線の件ですが、これはシステム消防ということではなくて現在使っております救急もしくは消防車との通信がですね、その認可が、テレビもいろんな通信関係がすべてデジタル化に移行しておりますが、それと同じようにいわゆる活動波のアナログの許可の延長を平成28年5月31日をもってもう総務省そのものが打ち切ると、電波管理局がそれ以降の延長はないよということございまして、活動波をそのままデジタル化するというところでございます。

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。通告に従いまして質問を行います。

まず、最初に、T P Pへの参加の問題についてお尋ねをします。

政府は、11月9日、環太平洋経済連携協定、TPPについて関係国との協議を開始するとしました。包括的経済連携に関する基本方針を閣議で決定したわけであります。基本方針はTPPの協議開始を情報収集のためなどと言っていますが、一方では国内の環境整備として国内農業との両立のための農業構造改革推進本部の設置、非関税貿易を撤廃するための規制緩和の推進などを明記しており、菅民主党政権がTPPに向かって走り始めようとしていることは明白であります。

TPPは、関税を原則撤廃し農産物の輸入自由化を進めるものであり日本農業と地域経済に深刻な打撃となります。農業分野の関税を完全に撤廃すれば、日本の食料自給率は14%まで低下し米の自然自給率は1割以下となります。TPPへの参加は、おいしい日本のお米を食べたいという消費者の願いにも反し、国民の食の安全と安定的な食料供給を大きく脅かすものであります。農産物の関税撤廃は世界の趨勢のように宣伝されますがそうではありません。農産物輸出国であってもEUは20%、アルゼンチンが33%、ブラジルは35%などと関税は高く、アメリカでも乳製品や砂糖の輸入規制は続いているところであります。日本は既に平均12%まで関税を下げており、農業について鎖国どころか世界の中で最も開かれた国の1つになっているのが現状であります。地球的規模での食料不足が大問題になっているときに輸入依存をさらに強め、豊かな発展の潜在力を持っている日本の農業を無理やりつぶすことなど絶対に認めることはできません。被害は農業と食糧の問題だけにとどまりせん。農水省は、参加した場合の雇用減を農業やその関連産業などを合わせて340万人と推定されています。TPPへの参加は日本農業を破壊するだけでなく国土と環境、疲弊している地域経済の破壊を推し進め、雇用破壊を進めるものにほかならないのであります。TPPへの参加を強く進めている日本経団連などは乗りおくれるななどとあおり立てておりますが、この恩恵を受けるのは自動車、電機などの一部の輸出大企業だけであります。一部の輸出大企業のために日本農業を破壊し国民生活に多大な犠牲を負わせることは断じて許すわけにはまいりません。自国の食料のあり方はその国で決めるという食料主権、関税など国境措置の維持強化、価格保証などの農業政策を自主的に決定する権利を保障する貿易ルールこそが日本にも国際社会にも求められているのではないのでしょうか。

ここに土佐香美の12月号の月刊誌といますか、これがありますが、この中にも守ろう日本の農業ということで大変厳しい告発されています。政府は、平成22年3月30日に新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定しました。その中身は、平成32年までに食料自給率を50%に引き上げ、食の安全、安定供給、国内農業、農村の振興を損なうことは行わないというものでした。ところが、TPPを結ぶと食料自給率は14%に下落すると見られ、食料・農業・農村基本計画との整合性を図ることも食料自給率の向上も到底不可能であると言わざるを得ません。国民の8割以上が国産農産物を望み日本の食料自給率を伸ばすべきであるとしています。それに反し地方と農林水産業を壊滅へと追い込み、命の保障を放棄してまで追求しなければならない経済成長とは一体

何なのでしょう。日本経済の発展のためには農業や地方経済の犠牲はやむを得ないことなのでしょう。地域経済と日本農業を壊滅へと導くTPPへの交渉参加を認めることは断じてできません。日本の農業を守り日本の食を守ること、地域社会と農業の振興が私たちJAの使命なのですからと、こう訴えを出されているということは皆さんもお目にとめていることと思うわけでありませう。

これらの農業者、団体の動きを含めて12月8日の市長の意思表示であったと思われる。ぜひとも最後まで反対の意思を貫きましてTPP阻止のために頑張り抜いてほしいと思うものであります。本市でも11月26日の臨時議会でTPP反対の意見書を提出、香南市でも、また南国市を初め県下各地でこの提出が進められておるところでございます。南国市では、この影響と、TPPの影響についても予測は発表されておりまして米の9割が減産に追い込まれる、それから四万十市では12億円の減収の見込みだというように大変な数字が出ておりますけれども、本市への影響はどのように予測されているのかお答えをお願いいたします。

また、こういうことを阻止するということにおける各種団体とも連携して頑張り抜かにかあいかんのかという、各団体との連携についてのご姿勢をお伺いするものであります。

2問目の地上デジタル放送について質問します。

来年7月以降は現在のアナログテレビは映らなくなる、そのために電波の確保や受信設備の取り付け等が進んでおります。エコ商品として薄型テレビも普及しております。電波が確保され受信機が購入できる方はまだ時間的な余裕があります。しかし、電波は確保されてもテレビの買いかえに苦勞されてる方、古いテレビにチューナーの取り付け、アンテナの取りかえ等理解されていない方、またこのシステムを知らない方等さまざまな要件をはらんでいます。行政の指導と支援なくしては解決しない大変難しい問題だと思います。

少しでも前に進める立場からお尋ねをします。まず、1点目として、生活保護世帯などNHK受診料全額免除世帯の数は幾らあるのでしょうか。また、その家庭のチューナーやアンテナ等の取り付けや買いかえも含めた実態を行政として把握しているのかどうかお尋ねをします。

2点目として、来年度から市町村民税非課税世帯に支援策が拡大されると聞きます。その制度の詳細と本市の対象戸数はどれほどなのかお尋ねをします。これらの今述べました対象者は全員視聴できるように行政はどこまで責任を持って今後の対応を進めていくのかお尋ねをします。

3問目として、交通災害共済についてお尋ねをします。

交通災害共済の加入資格は香南市、香美市及び県内の町村に居住し住民台帳に記載されている方、または外国人登録されている方は年齢に関係なく加入できるとなっております。これは1年間に1人当たり700円の掛金と理解しているものです。加入者から

は掛金が少なくて一定の保障があると好評であります、改善をする必要もあると思うわけであります。

まず、1点目に、この共済は香南市、香美市と県内の町村とありますが、他の市との関係及びこの共済の成り立ちはどうなっているのかお尋ねをするものです。災害見舞金を受け取る際に高額な診断書の提出が求められますが、加入者の負担軽減をするためにも診療明細書、今診療明細書が非常に詳しく書かれているようになりました。こういうことで診療明細書の提出でもって診断書にかえることができないのかどうか、その点をお尋ねをするものです。

以上1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 片岡議員の1回目のご質問にお答えを申し上げます。

ほとんど私たちの思っていることを議員がおっしゃってくださいましたけども、皆さんもご承知のとおり政府は11月9日に環太平洋連携協定、いわゆるTPPにつきまして関係国との協定を開始するなどの包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定いたしました。このTPPは例外なき関税撤廃を原則とする協定でありまして、TPPへの参加は農業を初めとします第1次産業にとって大きな脅威となります。国の試算によりまして食料自給率が40%から14%に下がるとの数字もありまして、今年3月30日に閣議決定しました新たな農業・食料・農村基本計画での10年後の食料自給率を50%に引き上げる方針との整合性がとれなくなります。また、米作、畜産は壊滅的な打撃を受けるという予想もございまして、今後これらの生産ができないようになれば農業生産だけでなく生産資材や建設、運輸、通信など幅広く地域その他産業にも影響し、農業生産額だけの減少だけにとどまらなないと考えております。TPP参加の影響への有効な対策が見えない中でTPPに参加することは、余りにも拙速で賛成できるものではございません。

そこで、本市への影響ということでお尋ねをいただいております。米につきましては9割方が減産になる、それから、畜産につきましてもかなりの部分で打撃があるということが予想されております。その影響額につきましては、米と畜産だけに関しましても約8億円というふうにそれぞれの資料から試算をいたしております。それから、野菜への影響につきましては、ナス、キュウリ、ピーマン、ネギ等ほとんどの野菜の生鮮または冷蔵したものの関税は3%であるようでございます。このようにもともとの関税率が低いこと、鮮度が求められること、植物防疫法等、日本国内に海外の病害虫が進入することを防ぐための措置も講じられていることなどから、関税が撤廃されても輸入量が急激にふえるということはないと思われるということにはなっておりますけれども、これらにしましても今後海外の生産物が入ってくる可能性というのがは否定できるものではありません。

2番目の連携して阻止ということでございます。先の11月の香美市臨時議会でもT P P交渉に反対する意見書の提出についてをご決定いただきましたように、香美市とし
ましても国に対して地域経済の疲弊を招く1次産業の衰退や社会的、経済的活力を減退
させないよう、各種会合にも参加いたしまして議会の皆様や他市町村、関係団体とも連
携をして求めていきたいと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 片岡守春議員の地上デジタル放送に関して、お尋ねの具
体の数字等につきましては所管課のほうからお答えをしていただくこととしております
けれども、私のほうからは最近の動向等についておつなぎをさせていただきたいとい
うふうに思います。

ご指摘の2番目にかかわることですけれども、去る12月3日付で総務省情報流通行政
局地上放送課からの事務連絡といたしまして、地上デジタル放送の推進のための低所得
者支援の拡大についてというお知らせが通知されたところでありまして、概要としまし
ては、平成21年度から経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して
簡易チューナーの無償給付等の支援を行っていることについては、平成23年度の国の
予算の成立を前提といたしまして新たに世帯全員が市町村民税が非課税の世帯に対して
簡易なチューナーの無償給付と、設置に関して必要な場合は電話サポートを行うとい
うことが示されたところでございます。これまでの支援につきましては、対象としては生
活保護等の公的扶助受給世帯、それから2つ目には世帯全員が市町村民税非課税の世帯
で障害者のいる世帯、3つ目に社会福祉施設入所の世帯と、この3つに加えてNHKの
放送受信料が全額免除されている世帯と、これが対象となっておりますけれども世帯全
員が市町村民税非課税の世帯まで拡大されたと、こういうことでございます。

これについてその市町村の責務といいますかそこについては、この事業そのものにつ
いては問い合わせも含めて総務省地デジチューナー支援実施センターに直接対応して
いただくシステムになっております。すなわち国が直轄してやる事業ということになっ
ております。自治体といたしましては、国の予算に係る動向等を勘案をしながら広報等
でお知らせの準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の地上デジタル放送に関してお答えします。

1点目のNHK受信料全額免除世帯数とチューナー等の取り付け件数についてお答え
します。

NHKから照会のありました6月末現在の受信料の全額免除世帯の名簿に基づきまし
て8月にチェックしたときの件数になりますが、NHK受信料が全額免除となっている
世帯は307世帯です。また、チューナー等の取り付け件数、これは11月29日現在

の数字ですが、香美市の方でチューナーの申し込みをしている世帯は359世帯です。そのうち取りつけが完了している世帯が187世帯、チューナーを直接送付した世帯が69世帯、未処理の世帯が78世帯、助成の対象とならなかった世帯が25世帯となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 片岡議員の地上デジタル放送に関しての分で、対象となる戸数ということでございますけれども、現在税につきましては新聞等でいろんな控除の問題とかいうことが出ては消え出ては消え、こちらの対象を把握するとかいうようなことでしてございましたけれどもだんだんわけがわからなくなってきております。

この世帯非課税という考え方につきましても、税課税は基本的には個人課税です。個人に扶養者がくっついて控除等を決めて課税をいたします。というのは、世帯が離れておる場合、つまり学生なんかでひとり世帯の場合、また世帯が違って高齢者の方が扶養されている、施設等へ入居しておっても扶養されておると。扶養しゅう方は非常に、仮に高額な所得があるというような場合、その学生の方なんかは当然その高額な所得を持ちゅう方に扶養されておるわけです。その方は世帯だけを見ると非課税なんです、その方1人で来てますので、その方の世帯だけで見ると、そういうとらえ方を果たしていいのかというようなことがはっきり示されておりません。これは現在世帯全員が非課税ということで回ってきておりますけれども、そういったことが全然マニュアルとして出てきておりません。これはマニュアルとして出てくるといふふうには聞いております。

それと、いつ現在の時点で把握するのかという問題があります。これ年度が変わってやるのか、もう平成22年度に入れればすぐやるのか、平成22年度にやるのであればうちは平成22年の1月1日現在で課税をしておりますけれどもそれ以後に転入してきた方も当然おいでです。その方は課税者が非課税世帯に入ってきた場合はどうなるのか、現在の世帯状況ということであればその方も対象になる。香美市では非課税世帯ですけども現在の状況では課税世帯になり得るといふようなことになります。となると何を持って対象世帯かというのは現在のところ把握のしようがないということになります。そういう理由によりまして現在その対象世帯というような把握はできかねます。証明書の発行については、当然申請があれば遅滞なくうちのほうは香美市の分であれば証明書の発行はいたして対象者の方の不便にならないような対応はしたいと考えておりますけれども、対象者の数についてはそういった理由でちょっと把握ができかねる状態でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員の交通災害共済についてのご質問にお答え

いたします。

まず、1つ目のこの共済は香美市、香南市、県内の町村とあるが他の市との関係及び成り立ちはどういうご質問ですが、ご質問をいただきました市町村災害共済事業は高知県市町村総合事務組合の事業として行われております。市町村総合事務組合は、県下9つの市と23の町村、22の一部事務組合、1つの広域連合の多くの構成団体で組織されておりまして、この組合議会の議員は県下の加盟市町村から選出されました首長や議会議長が務められております。この組合事業の1つとして行われております交通災害共済事業は、議員の言われましたように2つの市と23の町村が対象市町村となっております。もともと高知県町村会が行っていたもので、香美市、香南市はもとの香美郡8カ町村で加盟していたものです。もともと市はなかった、町村会に加盟していたところがやっていたと、いうそういう流れで来ております。現在もそのまま引き継いで行われておりまして、共済への加入や共済見舞金の請求は該当市町村を窓口として行われているところでございます。

それから、2点目のご質問の災害見舞金を受け取る際に診断書でなくても診療請求書等の提出でもよくはないかというご質問でございますが、事務組合交通災害共済条例施行規則の中に見舞金の請求には医師の診断書を添付しなければならないとなっております。診断書の様式もありまして代々それにより提出してもらってきましておったところで。今回ご質問をいただきまして念のため組合事務局へ問い合わせをして聞いてみましたところ、傷病名がわかること、行われた治療が交通事故によるものであることがわかること、治療を受けた日数がわかること、この3つが証明できていれば必ずしも診断書でなくてもよいということでございます。今まで規約どおりに診断書を提出してもらってききましたが、次の事例からは対象となられました方にこれらを説明いたしました上で書類等を出してもらうように、その書類で事が足りればそれでいけるようにしたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。2回目の質問をします。

TPPの問題については、大変な姿勢を示していただいております。

ここに私が持ってきているのは、日本共産党高知県委員会委員長の佐竹峰雄様ということで要請文が来てます。だれから来ているか、高知県農業協同組合中央会会長、高知県農協農政会議会長、山崎實樹助さんという方から共産党に対して要請文が来てます。その中でも今、課長のおっしゃられたとおり、「例外を認めないTPPを締結すれば日本農業が壊滅的な打撃を受けます。農家所得は保障されても輸入が増大し国内生産は崩壊する恐れが極めて高いと思われまます。さらには関連産業は衰退し地方の雇用が失われることも懸念されます。これでは国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能と思われまます。高知県においても農業を中心とした第1次産業は基幹産業であり、T

PP締結による県内産業の衰退などの影響ははかり知れないものがあります。したがって、我々は我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできません。この趣旨を十分にご理解いただき、貴会」、貴会というのは日本共産党です。「におかれましても県議会、市町村議会等での活動を通じて交渉への参加反対の立場の働きかけを行われるよう強く要望します。」ということで、これは県の委員長と会談もして日本共産党は全面的に締結に反対するという意思表示をしておるわけでございます。

高知新聞を見ますと、きのうは雨の中ではありましたが高知はた農協のほうでは400名集めての大きな集会を開いて、この意思を統一するというで反対の意思統一をしておるわけです。農協の方針としましては、全県の農協の単位で集会を開いて、最後には県下全域の統一した集会を開くというような目標を持ってやられてきてるようです。少なくとも僕は日にちはわかりませんが香美の農協もこういうことに参加を、ここで農業者を集め関係団体を集めての意思統一をしたいと思いますけれども、ぜひとも市長さんの持つて大きなお力を發揮していただけますよう要請をしておくものです。よろしく。どういう立場で反対の姿勢をアピールしていただけるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

テレビのことについてでございますけれども、僕が聞いているところでは、この間電話でお聞きしたところでは314世帯がNHKの免除世帯であって、そのうち141世帯については対応を確認をしてきてるというように福祉のほうからのお返事ではいただきましたが、今の答弁によりますと未処理、何もしてないのが78世帯ということでは言われました。そのように私が受けとったわけですがけれども思うたより少ないというように思うわけです。これは県のほうも調査に、進捗状況については調査をされてるようでございますけれども、私も二、三名のテレビのチューナーとアンテナを取りかえてもらったという人と直接話ししたんですけど、どこの業者か知らんけど来てやってくれたということで、私はこれは市内の業者がやってくれるもんかと思うたら何かそうじゃないようですよということですが、それは行政のほうはどこの業者が来てやりゆうかはつかんでいるかどうか、わかればお尋ねをするものです。

それと、これは全部申請方式ということなので、なかなか今までやってくれた人、今までの申請をしてくれた人は割とスムーズに進んでいるようですけれども、全国的には280万世帯このNHK受信料の免除があると。その中で7月の段階で88万世帯が申請をしているという中では、まだこの時点では200万世帯が申請漏れということなので、香美市の場合でも、本市の場合でも今までやってくれた人は健康とかそういうことで非常に市役所へも出向いてきて申請もできたのやと思いますけれども、これからあと残っている人についてはいろんな事情を持ち合わせている方が残っているのではないかと思います。この申請主義について行政は、やっぱり市役所は生保の関係では担当者が月に1回ないし2回訪問しゆうと思いますき、そのときにやっぱり書類を持って行って

その場での申請の手続をとるということが、僕はやっぱり非常にこれから残っている人の対応については大事ではないか思いますけれどもそれはどうなのか、そういう手続はできるものかどうか。

それから、市町村民税非課税がわからないということ、数字的には出せないということ、いろいろと内容的にはわかることはあります。私たちもこの政府がテレビのアナログからデジタルに変えるということについての責任をもっととってもらいたいという姿勢はすごく持っております。というのも、今言う非課税の世帯にチューナーだけを送りつけるにしても、これはやっぱり行政がかみ合わざったらできないと思います。個人情報関係でだれがこの非課税かということ、香美市の中身を全部総務省が知っちゃうわけじゃないと思います。どうしてもここで何かのルートで連絡をとらなかつたらだれがどうなのかということ、つかめられんんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどういうことになっていくのか、非常に無責任なやり方やと思うんです。仮にチューナーを非課税の方がわかって送りつけてくれた場合でもチューナーだけではいけないと、アンテナも変えないかん家ということになったら非課税の方はこら大きな負担をやっぱり強いられるわけなんです。これはどうしても工事屋さんを個人が呼ばないかんということになりますのでね。そこらあたりははっきりと行政がどこまで責任を持ってこのことを進めていけるのかどうか、その姿勢を聞きたいと思います。

それから、交通災害の問題では、非常に前向きな答弁でありありがとうございます。私に訴えてきた人は3日から20日未満の傷害を受けた方なんです。これは自転車に乗って倒れたということで、市役所のほうに申請に来たら5,000円の診断書を出してもらわないかんということなので、もらえるお金が2万円なんです、この人はね。そのうちの4分の1は診断書を書くのに要するというような保険のあり方はやっぱり問題ではないかと。もっとここの軽減をすべきやないかということで今回この提案というか質問をさせてもらったわけなんですけど、3点ほどが証明されればそれでも認めるという方針だそうなので、そのことはぜひともこういう見舞金の請求に来たときには親切に説明をしてもらえますようよろしくお願いを申し上げるものです。

2回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の2回目のT P Pへの反対に対する市長の姿勢をというふうなご質問だったと思います。

このことは諸般の報告の中で私のほうから私の姿勢については述べさせていただきました。大変議論が多く、今高くなってきておるわけでございます、農業問題の中でも大変大きな問題としてクローズアップをされております。今ちょうど私ふだん愛読いたしております現代農業のT P P反対の大義という小冊子に論文が出ております。これでは先のA P E Cの中で菅首相が、日本は今再び大きく国を開く決断をしたというふうな言葉を述べております。龍馬伝を少し見過ぎじゃないかなと、ちょっと感化されたので

はないかなというふうに思ったわけですが。

(笑い声あり)

○市長（門脇槇夫君） なぜＴＰＰが浮上してきたのかということもこの中には書いております。特に今シンガポールであるとかニュージーランド、ブルネイ、チリが加盟をしているわけでありますが、それにアメリカ、カナダ、オーストラリア、ペルーなどが追随して加盟をしようと、また検討するというふうな表明をしております。これはＴＰＰがＦＴＡとかＥＰＡよりもさらに強力な関税を全面撤廃ですか、そういうことが一つたわれているわけでありますので、こうした中で貿易の自由化によっていわゆるアジアの巨大な消費地と言いましょかそうしたところをねらい撃ちをするというふうな、バックにはそういう考え方もあるようです、この本によりますと。そういうことからしても大きな課題を含んでおると思いますが、ちょうど１１月１０日か１１日だったと思いますが、東京に行っておりましたが全国農業中央会が全国の農協を集めて２，０００人規模の大集会を日比谷公会堂でしておりました。私ちょうど衆議院会館の前でそれと会ったわけですが、物すごいパワーで全国の農業生産者団体が集まって反対運動をしておるところにちょうど出会わしまして私も一緒に行進をしたいぐらいに思ったわけですが、別の用事がございましたのでしませんでした。

そうしたいろいろなものが言われている中でやはり日本の農業が壊滅をするという事態に陥りはしないかということ、私自身は思っております。特にこの中山間地域の多い、特に日本はほとんどが中山間地域で農業も営まれている面積も多いわけですので、そうしたところになると大変お米への影響が一番大きいと思いますが、中山間地域でもお米がたくさんつくられているわけですので、そうしたところへの影響が大きくなって就農をするということが困難になってくると国土の崩壊を招きますし環境の破壊も生まれてくるわけでありますので、私自身は農業の問題だけではなくてやっぱり国のあり方といましょか国全体が壊れてきませんやろうか、そして精神的なものも含めて農村のコミュニティーが失われていくと全体のコミュニティーも失われてくる状況が生まれるんじゃないかということから、私はこのＴＰＰにはやはり全面的に反対をしていかなければと。それと、各農協も、農協とは常にこのことについても連絡は取り合っております。そういうことで農協からも要請があるとすれば、当然そうしたことへも私個人としては踏み込んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の２回目のご質問にお答えします。

先ほどの世帯の数字ですけど、ちょっと混同しているかもしれませんが、今取りつけ件数ですね、そのお答えした件数は、地デジチューナーの支援実施センターに申し込みをしておいてそこが手続をしているとかの件数です。それで、問い合わせ自体はその支援実施センターに問い合わせをした件数です。片岡議員が先ほど言いました数字は、

314というのは生活保護の世帯だと思います。それから、生活保護受給世帯における地上デジタル放送への対応状況に関する調査っていうのが今年の10月31日にありましたので、そのときに報告したときに地デジ対応状況の確認済み世帯数っていうので141件というのを上げておりますので、それはこの数字だと思います。

ですから、どこの業者がやってるかっていうのは特に、直接かかわっておりませんので把握しておりません。

それと、生活保護世帯について少しお答えしておきます。

地デジ用のチューナーにつきましては、昨年生活保護世帯の全世帯に文書の郵送とか、ケースワーカーが訪問時にこういった制度があるっていうことでお知らせの周知をしておりました。ただ、先ほど言いましたこの生活保護受給世帯における地上デジタル放送への対応状況に関する調査っていうのがありまして、その際にNHK受信料の免除申請を行っていない世帯が多いっていうことで、再度ケースワーカーの訪問時にNHK受信料の免除申請や地デジへの対応について聞き取りとか手続をするように進めております。ほんで、原則としましてはやはり本人の申請だと思います。行政どうこうじゃなくって申請主義というか本人申請だと思います。それと、なおそのときに141世帯、地デジ対応状況の確認ができた世帯について確認しておりますけど、ちょっとそのときの数字を述べさせてもらいます。地デジチューナーの支援制度を活用する世帯141世帯のうち地デジチューナーを活用する世帯が90世帯、これが約64%、それからその他の方法で対応する世帯が24世帯、これが約17%、それからまだどうするか決まっていないという未定が6世帯で約4%、地デジ視聴の予定なしというのが21世帯で約15%でした、このときの調査では。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） テレビの問題について最後の質問をします。

私がこの質問の中で3問質問をしてるんですけど、この最後の3問目の、結局これからの、これからという表現は私が言っているように来年から新しく非課税の世帯にも支援が伸びるということも含めてでございますけれども、この7月14日に切りかわったときに問題が出てくりゃあせんかという、問題が出てこないという見通しですか、行政のほうとしては。すべての人に対象者にこの説明がなされて、そらもうつけなくてえいと、チューナーも何も要らんという人についてはそらもうしゃあないことですが、しかし、もっと早くわかっちゃったらというような形で、そういう苦言が出てくるようなことにはならないのかどうかね。その責任は、僕はこの生活保護受給世帯については福祉に100%の責任があると思います。個人申請と言いながらもそら申請できない環境の人も僕はおると思うんです。体のぐあいとか、市役所へわざわざそのことで出てくることについてのいろんな考え方をもちやう、おりゃあせんかと思うんです。僕はその点では申請主義は、訪問したときにこういうことがあるわということをやっぱり親切に

説明をして、その場で申込書を書いてもらうとかそういうこともできるんじゃないかということ私には言っているんです。だから、僕は、3問目の全員が視聴できるという保障がやっぱり100%近くにしていけるということが行政の責任やないかと思えますけど、そのことについての今後の取り組み、今まで以上の取り組みも必要やと思うけど、その点についてはどうですか、お尋ねします。

これで終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えします。

できるところまで責任を持ってってということですけど、生活保護受給世帯につきましては確かにケースワーカーが行って、今の制度ですとまず最初にNHKの受信料の申し込みというか免除申請をしてもらうということでそこをまず勧めております。今度制度が変わるということで今までの取り組みとは変わってきますけど。それと、その後NHKのほうの受信料の免除等を受けましたら申請用紙をまた送ってくるんでその場ですべてができるわけではなかったですよ。ある程度そういったことで、ケースワーカーも訪問時に皆さんにこういった制度があるっていうことの周知とこの手続をしてくださいって話しています。それで、ある方とかによったら7月の時点になったらまた考えるかっていう方も、ケース記録なんかを見ているとそういう方もおります。ある面本人が申請っていいですかね、制度自体の周知は徹底してこういった制度があるということでお勧めはします。ただほんで、そっから先はやはり本人にってもらうってところやと思います。

それから、非課税世帯に広がりましたのでそれ全部に対応するかっていうことになりますと、そういった広報とかいうことで周知をしていくっていうことになると思います。全世帯にそういったことを、何て言いますかね、かかわって行って訪問してってところは無理だと思います。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時48分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日 水曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 恵 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第9回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成22年12月15日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 千頭 洋一 君
- ② 7番 濱田 百合子 君
- ③ 10番 比与森 光俊 君
- ④ 4番 利根 健二 君
- ⑤ 14番 山崎 龍太郎 君
- ⑥ 11番 竹平 豊久 君
- ⑦ 20番 山本 芳男 君
- ⑧ 15番 大岸 眞弓 君
- ⑨ 1番 有元 和哉 君

会議録署名議員

7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） おはようございます。6番、千頭洋一でございます。通告順に従いまして質問いたしますのでご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、第1点目でございますが、民生委員の欠員解消策についてであります。本質問につきましても昨日同僚の山崎晃子議員が質問いたしまして詳しく答弁があり、今回取り下げようかということも考えましたが角度を変えまして質問をさせていただきます。答弁が重複するかもしれませんがひとつよろしくお願いいたします。

香美市の民生委員の設置の状況、それから県下の状況は昨日詳しくご説明があり、また門脇市長の諸般の報告の中にもございまして現時点では委員が6地区、それから主任児童委員が1名不足しているといったことでもございました。ご承知のように民生委員というのは、地域の住民の悩みを聞いたり高齢者等の見回り役としての民生委員、なかなか手が無いといった形に、高齢化が進むということと、そういったときに国の基準では、2007年に新任は65歳未満、再任は75歳未満という原則があったようですが、高齢化等によりまして新任も再任も原則75歳未満ということに変えましたがなかなか見つからないと。ほんで、後任が見つからない場合はこの例外も認めているといったことでもございます。

その中で過疎化等、限界集落の多い本市、特に中山間地域では高齢者、独居老人の見回り、それから障害者、母子世帯等の要支援保護者の生活相談、支援等に対しまして民生委員の任務、役割はますます重要になってきております。しかし、昨日もちょっとありましたように、行政は個人情報保護法というものを盾にとってなかなか個人情報の流出を心配して住民にその情報を提供してもらえないと。例えば、ちょっとお聞きしましたところによりますと地域への転入、転出そういった情報もなかなかもらえなかったり母子家庭の情報なんかもなかなかいただけないと。ただ、独居老人のはなんかいただけたとかいうお話もお聞きしましたが、何かあれば世間から責められるのは民生委員であり、責任が重い、業務が多過ぎるとか、高齢者ばかりでなり手が無いとかいうこと聞かされました。この欠員対策、解消策についてお伺いいたします。国の配置基準では、人口が10万人未満の市では120世帯から280世帯に1人といた基準があるようでもございますけども、この11月1日、本市では1万2,752世帯で人口は2,174名といった形でもございまして、本市の定数といいますか香美市では128名とお聞きしておりますが、そうしますと大体100世帯に1人の民生委員がおいでるといったところ

でございますが、なかなかそれでも6地区の民生委員さんと1人の主任児童委員さんがいないといったことでございますが、そのあたりのことを再度お伺いしています。

それと、きのうの答弁でもございましたが、活動費が土佐山田町、香北町、物部町、ちょっと答弁ございましてお聞きしましたが山田が、ちょっと確認させていただきますが活動費が土佐山田町が2,000円、香北町が1,300円、物部町が4,000円と、この3町が大きくこのばらつきがあるわけですけれどもこのあたりのことをちょっと、どうしてこうなっているのかといったことをあわせてお聞きしたいと思っております。

それと、欠員の地域の要請は自治会長さんに前年の12月に書類で出し、新たにまた5月に出して今年の12月という形になっておりますが、積極的に働きかけが必要であると思っておりますが、この文書だけでなく実際その地域へお伺いしていろいろお話すれば何とか方法がとれるんじゃないかということを考えますがそのあたりをご答弁願いたいと思っております。

それから、次に、地域座談会を開催するお考えはないかということについてお伺いいたしますが、3町村が合併いたしまして香美市が誕生しまして4年9カ月が経過しました今日、特に香北町、物部町の市民の中には、合併して地域はさびれ行政との距離が遠くなったという声を耳にしました。地域座談会を開催して本市の現状とか課題、問題点等の情報を共有して市民参加の市政を構築することにより、市民と行政がともに目指すまちづくりの目標をお互いに理解し合って本所、支所の充実も含め市民との距離感が短くなるのではないかということを考えましてこの地域座談会を開催する考えはないかをお伺いいたします。

毎年、区長さんを対象に香美市全体の行政連絡会は毎年4月にやっておりますが、特に香北におきましては、香北地区につきましては毎年1月の中旬に行っておりますが、この各地区、地域での行政連絡会に、今対象は区長さんだけでございますけれども、もしできれば区長だけでなく民生委員とか地域審議会の方とか、また地域住民の方も参画できないかなど、このように考えております。私たち議員は地域住民の手足となって行政と市民のパイプ役としての情報共有をすることも大きな議員活動であるということはいまでもありませんが、市民が主役と、地域が主体となり行政の支援で情報の共有をし、市民の市民による市民のための行政をしていかねばならないと思っておりますが、そういったことについて、まず第一歩でも地域座談会の開催を必要と考えますがそのあたりの見解をお伺いします。

第3点目には、林政専門職の配置についてお伺いいたします。

ご承知のように香美市は538.22平方キロメートルと、その87.5%が山林であり、そのうち国有林が28%、民有林が72%、その民有林における人工林の割合が75%と非常に高いということは昨日の織田議員のほうからもご紹介がございました。香美市にはこの大きな財産がありますが、この木材価格の低迷等により間伐等の適正な森林整備ができていない、林業経営は非常に厳しい状況であると。今回香美、物部両森林

組合が森林・林業・再生実践事業の全国で5つの中に入って採択されまして、これを機会に林政専門職、日本版のフォレスターを配置し、森林整備計画を立案し効率的な伐採とか木材生産ができるよう林道、路網整備、施業集約とか加工施設の整備等に携わる専門職の配置ができないかをお伺いをいたします。

農林水産省では、2011年度から林業経営のプロを育成するために試験的に全国10地域で林業従事者や自治体職員など400人程度を対象に数週間研修し、その後試験を実施し2013年には日本版のフォレスターを認定すると、将来的には全市町村に資格者のいる状況を目指すという新聞報道がございました。聞きなれない言葉であるかもわかりませんが、フォレスターというのは森林官と言いまして、日本の山林は所有者が細分化しており、所有者を取りまとめ木材を効率生産できるように林道や加工施設の整備など立案、指導すると。森林管理や経営指導の専門的で高度な技術、知識を持った国家資格者でございます。ドイツやオーストリアなどの林業先進国では、フォレスター1人が大体3,000ヘクタールから3,500ヘクタールを担当して管理をしているという状況のようでございます。今議会に物部支所に林業事務所設置条例の制定がされるようでございますが、専門的な知識と高度で効率的な林業行政ができ、農水省高知中部森林管理署、香美、物部両森林組合と香美市に林政専門職、日本版のフォレスターを配置して、さらに組織が結束することにより林業経営技術の高度化等ができ希望のある林業経営ができると考えますが、その見解をお伺いいたしまして第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。千頭議員の民生委員の欠員解消をということにつきましてお答えします。きのうの山崎議員と同じような回答になるところもございましてよろしく申し上げます。

新聞報道でありましたように8月、県に推薦を行った際は13人の欠員がりましたが、その後自治会長さんや現民生・児童委員などの努力によりまして10月、11月に追加で県に推薦を行いまして、現在民生委員6人、主任児童委員1人の欠員となっております。なお、この7人の欠員がありますが、きのうちよっと変わりましたけどきのう1人民生委員になることを了承していただける方がおりましたので計3人欠員の補充ができると思います。今後もこのように引き続き欠員となっている地区の後任の民生委員の確保、発掘を行い、順次推薦を県に上げていきたいと考えております。また、次の改選に向けては民生委員さんなどの意見を聞きながら受け持ち区域の見直しを行いたいです。

また、協議会の活動費のばらつきあるっていう点ですが、各民生・児童委員の協議会に香美市からは補助金を支出しております。これの算出としましては、1人当たりの委員手当としまして年額5万8,400円を助成しております。この額につきましては、県からも同額の補助が出ておりまして県の金額をもとに支出しております。そして、こ

ういった補助金をもとに各民生委員の団体ごとに規約とかといったことで活動費なんかの額を定めております。ほんで、各団体ごとに定めておりますので一律にはなっていないところがあります。やはり地理的な条件とかで距離が離れてるとかそういったこともあるのではないかと思います。

また、欠員の地域への訪問とか積極的な活動はという点でございますが、欠員の人数が減ってきた段階では、民協の会長さんや自治会長さんなど候補者をよく知っている方に同行していただいております。そういった活動を今後も続けていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 私のほうからは地域座談会に関しましてお答えをしたいと思います。

香北町のほうで合併審議会が開かれまして、その席上でも同様のご意見がございました。市民の声を行政に反映をさせると、そのことは大変大事なことだというふうに理解をしております。そしてまた、地域座談会も市民の声を聞くための大変よい手法だというふうには考えておるところでございます。

ただ、市民の声を聞くにつきましては、座談会のほかにもいろいろ手法があるわけございまして、例えば電話もかかってくるし、あるいは大きな声で庁舎に尋ねてこられる場合もあります。そういう場合もあってお話を聞く、そういう対話ということになるかと思うんですけども、またアンケートであるとか、職員が調査をするとか、あるいは各種会議の中で市民の声を聞かせていただくということもあろうかと思っております。また、課題に応じてそれがどのようにやられるかということだと思っておりますけれども、市が実施するということになると、やはりしっかり考えていかなきゃいけないのは公平で、あるいは平等に、規模についてもしっかり考えていかなきゃいけない、そういうところに配慮していかなきゃいけませんし、実施する姿勢も問われるというふうに思います。ただ、何かございせんかというふうな会議を開く場合もあるかもしれませんが、やはり目的とか課題を明確にして会を開くということも大事かと思っております。

そこで、結論として、市が主体となって市が主導して実施をするということになれば、やはりきちんと目的と決意も持って実施をしなければいけませんし、実施に当たっては効果的な方法、市民の皆さんに理解もしていただけるような方法でやっていかなきゃならないと思っております。地域座談会を市主催、主導で実施するということになると市全体を考えていかなければなりません。そうなりますと大変重たい課題になってくる、直ちに実施しようということにはなかなかならないというのが現在の結論でございます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 千頭議員の林政専門職の配置について答弁いたします。

11月30日の森林・林業基本政策検討委員会の最終取りまとめ報告などによります

と、フォレスターは現行の林業普及指導員の資格試験を見直し、フォレスターの資格試験として再構築するとともに、国及び地方公共団体職員、民間人を問わず一定の現場実務経験などを有する者に同試験の受験資格を付与、同試験に合格した者をフォレスターとして認定するとともに、市町村森林整備計画、森林経営計画に関連する業務に関与することや森林施業プランナーへの指導、助言を行うことができるよう位置づけを明確にするとされております。まずは、県の普及指導員、国有林の職員を対象に育成しまして平成25年度より資格制度を実施する予定となっております。それまでは選定された県職員、国職員が準フォレスターとして一定の研修などを受けた後、市町村森林整備計画などの策定支援などを行うことになっておりますが、フォレスターの配置など具体的なことはまだ現在不明です。

それと、香美市独自でフォレスターを置くことにつきましては、香美市も含めて大多数の市町村においては厳しい要員事情のもと県の指導を受けつつ多種多様な業務、事務の処理をしている状況にありまして、森林林業に知見を有する専門的な技術者を配置している市町村はごくわずかにすぎません。現状ではフォレスターへの候補者がいませんし、今後とも県からの支援を期待しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 6番、千頭です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点目の民生委員の欠員の解消策でございますが、それぞれご努力していただきましてあと3人という状況になっておりますが、ぜひこれが定員を確保できるような形でやっていただきたいということでございます。

今ちょっとお聞きしたところによりますと補助金として本市から1人当たり5万8,400円、これと同額が県からも出ると、それぞれこの金額は3町の民生委員協議会、ここに渡してそこからそれぞれの民生委員協議会でいろいろ、先ほど言った活動費がそれぞればらつきがあるということをお聞きしましたんですが、合併してもう4年9カ月、5年近くになるわけですけども、この民生委員協議会というのはそれぞれ町村に設置すべきものであるわけでしょうかね、香美市1つにまとめてやるという方法はできないものでしょうかね。そうすると、香美市1つになれば活動費というのは当然ながら同額になっていくのではないかなということも考えます。

それと、民生委員さんが非常に責務が大きいということでございまして、ある自治体によっては、民生委員の協力員なんかもお願いして少しでも民生委員の負担を軽くしようと、軽減しようということをしておられるようですけれども本市ではそういうお考えはないかなということをお伺いいたします。

それと、地域座談会の件でございますが、確かに言われますように市が主体となってやるいろいろな目的とかそういったものにいろいろ合致してこなきゃいけないということは当然わかります。こちらから、市のほうから具体的にこういった案件があつてその

説明会をするんじゃないかと、逆に地域の方々のいろいろな声を聞くといった形の座談会も必要ではないかなということ。第1次の香美市振興計画も策定されまして、平成19年度から向こう10年間、平成28年度までの本市の将来に向けてのまちづくりの方向をしていくということをごさいます、前期5カ年の基本計画、3年間の具体的な実施計画を策定しておりますが、こういったことについても市民の方は余り知らないんじゃないかなといった形でごさいます、そういったところをまたご説明していただければ非常に地域との市民との距離感が縮まるんじゃないかなということと、それから、議員の研修会で平成20年でしたか、京都の綾部市のほうで研修させていただきましたんですが、その市長さんは、196の自治会があるようでごさいますけどもその自治会をすべて訪問したと。その中で38の自治会がもう限界集落のような状況になっているというようなことを痛切に感じたといったお話がたしかあったようにお聞きしたんですが、確かに本市におきましてもう限界集落、準限界集落地域もありますます人口が減少してくると、こういったことであと10年後には自治会組織そのものもなくなってくるのではないかといたるところでごさいます、ぜひ、なかなかいろいろ大変でしょうけどもこの地域座談会をお考えいただければということでごさいます。

それから、3点目の林政専門職の配置でごさいますけども、確かに本市におきましても職員さんの削減をしていくという一つの大前提がある中で、それについて新たに設置をせえというのは非常に厳しいかもわかりませんが、ご承知のように香美市の場合には約88%が山林であるといった形で、なかなかこの第1次産業の林業、農業も含めてですが林業も非常に重要なところでごさいますので、他の市町村と若干違うかもわかりませんがやっぱりこの林業については力を入れていかなければならないんじゃないかと。そういったところで先ほど申しましたように今回も林政事務所が設置されるといった機会もごさいますのでそういったところに、今まだ資格者もおいでんわけでごさいますけどもできるだけ当初1人でも2人でもその対象となるような方をぜひお願いしたいなど、そうすることによってこの香美市の主な林業が、将来希望ある林業経営ができるんじゃないかということをお考えますがご答弁のほうよろしくお願いたします。

以上で2回目終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 千頭議員の2回目の質問にお答えします。

香美市の民協が3つに分かれているってということで1つにすることができないかというようなご質問だったかと思いますが、やはり香美市は面積も広くてそれぞれ地域で独自に活動とかしておりますので、現在のところはそれぞれ分かれて活動ということになると思います。ただ、民協の連合会っていう会はつくってまして一堂に会する場はごさいます。そういったことで連絡とかは取り合っております。

また、協力員をお願いしてというお話ですけど、これは土佐山田町に関しましては福祉委員制度というのがごさいます。福祉委員、これは大分前からやっておりますけど、やっ

ぱり民生委員が協力をお願いしたいっていうところはその福祉委員を配置してそういったことをしております。香北、物部のほうは現在のところはありませんけど、そういったことで福祉委員とかの総会なんかも年に1回とかあってそこでお話とかもあります。そういった制度としてはあるにはあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員の2回目の質問の地域座談会の開催についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1回目の質問の中で総務課長から地域の座談会に望む市の姿勢といいますか、いわゆるスタンスについての考え方、そうしたもののお答えをさせていただきました。そうした中で、2回目のご質問の中で地域の声を聞くという座談会も必要でないかというふうなご質問であったかというふうに思います。先ほど1回目の質問でもお答えをさせていただきましたが、テーマがあればテーマについて私どもから出向いて、そしてそのテーマについていわゆる市民の皆さん方の声を聞く、そしてそれをまた一つの政策に反映をするということもあろうかと思えます。またそして、もう1点は、今の現状を市民の方々からお聞きをするということもあろうかというふうに思います。

そうした2つぐらいの大きな分かれがあろうかと思えますが、1点、現在香美市におきましてはさまざまな要望書をいただいております。各地域、またそれぞれの課題等につきましてたくさん要望書をいただいておりますが、それには誠実におこたえをさせていただいて、そして可能な限りその要望書におこたえをさせていただくというふうな手法をとっておるわけでございまして、先日来、森林組合が行ってございました森林・林業再生プランというふうな一つのテーマを持ってやるということにつきましてはたくさん意見もあろうかと思えますが、今のところそうしたテーマを今持っていない中で、ただ出向いて先ほど言いましたようにお話を聞くという手法を今とってはいないということが現実でございまして。また、今のところそうした方向で地域で座談会を行うというふうな、私自身考えは持っておりません。

しかしながら、そうした現場を知る、見るということは大変大事でございまして、先月でしたか、物部、香北、山田、3日間それぞれ分けて、すべての地域とはいきませんでしたが、財政課そして当然支所もそうですが、そして現場を持っておる職員、そうした方と現在行っております。また課題であります現場を見、また集落にも入らせていただきまして地域の現実、現場というものを見させていただきました。また、それをやはり平成23年度の予算等にも反映さすということによって地域の信頼度、また地域の行政に対する信頼度と言いましょるか、そうしたものを少しでも高めていくための糧にしていきたいというふうな手法の中で私自身はやらさせていただきますので、現在のところ地域に赴いて、私どものほうから地域に赴いて座談会を開くということの計画はございません。ただ、地域からそうしたことについてぜひ来てくれ、今晚座談会

をするので来てくれというふうな要請があればこれは進んでいつでも行く用意はございますけれども、そうしたことです。特に限界集落などで夜間会をしますとなかなかエネルギーも、地域の方々にもエネルギーも要するというふうに思います。そうした部分、もし今後そうした地域の中でそういうご要望があればまた赴いていくという思いでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 千頭議員の2回目の質問にお答えいたします。

確かに香美市のほうは森林面積が9割近くあって林業の位置づけが大変重要なことになっておりまして、一番いいのは千頭議員がおっしゃられますよう、いうたら香美市の森林を長期にわたって管理できるような市町村の専門職員がおったら一番えいわけなんです。なかなか今のこの職員の現状で言いますと林業の専門的な知識を有する職員がおりませんし、また、これは人事のほうになります。そういう方針で今後行くとしても林業専門職といいますか大学を出たら職員とかを雇って一から研修もしながら、実務経験を有する者が受験資格を得るとされてますのでそれは将来的な話になると思います。そこで、さっき千頭議員が言いよったように香美市のほうには森林管理署もございます。森林管理署にも多分そのフォレスターなる人が国の機関ですので配置されることを期待もしておりますし、それから、森林組合の職員に至ってはもう現実的にかんりの現場の経験を有する者もおります。そこで将来的にはそのフォレスターの資格を取っていただいて、それからさらに中央東林業事務所の林業の専門の県の機関がございます、そこにも必ず1人は配置されると思います。そこで、一応現実的なものとしましては、これも森林・林業基本政策検討委員会の最終取りまとめの中にもございますが、市町村職員以外のフォレスターが配置される場合においても人事異動に左右されず、常に一定レベル以上で業務が執行されることが求められていると。このため市町村以外のフォレスターの在任期間の長期化を図るとともに、例えばフォレスターと市町村職員、森林組合職員などがチームを組んで業務に取り組み、その継続性を確保するなど人事異動や体制整備などにつきまして地域の実情に応じた柔軟な対応が図られるべきであるというような提言もされておりますので、現実的な方向はこういったことでこの香美市の森林を守っていくような形となると考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） どうもご答弁をありがとうございました。

その民生委員のことについて1点ちょっとお伺いしたんですが、先ほどご答弁の中に土佐山田町には福祉委員さんというがですかね、方がおいでで民生委員の補佐をしてるといったようございまして、こういったことは3町それぞれありまして香北、物部の民生委員さんのほとんど知らないんじゃないかなと思います。ほんで、3町の民生委員

の連合の協議会もなんかあるようでございますのでぜひその機会にこの土佐山田町で、これ今でも土佐山田町にはあるわけですかね？福祉員さんという方は。もしあればそういったように非常に困っている他の地域にもこういった状況でやってるということをぜひ周知徹底していただきたいということでございます。

どうもいろいろ皆さんご答弁ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 千頭議員のご質問にお答えします。

土佐山田町では福祉委員がでございます。社協から委嘱しております、社協から選任しまして、ただ、すべての地域にあるわけではございません。必要とする地域に福祉委員を構えてると思います。よく民生委員さんの区域なんかですと自治会が2つとか3つとか受け持っている地区がありますので、民生委員さんの出身の自治会でない自治会のごとが詳しくわからなかったりする場合、そちらから福祉委員の方を出してもらったりとかそういうことをしてるようです。こういったことは社協のほうで委嘱をしておりますが、こういった制度があるっていうことは香北とか物部の民生委員さんが知らなければまたお知らせをしていくようにお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 知らなければじゃいかんろう。

○福祉事務所長（小松美公君） お知らせをしていきたいと思っております。もう多分何年かたってるんで知っているのではないかと思っておりますけど、お知らせしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 7番、濱田です。よろしくお願いたします。通告に従って質問します。

最初に、学校給食について質問いたします。本市の学校給食については今までも他の議員より質問があっていると思いますが、私は学校給食が子どもの生きる力を支える大切な施策である点と、地域の安全な農産物を食材として学校給食に取り入れることにより、地域に住む人とのつながりと食材費の地域還元が地域の活性化につながることを視点にして質問をいたします。

日ごろ学校給食については、学校教育の中でも給食の時間を中心に教職員と児童が同じ場所で決まった時間にみんなで食べるということを基本に実施されていると思います。教職員の方々を初め調理に携わっている方々は、日々本当にご努力をされていると思います。さて、今学校給食は岐路に立っているように思われます。その理由の1つは、2005年に制定された教育基本法（後に「食育基本法」と訂正あり）、そして栄養教諭制度、加えて2006年の食育推進基本計画、また昨年改正になった学校給食法により法律の描く学校給食のテーマやそれをどう達成するかという方法が変えられたことです。すべての子どもたちにとにかく必要な栄養を供給するという食料の逼迫した時代のテー

マから、どう食べるか、育つ意欲をどう引き出していくかへと子どもの食にかかわるテーマが変わったことです。2つ目は、各地で昭和40年代から昭和60年代にかけて建てられた給食施設の建てかえが迫られており、民主党を中心とした政権にかわった今も政府は地方行政に対してコスト削減圧力を引き続き強めているため、建てかえを既定する最大のテーマが安上がりとされている傾向があることです。

本市も民間に任せるべきという新自由主義的な自治体改革のもとで、2000年より土佐山田学校給食センターは民間委託されました。民間の力を活用しながら経済性、効率性を追求し住民サービスを確保していくという点で今まで営業されてきていると思います。開設後28年を経過し、新しく土佐山田学校給食センター建設等に当たり検討委員会を設置し議論をしていますが、その進捗状況を質問いたします。また、その議論の中身ですが、改正された学校給食法のテーマを検討委員会の皆さんが周知した上での議論がなされているかを質問いたします。

次に、改正された学校給食法は教育的要素がさらに強くなり学校給食を活用した食に関する指導の充実が、学校給食の目標については健康の保持増進とか望ましい食習慣の形成のほかに食育の観点から社交性、協同の精神、生命、自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度、勤労を重んずる態度の育成や伝統的な食文化、食料生産、流通、消費の理解などの項目が加わりました。このように学校給食が地域と教育とのつながりを強化するように求めて改正されたのを受けて、教育や調理に携わる市と教育委員会が、学校や教諭、栄養職員といった組織や人への指導が求められています。現在の学校給食は、この新しく改正されました学校給食法に準じた取り組みになっているのか、また、学校給食法について教育委員会の認識と指導状況を質問いたします。

次に、第1次香美市振興計画の中の基本目標である「賑わいを興す」の施策の中の農林業の振興には、地産地消、直販事業の促進が具体的な施策として上げられています。私は、中山間の耕作放棄地を見たり、また、現在耕作している方より「もうわたしの代で終わりや。息子は県外におるし、定年後に帰ってきても家族が少し食べられる分があればいいと言っている。宅地にしてもだれもここには家は建てんろうし土地も売れんし困ったもんよ。」という声とか、「今は田を当ててつくってもらいゆうけんど、つくりゆう人も年がいくきどうなるろう。」という声をよく聞きます。

現在学校給食には、食材として地元の農産物が調理されています。ニラやネギ、やっこねぎ、ショウガ、カボチャ、みそ、シイタケ、ユズ、芋の茎、オクラ、ゴーヤ、トウガン、サツマイモ、大根など大変いい取り組みだと思っています。過疎化の中でも地域の食文化を学校給食を通じて子どもたちに伝えることが大切だと考えます。耕作放棄地を子どもたちと教職員、農家、JAなどと協力して学校農園としてよみがえらすことなど、地産地消のために学校給食への食材の需要をふやし、食材の費用が地域に還元されるような連携が考えられないかと思います。学校給食の目的の食育の推進のためにはこの施策に連携することが必要と思いますが、その意向や取り組みの方向性について質問

をいたします。

次の項目の香美市の子育て支援策について質問をいたします。

まず、1点目は、予防接種のことで。

昨今ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンが国の助成事業として予算化され、本市においても施行されることは乳幼児の命を守る施策として大変喜ばしいことです。予防接種には、現在法律で定められていて無料で受けられるものと任意、有料で受けられるものがあります。無料で受けられるものはジフテリア、百日せき、破傷風の三種混合、百日せきを除いた二種混合、BCG、ポリオ、麻しん、風疹、日本脳炎などがあり、有料であるものにおたふくかぜ、水ぼうそう、B型肝炎、インフルエンザなどがあります。予防接種は、乳幼児の健康を守る重要な予防手段であることはだれもが認めるところです。そのために多くの予防接種は国の施策として無料で受けることができます。

南国市のある小児科の話によると、WHOの方針では、はしか、風疹、ムンプスを世界からなくすということで世界的には2回の接種になっているようですが、日本では1回の接種になっています。おたふくかぜのムンプスウイルスに直接効く治療薬や治療方法はなく、一たん罹患をしますと沈痛、解熱などの対症療法が中心になります。年齢が高くなるにつれ症状が重くなる傾向があり、髄膜炎、脳炎などの合併症もあり、男性では睾丸炎になり将来子どもができなくなることもあります。最近では特に難聴合併への注意が促されています。大人になり罹患をすると難治性の難聴になると言われています。患者の年齢は3歳から6歳で約60%を占めています。全国では、今年の6月現在では45の自治体で助成事業が行われており、高知県では南国市と梶原町が助成を実施しています。

南国市では、昨年7月より2歳から6歳の幼児を対象に1人3,000円を公費助成しています。南国市のある小児科では、自費で4,500円だったのが1,500円になりました。また、小児科医に聞くと、「おたふくかぜにかかったときの医療費は通常2回の受診で1万円ほどかかる。国保などの保険の場合、予防接種をしたほうが安くつきます。」とおっしゃっていました。子育て支援の一環として現在有料のおたふくかぜの予防接種への助成ができないかお尋ねいたします。

2点目は、なかよし保育園の病後児保育について小児科医や看護師など専門職の確保についてどのように努力をされているか、その取り組み状況と今後の課題について質問いたします。

このすこやか子育てプランに基づき病後児保育も行うということでなかよし保育園が設置されたように思います。子どもを産み育てることは、母親、父親にとっては多大な喜びであると同時に不安を感じることも多くあります。安心して出産、そして育児ができることは最も重要なことだと言えます。現在国の施策で14回の妊婦検診が無料になっており、安心して検診に行けることは妊婦の命と胎児の命を守る上で大変有意義なことです。今後も継続されることを願っています。本市がすこやか子育てプランに基づき

子育て支援センターを設置し入園前からの子どもとその保護者のケアをしていることは、子育て世代の親に大変喜ばれています。子育て世代の皆さんが香美市に定住してくだされば地域の活性化になるのではと期待をしているところです。

平成21年度の決算の中で、ひまわり保育園の委託料のうち病後児保育事業分として294万円が支出されています。今年度の予算もひまわり保育園への委託料の中に病後児保育事業分も支出されているだろうとは思いますが、対象児はひまわり保育園へ入園している子どもだけと聞いています。ひまわり保育園の対象児は産休明けから2歳までです。なかよし保育園で病後児保育が始まれば対象児の年齢が広がっていきます。病後児保育をするに当たり市内に小児科が確保できない現状はありますが、近隣の市の小児科医との連携、また、内科医で可能であれば市内の内科医への依頼、医師会や高知大医学部附属病院などとも検討をし、看護師、保育士の確保にも務められて早い時期の開設を望みます。共働きが多い家庭の中で、疾病による熱は下がったものの体力の回復までには日数もかかります。通常の保育内容では預けられない状況の中で困っている家庭も耳にします。子育て世代の定住策の1つとしてもぜひ前向きな施策を望みます。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の学校給食についての件で、建設等検討委員会等の設置をしてその後の進捗状況でありますけれども、この建設等検討委員会については、昨年、平成21年5月1日に香美市立土佐山田学校給食センター建設等検討委員会ということで設置しております。現在まで5回開催をしています。その間、市内3つの学校給食センターの視察や試食、そして四万十市のスクールミールなかむらみなみとか、四万十町窪川学校給食センター等への視察研修等を実施して昨年12月25日付で提言書が出てきております。その内容については、建てかえについては老朽も進んでいること、早急に実施に向けて取り組むことが適当であるという内容。そして、物部、香北を山田に合併するということについては、物部の施設が、児童・生徒の推移を見ながら老朽した時期に物部を香北に統合、そして、香北の施設の老朽化に伴ってすべてを山田に合併していこうというような2つのことを大きな柱とした建設等検討委員会の提言書が教育委員会に提出されました。そして市庁部局へも報告をいたしているところです。新施設の建設予定地等についての協議なんかもされておりますけれども、幾つかの候補地の意見も出されていますが、それらの候補地については現在も検討をしている段階というところです。

そして、学校給食法をもとにした議論がなされてきたかということでもありますけれども、新施設の建設に当たっては、児童・生徒への食教育の拠点としての給食センターをつくることを目指して協議をしてきております。検討委員さんには保護者の代表、地域の代表、そして栄養教諭等も含まれていて、児童・生徒を中心に保護者、地元

生産者にも配慮がなされた事業の計画が進められるような検討がなされてきていると考えています。

そして、2点目ですけれども、学校給食法に準じた取り組みになっているのか、そして教育委員会の認識と指導の状況についてというところでもありますけれども、香美市の学校給食については、学校給食法第1条、第2条、そして第3条に準じた目的、目標、施設等により給食の提供及び栄養教諭による食教育への取り組みがなされていると認識しています。学校給食の提供については、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に重要な役割を担っていることを認識し、学校給食の充実を図ることにより生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送れる子どもたちを育てることを目標に、学校給食センター、家庭、地域が一体となって取り組んでいるところです。市では、土佐山田、香北、物部の3地区において、それぞれ地域の食材を活用しながら地域性を生かした独自の献立内容、メニューで給食を提供してきています。また、学校給食を生きた教材として栄養教諭が学級担任等と連携しながら給食時間の指導を積み重ねていますし、嫌いなものも頑張っって食べる子どもたちも増加していますし、残食の減少にもつながってきていると考えています。

そして、3点目の地産地消、直販事業の促進の取り組みの1つとして学校給食との連携というところでもありますけれども、地産地消、直販事業と学校給食の連携は大切なことであると考えています。先ほども述べましたが、土佐山田、香北、物部の3地区において、それぞれの食材を活用しながら地域性を生かした独自の献立内容で給食を提供しています。食材の購入については、地元の農家から直接提供してもらうものもありますし農協を經由して提供されるものなどがあります。香美市産以外の県内産の食材についても、市内の取引業者にできるだけ多くのものを仕入れてもらうよう依頼もしているところです。また、お米については、香美市産のヒノヒカリを3センターとも使用をしているという状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、丸内一秀君。

○健康づくり推進課長（丸内一秀君） 濱田議員さんの子育て支援につきましてお答えいたします。

1点目のおたふくかぜの予防接種の助成をということでございますが、予防接種につきましては多くの方が受けますことによって、その病気から個人また地域的な流行を阻止することができることになっております。本人が病気にかからず健康であると同時に周りの人の健康を守ることもつながっています。病気によりましては後遺症を残す頻度の高いものや有効な治療法がないものなど重篤な疾患もございますので、そのような場合、予防接種法上の定期接種として位置づけられているところです。

おっしゃられましたように現在おたふくかぜの予防接種は任意接種ということで費用は個人負担となっていますので、言われますように子育て支援策としての助成も有効で

はあると思いますが、現在厚生科学審議会の予防接種部会のワクチン評価に関する小委員会というのがございますが、そちらのほうの経過報告では予防接種法上の定期接種の位置づけが検討されています。6種類のワクチンがありますが、おたふくかぜのほうもそちらの検討をされる1つのワクチンの中に入っておりますので、そのような動向もありますので今後の方向も見守っていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、濱田議員の子育て支援、なかよし保育園の病後児保育についてお答えいたします。

なかよし保育園の病後児保育につきましては、現在は乳児と兼任の看護師を配置をしまして、通園している園児が保育中に微熱を出すなど体調不良となった園児を対象とする体調不良対応型の事業を行っているところでございます。要望の多い病気の回復期に当たる園児を対象とする事業はできておりませんが、実施に当たりまして他機関の情報収集や実施箇所への視察など現在検討を進めておるところでございます。

今後の課題といたしまして、香美市内には提携できる小児科医がいないので小児科医の確保が必要となってくることでございます。県内で病後児保育を実施しているところはすべて小児科医の配属された系列病院があり、病後児とはいえ体調が万全でない子どもの保育となるので小児科医との連携は不可欠と考えております。また、医師の確保につきましては、医師会との連携が必要だと考えております。

実施するとほとんどの場合感染症の病気となるため、預かり人数の制限や既往歴によって受け入れの検討が必要になるほか、感染を拡大させない環境の整備も必要になってくると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 2回目の質問をいたします。

その前に、先ほど「教育基本法」と間違えて発言しましたことおわびします。2005年に制定されたのは「食育基本法」でございました。間違えて話しまして申しわけありませんでした。

先ほどの学校給食の給食センターの設置の検討委員会からの報告をいただきましたが、私は新しく学校給食法の中身が変わったということで、そのハード面で給食センターが老朽化して耐震の必要もあるので新しいところを今探しているというのは当然でございます。本当に安全な施設をつくらなければならないと思いますけれども、そのつくる検討委員会、11人いるということで、その中にはPTAの代表、学校長など11人の著名な方がいて一緒に協議はされているということですが、やはり四万十市とか窪川のほうにも視察に行っているいろんな状況を見ているとは思いますが。ただ、学校給食法が変わったということ、やっぱりすごく重点的にしてほしいなという思いがあります。従来

の学校給食法と同じような形での単なる土地が決まった、そこで建てると。そしてまた、香北と物部が今後も年数がたっていますので、将来的には香美市で1つの学校給食センターをつくるということでの建設ということになるというお話でしたので、本当に学校給食センターをつくるということは、子どもたちにとっては教育を受けてるその教育の場から遠いところに調理を、つくっている場があるということとして、その調理でつくっている場を子どもたちが直接見ることがほとんどないということになります。子どもの食育ということが大変この学校給食法が変わる前から食育は大事だということと言われていましたけれども、なぜ今新しく学校給食法を改正されたかっていうことをもう少し重点的に考えて、特にこの香美市におかれましては、地域の中で高齢化も進み耕作放棄地もあり、今学校給食に地域のそれぞれの食材は確かに入っていますし、県の栄養教諭の方がそれぞれ頑張っていて地域の方とも結びついて食材の提供をしていますけれども、それが今、香北は香北の給食センターがあり物部は物部の給食センターがあり、そして土佐山田も1,560食をつくっているわけですね。これ、それが全部合併してしまますと2,000食以上になるわけでございます。規模が大きくなれば大きくなるほどなかなか、栄養教諭の方もそれぞれだからそれぞれの工夫を凝らして給食のメニューが考えられます。でも大きくなればなるほど、1つの栄養献立表を基に調理されるわけですので一度にたくさんの食材が、果たして高齢化している地域でなかなか大量にすぐ学校給食に取り入れることができないというようなことにもなってきますので、本来子どもの食育を重視して、そして調理師さんとの顔の見える関係での食育、子どもたちの心の育ち体の育ちを考えるのであれば大きくなればなるほどそれはマイナスになるということなわけです。そのことは本当に学校給食センターの建設等検討委員会の方々に知っていただきたいと、大きくなればいいということではないのです。ほかのところにも視察には行っていると思いますが、事実隣町の南国市の学校給食は、小学校はすべて炊飯器を持っているの自校方式になっています。これは中山間で農業をしている方たち、中山間の米を子どもたちに食べてもらいたい。そして、中山間でも農業ができるということ、そしてJA、農業組合の方たちと一緒に何度も何度も議論をした上で、やっぱり地元の米と地元の野菜を子どもたちに提供するのがこの地域で育つ子どもたちには最適だという結論のもとでそういった学校給食を始めているわけですね。やはりその辺のことを根本に給食センターをつくるということを考えていってほしいなと思うのですが。

そのほかの市、四国以外ですけれども富山県のある市では、学校給食センターと県の農林振興センターや営農組合などが連携をして開墾をして、そこで栽培し収穫した作物を給食センターで調理すると。いろんな団体が結びつくとも一度にたくさんのものがその地域でできるわけですね。1つの農家がニラややっこねぎをつくっても学校給食に大量に出すことは今後難しくなるかもしれません。やっぱりほ場整備もされておりますのでそういうところで、ここは学校給食の農園だというような意識を市民の皆様にも持っ

ていただきながら、子どもたちのためにつくられてるんだという認識のもとで給食への食材を提供するようなことですね。それと、滋賀県の小学校では、農家の協力で学校の周辺に給食用の野菜を栽培する食育畑という名前で、心と体が元気になる畑ですというアピールを大きな看板を立てて子どもたちのために食材を地域ぐるみで提供しているというような取り組みをしているところもありますし、ぜひそういった視点で学校給食への食材の提供。そして、もちろん県の栄養士さんも多大な協力をして、やっぱり調理師さんも、今のところ香北と物部は直営でしていますけれども、この土佐山田の学校給食センターは民間になりましたらなかなか、民間業者が調理業務を委託されているわけですので当然効率性であり利便性を最優先しているわけです。教育委員会が委託業者に直接学校給食法について周知ができない、それがやっぱり今現在では土佐山田町の子どもたちへの対応が十分できるのかどうかということの疑問があります。学校給食も教育の一環でありますので、例えばちょっと病弱な子ども、アレルギーを持っている子どもたちが来たときにもやっぱり調理の上でもきめ細やかな調理が必要だと思いますし、調理員の対応も大変重要になっていると思います。その中で効率優先の食事づくりというのはこの食育の観点から言ってもそぐわないと思います。先ほども私が言いましたように作り手と顔の見える関係が大変大事です。今の子どもたちの状況の中では、孤立化や人と人との関係を結びにくいという現象がたくさんあります。家族の中での孤立化、そして学校や社会の中での孤立化も広がっていく現状にあります。その反動として孤立を避けたいがために嫌われることを恐れるような不安な毎日を送っている子どもたちもいます。子どもたちに人と人が結び合っていることが実感できるような学校給食の指導のあり方を考えていくということも中心に据えて、そうすればどうしないといけないかということがわかると思うんですがその点、今後そういうことをポイントに検討委員会のほうで再度また検討を進めていくというお考えがあるのかどうかお尋ねします。

そして、土佐山田の小・中学校合わせて今1,560食の給食をつくっているわけですが、本来なら自校方式が望ましいと思います。四万十市、窪川町に視察に行っていますが、実際食育というのはテストをして100点とれるような、子どもたちがこれ食べてすぐどうなったかというような成果があらわれるようなものでもありませんし、でも、教育というのは日々の積み重ねが教育で成果をすぐ求めるものではありません。成果は二十になってあらわれるか30歳になってあらわれるかわかりませんし、手間をかけてじっくり取り組む、で将来その子が働き出して県外に行ったとしても香美市でとれたあの給食を食べられてよかった、給食の時間が一番楽しみだったと、そういうふうなことで誇れる学校給食をぜひこの香美市に目指していただきたいと思います。給食センター建設等検討委員会ももちろん今立ち上がっていますが、通常は給食センターの運営委員会というのがあって、その運営委員会の中は14人ぐらいでしたか、運営委員の方がいます。その運営委員の方々にもこの新しく改正された学校給食法のことを周知されて今後再度、なぜ今政府が学校給食法を改正したのか、そして香

美市の学校給食法のやり方、学校給食のやり方がこのままでいいのかどうかということ
を再度給食センターの運営委員会の皆さんに、今後の将来3つが合併するかもしれない
ということも含めまして、でもそれはどうかというような部分もあるので、そのこと
をぜひ運営委員会の方々に教育委員会のほうからも周知して指導をしていただくような
方向が今後とっていけるかどうか、ぜひ発展的な思いをもって運営委員会を継続させて
いけるかどうかを質問いたします。

以上2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の2回目のご質問
についてお答えをいたします。

まず、学校給食法について、食育の推進が大きく法の改正によって盛り込まれている
がということなんですけれども、香美市には栄養教諭が2人います。そして栄養職員が
2人いまして4人体制で給食の指導を行っているというところがあります。まず、その
学校給食、食の指導についても最近特に力を入れていまして、食事の重要性について学
ぶとか、そして食事の楽しさを学ぶ、喜びを学ぶ、そして心身の健康についても学ぶ、
そして食品の選択をする能力を学ぶ、食品の品質とか安全性についてもみずから判断で
きる能力を身につける、そして感謝の心、食物の生産等にかかわった人へ感謝をする気
持ちははぐくむ、そして社会性、食事のマナーや人間関係の能力を身につける、そして
食文化を考えるというところで栄養教諭もすごく学校内で力を入れているところで、健
康教育目標としてみずから健康管理ができる子どもの育成を図っていこうというような
ところで食育にも最近は特に力を入れています。

そして、検討委員会の中でもいろいろ話されておりますけれども、新施設については
どのようなことがいかにと具体的ないろいろお話もいただくところなんですけれども、ラン
チルームの設置とかアレルギー食への対応に関する設備、施設をどうするのかというよ
うなところも考えられています。確かに3つのセンターで給食つくっております。子ど
もたちが給食をつくる場面を見る機会も少ないかもわかりませんが、また新施設
についてはランチルームを設置するなり2階部分が調理をする場面も見えるような施設
も見てきておりますので、そういうことも含めて今後考えていきたいと考えているとこ
ろです。

そして、1つに給食センターをすることについてですけれども、これもまた早
急にそういう方向に進むということではなくて、子どもたちの、児童・生徒の減少の傾
向を見ながら、そして施設の老朽化を見ながら、そういう状態でどうしてもできなくな
るといった状況が生まれれば一つ一つ、1つの施設にしていかなければならないというよ
うなことは考えています。

そして、給食センターの運営会、確かにあります。そして、給食センターの運営委員
会についても今後の学校給食、そして食育のあり方についてはお互い話し合っていくた

いであり、新しい給食センター設置に向けてのお話もいろいろご意見もいただきながら検討も進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 7番、濱田です。3回目の質問をします。

その給食センターの取り組みですぐには統合という形にはならないということをお聞きしました。今、隣町の香南市が学校給食のセンターをつくるということで大変問題という課題になって、父兄がそんなはずではなかったとかいう話を聞いております。ある程度予算が立ってできる段になって父兄の困るというような声がたくさん上がって考える会を立ち上げたりということで今しておりますが、やはり学校給食、子どもの食育を目指しての学校給食でありますので保護者の皆様に各学校単位でPTAに十分その辺のことを話をされて、当面、土佐山田学校給食センターを新たな地に建設するような予定でございますので土佐山田学校給食センターの恩恵に合う小学校、そして鏡野中学校、繁藤中学校のご父兄の方にこういう形で今検討している。そして、こういうふうなまだ場所ははっきり決まっていなとおっしゃってましたので、その場所というか中身、方向性ですよね、ぜひ周知をされていってもらおうということと、それと、私が今回この質問を取り上げてまして、給食センターの動きとともにやっぱり地域の中での地産地消はしてるというお答えでしたけれども、今後例えば新しい商品、これは教育委員会のほうではないかとも思いますけれども地域の中での休耕田の再利用、そして、作り手がいなければ農協なり農業をされている方たちとの協働、それと学校給食の食材の提供ですね。何とかその地域の中での食材の提供、今私が第1回目の質問で挙げましたけれどもそれだけではなくて、何か今おみそは学校給食に出ているとは思いますがそれもたくさんになるとできない。けれど、やっぱり大豆を植えるところから、そして収穫してそれをおみそにするところ、そういうふうな植えつけから子どもたちがかわりながら、そしてでき上がったものを子どもたちが食べるということは、やっぱり香美市ならではの食材の提供の仕方ということもあろうかと思いますがぜひその地域の活性化、子どもたちがやっぱり大きくなるには地域が元気でなければいけないと思っておりますし、地域が元気であるということはやっぱり子どもたちも将来この地域に帰って農業もしてみたい、林業もしてみたいという子どもたちが生まれる可能性はたくさんあると思っております。地域の食材を自分たちのためにつくってくれてるということを本当に大事にしていかなければならないかなと思っておりますがその辺、農政課の方々、そして林業に携わるの方々、その農政課の方も農協とかとの連携で縦割りではなくて、一つの子どもの食をどうするかということテーマに教育委員会も農政課も一緒になって、そして農協も一緒になってどういうふうはこの地域の中で子どもを育てていくんやと。自分らあのこの大地からできる食べ物を子どもらに食べさせていくために大人の自分らあはどうしたらえいかというような横の連携もつけながら、それで新しい検討委員会が必要で

あれば検討委員会を立ち上げるなりして、やはりそういう視点で学校給食も考えておくような方向が要るのではないかと思います。その辺のことをまた今現在ある学校給食センター運営委員会のほうで取り上げてもらえるかどうか質問いたしまして3つ目の質問にします。

○議長（西村芳成君） 濱田議員、農政課へのほうは質問は通告にありませんので。

○7番（濱田百合子君） はい。給食センターの検討委員会のほうで今後その辺についてのまたご討議も得られるかどうかお聞きしたいと、話していくお考えがあるかどうかお聞きして私の質問にしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

住民の方への周知のことですけれども、今後香北、物部そして山田をどうするのかという状況、いろいろ困難な問題もありますけれども、その新施設の建設も進めながら、また、小・中学校とか保護者、給食センターの職員なり地元生産者等へまた当然必要なときには周知もしながら進めていきたいと考えています。

それと、地産地消のことですけれども、香北、物部の学校給食センターについては、食数も少ない関係で地場産物の活用割合は非常に高いですけれども、山田学校給食センターについては食数も1,600食ぐらいありますのでなかなかすべてを賄うということは非常に困難な状況もありますが、去年、おとし、二、三年ぐらい前になりますけれども農協との連携もありましてニラとかオクラ、やっこねぎは農協から直接給食センターへ送っていただくというようなシステムもできております。学校給食に地場産物を取り入れていくということは非常に大切なことだと思います。そしてまた、それらを生きた教材として食育に関する指導も進めていかなければならないと考えています。もし、仮にそれを進めるとすれば、農政関係、農協関係、そういう関係の連携も十分とりながら今後進めていく必要があろうと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

10分間休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

いじめ対策についてはこれまでも何度か質問してきましたが、香美市にありまして

は現在少年育成センターや教育支援センターふれんどる一むにおいて対策に取り組まれていますことは周知のとおりであり、私も高く評価しているところでございます。今回は、教育委員会として学校現場に対しどのような指示、指導がされているのか。また、校長会や各学校での職員会においてマスコミ等の情報などどの程度共有されているのか。そして、実態調査はどのような方法がとられているのかをお尋ねいたします。

10月23日には群馬県桐生市立小学校6年生女子児童がいじめを苦に自殺、11月14日には千葉県市川市立の中学校2年生男子生徒がいじめを苦に首つり自殺、11月22日には札幌市の中学2年の女子生徒がいじめをほのめかす遺書を残しマンション6階から飛びおり自殺、そして11月29日には東京都東村山市の小学5年の男子生徒がマンションから転落死するという痛ましい事故が報道されました。皆さんもご存じと思いますが、桐生市の小学6年生上村明子さんの自殺では学級崩壊状態にあり給食を1人で食べるなどクラスで孤立していますし、自殺する2日前には泣きながらいじめの実態を学校に訴えています。札幌市の中学2年の女子生徒は、いじめをほのめかす遺書を残し自殺間際に「自殺です。」とみずから119番通報しています。そして、遺書の中には男女複数の生徒名が書いてあったようです。どれだけつらく苦しい日々であったか想像を絶するものがございます。

こうした悲しい事故が起きたとき、これまでもたびたびそうでしたが、学校長の初めの対応はいじめと自殺との因果関係について、自殺は予測できず直接的な原因は特定できなかったとする判断です。いじめた側の児童・生徒に気遣いをされるのか理解に苦しみます。群馬県教育委員会では、桐生市の上村明子さんの自殺を受け県内のすべての公立小・中学校を対象に初めて実施したいじめに関するアンケート結果を発表しました。アンケートは無記名で実施され、昨年度、文部科学省に報告した207件の10倍以上を上回る2,272件のいじめ認知件数が発表されています。そして、桐生市教育委員会では、市内の小・中学校を対象にした校長会を開きいじめ防止のための緊急対応マニュアルを配布、マニュアルでは、学校と市教委が情報を共有し、いじめに早期対応するための流れを図式化し、新設されたサポートチームがいじめの情報を受け、必要であるときには学校訪問や授業参観に参加して実態把握に努めるとしています。さらに、各学校では、独自のいじめ防止マニュアルを作成、また、いじめ相談窓口カードをすべての児童・生徒に配布するなどの対策がとられました。

私は、以前香美市にあつて、いじめに対し家族の方から直接相談を受けたことがあります。そのときは言葉によるいじめ、そして後ろからいきなりたたくといったことでした。家族の方が立腹していたのはそのときの先生の対応です。子ども同士のあいさつのようなものと本当に無責任な対応だったようです。携帯電話へのいじめの書き込みも生徒本人から相談を受けたこともございます。

以上のことからお尋ねいたします。群馬県では、いじめの内容を示す8項目から当てはまるものを複数選んで丸をつける簡単なアンケート調査であったようですが、香美市

ではいじめに対する児童・生徒からの実態調査はどのような形で実施されているのでしょうか。これまでの対応と、もし実施していればよいのですが、アンケート調査の実施も含め今後の対策をお伺いいたします。

そして、いじめに対する教職員の対応は統一されているのでしょうか。校長会や職員会において全国で発生した事件などしっかり認識し、自殺をした児童・生徒が通っていた教職員の不誠実な対応をしっかりと見きわめて情報を共有することが大切だと考えます。教育委員会からはこれまでどのような指導がとられてきたのでしょうか。今後どのようなことが大切であるのか考えをお伺いいたします。

次に、政府が平成25年度から実施を目指しています子ども・子育て新システムについてお尋ねいたします。

本年10月に文部科学省から出されました幼保一体化と幼児期からの体系的な教育の実施についての資料によりますと、新成長戦略、元気な日本復活のシナリオ、幼保一体化等では、すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育をすることが人づくりの起点として必要であり、そのため幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合したこども園（仮称）の策定、幼稚園、保育所の垣根を取り払い、新たな指針に基づき幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化、実施体制の一元化を行うとともに指定制度の導入、利用者みずから選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、こども園について価格制度の一本化等により多様な事業主体の参入促進によるさまざまな子どもの事業に応じた幅広いサービス提供を行うとの内容を6月に閣議決定、その後、少子化社会対策会議で子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を決定しています。新システムでは、子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切に社会、出産、子育て、就労の希望がかなう社会などを目的とし、政府の推進体制、財源の一元化、社会全体、国、地方、事業主、個人による費用負担、基礎自治体・市町村の重視、幼稚園、保育所の一体化、多様な保育サービスの提供などの実現が述べられています。以上の内容を平成25年度より本格施行するための法案が来年度通常国会に提出され、平成23年度から実施できるものから実施していくとしています。

こども園（仮称）のイメージとして、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき幼児教育と保育をともに提供するこども園に一体化するとしています。

香美市では来春よりあけぼの保育園が開園、サービスの充実に努めているところですが、新庁舎建設における組織編成案では幼保支援課が教育振興課幼保支援班となりますが、これも対応の1つでしょうか。子ども・子育て新システムの担当課ではどのように受けとめているのか見解をお伺いいたします。

そして、施行された場合、財政面での香美市、そして保護者の負担はどのように変化するのか。現行のサービス、また今後香美市が目指すサービス提供にはどのような影響

が考えられるのか。そして、法案が成立した場合、平成25年度の本格施行に向けて香美市ではどのような課題が発生し、どのような対策に取り組んでいかなければならないのかお尋ねいたします。

次に、組織編成について質問いたします。まちづくり推進課など何点かお聞きしたい部分がございますが、私が特に不安視しています産業振興課についてお尋ねいたします。

この件につきましては、市民からも課として万全に機能するのか危惧する声がございます。合併以前、旧土佐山田町では産業振興課があり、課長と3人の課長補佐のもと農林土木、農政、商工観光、そして庶務係があり課長を含め総勢12名体制の組織でありました。合併した現在、農政、林政、商工観光、それぞれの分野で数倍の多忙さではないかと推察する次第です。課長となられる人はこの広い面積を有する香美市全体の農業、林業、商業、工業、そして観光のすべてに目配り、運営しなければなりません。その重責を想像しますと不安な思いをするのは私だけではないと思います。現在県にあっては産業振興計画を推進しているわけですが、県との絡みで行政運営上、産業振興課が都合よいのかとも考えますが、もしそうであるならば企画も含まれてくるのではないかと思います。むしろ地域アクションプラン推進班を設置し、班長には課長職の権限と責任を与え取り組んでもよいのではないかと考えます。

以上のことからお尋ねをいたします。林政、農政、商工観光を1つとした産業振興課とした目的とその趣旨をお聞かせ下さい。そして課内は何人でどのような体制を考えておられるのかお尋ねいたします。議案に対しては反対するつもりも全くありません、賛成ですが、不安の中で賛成でなく頑張ってくださいという気持で賛成ができるような明快な答弁をよろしくお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼いたします。比与森光俊議員さんのいじめについてのご質問にお答えをいたします。

いじめの実態把握の方法、またいじめ対策について教育委員会から小・中学校への指導といじめの実態と対応について、市内すべての教職員の間での統一見解は共有されているか、今後の対策はということでした。

まず、いじめにつきましては、毎学期ごとに行っております県の調査がございます。この県調査で各学校の認知件数を把握をしています。また、毎月行っている校長会においても児童・生徒の心配される状況について情報共有をしています。いじめについては職員会で必ず研修をするように指導を行っています。高知県教育委員会作成の「「いじめ」のない学校をめざして」、こういう冊子ですけれども、この「「いじめ」のない学校をめざして」の手引き書をもとにいじめの定義について全職員に周知すること、友人間で起こったささいなトラブルも管理職に連絡、相談し組織的に対応する体制を確立すること、生徒指導上の諸問題が発生したとき、それがいじめに該当するかどうかを管理

職を含めて組織的に判断し取り組むことなど確認をするようにしています。

いじめは重大な人権侵害であり、子どもたちの心に深い傷として残る深刻な問題です。事例に応じて早急に組織的な対応をすることはもちろんですが、いじめが起こらない温かい人間関係をつくることが何よりも大事であるため、各学校においてはアンケート調査を行ったり、Q-U調査といたしまして学級の存在感というふうなところを子どもたちが自分で判断をしている調査がありますけれども、そういうQ-U調査等を行って子どもたちの心の状態を把握することも行いながら仲間づくりに力を入れて取り組んでいます。今後も全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 比与森光俊議員の保育、子ども・子育て新システムの課題と見解を問うということに対しましてお答えをいたします。

本年6月25日に子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が、内閣府の少子化対策会議の設置した子ども・子育て新システム検討会議から示されました。これによりますと、現在の保育所の入所要件を撤廃し、幼稚園、保育所、認定こども園を一体化した、仮称でございますがこども園となる方向性が示されております。また、市町村の裁量で、これも仮称ですが保育・幼児教育給付等の保護者に対する上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する方向性も示されております。

問題点としましては、就労等の入所要件が撤廃され、保育料等への給付制度を実施した場合、低年齢児を中心とした未就園児の保護者が大量に入所を希望する事態が想定されます。その場合、施設の定員の問題や保育士等の人材確保がより難しくなり、さらなる待機児童の増加が懸念されております。また、現在就労している保護者につきましては、保育所等への入所が保障されない限り安心して就労することができなくなります。

財政面では、国、地方ともに財源が厳しい折に、これ仮称ですが子ども・子育て包括交付金の交付が計画されておりますが、事業主等の負担も含めた財源確保の状況が不透明でありまして、財源上、現在の保育サービスも含めた内容の見直しも必要となってきます。

今回の子ども・子育て新システムに関しては、関係者から内容を不安視する声も上がっておりまして、作業グループでの議論の中でこども園の一本化という方針から複数案により検討することとなり、新システム検討会議を設置した直後からは若干の方向転換が見られております。今後は国の動きを注視しながら、その対応には慎重な検討が必要になると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 比与森議員の組織編成についてのお尋ねについてお答えいたします。

産業振興課の設置に関しましては、まず、3課統合の趣旨についてのお尋ねですが、統合の目的については、これまでも現行の組織編成の背景と事情、そして新しい組織再編に対してのコンセプトについては機会をいただきながらご説明をさせていただいたところですが、市政のかなめであります産業振興施策をより前進させるために集約し、指揮命令機能を一括することによって判断速度を高めながら産業振興をトータルとして縦横の連関と集約により機能性を高めるための統合であります。これまでもそれぞれの課の所管事務についての役割を果たしてきました。これまで産業については1次から3次までの産業分類を中心として社会も経済も対応してきましたけれども、ご承知のとおり今日では1.5次産業とか6次産業化が求められておりました、これまでのような取り組みでは賄い切れない状況となっております。かつてのようなくくり方といいますか、それぞれのカテゴリーを越した新しい軸と形というものを立てなければなかなか求められる成果というものにつながらない、対応できないという現実があります。香美市ではかつて異業種交流会議が旧土佐山田町の時代からありましたが、これもカテゴリーを越しての取り組みとはならず結果として消滅しているという事実があります。そして、この間といいますか、異業種交流が叫ばれたときからはなお時代が進み、今日では交流などという次元ではなく、求められていますのは異業種の合同と合流であると考えます。この構造の変化に対して行政としても対応する必要があると判断したことから今回の再編としたものです。

県におきましてもただいま出ましたように産業振興計画の実現に向けて横断的に再編をした産業振興部が立ち上げられました。こうした枠組みが必要であることから組織されたものであり、その調整役として県におきましては、県はもとより地域やさまざまな機関との連携や調整を統括するという産業振興監を配置をしておられます。例えば県の産業振興計画への向き合い方としても香美市として一括して対応することの重要性が求められているのではないのでしょうか。3課でそれぞれ対応するということは、速度、効率の面からもどうしても一定のレベルダウンは組織として宿命的なものだと考えます。また、大きくなることは小回りがきかなくなるとの懸念も以前の議会質問でいただいたことでもありますけれども、小さいからこそ小回りがきかないこともあるのではないかといいように思っております。今議会でもなかなかその1つの課をとらえて、新しい取り組みができていないといったこともご指摘もいただいたところもございまして。また、行政事務に関していえば、行政規模の大小により行政の果たすべき役割が違うとは考えておりません。処理しなければならない量ということでは規模の大小によって違ってきますが、それに対しては見合った人員を配置することで対応ができると考えます。

一方、行政の考え方や政策の打ち方は規模の大小に左右されるとは考えておりません。調整や管理の機能はできるだけコンパクトにすべきであると考えます。いろいろなことに先導的に取り組まれている自治体を想定して見ていただきたいと思います。行政規模の大小は影響してないのではないのでしょうか。新しい香美市の産業の創造と県の産業

振興計画の香美市事業については、3課の持つ力を合同することによるシナジー効果を発揮しなければならないと考えます。特に行政事務の統合により市の産業に大きくかわる農協、森林組合、商工会等との連携もよりつなぎやすくなると期待をしています。こうした観点に立っての統合です。なお、課として万全に機能するかということにつきましては、当然機能不全に至らないための努力は組織的にも属人的にも求められるものであり、そのような点も踏まえ人員と課の体制等についてのお尋ねにつきましては、そういった向きの職員配置と体制が整えられるものと組織機構に関する事務を所管する担当課長として期待をしておるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 2回目の質問を行います。

いじめ対策についてです。

現在香美市では、校長会等で指導されているということでお聞きしました。他の市ですけど、ある先生にお聞きしたときに文書とか先ほど見せていただいたようなものは配付されるが、まともにきちっと目を通して学習してるかということ、はい、という返事をいただけませんでした。これは香美市以外です。校長先生からは目を通すようにという指示はあっても、現場の先生がそれを見て学習しなければ本当に意思統一はされるのかなという不安な部分もございます。

私、先月行われました全国人権・同和教育研究大会に参加をさせていただきました。その折に2日目の21日に参加しました分科会、ここですばらしい報告がございましたのでちょっと紹介しながらまた教育長のご意見をお聞きしたいと思います。通常よく先生とか保母さんの報告ですけど、ちょうど行きました第1分科会の人権確立を目指す教育の創造第4分散会の報告の中で、石川県の脊髄性筋萎縮症児童、小学校2年のお母さんからの報告でした。医師からは、生まれたときに生涯起立、歩行は不可能、臨床では20歳前ぐらいまでが寿命だと思えますと告げられた児童でございます。この児童、バギー車を利用していますことから小学校入学時に教育委員会からは特別支援学校が適当ということで通知を受けた後、とにかくそういう病気ですのでみんなの中で一緒に過ごしてほしいとの思いから教育委員会、そして地元の小学校、校長先生、教頭先生と話し合いする中で、校長先生からこのような言葉をいただいて現在通常学校に通っています。「校長先生は、私たちの通常学級籍の希望をあっさり承諾してくださり、「この学校では一人一人の子どもたちを教師全員で支えていこうという思いでいます。」と言われました。それまでいろいろなところで。」、紗香さんということですけど、「紗香のことを手のかかる大変な子、かわいそうな子と言われ続けてきた私はびっくりしました。校長先生のその言葉が別に紗香だけが特別手のかかる子ではないのですと言われていたような思いでした。」ということで小学校に入りまして、その後、1年生のときに友達から心ない言葉をかけられて、そのことをちょうど聞いていた担任の先生が、先ほど校

長先生が言われたような一人一人の子どもたちを教師全員で支えると。1年生でありながら先生はいじめ、いじめまではいかないかもしれませんが心ない、日ごろ仲のよい友達からの心ない言葉をクラスみんなで話し合っ受けて、現在2年生ですけど本当に楽しい小学校生活を過ごしているという報告がございました。

本当にその辺、子どもと正面から向き合っ学校で取り組む、それが人権問題の延長線上にいじめがあったわけですけど、そういうことに対して正面から学校全体、そして教職員の方が向き合っ対応することがいじめをなくする原点ではないかというふうにこの発表を聞いて、お聞きしました。この辺のこの教育長のお考え、またお聞きしたいと思います。

それから、保育ですけど、ずばり課長、僕なかなか勉強不足でまだ生半可な知識しかありませんけど、このずばりこの法案、反対か賛成かお聞きしたいと思います。この制度そのものに賛成するのか反対するのか教えて。本当に課題も先ほどお聞きしましたが、自分なりに思うのは待機児童で現在問題になってます都会型の法案かなというような気もするわけです。ほんで、香美市にあってはそぐわないシステムなのではないかなというような気もしますけどその辺の見解をお聞きしたいと思います。

それから、組織編成です。

課長の言われることはよく理解します。ただ、この通告にも書きましたように課としての心配がなかなか払拭できない。それで、きのう、これまでの一般質問の答弁の中でも林政課の重要性、そして観光面の大切さ、香美市において基幹産業である農政、林政、その辺がこの後も通告を見ますと質問に出てくるわけですけど、これが本当に一本化したときに課長の役割って物すごく大変になってくると思うがです。それを支える、どういう職名になるのかわかりませんが、現在でも農政が9人、林政が8人、商工観光課が4人の体制でやっているわけですけど巨大な課になるのかなと、そんな気もいたします。その辺、どういう質問をしたらえいかな、そこの課長になられる方の負担を思うと非常に不安が残るわけですけど、なお、もう一度答弁をよろしくお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。比与森議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

子どもと正面から向き合っ取り組む、いじめをなくする原点がここにあるというふうなことで教育長の考えをというふうなことでしたが、私も全くそのとおりでというふうに思います。学校や学級において、先ほど申したようにいじめが起こらない温かい人間関係をつくるということが何よりも大事だと思っています。そのために直接一番大きく教育委員会が指導できるのは、校長会がたびたびありますのでその中で校長先生方と話をしながら、この先ほどの冊子の中に書かれていることは大事なことがすべて盛り込まれた形で書かれていますので、これを全部一気にというふうなことではなくてその都

度視点を持ちながら確認をし、そして校長先生から学校に、職員にお話をさせていただくというふうなことをまず一番大事にはしています。あと、教職員の研修とか、それから学校訪問を直接するとかいう機会がありますので、その中で私たちがとにかく大事にするのは子どもたちの心をしっかり見詰めてください、そしてアンテナを高くして子どもの気持ちをとらえてください、とらえたことを教職員全体が共通理解し合って本当に子どもたちが居心地のいい学校をつくってくださいということを一貫して申し上げているところです。いろいろな子どもたちの日常の課題は起こってきますけれども、それを今のような視点に当てはめながら見ると子どもたちの心もしっかり見えてきますので、本当に事例に合わせながら先生方がきめ細かく取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、比与森議員の2回目の質問にお答えします。

子ども・子育て新システムについての、まず、これは都会型ではないかというご質問でございますが、この新システムの中でなぜこども園一本にするか、なぜ一体化を目指すのかということでございますが、これにつきましては現在の状況の中では不況の影響などで働く母親がふえ都市部を中心に認可保育所の待機児童が急増している一方、一部の幼稚園では少子化で定員割れになっていると、こういった現実がある中で一体化で幼稚園の空き教室を保育施設として活用できるようにすれば待機児童解消につながるという考えで起こった案でございますので、ご指摘のように都市型ということで香美市など地方にはそぐわない制度だというふうに認識をしております。

そして、この法案について賛成か反対かということ述べよということですが、香美市では、現在すこやか子育てプランを進めております。その中で、今示されているような内容では賛成をしかねるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

ここでちょっとやっぱり組織としてどうなのか、それからそこに配属された職員としてどうなのか、すなわち組織的な観点、属人的な観点でちょっと思いを話したいと思えますけれども、まず、現行組織で求められております連携と効率化が機能しているかという点ではいかがかということ。香美市としての産業振興ということに関して例えば3課間で、あるいは関連する団体をともにしながら常にその協議、調整に基づき統一された指針、方針のもと具体的な施策の構想とか事業課が展開されているかといったこと、ここは一つ押さえておかないかところだろうというふうに思います。また、その負担と管理面からの機能についての危惧に関して言えば課長がプレーヤー、これは事務担当者

としてではなくやはりマネジャーとしての役割を担っているということからすれば、事務量に関しての負担感がどうかということについては、これはやっぱり役割をしっかりと認識をすれば本当に危惧をするべき話なのかっていうふうに私は思います。むしろ業務の方針立てとか指揮とかいった執務管理について責任を持つ立場で課長はあるのじゃないかというふうに考えます。

そして、課を統合することによって責任、これは言いかえると質が重くなるということからいえば、規模の小さい自治体はもっと大きな課題、命題を1人で担当していることとございます。量の増大については規模に見合った人員や職制の配置で対応可能だと言えますし、市政の重点事項を扱う場合は時としてプロジェクト体制を用いることも手法としてはあると思います。機能不全を招かないための創意工夫は、組織としての配慮と職員としての努力により克服すべきことであるというふうに考えます。

人数のことが出ましたけども、例えば管理職の立場でいいますと、現在両支所においても20名を超す職員を課長それから支所長のもとで管理しているわけですね。そういった意味では、マネジャーの役割というものがきちっとしておれば私は人数というものはそれほど大きな要因ではないんじゃないかと、運営していくための要因じゃないというふうには考えております。要は、今の香美市の置かれております状況と時代の要請にかんがみれば、専門分化よりも統合のメリットを追求する必要があるということと統合するという考え方であります。これまでこの組織再編に当たって言ってきましたことは、1つは、組織は生き物であって、ときとして、あるいは常に見直しが必須であるということ。それから、もう1つの部分では、どんな組織づくりをしても人員含めた限られた条件の中でやることから100点満点はなかなかいただくことは難しいと。しかし、今の状況を見ながら組織というものを考えていかないかということと前提で新しい庁舎に向けて新しい組織づくりということ、タイミング的にやろうとしておりますのでそこから辺はご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。初日の織田議員がトップバッターという話をしまして、3番目の山崎眞幹議員が3番バッターという話をしましたが、幸か不幸かくじ運によりまして10番ということでレギュラーから外れてしまいました。精いっぱい質問させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、最初の1点とございます。各種委員会、審議会についてを質問をいたします。

各種審議会、委員会をもっと市民に知ってもらわなければならないということで、大分前になりますけど私が2006年の議会で実は同じような項目で質問をしております。相変わらずの質問でございますが、その項目で土佐山田町においては、そのときですが各委員会、審議会の名称だけではありませんでしたがホームページの上に乗っております。現在香

美市のホームページでは見受けられないように思いますが、香美市においても各種委員会、審議会の情報もホームページに載せてほしいという、その予定はあるかという質問をたしかせていただいて、そのときの答弁がちょっとうろ覚えで何ですがまだ香美市になって日が浅いので対応できていないと、ホームページが、検討するというようなことやったと記憶しております。現在ちなみにくらしの情報というのがありまして、そのインデックスで検索ができるようになっておりますが、その中で「運営委員会」と打ち込んで検索をしますと議会に1個だけ、これは常任委員会のことですね、ができます。これ1個しか実は検索できません。「審議会」と入れて検索しましたら総務課に1つ実はありました。これが実は2006年10月30日に上げた、4年ほど前になりますかね、古いがですけども「平成18年9月26日、第1回地域審議会が開催されました。香美市では地域の皆様の意見を地域審議会を通して市政に反映をさせていただきたいと考えております。香美市が実施する行政サービスや各種事務、事業等についてご意見、ご希望がございましたら近くの地域審議会の皆さんまでご連絡いただきますようお願いいたします。」とありまして、そのときの委員名簿が載っております。しかし、これが1回きりで2006年の情報があつて何も更新されていないという状況になっておりますが、以上のような状態でありましてこの4年の年月、歳月を挟んではの質問ではございますが、各種委員会、審議会の情報をアップするにはそのときどのように検討されたかをお伺いをいたします。

そして、香美市全体で条例により設置される審議会は幾つあるのかと、会議は、というお尋ねをいたします。これはこのリストでいただいておりますのでこれは結構でございます。

定員いっぱい、これで定員いっぱいになっておるかどうかわかりませんが、延べにしたらすごく多くの方々が委員になっておられます。これだけ多くの方々が市政と呼ぶのか行政と呼ぶのかちょっとわかりませんが、参加をされておられることを多くの市民はほとんど知っていないと思います、これほどの数の民間の代表の方がボランティアでやっているということ。ほんで、この数多くのボランティアが市民の生の声を聞き、さらに見識を広め、それぞれの分野で積極的に意見を言って審議会、委員会を活性化させることはすごい重要なことと私は思っております。きのうからの答弁で企画課長が協働という言葉、昔からのずっとテーマであります、それを推し進めるためにも一つの有効な手段として私は考えておりますが、ぜひその件につきましての見解をお伺いをしたいと思います。まさに先ほど言いました地域審議会の今後で書かれたようなことながです。香美市では皆様の意見を、ここは地域審議会となっておりますが、何々を通して市政に反映をさせていただきたいと、そういうことを告知をしていくことが非常に行政の姿勢としても大事ながと思っておりますし、また、それに対する住民の反応も非常に重要なことに今後なっていくのではないかとということで質問をさせていただきました。

そこで、私は、それぞれの現場に直結したこういう委員会の存在をいつでも市民が知

れる場所としてホームページに掲載することはとても大事なことを考えますがいかがでしょうか、所見をお伺いします。しかも、トップページがありますので、バナー広告みたいなのが入ってる、そういうところへぼっと打って先ほどのようなこういったことを皆さんが審議をしていますということ添えていただければいいと思いますが、これについてのご見解をお伺いをいたします。

続きまして、今回2項目出しておりますが、どちらも実はホームページに関することでございます。次は、ホームページのリフォームということで、この審議会、委員会の件については特に重要なことと思ひましてタイトルを分けらせてもらいましたが、次はホームページ全般のこととして質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、月間の訪問者数ですね、それがわかりましたら。多分カウントはされてると思いますので、アンダーグラウンドで。旧土佐山田町のときはカウントたしかされたと思いますがそれをお願いいたします。これも前回ずっと自分のテーマとしてやってきたんですが今回はもう個別の例を、今までは挙げずに質問をさせていただきました。今回はちょっと失礼な分もあるかもしれませんが個別の例を挙げさせていただきます。

1つ、各課の情報が時系列とかばらばらにあります。新着情報がありまして、トップページに、それは7項目ぐらいしかないんで、そこらあも過去の情報を、ちょっと前にどうやったろうと見た途端に時系列がめちゃくちゃになってしもうて情報が新しいやらどうやらわからん。そういったやつはなかなかこのホームページ探してもないとか非常に見にくいと。あのころこういうことがあったきこれはこういうふうに乗っちゅうんやないかなというて探したときに余りにも不親切ではないかということがあります。これに対して、直していただけないかということに対してのご見解をお願いいたします。

あと、公民館の情報が全くございません。他の課もない課が多く存在いたします。「課別で探す」の中で香北支所の地域振興課とか物部支所地域振興課とかいろいろかなり一つ一つ調べますとありますが、もちろん組織とか業務の種類とか体系によりまして確かに情報が皆さんにアップする必要がない課もあります。自分が見てもここの課は内部的な事務処理をしゅう課であくまでも皆さんにお知らせすることがないと、明らかにそれはありますけども、特に公民館とかを取り上げらせてもらいますと公民館の事務所前に実は空き館情報とか空き室情報ですね、申し込みができるできないかという情報がファイルされて非常に来た人にとっては親切な状態、中に入らなくてもわかるようになっております。せっかく事務所前には空き館情報がファイルされているのになぜそういったやつをホームページで様子を見たいときに見れないのかと、それを載せることによってまた各行事のインフォメーションができます。その各行事のインフォメーションをすることは利用者、行事を企画する側にとっても集客が少しでもアップできるんじゃないかということでございます。例えばふれあい交流センターがこの前担当しました香美市

人権フェスティバルですね、これは12月4日から10日までの人権週間期間中、香美市においての一人一人の人権の意識の高揚を図ることを目的として開催しますとありますが、これなんかはふれあい交流センターのトピックスとともに公民館のイベント情報としてまた載せていけば、二重三重に載せていくことによって市民の皆さんの目に触れる機会がふえるんじゃないかと、そう思います。そのほか民間、文化協会加盟の団体を含んだ行事についてですね、主催者と協議の上載せるべき事項と思いますが、これについても所見をお伺いをいたします。住民が接しゆう場所で公民館のところを見たら公民館に関する事務としか書いてないというのはどうなんだろうという、そのホームページのあり方として、と私思ひまして質問をさせていただきます。

あと、個別を挙げらさせていただきましたら美術館の、これ平成22年度カレンダーがないと。お客さんに来てもらいたい場所は特にタイムリーな更新をしていくべきではないかと思ひます。これは多分、もしくはリンク切れがあるものについては素早く消すとかその対応をしていって、あくまでもホームページらしさ、その特性を生かした運営をとということなわけですけど、これは単純なリンクミスやったようできのうちょっとチェックしましたらもう直しておりました。けど、こういうのを人から言われるんやのうてもっと素早くわかるようにお互いが監視し合うようなシステムが要るじゃないかということをお思ひしております。多分ぱぱっと見ただけでこれぐらいありましたので、多分もっとうしたらえいという案が、僕なんかよりもすばらしい案を持った人がかなりおると思ひます。

そこで提案かたがた質問ですが、民間の知恵をかりよということですね、毎回言ってきておりましたが検討する委員会をつくって、そこが主にデザイン的なことや載せるべき項目について提言していくシステムが必要ではないんでしょうかということをございます。香美市には数多くの委員会があつてそれぞれ提出いただきました、それぞれ非常に重要なことを審議しております。ホームページを検討していく委員会はそれより要るとも言ひませんが同じようなぐらいの重要な項目かと思ひます。これホームページ訪問者数がわからない以上、こんなに訪問しちゆうのにとかいうことがなかなか言えんので実はこの答えがないと非常に後がちょっとつらいところがありますが、ホームページの検討委員会をぜひつくっていただき、外に向かつてはすばらしい香美市をアピールし、香美市民にとっては、本市の市民にとってはきめ細やかな情報を提供することが大事なことをお思ひしております。この分野では民間のほうが多くノウハウを持っておりますのでその知恵とセンスをかりるためにも委員会を立ち上げて、これは常時やる委員会でもうても年に1回ここをこうしたらえいねとかいう、そういう程度の委員会でもいいと思ひますのでぜひ立ち上げていただきたいと思ひますがそれに対しての所見をお伺いをいたします。

あと、第2の提案として多分通告をさせていただきます、専従職員の配置をお願いをしたいと。現在企画なんですけども、多分課の組織再編の中でどう動くかまだ僕

もちょっと詳しくはわかりませんが、紙ベースの香美市の広報ですね、「広報香美」は素晴らしいできになっております。自分は、情報紙のような読みやすさ、キャッチもえいしレイアウト、デザイン、どれをとっても素晴らしいと思います。それでいて行政が伝えたい広報としての役割もちゃんと押さえておると私は今の紙ベースのやつは思います。ほんで本当に円熟のきわみとか素晴らしい広報になりました。これはもちろん広報委員や印刷所のセンスなんかもありますが、長年にわたって専従の担当職員がついてしっかりやってきたからこそ今日のこの素晴らしい「広報香美」ができ上がっているんじゃないかと思います。このすばらしさをなぜホームページに生かせないかと考えますと私自身がちょっと悔しいと、このノウハウとかそういった気持ちを、ちょっとでもよくしていくという気持ちをぜひホームページに生かしてもらいたいと思ひ質問をさせていただきます。

広報の担当が企画から総務へ移るようでございますが、ホームページの担当も一緒に移るものという前提でございますけども、担当職員を1人ふやして主に紙ベースをやる職員とインターネット、ホームページをやるベース、職員がおって、通常専任というてもホームページの専任ってそんなにずっと仕事が延々とあるわけではないのであくまでも通常はお互い補完していくような体制をつくって必要なときにはお互いが力を出し合うという、そういったシステムが要るんじゃないかと私は思いますがそれについてのご所見をお伺いをして1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 利根議員の委員会、審議会等のホームページへの掲載ということについてお答えをさせていただきます。お話を、質問を聞かせていただいております。企画課長が適任だったのかなというふうに思いましたけれども、情報公開というふうなこともございまして私のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられている内容というのは、情報公開条例の第7条の趣旨に基づかれた発言だというふうに思っております。情報提供施策を充実させていくということは非常に大事な課題でございますので、その趣旨からすれば積極的に答弁をいたしまして条例の目的でありますところの市民の知る権利を保障するとともに公正で民主的な市政の発展に寄与しなければならないということになっておるわけでございますけれども、ただ、この理想と現実の間にもなかなか問題がございまして、そのあたりの事情につきまして少しお話をさせていただきたいと思ひます。

お手元のほうに配らせていただきましたリスト、たくさんの量になっておりますけれども、係のほうで例規集を中心に調べてもらいまして出していただいたんですけど、これをやはり見ましてまだ委員会が載ってないものがあるなというふうに見てます。といいますのは、条例につきましては何々委員会条例、設置条例というふうな名前、何とか審議会の設置規則とかいうふうな名称であればすぐわかるわけですがけれども、規定の中に織り込まれていたりするような委員会がございまして、例えば懲戒の取り扱い規定の

中を見ますと第4条の中に職員懲戒審査委員会を設けなければならぬというようなことになっておりますし、今進んでおります行革の検討委員会ございます。そして、企画のほうですと広告の審査会でありますとか、財政のほうですと契約等の審議会とかいうふうなものがございますので、各課のほうで精査をしていただきますとこの数字はすぐ100を超えるような状況になろうかというふうに思います。

それでも条例にうたわれておるものだけでも載せたらどうだと、こういうお話でございます。そのご提案でありますけれども、当然今もお話にありましたように専従職員を置いたらどうかというふうなことでございますので相当のエネルギーが要るわけあります。また、この後の質問にもありますようにリフォームするべきだと、充実させるべきだと、ただ載せればいいだけじゃないよということになろうかと思えます。そうすると更新もきちんとしていかなきゃならないということですので相当のエネルギーが要る。また、今、議員のほうからは名前だけでも載せたらどうかというふうなお話でございますけれども、これまでも寄せられております中には委員会の議事録を載せるべきだというお話もございます。個人情報審査会のほうの内容についてはぜひ議事録を載せるべきだと、更新するべきだというふうなこともございまして、なかなかどこまで線を引けばいいかというふうなことも、なつてまいります。ただ、委員の名前を載せるだけでもいいんだからというふうなお話だと思うんですけども、なかなかそうもまいらないところもございます。例えば総務でございますと、その表で言いますと46番に報酬等の審議会がございまして、この報酬審議会が今年夏前にも開かれたわけありますけれども、なかなか委員さんになっていただけないというふうな事情もございました。と申しますのは、前回の審議会の中で議員の報酬について定めたんですけどもなかなかそれに対して市民の皆さんからのご批判があったと、委員の前でも相当不満を述べられてですね、はらはらしたというふうな、自分が委員であるということを知らなかったのかもしれないけどもなかなか大変だったと、これが委員の名前が出ていたら私の前でどうなっただろうというようなことで参加された委員はそういうお話もされておりました。それから、その次の47番の表彰審査会でございますけれども市民賞、選ばれるわけですが、ああいう人をどうして選んだんだと、こういうふうな話もあつたりしてなかなか委員の立場が厳しいものもある場合があるんですね。そういうふうなこと、また、その52番には退職手当審査会がございまして、退職した職員の所業が悪かったというふうなことがわかれば退職金をもう返せというふうなことにもなるわけですね。当然職員がいなければ家族から返していただくということになるわけですが、非常にこれは本当に裁判ざたにもなっていく可能性もある。そういうふうな、今私が申し上げたのは総務課所管の委員会だけありますけれども、ほかの課の所管の委員会におきましても同じことが言えるんじゃないかなと思えます。ですから、委員の名簿を掲載しようとする場合に議員が言われるように委員を知ることによって声を届ける、そういう協働化の期待もある委員会もあるでしょうけれども、なかなかそうはまいらない委員会もござい

まして、今これをすぐホームページにすぐ載せるということにつきまして積極的なお答えができないという状況にあることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 利根議員さんのホームページのリフォームについてお答えをいたします。

まず、香美市のホームページへの1カ月あたりの訪問者数ですけれども、本市のホームページは訪問者数を調べるシステムが組み込まれていないため訪問者数は把握できません。

次に、各課の情報の時系列がばらばらで見にくいという点については、掲載情報にはそれぞれ重要度が設定をされておりまして、これが更新日時より優先されるため順序が変わってくるということがあります。

次に、公民館の情報が全くないとか美術館のカレンダーに係る件につきましては、実は他の課でもそうしたことがあります。まずその更新作業をしないことに原因があるケースがほとんどでございます。この点については課長会等で再三お願いもしておりますけれどもどうも徹底しないということ、これはどうしたものかということで大変悩ましく思っております。こういった意味合いでは、新しくホームページをリフォームするについても委員会創設によって管理運営はと、こういうお尋ねですけれども、私はまず更新をしっかりする、これをチェックをする機能というものを内部的にまず固めんと、幾らいい道具を持ったってその使い方をちゃんとしなければ意味がないというふうに考えておりますので、まずは内部でのチェック機能というものをしっかりするようなことを考えなければならないと。すなわち内部へのそういった組織立てを含めて考えんと、どうも管理をすべき企画課だけが旗を振ってもなかなかその更新というものができておらんということに対する、どうもあり方の部分を先に検討する必要があるというふうに認識をしております。

次に、その美術館の件につきましては、先ほどお話ございましたように今回は指摘された担当がチェックをした結果、どうもそのPDFファイルの添付がうまくできていなかったというようで早速手当てをさせていただきました。なお、現在のホームページについては、基本的な構成が旧土佐山田町のものを引き継いだものでございまして、表現面あるいはその技術面でも古さが目立ってきていることもありますし、今日の情報量の拡大、それから安定性、利便性、そして機能性の向上を図るために平成23年度においてリニューアルを行うよう計画をしておるところです。なお、専任職員を置ければ更新等のチェックもしっかりできていくことにはなりますけれども、限られた人員の中、紙ベースの広報紙でさえ1名の職員でいっぱいの中というのが現状でございます。ご提案は今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 利根議員さんの質問の中で、ホームページのリフォームの②の公民館の情報が全くないということのご所見をということでございましたので、ちょっと予定はしてございませんでしたが、ちょっと状況をお話をしたいと思います。

公民館の情報がないということで私もちょっとホームページを実際開けてみました。その中で全然というわけではございません。ただ、カレンダーの中に平成23年1月5日の新春書初め大会というのは掲載がされておりました。ただ、市民大学とか受講案内につきましては基本的に広報でやっております。それから、市民大学については新聞折り込みもしておるとことでございますが、やはり利根議員が言われたように市民大学については特に案内をしていかないといけないということで、今までには過去にチラシをホームページへ掲載した経過もあるようでございますが、ちょっと今後情報を掲載するようにしたいと考えております。

それから、美術館の関係でございますが、先ほど企画課長の言われたとおりリンクミスということでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前 11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。2回目の質問をいたします。

まず、各種委員会の項目でございますが、理想と現実の差というような意味合いの言葉を使っていただきましたが、人間というものは、人類は理想があるからそれに向かって努力することによりましていろんな障壁を超えてきた経緯もございまして。それは進化と呼んでいいのかわかりませんが、えいも悪いもそれで一步一步前へ進んできた経緯もございまして、もし先ほど私の質問に対してそれが理想であるからということをご認識をしていただければそれに向かって、すぐにできるとかできんとか別に一応努力をお願いをしたいと思います。

それで、とりあえず一時山田が載せていたような、こういう委員会がございましてということぐらいはとりあえずは載せてもいいんじゃないかと思っておりますけども、最初から全部完全なものというのはもちろん無理でございます、打ち漏らしもあろうと思っておりますが、条例の項目に委員会が設置されているよとわかるぐらいの分については最低でも載せていってもらえるんじゃないかなと思っております。ほんで、委員会と何課がこれを管轄していると、こういったことに対してご意見のある方は何課に言ってくれという、個人名はまず挙げずに載せていただいでですね。これを見ましたら任期が2年とか長いので4年ぐらいの任期ですので、改選の時期にそういったお名前を載せらせてもろうてえいろう

かと、みんなでまちをつくりましょうやというようなことも含めてご相談をさせていただいて、その委員の方に、その上で載せるような努力ができないかどうかということ質問をいたします。

あと、もちろん名前が載ることによっていろんな行政と住民と当然全部が認められるわけないので、やり玉に上がる可能性のある委員は多数おると思います。けど、その反面、公開されていないからこそ人集めに苦勞するという一面もあるんじゃないかと、すべてがそうだとはいえませんが、ほとんどというたらないですけども、委員のその選定につきましては一時公募とかもホームページ上とかいろいろされたこともありますけども、大体がその委員がやめるときに引き継ぎとか次の人で大体いっているような例を、全部が全部ではないです、幾つか耳にします。そういったことがかえって人選に人集めに苦勞する面もあるんじゃないかと。先ほど言ったような、その公開することによってかえっていろんな、それに興味ある方が、おれが委員になってこういうことやりたいという人がある可能性もありますので、そのこともあわせて検討していただきたいと思いますのでこれについてのご所見をよろしく願いをいたします。

あと、次はホームページでございます。

平成23年にリニューアルということでおめでとうございませうというか、まだながですけど、その中で前のときも実際そうながですけども庁内で一応検討していくというふうなことがながですけども庁内でやっているからこそ、いうたら一課長というたら失礼ですけども一部の担当の課長がよその課長に対して頭越しでホームページをどうのこうのということも言にくいかと思っておりますので、かえって外部の委員会とかできたら今の課長が持たれているジレンマの1つも解消できるんじゃないかと。課長会で言ってだれっちゃあ言うことを聞いてくれんと、一つもアップされんらあいうことについて課長のジレンマが1つ解消されるんじゃないかと思ひまして、ぜひやっぱり民間の入った委員会を、先ほども言いましたように常時やるとなかなかお互い大変なんで年に1回ぐらいこころはどうかという評価をするようなことをお勧めいたしますがこれについての見解をお願いをいたします。

それと、中身にあんまり入っていてもなんながですけども、時系列について重要度が優先と思ひますけども、確かに優先順位順に載せているのはえいことはえいがですけども、重要度というがは出す側と見る側との受け取りの、いうたら温度差がかなり出てくるのでどうなのかなと。大体どこのホームページを見てもニュースというだけありまして、いろんな情報というものは時系列、時間のほうを優先して載っていると。で両方両立さず、どうしても優先度を上げたければ上げるという作業で再度入れ直すとかという方法もありますし、ヤフーのオークションなんかでは時系列と別にぽっと上に注目のオークションいうてありますわね。それが飛び出て上にちゃんと重要なやつは別枠で出て、それと別にまた時系列は時系列に載るようなそういった手法もありますので、そういったやつもあわせて見やすい、平成23年度のリニューアルの折にはぜひご検討をお

願いをいたしたいと思います。

あと、同じようにちょっと個別のことを言うてなんですが、公民館なんかでもその空き室情報がせつかく出てるので、多分エクセルの表でつくっておると思いますが、それにイベント名を張ってその課へ飛ぶようなシステムさえつくっちゃったらその課には、今回で言うたら交流センター挙げてますんでそこへ、いろんな角度からいろんな人が、どっかへ入ったら香美市のいろんな情報がいろんなところへ行けるという、そういうシステムが本当に重要なんじゃないかなと思います。

あと、現在の住民課の窓口なんか非常に最近評判がいいです、はっきり言うてね、行った人が。昔は役場の窓口はって言いよったががですね、最近うんと丁寧でうんとわかりやすくって評判がえいって、おりませんけども、今ほめても仕方ないか。

(笑い声あり)

○4番(利根健二君) 本当に評判がえいがです。それは何というか、窓口では一対一でちゃんと対応しているためその責任もはっきりしてましてですね、お互い緊張感を持って接することによってお互い伸びてきた部分もあると思いますけど、ホームページの場合は評価がすごい見えにくいですね。そういった中で緊張感がちょっと作りづらいところもあると思いますが、ぜひカウントもしていただいでですね、いうたら1日に1,000人見てくれよったら月3万人の人が見ゆうという、山田の広報をはるかに超える人がこれを利用しだすということでそれなりの重要度というのが非常に多いと。紙ベースというのは、見たら大体の方がしまって情報がもうそこで死んでしまいます。ほんで、インターネットっていう、ホームページっていうのは、まず即効性があるって持続性もあるという面もありますので、今現状で紙ベースよりすぐれちゆうということはもちろんないがですけども、行く行くはそういったことになっていきますので、今からそういったことも求める方も多いと思いますので、そのこともあわせてご検討をお願いしたいと思います。今言うた部分についてのご答弁をよろしく願いをいたします。

2回目終わります。

○議長(西村芳成君) 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 厳しい現実の中で理想に向かうことなく立ちどまるなど、敗北主義に陥るなという励ましであります。このことを受けまして、やはり市民の皆さんに知っていただいて、そして市民の皆さんの声が反映できるような委員会をピックアップしながらホームページに載せるような方向を検討したいと思いますが、すべての課の皆さんと話し合いをした後でありますので勝手な答弁をしますと困りますので、まずは隗から始めよということでございますので、総務課の周辺からそうしたことへの取り組みを試みていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いします。

○議長(西村芳成君) 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長(濱田賢二君) 利根議員の2回目のご質問お答えをいたします。

まず、管理の仕方については、これまでも課長会なんかでその更新等についてお願い

をしてきましたけども、どうもお願いのレベルではしまいがつかんろうというふうに考えております。新しいリニューアル号の形に移行する中では、各課にこのチェックをする担当それぞれもう担っていただく部分を形としてつくらんとどうも動かんのじゃないかなというふうには認識をしております。すなわちみんなの責任が無責任みたいな形になっておることもありますので、それぞれホームページの管理に係る分については各課で担当を決めていただくということもちょっと想定したいというふうに考えております。

あと幾つかご提案等いただきました。1つは外部委員の評価のことも含めてですけども、これは1つご提案として受けとめていきたいと。その重要度よりも時系列というほうが大事やないかという多分ご意向の話だったと思いますけども、これも今のホームページでいいますと新着情報とそれからトピックスという2つの部分を持っていますので、ここの使い分けをすることによって時系列と重要度の部分にくくり込んでいくということも、形としてそういった作業分けの中で明確にしていくということも可能なのかなって思っております。それと、訪問者のカウントについては、あんまりどっさり来てくれなかったら何とも寂しい話になって、やる方がいいのかどうかということもありますけども、データ化していく、すなわち数字で押さえていくということも一つは重要な部分であると思いますから、この外部委員の件と、それと時系列あるいは重要度のさび分け、それと訪問者のカウントについては、リニューアルをするときに合わせての検討課題にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、市民相談総合窓口の開設を求める立場からの質問であります。

前段に少し国の動きを紹介します。平成22年度補正予算において地域活性化、住民生活に光をそそぐ交付金が創設されました。趣旨は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策自立支援、地域づくりに対する地方の取り組みを支援する点が踏まえられております。補正予算額は1,000億円、本市には約2,700万円が交付限度として試算されております。消費者庁12月3日付資料では、対象分野として地方消費者行政が第一に上げられていることから、地域の消費者の安全、安心のために必要な視点として地方公共団体においては消費者行政本課、消費生活センターのみならず多様な部局において消費者問題に取り組み総合的な対応力を高めていくことが不可欠であると述べ、この住民生活に光をそそぐ交付金の積極的活用を求めています。そして、その活用によって消費者問題の解決のための連携と行政の対応力向上を図っていただきたいとのことでもあります。

取り組みの1例を紹介します。山形県長井市の事例ですが、人口3万人未満の同市の市民相談センターでは、消費生活相談のみならず生活保護、遺産相続、離婚相談、人権

相談などの相談にも対応している。相談員は研修へ積極的に参加しスキルアップを図っているとのことであります。まさに本市においてはこれらの問題は光が十分に当てられてこなかったと考えるところで、この財源を使い消費者行政等を推進すべきであります。

県下においては、県、高知市、南国市に続いて四万十市にも消費生活センターが開設され、相談対応も一定マニュアル化される実績も上げております。本市は新庁舎完成後の組織編成に係るコンセプトとして、住民サービスの観点からワンストップサービス化への対応を掲げたらいい回しを防止することとしております。市民の相談事は本当に多様化しております。1つの問題で来庁されても背景に多くの困難を抱え結局本質的解決に至らない例を多く見受けます。なぜかと申せば、そこにはたらき回し行政と相談解決のノウハウを持ち合わせていない点があるからです。各地消費生活センターの実践を見れば、多重債務問題においても生活再建に至るまでには行政においても多岐にわたる横断的な相談を繰り返し、その先頭に本人が立ち、相談員が法令等に基づいた的確なアドバイスを行うゆえに展望が生まれてきます。私は、そのような観点から市民が困ったときまずは市の窓口へ行ってみようと思うような、先ほど例で述べた相談窓口設置を望むところです。市職員の方々は法令には明るい、市民の方々はほとんどの方が知り得ません。その知識を市民の行政に対する要望時にも十分に享受できているのでしょうか。もっと平たく言えば、条例等における義務を果たすことばかりを求め、市民の権利の行使ができる部分を伝達できてないと言えるのではないのでしょうか。例えば医者にかかれない、そのとき一部負担金の減免要件に当てはまるかも、医療保護の対象になり得る、また税の減免の可能性がある等々、市民の立場で対応策を探る、そのことが市民に身近な行政となり得るわけであります。

そこでお尋ねします。1点目に、今年6月には貸金条例が改正、総量規制等にて相談がふえる背景があります。武富士の破綻もございました。また、詐欺的商法も減少しておりません。商工観光課において消費者行政は行っているところではありますが、消費生活相談員も雇用され対応されているわけですがこの間の相談実績をお尋ねします。

2点目に、私は商工観光課内に消費者相談窓口があるよりは、昨今の現状から見ると消費生活センターを設置する、もしくは市民相談総合窓口、市民相談センター等のその中に消費者問題相談コーナーを設け市民に対応すべきと考えますが見解を伺います。

3点目に、市民相談窓口設置に向けて関係各課、団体等と積極的、前向きな検討をすべきと考えますが見解を伺います。

続きまして、プレミアム付商品券についてお尋ねします。

第7回市議会補正予算にて可決された商工会共通プレミアム付商品券発行事業補助金200万円にて、11月1日プレミアム付商品券が発行される運びとなりました。昨日の同僚議員の質問、答弁からも一定の事業効果があったことは明確であります。10%のお得感は大きいわけで、私も11月1日購入いたしました。11時過ぎでなかなかの行列でありましたが、10時受付時には土佐山田では長蛇のにぎわいであったとのこと

であります。1人5万円で5万5,000円の商品券まで購入することができます。中には家族数人で参加の方もおられました。山田は午後の早い時間帯に、香北、物部においても5時までには完売したとのことであります。そこで数点気づいた点、今後のことも含めお尋ねいたします。

1点目に、アンパンマンのデザインの目立つ商品券であります。せつかく本市が助成しての商工会事業であるにもかかわらずなぜ香美市助成事業等の1項がないのか。市民の目に触れるものでありますので市としてもPRすることは当然であります。要請をしなかったのか、その点伺います。

2点目に、購入状況について伺います。11月1日当日の私の列の周辺の方々はほとんど上限金額を購入しておりました。また、中には南国市の方もおられました。昨日の答弁で1人平均4.1セット、485人が購入されたとお伺いしました。その中で市外購入者の割合等について伺います。あわせて12月8日時点で約52%の事業者が換金されていると聞いております。商品券が使われた先についてお尋ねします。

3点目に、商工会としても地元商店街で使用されることを願望していると考えます。しかし、消費動向は量販店等に向いていると思いますが、その効果はいかがでしょうか。あわせて、私は地域通貨的発想、いわゆる券が流通、循環して居酒屋で使用されても地元商店街で仕入れが行われ、また日常品の買い物などがされる等の地域振興流通券であるべきと思えます。見解をお尋ねします。

4点目に、市民の声には「知らなかった。」「購入できなかったので追加販売はないのか。」「市内のほとんどの店で使えたら。」などの話を伺いました。200万円の助成を行うわけですから、私は幅広い人に市の補助事業であっても予算の恩恵が行き渡るようにすべきと考えます。また、平成23年度商工会は3,000万円の事業を予定しているとのことでありますが、商工観光助成補助金限度額200万円で事業継続をお願いする旨の答弁がありました。初めての事業で不透明な部分もありますが、もちろん商工会が精算手数料で経費を捻出し今後その浮いた部分はプレミアム部分に充てられてしかるべきと思えますが、事業収支の面からまだ助成の上積みの要望も出てくると考えられます。私は補助要綱における限度額もアップするよう検討すべきと考えますが、お尋ねします。

以上で1回目終わります。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の市民相談総合窓口設置についてお答えいたします。

商工観光課では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど市民からの相談を受け付けており、本年度からは県事業を活用しまして資格を持った専従の相談員を雇用して公正な立場で相談処理に当たっております。

ご質問の1点目の商工観光課における消費者相談の実績でございますが、平成22年

度の相談件数は11月末現在、多重債務に関する相談6件、クーリングオフやその他消費生活相談が17件です。ちなみに平成21年度全体では、多重債務相談10件、その他の消費生活相談が11件です。多重債務相談はやや相談が少なくなっております。

2点目の消費生活相談センターに発展させるか市民相談総合窓口の中に消費者問題相談コーナーがあるべきかについてでございますが、市民からの悩み事相談に関しましては行政相談員、福祉の相談員、介護の相談等、その相談内容に応じてそれぞれ役割が違い、それぞれ専門の知識を持って対応しており、また、社会福祉協議会でも相談事業を行っております。すべての相談を1カ所で解決される窓口は望ましいと思っておりますが、専門職を置く必要もございまして、香美市の相談件数でいえば現状でも対応できているのではないかと思います。

3点目の市民相談総合窓口の設置に向けて関係部署、団体等と前向きな検討をすべきについての見解でございますが、各種相談業務を行っている関係各課と連携、またそれぞれの相談内容、役割分担を相互理解することによってより高いサービスができると思っております。多重債務問題では、関係部署が集まりまして研修を行いました経過もございまして現在も連携しております。新庁舎が完成すればこの各種の相談窓口が、現在ばらばらの建物で行っているところを1つの建物の中で完結できますので、各相談窓口の連携強化を図りつつ市民の不安解消に努めていきたいと思っております。市民相談総合窓口設置についての検討は、現在は考えておりません。なお、香美市と香南市、南国市による物部川流域協議会におきまして消費生活相談センターの共同化について担当者での協議を行っておりますけれども、滞納問題ですとか生活保護との連携が各市での対応となりますことや、また、広域になると相談場所が遠くなるということで住民に負担をかけたくないという意見がございまして、広域でのセンター設置についての3市の賛同はなかなか得られない見込みです。

次に、プレミアム付商品券についてお答えいたします。

11月1日から販売されました香美市商工会のプレミアム商品券は、発売初日に完売という報告を受けており反響の大きさに大変うれしく思っております。

ご質問の1点目の商品券に香美市助成事業の項目を記載すべきにつきましては、そのとおりだと思ひまして、ご指摘をいただいた点は次回の発行時は記載していただくように要望いたしたいと思ひます。

2点目の購入の状況ですけれども、山田商工会での購入が395人、香北商工会で63人、物部商工会で27人、総計485の方が購入されました。平均1人当たり4.1セットとなっております。購入された方の内訳は、市内467人、市外18人で、さらに香美市内の内訳が山田384人、香北56人、物部27人でありまして、また、香美市外では南国市の方が10人、香南市の方が5人、高知市の方が3人となっております。現時点の使用先は量販店が50%、その他は各種お店に分かれるわけですが、特に電器店が多いと聞いてます。エコポイントの効果もあったと思ひれます。

3点目の地元商店街への効果についてですが、まだ事業実施中でございますので実績の報告をいただいておりますけれども、発行された商品券の完売、商品券は市内の参加商店でしか使用できないことを考えますと年末年始の商戦においても発行商品券分は市外に流れていったりしない、消費者の流出を食い止めまして、また市外からの消費者を増加させたと思っております。

地域振興券にすべきについてですが、地域通貨のことだと思います。通常地域通貨は地域内で取引されますので経済効果は大きいと思われましても、あくまでも通貨でありお金であるため紙幣類似証券取締法によりある程度制限されているようです。政府が自治体の発行額に応じた資金を支給し自治体が発行すること、偽造防止策が必要であったり換金が銀行であることなどハードルが高いのではないかと思います。

4点目の消費者の声ですが、この商品券を知らなかったという点はでございますけれども、新聞折り込みですとかチラシ、ポスターでの宣伝また地元新聞を含む3社の新聞に取り上げられたこと、そしてテレビニュースでも放送されましたので宣伝が不足していたという意見が出たということは残念に思います。また、購入できなかった方は大変気の毒だったと思います。商工会では、参加商店へのアンケートをとるようにしておりますので参加商店からの声も聞けるとは思いますけれども、今後参加くださるお店をふやしていただけるように商工会へ要望したいと思っております。

香美市の補助金の限度額については、予算のこともございますので当面変更する予定はございません。（後に「来年の補助金はまだ確約ではない」と訂正あり）

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎、2回目の質問をいたします。

まず、市民相談総合窓口設置についてでありますけど、昨年そして今年の11月末までの実績を伺いました。現実、課長の認識では現状でも対応できているというふうな認識でありましたけれども、私の思いとしては現状のまま、また機構改革で産業振興課ということになっていくと忘れ去られていくんじゃないだろうかというふうな、消費者相談の問題が、窓口はもちろん商工観光課内にあるということがあっても件数でしたら非常に相談例も少ないというのが現実です。多重債務はもちろん減少はしてきております。ただ、実際のところやはり消費生活相談員も雇用されての部分がありますがPR等もできていないと。武富士の問題等も取り上げましたけど高知市にうろこの会という多重債務の相談窓口があります。10月の1カ月で259件の相談の中で20名弱が香美市の人です。本来は香美市の商工が消費者相談の窓口であれば、もちろん武富士110番ということで銘打って電話相談そして来所での相談ということをやったんですが、その部分がやはり機能していないと。逆に言うたら消費者問題を、ほかの業務も忙しいというががありますけど、実際問題相談に行って解決に至っているのかというのを逆に聞きたいと思っております。その受けた相談はすべて解決に至ったという判断でいいのかと、相談

を受けとめどっか専門家に振って終わったということじゃないだろうかというふうに推測はされますがそのところ。クーリングオフ等については一定のノウハウもあるかもしれませんが、多重債務にとってはどうなのか。先ほどホームページの質問もありましたが、消費者相談のホームページはそれこそ2006年のままであります。

私は、やっぱりここで求めたいのは、もう1点の方向性のやはり市民相談センター的な発想が大事ではないではないだろうかと、産業振興課内で、それから消費生活センターを立ち上げるという一つの方向性のほかに、やはりこの光交付金と言いますけど、その使途にも明確にされてますようにそれに関連する部署、社協も言われましたけれども実際のところ地域包括とか福祉事務所とかそういうところの方々、そのレベルアップが図れない限りはこの相談口、実際各課に振るということでできているというふうな認識と、私の認識とは少し相入れない部分があります。その部分から申せば、やはり高知市は、ここに高知市の消費生活センターの生活再建マニュアルというのがあります。

(資料を示しながら説明) これいただいたもんですけれども、実際これは多重債務の中心に書かれておりますが、市民の生活苦からくる問題に対して冊子になってやはり横断的な連携を取って相談が解決に結びついているということ。やはり多重債務のみならず生活苦の相談というはたくさんございます。やはりその中で収入減、雇用の問題含めてどこにどういうふうな働きかけをして、やはり税金や社会保険料が払えないとき、子どもの学費に困ってるとか、住宅に困ってるとか、そういう部分や多様な問題についてやはり一括的な窓口で一定の専門員も雇用されて、光交付金は人件費にも使えますのでね、そういう部分でそこ消費生活相談員と何人かの体制でこういう窓口を設置して、そこが主導権を持って各課に働きかけて相談解決を図っていくと、その大事な視点を持たない限りは今の現状のままであるというふうに私は考えるところであります。

一方、高知市のうろこの会で先ほど武富士の問題を言いましたけども、私どもが開設してますくらしの相談所、この間1年間で約200件の相談があります。民間ですよ、生活苦、離婚の問題、多重債務確かに減っています、隣人のトラブル、それが民間任せでいいのかということでもあります。私個人でも多重債務の問題で援助者としてこの間1年間で十数件を解決の方向を見出しています。そういう立場に市の行政が立てるかということ私を私は申し上げたいわけです。さまざまなトラブルがあるときに行政の果たす役割が大きくなっているという部分の認識からの再度の答弁を求めるところであります。

続きまして、商品券についてですけれども私の提案を申し上げます。1つには、確かに地域通貨的な部分ではハードルは高いということを申されました。そのとおりのかもしれません。1点には、市の事業として行うということについては可能性は低いと考えますが、事業効果を高めるために商工会に事業分析や消費動向調査を行わせることは私は大切だと思います。なぜなら参加事業所が166事業所、会員以外にも加盟店への参加も要望したり模索しているようでもありますけども、実際は本市の事業所数からいうと20%近くしか加盟できておりません。この加盟していないことの改善も訴えること、

先ほど商店街のあそいで買いたいけど買えなかった事例もお示しました。

それと、もう1点、確かにある一部分では効果が上がっていると思いますが、逆に言うと消費者サイドの受益者は485人です。香美市民2万8,000人の中で、市外の方もおられますけどね。そういう側面から考えるときに、2点目に申し上げたいのは、一定期間地域通貨として市内を流通させる仕組みが大事ではないでしょうか。地域内消費を市外へ逃がさない部分を強化させて、今日商品券であるがゆえ期間の半分も経過してない12月8日時点で52%が換金されているということをお示しました。やはり一定期間、完結型でなくて地域で流通するという仕組み、それと合わせて使用先が電器店という部分はエコポイントという部分で確かに認めますがやはり量販店が50%超していると。これはなぜ申すかといえば、地元の商店街への効果が薄れるのは早晚事業継続を望む商店街の声が薄れていくという懸念があります。先ほど1日で完売したと申しましたけども、実態はそうしたら物部のほうはどうやったでしょうか。やはり当初150万円の予定が売れ残りそうだと、山田がたくさんの方がいたので山田のほうに50万円移したと、そして、11月の末の時点では100万円のうちの34万円しか換金されていないという現状があります。やはり地域経済の波及には何が大切か、地域通貨として発想についても検討を求めるところですが見解をお伺いします。

以上で2回目終わります。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えします。

2回目のご質問のいろいろ回答する判断の時間がちょっと余りになくて十分お答えできないかもしれませんが、消費者相談の窓口が新庁舎になって忘れられていくのではないかっていうご心配もございました。この件におきましては、新庁舎には相談をする場所をちゃんと構えまして商工観光班で対応をしていくというところはしております。

PR不足ということもおっしゃられました。現在広報でも毎月消費者相談についてのコーナーを設けて、このような事例のときはこういうふうにすればいいというような相談コーナーのようなものを設けて記載をしております。

また、相談がすべて商工観光課で解決しているかという点につきまして、消費者相談は大体解決しておりますが、多重債務問題についてはやはり専門家の知識を得ることが必要で司法書士さん等と一緒にいきまして相談をしているというのが現状です。これは香美市だけではなくて高知県も高知市も同じような体制をとっております。

ほかの地域包括センターとかほかのところともレベルアップをしていく必要があるのではないかという点につきましてもそのとおりだと思いますので、いろんな研修がございました。その研修には積極的に参加をしてなるべく窓口の一本化が図れるような形にはしたいと思っておりますけれども、新たな、新しい総合型の窓口設置については現状ではまだ

考えることができておりません。

次に、地域振興券の地域通貨ですけれども、現在の商品券は事業主体の商工会になっておりまして、地域通貨についても商工会で検討はできないかということをお尋ねしましたところ、いろんな面でハードルが高いためになかなか困難であるという声がありました。香美市が事業主体になって行っているのではないというところがありますので、いろんな商店に多く参加していただくというようなこととか、振興券の内部についての要望等はお願いすることになりますけれども、地域通貨に対するお願いというのはなかなか困難であると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3回目の質問をいたします。

住民生活に光をそそぐ交付金を、まだ使途等は決まっていなくてもかもしれませんが、できたばかりでこの消費者行政等に使う、使用すると、消費者庁のあれでは第一義的に使っていただきたいと、使わない手はないと思いますが使われるか、その点をお聞きします。その他事務対策等もいろいろありますけれどもその点お伺いします。

もう1点、商品券について聞いたんですが、香美市が事業主体となってこのような事業を行うことによって消費者もそして事業所も大変喜ばれる部分が地域通貨的な発想であると思いますがそのお考えがないのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） プレミアム付商品券についてのお答えをさせていただきますが、この件につきましては商工会のほうから強い要望があって私ども補助金として出したわけです。そうした中で商工会の中身できちっと考えていただいて、そして市内の個人業者の方々に有益な方向につながるという思いを持って私ども厳しい財政の中から200万円というお金を繰り出したわけです。ですから、山崎議員も商工会の重鎮でございますので、ぜひその辺は商工会の内部で考えていただかなければいけない問題だと思います。来年につきましてはのこと、商工観光課長は確約したようなことを言っておりますが、まだ何ら予算査定も予算要望もしておりませんので、その辺はまだ白紙でございますので、そういうことをここではっきり言っておきます。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の3回目のご質問にお答えいたします。

地域振興券の補助金はまだ確約ではございませんでしたので訂正をいたします。失礼いたしました。

地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金の使途ですけれども検討をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） 11番、竹平でございます。議長から発言の許可をいただきましたので通告に従いまして順次質問を行います。議長も再三言われるように外部を意識した質問文書となっておりますので、少し長いかもわかりませんがよろしくお願いを申し上げます。

今回3項目につきまして質問書を用意しました。まず、1点目の定住自立圏構想の考え方と今後の対応についてでございます。

今、国、地方を通じ財政状況や少子高齢化、人口の減少、地域経済の低迷といった厳しい社会状況下であることを考え合わせますと、行政も単体でなく近隣市との連携や協力により行政事務を行っていくことが重要になってくるのではないかとと思われるところでございます。現状では、必要な事務におきましては一部事務組合を活用して広域での事務処理を行っておりいろいろ協力体制ができておりますが、加えて市民生活に直結する技量や交通アクセス等についても不便さを解消し定住していける仕組みや地域づくりも必要となってきました。そうした中、自治体の地域主権の観点からいたしますと、その確率を図るための国の制度も見直しをされており、今後基礎的自治体である市町村の役割も増すこととなります。このことを実行していくには、行政、地域住民、NPO、企業等が協働と連携によって地域のコミュニティーを図り、地域から人材、資金が流出しないよう地域の潜在力を引き出し自活力と想像力を高める地域主権型構造に転換していく必要性があります。こうした要素から定住自立圏構想に至ったと思われませんが、この構想は市の主体的取り組みとして中心市の都市機能と周辺市の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの地域の持つ特性と資源を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め相互に役割分担し連携、協力すると、そのことにより地域住民の命と暮らしを守るため圏域全体で取り組み、必要な生産機能を確保し、基本圏への人口定住を促進するための政策であると、こういうふうに認識をするものです。そうした中、このほどこの構想を具体化させたものとして向こう5年間の定住自立圏共生ビジョンも策定されまして、4市それぞれの持つ特性や機能を圏域一体で生かし、連携をして地域主権形成の実現に向けて取り組むことになりました。そこで、この定住自立圏構想とこれに基づいた定住自立圏共生ビジョンに関しての考え方と今後の対応について所信をお伺いをいたします。

次、2点目でございます。過疎地域自立促進計画のソフト事業に係る今後の方向性についてでございますが、この件に関しましては6月議会で計画書の作成段階の中で基本的な方針や考え方を聞いたわけございまして、その後計画書が策定をされ、それぞれの事業分野の項目について説明を受けたところであります。計画書によりますと、第1次香美市振興計画とリンクし、各事業において手抜かりのないようそれぞれ計画に盛り

込まれ今後対処すべき市の方針がイメージできるものであり一定評価するものでございます。したがって、今回は今後においてこの計画書をどう具現化し行政福祉サービスにつなげていくかを、特にソフト事業の面についてお聞きをするものでございます。

承知のとおり今回で第5次となる過疎法に伴う過疎地域自立促進計画で注目されるのが、従来のハード事業に加え、住民が将来にわたり安心、安全に暮らせる地域社会の実現を図るという趣旨のもとにソフト事業が拡充されたことにあります。これは、これまでの過疎法では主にハード事業に力点が置かれ本市の過疎地域でもそれぞれ一定の成果を上げてきたわけではありますが、今回第5次の過疎法ではこれまでの経過を踏まえ時代に即応した対策がとれるよう拡充が図られたと認識をするものでございます。

こうした中、本市策定の計画書の中にもソフト事業の一環であります通院バス・タクシーの補助、元気な集落づくり支援事業、集落支援員設置事業等が盛り込まれておりますが、こうした事業のイメージとしては集落維持機能に直結する事項が含まれておりますことから、早期に具体化策を講じて事業展開を図るとともにその方向性を見出すことが求められます。

そこで、1点目として、足の確保策です。通院バス・タクシーの補助事業、これを発展させて、市営バスが運行していない地域に対し負担軽減と地域間格差是正のため定額の乗り合いタクシーの導入の検討と具体化策です。ご承知のとおり現在市営バスが運行している路線では、75歳以上の方は無料で利用でき利便性が図られております。一方、バス運行がなされていない地域におきましては、外出のたびに何千円かという高額な料金を支払ってタクシーを利用するなどして、利用していると、そういった状況ですが、こうした高齢者や車を持たない方々の外出機会をふやすための措置として市営バス運行規定が改正されたことを思うとき、同じ地域にあってこうした格差は早急に改善していく課題ではないかというふうに考えるものであります。その点の考え方をお聞きします。

次に、集落支援員設置事業についてでございますが、この事業の概要としては、集落支援員は地方自治体からの委嘱を受け市町村職員とも連携をしながら集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を行う、また、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民とともに集落対策を推進しますと、こういうふうにあります。

この事業、うまく取り込む方法いかんによりましては集落維持のための効果が期待できると認識をするものです。すなわち現在山間地域で顕著な問題となっております事項といたしまして、高齢化や戸数減少により共同作業が困難になって住宅の周辺、そうしたところの草刈りとか用配水路の掃除、これのまた維持や管理、また生活用水取水地の管理が十分にできなくなりつつあります。とりわけ日々使用する生活用水は、簡易水道が設置されていない中山間地域では遠路谷川より水を取水し使用しておりますが、付近の土砂除去、渇水期の取水、そしてこのごろの木葉の取り除き、こういった面につきまして水源地の維持管理作業が厳しい状況の地域が散見をされております。こうしたい

わゆる共同作業が困難になりつつある地域への支援策は早急に対処すべき問題であると考えます。そこで、このたびの自立促進計画にせつかく盛り込んだ集落支援員設置事業でございます。早期に検討に入り本格化させまして集落の維持対策につなげる政策として構築することを求めるものでございます。

ちなみにこうした事例は各県にあるのはご承知のことと存じますが、例えば大分県佐伯市の場合でございますと、まず活動内容として高齢化が進む地域を中心に巡回し課題等の把握を行い、困難となっている共同作業支援を行うこととしております。次に、設置の根拠に関してですが、これは佐伯市嘱託員の任用等に関する規定に基づいております。また、人材につきましては、公募として市内在住で地域の方に対して熱心に取り組んで人となっております。こうして任用された地域集落支援員数ですが4名で、高齢化が顕著な合併前の旧2町村に各2名を配置をしているということでございます。こうした事例からもわかるように本市でもこうした事業に早速に取りかかっていたいただき集落支援員設置事業、これを制度化し要請を図る仕組みを検討されてはいかがかとは思いますが、今回この2点について今後の方向性についてお聞きをいたします。

次に、税の徴収率の向上策についてでございます。

この件につきましては、先の新聞報道にもあったように平成21年度の国保税を除く本市の市税実績は、滞納分を含む税額が27億5,485万1,000円で収入額は24億7,290万8,000円、徴収率は89.8%ということになっておりまして、これを近隣の2市と比較してもえい水準のほうではないかというふうに考えておりますが、景気の状態は業種によっては回復傾向にあると言われておりますが、即収入増につながらないこともあってか市税の滞納が減少傾向にない状況は否めません。しかしながら、市が市民に対して行政サービスを提供する原資は市民の負担する市税等でございます。税負担の公平性を確保する上からも、また、納税意識の向上や喚起の点からも何らかの措置を講じなければなりません。ちなみに本市では、滞納処理に関しては収納管理課を設置し回収業務を行っておりますが、こうした対処措置の前にまず税は期限内に納付するという環境づくりをすることが大事ではないかというふうに考えるものでございます。そこで、徴収率向上策の考え方について3点ほどお聞きをいたします。

まず、1点目は、納付しやすい納期の設定でございます。現在個人市民税の納期は6、8、10、12月の4期ということで、固定資産税は5月、7月、11月、1月と4期と、それぞれ月は違えておりますが4期というふうになっております。これは香美市税条例で定めているところでございますが、一方、納税者側である市民からすると職業形態はさまざまであり業種によっては収入月が一定しない場合もございます。例えばですが毎月一定の収入のある人は毎月納めるほうが納めやすいはずであり、農業であればいわゆる仕込み時期とそれから収穫時期があり当然収穫時期のほうが納めやすいはずということになります。こうして職業や業種によって納めやすい条件はそれぞれ異なっていると思いますので、納期を年に4回と一律に固定をしないで例えば2回、4回、6回、

あるいは10回というふうに細分化をして、そして可能であれば納税者に示して納期の回数や月を選択してもらう方法でございます。こうすれば納付期限を本人が決めますので納付率にも反映をされるのではないかというふうに思うものですが、この点についてどうお考えなのかお聞きをいたします。

次に、2点目でございますが、納税意識の向上についてでございます。自分の納めた税金はどのように使われているかといったことに対しましては、総額収入、そして総額の支出、この割合を示す方法で周知をする方法がとられておりますが、これは行政経費のコスト計算をして、それを例えば保育園であれば園児1人当たり幾ら、同量を足して等でございますたら1件1人当たり月幾らというふうに換算をして広報等を通じて周知する方法が考えられます。こうすれば納税者にとってより税の使い道が具体的にわかるとともに税に対する認識も違ってくると思われれます。この行政コスト計算をもとに示し周知することについてはどうお考えか。

次に、3点目でございます。この点につきましては拘束力が伴いますので深く検討する必要がございますが、資力がありながら、また誓約しながら誠実性を欠く納税者に対して行政サービスの提供を一部制限をする条例の制定についてでございます。滞納するには生活が困窮しているからだという理由もあるかもございませんが、課税をされるにはそれなりの所得や資力、あるいは物件等があり課税対象となり得る理由がございます。課税後に災難や盗難、事業の休廃止等があった場合は、ご承知のとおり地方税法第15条や香美市税条例第51条、第71条に示されているように猶予や減免措置がありますから、まず税務課に相談をし手続をとる方法がございます。そうした制度がありながらも滞納が発生し滞納整理に当たっているのが収納管理課であります。完済まで長期にわたることや裁判で判決をもらい処理するなど事務の長期化と煩雑化が続いておりますが、こうした債権を含め収納条件を確実に履行されるよう、課税対象になりながら誠実性を欠く納税者に対して行政サービスの一部を制限する条例の制定に関する考え方でございます。

現に市営住宅入居の際はこの措置がとられておりますが、このように法令で実施されることが義務づけられている事務事業を除き市が単独で行う行政サービス、例えば先ほどの市営住宅の件も含めましてあらゆる許認可や補助金、交付金の交付等について、行政サービスの申請時点で滞納がある申請者のうち納付に対して資力等がありながら誠実性を欠く納税者に対しサービスの一部を制限をする措置をする、このことの要点は、支払う意思のある分納の方を含めますが納税者へのサービスを制限をするものではないこと、それから遅滞なく納期内に納税をしている納税者の不公平感をなくすること、そして納税意識の向上の点にあります。したがって、本来ならこうした対策をとらないで徴収することが望ましいわけでございますが、現に滞納が発生している状況を見るとき検討の余地はあろうかと思うものであります。ちなみにこの行政サービス一部制限条例を制定して事務に当たっている自治体もございまして、そうした自治体では、本市で

もあるように徴収体制の強化とともに条例制定による複数の政策をとったことで、コメントといたしましては財源の確保と市民に対する公平、公正感が確保できたと考えているというふうになっております。こうした事例からも無理からぬ考え方と思われそうですが、税の徴収率向上の実感として以上3点について述べさせていただきましたが、この点についてどうお考えなのかお聞きをします。

1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員の1回目の定住自立圏構想についての考え方について私のほうから答弁をさせていただきます。

この定住自立圏構想につきましては、開会後に議員協議会を開いていただきまして企画課長のほうからこの内容等について説明をさせていただきました。すべて課長のほうで説明をさせていただきましたので私のほうからそれにつけ足して余り言うこともございませんけれども、それでは余りにも失礼でございますので若干私の思いを述べさせていただきますというふうに思います。

このお配りをさせていただきました冊子の中にも書いてございますが、定住自立圏構想は中心地の機能と周辺市町村の機能が協定によって有機的に連携をし、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い全体としての魅力あふれる地域を形成していくことを目指しているということになっております。この背景には、やはり今大変大きな問題、課題となっております人口の減少であるとかあるいは少子高齢化の進行などがあるわけでございまして、また、特にそうした背景の中で今後地方におきましてもそういうふうな状況と同時に地域主権時代の到来といえましょうか、そうしたものに向けての受け皿としてしっかりと自治体をお互いの市同士が補完をし合いながら築いていくというふうなことになろうかというふうに思います。

そうしたことの中で将来像も含めて、今取り組んでおる具体的な事業等も含めまして今後この定住自立圏形成協定に基づきましての具体的な取り組みもずっと説明をさせていただいたところでございます。また、そうしたことがこの協定の中では平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間といたしておりますが、毎年その進捗状況、あるいはまた状況等を見直しを行いながら進めていき、そしてそれぞれの課題等につきましても今後検討課題として上げられるならば検討課題という中で整理をしながら将来に向けて取り組みを進めていくということにしております。特にこのビジョンの中で政策分野の中で意見が出ておりましたものにつきましても、書いてございますとおり生活機能の強化に係る政策分野、この中には福祉であるとかあるいは教育、産業振興、そして環境対策、また環境保全などが含まれております。また、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野につきましては、地域公共交通などがあるかと思えます。また同時に、先ほど言いましたように毎年度見直しも行いますので、これからの課題等が出て

くれば当然そうしたものにつきましてもお互いの市同士が協議をしながら織り込んでいくということになっていくわけですので、その辺また議会のほうからもご指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 竹平議員の過疎地域自立促進計画のソフト事業に係る今後の方向性についてというご質問にお答えをいたします。

議員からは法の趣旨を踏まえながら、また、本市の過疎地域自立促進計画に沿った観点から具体的なご提案をいただきました。まず、1点目につきましては、これまで議会におけますご質問にお答えしてきましたように、まず、総合的に市内全体におけます交通体系のあり方については、来年度根本的に見直す作業を行うという方針であります。しかしながら、可能な範囲において早急に対応できる対策は展開していこうということでこれまでも一定見直しを行ってきたところですが、来年度においては福祉タクシー制度についてもとりあえず前倒しして拡充、実施を検討しておるところでございます。その手法については、今回いただいたご提案も踏まえて格差是正と均衡を考えて見る必要がありますけれども、基本的には事業者のバスと市営バス、そしてタクシーなどの公共交通を活用しながら全体的な交通体系の仕組みをどうつくっていくかという検討作業の中でしっかりと考えていただくことを今期待しておるところでございます。

2点目の集落支援員の養成についてですけれども、集落支援員を単に配置するだけではなくて、この集落支援員が地域機能の維持と活力づくりの核的役割を担う人材としての位置づけとして考えております。このことに関しましては、先に山崎晃子議員のご質問にもお答えをしましたが新しい地域の自治組織といいますか、地域共同体と行政との協働システムの担い手としての地域支援員と全く想定を同じく考えているものでございます。この仕組みづくりも地域との連携の中で作り上げていかなければならないものでありまして、先進事例を見ても一定の時間が必要というふうに考えております。そこで、現段階では、構想でありますけれども次年度におきましてはモデル事業を導入することによって香美市に合った仕組みづくりを模索していきたいものだと考えております。当然ここで核的役割を果たす人的支援が必要でございまして、それが地域あるいは集落支援員であるというふうにイメージをしているところでございます。また、こうしたモデル事業を通じて人材の養成も図らなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 竹平議員の税のご質問の1点目、2点目について回答いたします。

1点目、市民税、固定資産税の納期についてでございますけれども、この納期については地方税法で市民税、固定資産税それぞれ標準納期が定められております。それで、

合併協議の中でも調整をされまして、竹平議員のおっしゃったように市民税については6月、8月、10月、12月、固定資産税については5月、7月、11月、1月というふうに納期設定をされております。この納期設定につきましては重複がなされないように、つまり納税者の負担、過重とならないように配慮されたものでありまして、そういうふうな納期設定になっております。この納期につきましては、原則といいますかこの納期設定を変えるということにはならないと思います。ただ、竹平議員がおっしゃったように納期をふやせば、納税者の立場に立ってということでございますけれども、香美市税条例の中ではこの4期の期間内であれば特別な理由があれば納期を別に定めることができるというふうに規定をしております。つまり、この納期以外にも設定は可能であります、特別な事情があれば。ただ、この納期を設定すればその設定した納期ごとに督促というものがついてまいります。ほんで、滞納すれば当然その分へ督促がついていくと、納期がふえればその分へ督促がついていくということで、お話も当然あります、あってそのお話をするわけですが、そうすると納期内の納付ということは変わりませんので、最終的な納期については変わりませんので督促もふえるということで、それやったらやめちよこうかという方もおいでます。また、この設定をしている方もおいでます。

2点目の行政コストということでございますが、市税の賦課、徴収コストということになりますと、事業費、人件費等を足し合わせたものを納税義務者数で割ったものが1人当たりの納税コストということになるかと思っております。ただ、うちが扱ってる、税務課のほうとしましては市民税といっても住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税といった税がございます。それぞれ納税義務者というのがございます。その納税義務者でそのまま割るとするのはちょっと乱暴なコストの算出の仕方ではないかなというふうに思います。ただ、竹平議員のおっしゃるコスト計算というのは、行政にとってこれはやっぱりしなければならないことやと考えております。そのため検証は必要というふうには考えております。検証は必要でございますけれども、そういった事由でコスト計算というなかなかその納税義務者1人当たりというのは出し方が非常に難しい、システムについても共有で使っているシステムもあるということもありましてなかなかコスト計算が難しいということあります。ほんで、検証は当然必要でございますけれども、コスト計算をしてそれを公表をするというのがこの税についてはなじまないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 竹平議員の3点目のご質問にお答えいたします。

税の滞納整理につきましては、特に税を納期内に納められた大多数の納税者に対する公平性を保つことが大きな責務でありまして、常に納税者の視点に立って業務に取り組んでおりますが、平成21年度は徴収努力にもかかわらず前年度を下回る徴収率となりました。徴収率の向上に現在精励しているところでございます。

竹平議員のご指摘の、正当な理由なく滞納している者に対して行政サービス提供を一部制限する条例については、全国的には制定、施行している自治体が見受けられます。ぎょうせいから出版されております地方税ゼミナールによりますと、地方税ゼミナールの市税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定については、法令等に許認可等のうち、法令に規定する要件に行政庁の判断が束縛される羈束行為に属する許認可等については行政サービスの停止を対象とすることはできないと思われるが、法令による許認可等のうち、この要件に行政庁の裁量の余地のあるものについては行政サービスの停止の対象にし得るものと考えたと解されております。このことによりまして条例の制定については可能だと思いますが、香美市では個人情報保護条例の運用によりまして、許認可等行政サービスにおける制限についてはそれぞれ関係する課で税等の収納状況を把握し個々に判断の上対応しているところでありまして、現行の対処方法で制限がされているものと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 10分間休憩します。
（午後 2時23分 休憩）
（午後 2時35分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。

11番、竹平豊久君。

- 11番（竹平豊久君） 2回目の質問をさせていただきます。一応これで終わりにしたいと思しますのでよろしく申し上げます。

まず、1点目の定住自立圏構想の市長の今後の対応ということでご答弁をいただきました。内容等は当然我々もこれはいわゆる承知をしております。その中で市長の思いとして今後これを、いわゆるこの構想どおりに進める中において見直しといいますか、ローリングといいますか、そういったことで市長が主体性を持ってこの自立圏構想を発展をさせて共生ビジョンを実現化させるように持っていくというご答弁でございましたので、今後ともその姿勢が揺るぎのないように推進をしていただきたいというふうに祈っております。

次に、2点目の過疎対策自立促進計画で2点ほどご答弁をいただきました。

1点目のいわゆる公共交通の面につきましては、課長が一定前向きなご答弁として総合的に公共交通の対策として1年前倒しをして検討に入るとのことですので、この点はここで了解をしておきます。今後その進展をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、その集落支援員設置事業についてもご答弁をいただきました。これは先ほど私質問の要旨の中でも申し上げましたように中山間地域では、これはもう今や喫緊の課題ということになっております。特に限界集落という名は通り越した本当に孤立集落というような状況の中で生活をしておる中山間地域の方々、こうした方々に対していわゆる

行政の光を当てるということに関しますと、こういったせっかくのソフト事業でございますので早急に具体化策を構築をして事業を進めていっていただきたいというふうに考えておりますので、この点についてのなお一層の考え方をお願いをしたいというふうに思います。

それから、税の徴収率向上対策についてそれぞれの課長からご答弁をいただきました。これは基本的に私のこの質問の問いかけは、そういったご答弁の内容の中でもいわゆる2億円近い滞納が毎年決算時に発生しておるといことでございます。これは税務課、それから各課も当然関係部署は連携を取り合い、そして収納管理課とともに徴収をしておるといことは承知をしておる中でこういった状況ということに対して少し提案じみた質問という内容になりました。要するに、それぞれの部署では事務方の当然その答弁のとおりだと思います。ただ、その答弁どおりでやってこの税の滞納が解消できるかというところがいわゆる問題なんです。だから、私からすれば、できることから何かを始めるといことになります。例えば先ほど言いましたいわゆる固定資産税、市民税、4期と分けて、なおかつ特別な事情のある場合にはそれをまた相談の上複数回に分けて納期は構いませんよ、としておりますということですが、これはあくまでもそういった暫定的なものだと思います。例えばそこを私言いましたようにいわゆる払いやすい納期に設定するということにつきましては、いわゆる市が定めておる条例、それから地方税法、こういったものとも関連するとは思われますが、地方税法は高橋課長プロですからわかっておると思いますが、いわゆる4期というのも特別の事情がある限りはなおまた認めますという項目があります。ですから、そういったところに注目をして可能な限りそういったところを見つけて、そしてそれを香美市の市税条例へ生かしてこうやったら払いやすいという制度ですね、暫定的なそういったのでなくしていわゆる条例改正まで持って行って支払いやすい体制を構築するというような努力が必要ではなかろうかと思いません。

それと、もう1点は、いわゆる税の使い道についてもご答弁もいただきました。これはいきなりそういったように行政コスト計算と、これは私問いかけでそういう表現をしましたが、できることからこれは始めて周知して、いわゆる目的は市民の皆さん方が私の納めた税はどのようにどういうふうに使われておるのかと、いわゆる税の、納税に対する身近なといいますか意識づけ、これのための方策であるという面から問いかけをしたわけでございます。例えばわかりやすい方法としてそのコスト計算まではいきませんがよく国が表現する言葉で国債の借金、これは年800兆円と、1人頭六百数十万円の借金を持っていますよと、こうやれば日ごろはニュースなんかで国債も800兆円、今年は4兆円とかいうふうな聞き流すわけですが、いざ自分のところに置きかえるとそういったいわゆる税といいますか関係をするものが身近にとらえられると、これは大変だというようなそういった意識づけになるのではないかというふうな点からお聞きをしたところでございます。

それから、いわゆる行政サービスの一部制限条例の制定と、これも個人情報の絡みもあって大変、即座には対応できないということですが、私も当然そうであろうかと思えます。この個人情報を含めてそういった一部制限の条例を出すということには、いわゆるこれは税を払わん方々に対しての強硬手段ということでございますのでそこはまた深く、それぞれの全国の各自治体でこういった条例の制定をして実行しておる自治体もございますので言及をして可能な面からまた検討されていったらよろしかろうと思えますが、とにかく今申しましたように税の向上策の一環ということでこれはとらえていただきたいと思えます。ちなみにこの2億円という滞納金ですね、これを行政のいわゆる事業に使うとすれば、組み合わせによったら財政課長は詳しいですが恐らく6億円から8億円くらいの事業が展開できるんじゃないかと思うわけでございます。また、民間的な感覚からすれば、2億円の経常利益を出すということになれば少なくとも20億円から30億円の営業努力をしないとこういった金額は生まれにくいというような、そこなところもまた再認識をしていただいてこの徴収率の向上に努めていただきたいというふうに考えておりますのでこれらについての答弁をお願いを申し上げます。

以上で全質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 竹平議員の2回目の質問にお答えをいたします。

私から1回目でお答えをいたしましたその新しい地域自治組織とのかかわりの中で、地域あるいはその集落支援ということについてモデル事業の導入含めてふれました。このことについてもっと具体的にという話であったかというようにお聞きをいたしました。この件につきましては、この間ずっとお話しておりますように集落あるいは地域の機能維持というものの非常に落ちた状況に対して、早う対応せないかんという部分で待たなしやというもう認識を持っておるところでございまして、その部分に対してはこのことへの対応が急がれるということがあって先ほどモデル事業のお話をさせていただきました。これは具体にもう少しご説明をいたしますと、現在企画課のほうから来年度の当初予算に対してこのモデル事業の導入についての要望をさせていただきます。この予算がついてということが当然前提になりますけれども、それと並行して当然そこに向かって作業をしておるわけでして、実はそのモデル事業のスキーム案を今私がつくっております。こんなことを想定してモデル事業の導入をしたいという、その中では自治会あるいはその自主防災、それから例えばもっと具体的に言うと道づくりとか、それから水の管理ですね、そういったこと、それから福祉、それから交通とかこういったその地域に本当に必要である、求められておる、こういった機能を総合的に地域で協働して対処していくと、この部分に対してこの支援員がこの仕組みをつくったり支援をしていただきたいということをご期待をしておるわけですが、頭から大きなものを想定しますとなかなかこれは難しいでございますので、1つの集落もしくは連合した幾つかの集落でとりあえずモデル事業としてこんなことをしてもらいたいということを考えております。結果的にはそれを、

例えば朝来市でいいますと校区単位でそういったシステムを持っているわけですが、こんなことを想定をしながらスキームをつくっておるという状況でございます。まだ本当に十分にこうであるということが言えるほど具体策を持っておりません状況ですが、基本となる部分については、今言いましたようなことはまず作り込み中で前提としてしっかり持っておきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

納期についてでございますけれども、納期については条例改正というところまでは、やはり税の公平さ等を考えますと条例改正までは考えておりません。ただ、おっしゃるような納税者の立場に立って、納税相談においでた方には丁寧に対応をいたしまして運用できるものには運用していきたいというふうに考えます。

それと、コストの件でございますけれども、おっしゃるとおりどのようにコストを出していくかというようなものについてはいろんなアプローチの仕方があると思います。議員がおっしゃったように国の借金1人当たり何ぼじゃというのはよう報道でも出ております。そういった報道がこの税の滞納分について適当かどうかということはありませんけれども、いろんな手法が考えられることは考えられます。ちなみに100円当たり幾らかかっておるとか、いろんなアプローチの仕方があるかと思えます。これにつきましては、公表をいつするかとかいうようなお約束はちょっと今できかねますけれども、そういったアプローチの仕方がどのようにあってどのように示されるかというようなことについては検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

収納管理課が合併と同時にできました。それが平成18年度ですので、平成18年度から平成21年度までの税の滞納繰越額の徴収額をちょっとお知らせしておきたいと思えます。平成18年度が2,339万円、平成19年度が2,836万6,000円、そして平成20年度が4,303万3,000円、平成21年度が若干減りましたが4,142万2,000円と、年々徴収額については鋭意努力いたしまして平成21年度は若干下がりましたが右肩上がりになっております。今後も努力をいたしまして、2億円超す滞納繰越額がございしますが、徐々にではあります減少に向けて頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員からは、税の徴収につきましてのご提言、またご意

見をいただいたわけであります。我々行政のこの仕事につく者として、公平の原則という観点からしてやはり大変大事な部分だというふうに思っております。最大限努力をしていかなければならない部分であります、残念ながら結果として滞納なり、また年々、また毎年負の欠損なりがどうしても生まれておるといことは大変私どもとして一番気をつけていかなければならない部分です。今、収納管理課を立ち上げてはおりますが、しかしそのもとにあります原課、それぞれ市民税だけではなくさまざまな徴収をしなければならない部分があるわけでありますが、いつも課長会でも申しておりますがやはり原課で最大限の努力をせよと、そうした中でやむを得ない部分については収納管理課に行くわけでございますけれども、やはりまずは原課の中で最大限の努力をすることがやはり市民に対しての責任を全うすることであるということをご常々申し上げております。そうしたことから大変貴重なご提言、またご意見をいただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 20番、山本でございます。きのうからの一般質問ということで、きょうは2日目ということでもう3時になりましたが大変お疲れのところであろうと存じますが、できるだけ早く終わらせたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。今回私2点質問を通告いたしましたところでございます。通告順に質問をいたします。

まず、今回建設業界の、市内土木建設業界から有志の22社から昨年引き続きまして請願書が、土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願書が提出されまして、私もこの紹介議員ということで名前を署名をさせていただいておりますが、そういうことで現在建設業者は今厳しい状況が続いております、会社によっては会社の存続が非常に厳しい、また、建設業に従事されている方々も仕事がなくなりどこか出稼ぎに行かなくてはならないと、生活ができないと、きわめて深刻な状況になっておりますことをお聞きいたします。そこでまず、第1点目といたしまして、地元業者への工事発注と雇用対策につきましてお聞きいたしたいと思っております。建設業は、地域経済を担う雇用の場であり、住民生活に結びつく市の行財政に大きな役割を持つ1つの私は産業であると思っております。しかしながら、長引く不況で大変厳しい社会経済状況の中、建設業は地域経済の落ち込みにより厳しい風にさらされており、市内の経済の活性化、雇用機会の拡大の観点に立ちまして香美市内で行われる公共事業に地元企業を活用し、雇用の拡大を図る努力をすべきではないかという観点から3点お聞きしたいと存じます。

まず、1点目でございますが、国費、県費による香美市内の公共事業、市内の業者に発注を外部的に働きかけてということでございます。国道、県道の改良、災害による公共事業が市内の数カ所のところで施工されておりますが、ほとんどが市外業者であり

ます。現場を見ますと市内の業者でも十分施工能力があると理解をいたしております。もちろん、国、県費によるものは発注者は市ではありませんので市がとかくのことを申し上げることはできませんが、市長、副市長としては国、県費の事業発注者に対し市内業者の受注機会を増大するよう働きかけをすることは可能であると思っておりますが、働きかけをすることをいかがお考えかお聞きをいたします。

次に、地元業者の優先発注でございますが、安くても質のよい仕事をしてもらうのが大事であります。幾ら市外業者が安く受注をしてもさして遜色がないならば地元企業を活用することを重視しなくてはなりません。工事の事業によってはランクづけされておりその中で競争だからやむを得ないということもあろうと思っておりますが、市内業者がやれる工事については市外業者を指名しなければ必然的に市内業者が落札するわけであり。これは市長、副市長の裁量によるところが大きいと考えます。香美市の経済の活性化、建設業者の育成、雇用拡大を図るため、今後の問題として市内業者がより多くの受注機会を得られるよう配慮することについていかがお考えか、また、この問題について何か施策を講ずる意思があるかお聞きいたしたいと思っております。

次に、市外業者に工事を発注しても地元にはお金が落ちないで市外へ流れていき、そして地元の間は働く場がなくなり出稼ぎに行かなくてはならないという悪循環があります。市内業者が受注した工事については地元の人を雇用しておりますが、市外業者が受注した場合は輩下の労務者を引き連れてきます。地元の者はほとんど雇用されていない現状であると思っております。また、資材につきましても市外から調達している現状でありますので、例えば市外業者が受注した場合、何割が地元の間を雇うという条件、また資材を購入する場合は市内の業者から購入するように、あるいは何割以上市内からと契約の条件にすることを指導ができないか質問をいたします。

次に、第2点目といたしまして、職員の人事異動についてお聞きいたします。毎年4月に、その年によっては10月に人事異動が発令されております。議会事務局長のようにある程度長期間の在職を求める職種もありますが、逆に長期の在職をさせるべきでない職種もあると思っております。また、課の係の経験年数が長いことによって能率が上がり、経験年数が浅い職員ばかりで構成されると能率の低下を招くことも考えられます。そこで職員の人事異動について3点お聞きいたします。

人事異動の基準であります。どのような基準を持って人事異動に当たっておられるか。例えばこの部署は3年、あの部署は4年で異動させるといった基準があるか、基本的にお伺いをいたします。

次に、一定の部署に長く置かないと、基本的な考えがあると思っておりますが、庁内には同一部署で数年以上も移動しない職員も見受けられます。逆に一、二年で頻繁に異動されている職員も見受けられますが、ここでお名前は言いませんが極端に長期在職者、短期在職者についてどのようなお考えに基づき対処されておるかお聞きをいたします。

次に、物部支所のことでございますが、平成22年4月の1日に大幅な人事異動が発

令されまして、これは林政課を除きでございますが平成22年4月の1日現在で23名中、山田が5名、香北町が3名、物部の方が15名で構成されておりましたが、その4月の異動によりまして今月現在でございますが山田が11名、香北が2名、物部が9名、うち教育委員会分室が3名でございます。地元職員の大幅な減となっておりますが、今回異動により能率の低下を招いていないか大変心配をいたしておるところでございますが、この物部支所の異動基準についてお聞きをいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 山本議員さんの3点の質問に順次お答をいたしたいと思えます。

まず、1点目でございますが、国費、県費の事業、これは県工事あるいは国の工事という意味であろうかと思いますが、まず県の中央東土木の業者の選定等についてでございます。これは香美市内を施工箇所とする工事でございますが、仮にランクが、例えばXランクというそのランクの工事で指名の業者数が8社という、仮にそういうことである場合ですね市内にそのランクの業者が8社以上あればすべて香美市内から選定をされると。ただ、そのXランクの業者が8社未満である場合にはですね、例えば6社しかないという場合には残りの2社は市外で近隣の市町村から選定をされると、そういうことございまして、土木としては非常に地域性をもう最大限に考慮しておると、配慮した業者の選定方法をとっているという見解でございます。このとおりであればもちろんそのように思います。

それから、次に県の中央東の林業事務所でございますが、ここはちょっとまた違っておりましたて予定価格が5,000万円以上の場合は総合評価の一般競争入札、これを実施をいたしております。したがって、香美市あるいは香南市、南国市、高知市に本社を置くBランクの業者で施工実績等を求めて募集をしているということで、これも募集ということですね、それと、予定価格が5,000万円未満の場合は指名競争入札によって行っていると、これは林業事務所で業者の選定をしておるということでございます。昨年の実績を見ますとこの指名競争入札の場合でございますが5件ございまして、3件が香美市内本社の業者のみを選定、2件につきましては香美市内本社業者と市外の業者を選定をしております。それから、先ほどちょっと予定価格5,000万円以上を言いましたが、これは全部で6件でございます。

それで、次に国ですが、国というのは森林管理署になりますが、ここは国の公共調達については競争性及び透明性を確保を確保する必要があり、一般競争入札を原則とすることを定められていると。このことから国有林野事業の土木治山工事についても一般競争入札により受注者を決定していると。これは国の場合で制度上こういうふうに決められて、それに忠実にやっておるということですね。

したがって、以上のことから県の土木は既に地域性を最大限に配慮した指名競争

入札による業者選定方法をとっておると。それから、県の林業事務所のほうは、基本的には総合評価の一般競争入札による業者選定方法をとっておると。そして、国、森林管理署でございますが、これは定められた公共調達原則を遵守した業者選定方法をとっているということでございます。

それで、ちなみに中央東土木の平成21年度の実績でございますが、指名競争入札でございます。すべてがそうですが全部で38件あります。その38件のうち香美市内に本社がある業者が選定されたのが33件、それから今度市内本社プラス市外ですね、これが5件です。ということはほぼ87%は市内本社のみということですね、ほとんどが香美市内の本社が指名の選定を受けておるということですね。それから、中央東につきましては、先ほど言いましたように総合評価の一般競争入札を導入しておるということで、市内に営業拠点がある業者プラス市外でございますが、これは応募になります。これが6件、それから指名競争の場合が5件ということで、実際にこれの結果として全部で11件あるわけですが、そのうちの市内に本社がある業者がとった、落札した工事が7件、それから市内に支店のある業者が落札した件数が2件、市外が2件と、こういうようになっています。

それから、高知中部森林管理署でございますが、これは一般競争入札の応募でございますが平成20年が10件、その10件のうち市内に本社がある業者が受注をしたのが8件です。それから、平成21年度が同じく15件のうち10件を市内に本社の業者が受注ということございまして、基本的には市内業者さんがかなりのウエートでとおるという実態でございますので、市からその国、県へ働きかけをするということは現時点では考えていないということでございます。

それから、次に、2点目でございますが、地元業者への優先発注ということでございます。これにつきましては平成21年度の本市の土木工事受注実績、これを見ますと指名競争入札、これは国費ですね、国の事業で指名競争入札によるものが18件、これはすべて市内に本社のある業者を指名をして受注をしていただいております。それから、制限付の一般競争入札、これによるものが75件ございまして、このうち7件を本社以外の市内業者ですき営業所、支店ですね、そのある業者が受注しておると。それから一方、75件の中で、制限付一般競争入札の75件の中で4件が不落でございます。そして、20件が入札参加者がゼロもしくは1社であって中止ということになっております。こういう、ただ、工事の入札に参加するかしないかというのは、これは業者さんの自由でございますが、ただ、75件中24件が不落ないしは中止という結果でございますので、すべての発注工事の業者選定を市内本社業者優先を行うということには、こういう結果を見ると慎重にならざるを得ないということでございます。なお、平成23年度の実施に向けて、これからの検討になりますが総合評価の一般競争入札、これを導入を検討する予定でございます。それと、現在平成22年度が進行しておりますが、この落札結果、これをも見まして総合的に判断をしたいというふうに考えております。

それから、次に、3点目の雇用あるいは資材購入を市内からということですが、雇用、資材購入ともにこれは受注額の構成要素であります。そして、受注者の裁量範囲でありますから市の指導ということは適当でないというふうに考えております。しかしながら、従前にも大きな工事につきましては香美市内での資材等の購入を要請してきた経緯もありますので、現下の厳しい経済情勢等に理解を求めながらできる限り香美市内における雇用、あるいは資材購入を要請をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは、私のほうから職員の人事異動についてお答えをしたいと思います。

職員の人事につきましては、これは市長の専権事項でございますので、私が答弁するとしますとおのずともう限界といいますか、専権がありますのでそのところをご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、第1点目の人事異動の基準でございますけれども、若い職員と経験豊かな職員を合わせるなど、あるいは男女とかいうバランスの問題は当然配慮はしなきゃなりませんけれども、それでは人事異動に関しての基準があるのかということになりますと現在そういった基準はございません。あえて言うとならば適材適所ということになるかと思っております。

第2点目の長期短期の在職者に関するご質問でございますけれども、在職期間につきましては現在のところ3年、4年、5年以上というふうに人事のほうの資料の色分けをいたしまして在職が偏らないように配慮をいたしておりますけれども、ただ、技術者などの専門職の部分につきましては若干在職期間が長くなる傾向にあります。

次に、物部支所の人事異動についてお尋ねでございましたが、物部支所に関する特定の特別な人事異動の基準というものは存在してございません。

○議長（西村芳成君） 20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 20番、山本でございます。2回目の質問をさせていただきます。

先ほど副市長のほうから建設の関係では答弁をいただきまして、中央東土木事務所関係なんかの数字をいただきましたが、かなりの8割方は市内の業者がとっておるということで、私がちょっと今回その質問をしたのは、たまたま香北町の五百蔵と、私の通っている大豊物部線ともう1カ所ですが、たまたま香南市のほうから来て工事をやっているということで、それを見ますと地元の業者さんで十分対応できるのではないかと思います。今回質問をしたところです。私も県道関係につきましては、議員をやらせていただきまして大豊物部線のほうでも中央東土木事務所のほうへも随分お邪魔させていただきまして、どうしても改良工事をやらないかということやらせてもいただいておりますが、

どうも地元の業者が入らずくよその業者が入れたいそいというか、そういうふうな思いもありますので今回そういうのを質問させていただいたわけでございます。

また、その資材等につきましては、副市長のほうも検討、見直しをして今後考えていただくように言っていただきましたが、生コン業者につきましても物部町には中谷川があると、生コンと岡ノ内土木の生コンがございますが、市としての発注をするわけでございますのである程度の条件をつけていただきまして、できるだけ使っていただくような対応ができないかという思いで今回質問をさせていただいたところですが、これはやっぱり雇用にもつながってくるということで、私は今年の6月にも産業振興計画でも質問をさせていただいたところですが、香美市にはやはり働く場がないというのが一番の経済の疲弊する条件ではなかろうかと思えます。企業誘致と言いましてもなかなか今の経済状況では厳しい状況でございますので、何か、経済いうものは発展しないとこれはなかなか難しい問題でございますので、それへおっつけ建設業界がこういう状況ではますます疲弊するというのを心配をいたしまして今回質問をさせていただいたところでございます。

続きまして、その人事の件でございますが、物部支所が平成22年の4月には23名中、先ほど申し上げましたが山田が5名、香北が3名、物部が15名おったわけでございます、地元の職員が。それが4月には逆に山田の人が11名ということになって、本当に地元の知っている方が少なくなったということでこれは機能の低下につながっていくんじゃないかと思っております。かつて農協が合併したときに地元の者がいなくなったということで、これは組合員の方からいろんな苦情がございまして今現在では地元の職員が配置されて運営をされている例もございまして。やはり職員が地域の者とコミュニケーションもとれず能率の低下、組合員のサービスの低下が原因ではなかったろうかということで、現在は物部支所の農協にも地元の者が半分以上の職員で運営されておるところでございます。

確かに山田のこちらの職員が物部の支所に行って中山間地域の地域を知って勉強するというのもこれは非常に大事なことと思えます。また、物部のほうから本所のほうへ来てこちらの地域のことをやはり勉強することも大事であろうと思えますが、大幅なこういう異動をするといろんな面で住民にも不信が出てくる。そして能率の低下、サービスが行き届かなくなるんじゃないかと思うところです。特に、事業管理におきましても、やはり物部町には市道、林道、生活道がございます。大雨の災害ときには崩壊することもございます。そのときにやはり電話で支所のほうへ連絡がございまして。こういうことを言ってえいかわかりませんが、一度電話したところ私は山田の者じゃき場所がわかりませんと、こういう返事をされたということでございまして。これは本当に地域の者として、物部の者として合併してこれはこうなったんじゃないかという、そういうことにもなるかと思えます。やはりサービスが大事でございますので、それはその子も近くに地元の者おるはずですので聞けばよかったんじゃないけれど、やはり言葉がすっと出たと思うんで

すわ。それと、職員が少なく地元の者がおらなくなると、どうしても事業課なんかは外へ出ますので全く地元の者がおらんかったときに対応ができないことがあると思うんです、それが今言った例になろうかと思うんですわ。確かにさっきも言いましたようにもう合併いたしましたのでそれぞれの支所、本所で仕事も当然やっていかななくてはなりません、余りに大幅な異動をするといろんな面で低下をします、その辺を今後の異動につきましては十分に配慮した対応をしていただくようにしていただかなくては本当に困るんです、はっきり言って、その点をお聞きをいたしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 生コンでございしますが、これは条件といいますか、もともと投入、打設までに90分という時間制限があるわけでございますので、何ぼでも遠いところからという話にはならないと思います。ただ、初めからどこそこを買えというところまでは難しいかなと。それと、私自身も市内本社の業者さんに発展をしてもらおうということは当然そう思っております。ただ、制度上許されておるとはいつでもやはり二十数件という不落あるいは中止が出るということについては、どうしてもそういう状況の中にあって全部をとすることはなかなか難しいというふうに思います。ただ、全体としてその事業費等が少なくなってきた場合については、これは現行のやり方の中でも対応はできるというふうに考えておりますので、そこな辺は臨機応変に対応をしていくという考えは持っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山本議員の人事異動につきましてのお答えをさせていただきます。

1回目の質問の中で総務課長のほうから基本的なことについての考え方につきまして答弁をしていただきましたが、このとおりでございまして、そのようないろいろな部分についてのことはありませんが、しかし、今、山本議員が言われましたように物部でそういう事例があったということにつきましては大変申しわけなく思います。私自身としましては、この公務員としての仕事、この香美市の職員として仕事をしている上で、どこに行ってもどの部署に行っても100%力を発揮してやれる、そういう職員だというふうに思って派遣を、それぞれの異動をしております。しかしながら、そういうこともあるということのご意見をいただきましたので、また人事異動の際にはそうしたことも頭に入れながら、市長の専権事項でございしますので努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 山本芳男君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時30分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日 木曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月16日木曜日（会期第9日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第9回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成22年12月16日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 15番 大 岸 眞 弓 君

② 1番 有 元 和 哉 君

会議録署名議員

7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。15番、大岸眞弓です。本議会で私は住民こそ主人公の立場に立ち、鳥獣被害対策や中山間地への支援策などについてお聞きをいたします。

まず、1点目の鳥獣被害対策についてです。

この問題では本市も深刻な現状に直面しており、これまで市長を先頭に官民協働で県境を越えて積極的に対策に当たってこられました。四国4県の中でも本市は先進的な役割を果たしているところです。しかし、シカだけに限って言えば、昨年は高知県全体で1万1,000頭捕獲しつつも思うように減っていないということです。いただいた資料によれば、現在のところ高知県内のニホンジカの推定頭数は4万4,000頭で適正頭数は9,200頭、香美市は推定頭数が4,596頭で適正頭数は1,029頭、最も被害の多い物部町は推定頭数が2,676頭に対し適正頭数は600頭ということで、物部町では人間よりシカの数が多いと推定されています。

森林・林業活性化議員連盟の学習資料としていただいたものを見ると、イノシシや猿なども含め被害に遭ったユズの木や杉、ヒノキ、稲、トウモロコシなどの被害額が算出されていますが、ニホンジカに樹皮をめくられたユズや杉、ヒノキはその年だけの被害にとどまらず成長するまでの農家、林家の長年の苦労を台なしにし、復元に要する手間や金額を考えると被害は甚大で過疎に苦しむ集落に追い打ちをかけるものとなっています。もう市長初め執行部の皆さんはこういうパネルとかでごらんになったかと思うんですが（資料を示しながら説明）、シカに樹皮をめくられてこういうふうな状態になっております。それで、これもそうですが、これはモミの木かと思うんですけどもう回り皮をめくられて倒木をしております。こういう状態になっております。それで、四国でニホンジカによる食害が最も深刻な愛媛県宇和島市と高知県四万十市の境に位置する三本杭では、ササが根っこから食い荒らされ、この資料の1枚目に地図を、右肩の上の地図を見ていただきたいですが、ここの丸をしておりますしてその国立公園三本杭、このあたりのことですが、ここが一番高知県下でも被害が深刻ならしいですが、ササが根っこから食い荒らされ表土がむき出しになってネットや防護さくで対策を講じても荒廃がとまらず、現在15キロ離れたササ山に移動したのが確認をされているということです。ここに持ってきました。これは三本杭ですが、さおりガ原がちょうどこんな感じかと思うんですね、今。こんなふうに豊かな森がもう食害でこんなふうになっております。これ

ちょっと見ていただいたら。それと、これは2005年5月16日の三本杭ですが、こんなふうに防護ネットを張ってやっても、ササを移植しているんですけど思うように生えておりません。こういう状態です。恐らくほかにもありますけれどもこんなふうに食い荒らされてこうなっている状況ですね。

物部町でもこういう状況、それ以外でも広がりつつあるのではないかと思います、そこでまず、被害状況に関しましてお聞きをします。農林水産省の調査によれば、高知県における1995年から2006年までの12年間のシカによる累計被害総額は約25億8,000万円で、うち林業被害が約22億円強ということです。本市の個々の農産物や作物被害等の状況については市長からも議会初日に報告がいつもございます。全体的な視野から、例えば山の果たす機能への影響、環境保全や災害防止、生態系の変化など、失われたものは多いのではないかと。金額に換算できない損失も多々あると思うんですが、そういう全体的な被害状況についてお聞きをいたします。

また、これまで狩猟による捕獲や防護ネット、電気防護さくなどさまざまに対策し、鳥獣被害対策がどこまで進んでいるのか、その到達点をお聞きをいたします。

昨年1月に開かれました三嶺の森を守るみんなの会の主催のシンポジウムで基調講演を行った梶 光一東京農工大学教授は、あと5年たったらもう手おくれになると警鐘を鳴らし、広域的なニホンジカの個体数管理の必要性を訴えられています。シカは学習能力が高く、温暖化やさまざまな条件が重なって繁殖率が上がり、猟が追いついていけない状況にあるようです。本山町在住の農林業家で嶺北猟友会に所属する山下幸利氏が、ご自身の猟師としての体験からシカ対策について書かれた本があります。その著書の中でシカの生態について、シカは積雪60センチ、20度の斜面を一足で4メートルから5メートル飛び上がるほどのジャンプ力を持つこと、嗅覚が鋭いこと、目もかなり遠くまで見え動くものに非常に敏感に反応する。植物のうまい、まずいを学習しながら見分ける眼力を身につけ、窒素分など栄養たっぷりのものを選んで食べるので再造林地ではまず植えつけ苗から食い尽くしていくこと、近年は肥料を効かしたユズをねらい里山に出てくる。聴力にもたけている。犬などに追われていると周囲の音を聞き分けながら自分の逃げる道を判断して逃げる。山下氏は、シカの学習能力の高さや自然適応能力などその習性を知って対策をする必要性を説き、シカの個体数管理の重要性を訴えています。

そこでお聞きします。シカの習性が地域全体の生態系を壊すという被害実態から抜本的なニホンジカ対策が、他の鳥獣とは分けて急がれる必要があると思いますがいかがでしょうか。

現在シカの捕獲は狩猟に頼るところが大きいですが、しかし、全国的に猟師の数は減っており、1970年代に40万人を超えていた銃を扱う猟友会員は、今10万人を割るところまで来ています。ここに高知県のデータがありますが、これによりますと平成12年度、その網猟とかわな猟、ライフル、空気銃などのその狩猟者の登録数の推移ですが、平成12年度には6,281件あったものが平成21年度には4,826件と

1,455件の減となっております。そして、狩猟免許の年齢構成は40代が一番深刻で、平成12年度に1,359件だったものが394件と大きく減っておりまして、トータルで平成12年度7,467件から平成21年度には6,006件までと減ってきていると、本当に狩猟に捕獲を頼る今の被害対策にとっては深刻な減り方と思うんですけども、それに改正銃刀法が拍車をかけたと新聞報道にあります。実際猟に携わっております山下氏は、猟師の心情をこのように述べております。「猟師が今行っている個体調整のための猟には、生態系の安定という主意、主な意思がそこにある。シカの異常なふえ過ぎを調整することで必ず将来への動物共存の益に至ると予言できる。その思いでやむなく調整のための猟を行っているのである。しかし、駆除の成果の一方で、一般の方からはかわいいコジカを補助金をもらって撃っているという厳しい目や猟師の高齢化、後継者が育たないなどの諸問題がある。」と指摘しています。このままいけば里山にシカの新天地が広がり、四国はシカ牧場のようになると警鐘を鳴らしています。

そこでお聞きをします。個体数の調整が必定でありながら、その中心的役割を担う猟師は減ってくるという現実には深刻で、行政はまず猟師の思いに耳を傾けること、また、関係機関と連携強化を図り、必要な予算を組んで大量捕獲技術の開発に取り組むときに来ているのではないのでしょうか。また、尾根でつながる四国4県が連携することは必要不可欠です。農林水産省では、鳥獣被害緊急総合対策として県境を越えた広域的な取り組みに対し来年度11億2,500万円の予算を組むとしています。これは県境を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策に対する支援で、1市220万円が交付されるということです。こうした事業も取り入れ隣接する市と共同で対策に当たるとより効果的であると思いますが、あるいはもうこのように応募されるようにされているかもしれませんけども見解をお聞きします。

以上が鳥獣被害対策についてです。

中山間地への支援策についてお聞きします。

山間地、資料に表にまとめたものがありますのでそれをごらんになりながらお聞きになってください。山間地A地区在住のYさんから生活用水に関する悩みをお聞きしました。水道でなく山から水を引いていて、雨が降った後など茶色に水が濁りふろにも洗濯にも、もちろん飲料にも使えないときがあって非常に困っているというお話でした。子どもさんが小さいときには飲用にはペットボトルの水を購入したということでした。水源地に案内をしてもらったのですが、ちょうど小雨が降っており山の中を草木とか倒れている竹なんかをよけながらかき分けかき分け行ったわけですが、そのときに案内をされました水源地で撮った写真が、答弁をくださいます企画課長のお手元には写真を1枚お渡しをしておりますがこれが撮った写真です。（資料を示しながら説明）携帯電話で撮ったものですからちょっと見えにくいんですが、カメラを持つことができなかったんですね、足元が不安定で、それで木につかまって携帯で撮りました。ここが取水口で、トタン屋根で囲ってビニルシートで囲っております。こういう状態、車と徒歩で約20

分ぐらいのところにあつたんですが、手前に崖があつてそこまでは行けなかつたのでこのように遠くから撮りました。ここに行くのには谷におりなければいけません。Yさんは、毎日の生活用水を確保する上で水の量も質も心配で水源地の手入れも簡単ではないこと、自分たちの子どもにはここに住み続けるようには言えないということでした。水道課や企画課に問い合わせをしまして、元気な集落づくり支援事業が使えるということで、ろ過装置でも設置できたら随分違うと思つて紹介をしたんですが、Yさん宅は集落から大分離れた下のほうにありまして、集落でまとまるのは無理だろうということで申請に至りませんでした。Yさんの近くにもう1軒民家がありまして、その下のSさんという方ですが、その方もこのような山の中に別の水源地を持ちまして個人でろ過装置をつけられておりました。

後日そのYさん宅から離れた重立ったA集落、その下の段の表ですが、重立ったA集落に上がつて二、三軒の住民の方からも水事情を聞いてみました。集落全体が個々人で水を引いており、ろ過装置もそれぞれで近所と組んでつけているところもある、つけていないところもある。そして、水が濁つたら澄むまで待つて使うとかいうようなところもございました。以前旧土佐山田町時代にこの地域に水道施設設置の話があつたようですが、水道代が発生するとかそういうふうなことでなかなか折り合いがつかずに現在に至つているということです。だんだんに高齢化が進んで空き家も目立つようになりまして、今は何とかなつてはいるけれども5年先がはや心配ということで、水の問題から集落維持、集落づくりの課題が見えてきたように思いました。帰りにもう1つの集落に寄つてみましたが、そこも数軒が遠くの山から水を引き込んでおり、85歳の話聞かせてくださった高齢者の方が「水源地の手入れが大変だが、まあ今は何とかなつてはいる。」というふうに言われておりました。

私は、水の問題を通じて改めて中山間地に暮らすことの意味に思いをはせることとなりました。Yさんからご相談をいただいて以来、では他の中山間地がどうなつているかと思ひ土佐山田町管内だけですが調査に入つてみました。B地区では、民生委員もされているNさんやその近所の方から聞き取りとともに水源地にも案内をしてもらいました。集落から500メートル離れた3カ所の水源地から取水をしております。これが水源地、取水口ですね。（資料を示しながら説明）それぞれ離れたところに3カ所、ここも車で数分行かんといきませんでした。それで、高速道路が通りましたときに附帯工事でろ過装置の設置を2カ所されております。下のこの写真見えにくいですが、これ、この泥がたまつておりますが、この泥をのけるのにバルブが幾つもある、あけ閉めがあつて、このバルブのあけ閉めを当番の高齢者の方がなかなかよう覚えなくて大変とかですね、その、やはり一番の悩みが水源地とろ過装置の手入れで、利用戸数7軒のうち4軒が独居の高齢者、一番若い人で60代、見回り当番を2カ月交代で2軒一組みにやつてはいるとのことでした。さっきお示ししましたそのろ過装置のほうですが、雨季には見回りの回数が増し、特にこの泥をのけるのが大変ということでした。この写真は、大体2週間

に1遍行くと行ってましたけども、11月26日に掃除をしたばかりだったんですが、これ私行ったとき12月6日でした。ちょうど2日に雨が降ったのでこのように泥がたまったのかなというふうに思ったことでしたが、いずれも生活用水を確保するのに本当に大変な思いをしておられるということです。この地域は集落のまとまりはよく、今年埋設したパイプが詰まったので難儀をしたので元気な集落づくり支援事業満杯使ってパイプを路上につけたということでした。ただ、高齢化は避けられず、このままでは3年先が心配と言っておられました。水のほかにタクシーチケットを合併前のように復活してもらいたいとの強い要望もありました。

C地域は、集落8軒ほど、各戸には井戸があり生活用水は事足りていますが、洗濯用やふろ用に山から水を引いています。86歳の女性は「山が遠いのもう見回りに余りよう行かん。」とっておられました。

D地域の山側に入ってみました。水の利用戸数は8軒です。自治会長さんに話を聞きました。水は谷の水、岩と岩の間のわき水なので水源地の手入れは必要もなく県の補助でろ過装置を設置、水は濁ったことも切れたこともなく農業用水も潤沢にあるので水の心配はないということでした。道路を早く何とかしてもらいたいと懇願されました。以前ご紹介しました元気な集落づくり支援事業で集落で農作業に使う道を直すことができた喜んでおられました。集落のまとまれるところは強いなあというふうに感じました。

D地域の南側に回りました。水利用戸数は5軒で、ここはそれぞれ自分の山から水を引いています。Hさんは、「地震の後、水脈が変わり現在の水源地までは1時間かかる。年寄りはどう行かんのので孫の自分が行っている。おじいさんから管理を教え込まれた。」とっておられました。ろ過装置は集落で1つ設置されております。ここでも道路の整備を急いでももらいたいとの切な要望で、舗装の切れている悪路を帰りながらなるほどと思ったことでした。

今回の調査はまだ足を運んでいないところもあり十分なものではありませんが、山間地を守り暮らしている方々は、過疎、高齢化による生活維持の困難さを共通の悩みとして挙げられました。特に生活用水の維持に苦慮されていることに対し、行政として何か打つ手はないものかと思ひ質問に取り上げたところです。

以上述べてお聞きします。生活用水維持に係る個人の努力に対する支援は無理でしょうか。元気な集落づくり支援事業は住民の生活向上に役立っておりすぐれた制度だと思いますが、例えば何らかのいきさつで集落がうまくまとまれなかったら機能しません。組長さん単位でもだめなところはだめなようです。また、B地区で言われたように水源地やろ過装置の手入れに難儀している、もうすぐよう行かんようになる、だれかの手をかりたい、人的支援を求めている、こうした地域へ市として何らかの対策を打つ必要があると考えますがこれに関し見解をお聞きいたします。

次に、新高齢者医療制度についてお聞きします。このほど新高齢者医療制度の最終報告案が出され骨格が示されました。10月議会質問以降、新たに判明した点も加えまし

て幾つかお聞きします。

資料の、新聞のこれはコピーですけれどもイメージ図があってわかりやすかったのでこれを資料としてつけました。75歳以上のその右側のグラフ、表ですが、75歳以上の加入する後期高齢者医療制度は2013年にもとの国保や被用者保険の扶養家族に戻ります。戻りますが、国保に戻った75歳以上の高齢者は市町村営の国保とは別勘定になるため、運営主体が広域連合から県に変わるだけで別勘定であることには変わりはありません。そして、国保に戻るので75歳以上の高齢者の年金天引き、特別徴収はなくなりますが、世帯主が保険料を支払うので世帯主のみ特別徴収になる例もございます。後期高齢者医療制度は、発足する前から高齢者を年齢で差別する医療内容や負担増へ国民から激しい非難が起こり、年金天引きを口座振替にしてみたり保険料軽減枠を急遽広げたりしました。民主党は現行の後期高齢者医療制度を厳しく批判し、このような制度は廃止すると言って政権につきましたが、新高齢者医療制度は結局政権交代前に自民、公明がまとめた見直し案の再現だとこの新聞報道にもあります。

また、看過できないのは70歳から74歳の窓口負担が1割から原案の2割負担に、75歳以上の低所得者向けの保険料軽減は段階的に縮小と、前政権でさえできなかったことをやろうとしています。70歳から74歳の窓口負担を2割にすることで2020年度には2,900億円の国庫負担が削減になります。本市では1,541人の高齢者が影響を受けると10月議会でお聞きをいたしています。制度維持を口実に負担割合を国庫から地方や被保険者にシフトさせるやり方は、毎年2,200億円の社会保障費抑制路線で急加速しました。報道では保険料の90%軽減、85%軽減、この左の下側のところですが現在こういうふうな90%軽減、85%軽減があるわけですが、これを縮小しまして最大90%減を市町村国保並に7割、5割、2割というふうにする予定でしょうか、最大70%までに抑えるとしています。この影響が全国で630万人というふうに報道にあります。

以上のことからお聞きします。新医療制度は高齢者の負担や不安を解消するものとなるのかどうか、制度への見解をまずお聞きします。

次に、後期医療の上限を現在の50万円から国保の63万円に一本化するとしていますが、これによる影響と保険料軽減措置の縮小によって本市の高齢者が受ける影響についてお聞きをいたします。

次に、国保の広域化についてです。

県の国保広域化等支援方針（第1次版案）が11月に示されました。これで12月には第1次版として出るようですけれども、この支援方針の目的に市町村国保は国民皆保険の最後の砦であると規定しながら、県内の市町村国保は34市町村のうち30市町村が被保険者1万人未満と規模が小さいため、財政運営が不安定になっている。今後の少子高齢化の進展で一層拍車がかかることが予測され、市町村単位での安定的な国保の運営が危惧される状況にある。つまり、国保の財政が不安定なのは、規模の小さい自治体

が多く、少子高齢化で拍車がかかれば安定的な国保運営ができなくなるので広域化が必要と述べています。また、高齢者や低所得者が多く財政基盤が脆弱という構造的課題を抱えている上に、近年の不況等の影響も受け単年度実質収支の赤字が増加した。保険料率の適切な水準の確保が必要であったが、多くの市町村で保険料を据え置いたので保険財政が悪化したと述べています。つまり、保険料を引き上げなければならないところ、一般会計から繰り出して赤字を埋めるやりくりが保険財政悪化の原因と言っております。これは厚生労働省の方針どおり赤字補てんのための一般会計からの繰り入れをやめさせ、保険料と収納率を上げ赤字を解消した上で市町村単位でなく県単位での運営にするというものでございます。そのために県がこれから何をするのかというと保険事務の広域化、財政運営の広域化、保険者別の高い収納率の目標値の設定など幾つか挙げています。この方針案にはまるで無理があります。まず、国保財政が厳しくなったのは市町村の規模が小さいからではなく、国が国庫負担を医療費の45%から給付費の50%にし、その減額した分をそっくり自治体と国保加入者に押しつけたからです。それが一番の原因です。そして、不況や雇用不安により所得が減る中、保険料負担が重くなり滞納者もふえたからです。国はそうした状況にあっても国庫負担を戻そうとせず、逆に滞納者から保険証の取り上げまで市町村に義務づけてしまいました。こうした国の責任を問わず市町村の規模の大小や法定外繰り入れを問題にするのは、県の見立て違いではないでしょうか。厚生労働省は広域化するとスケールメリットが働くとしてますが、具体的なものとして挙げたのは人件費の削減とシステム改修費用の節約です。しかし、もともと人件費は国保会計に計上されていませんし、システム改修にかかる費用も国保会計にほとんど影響がありません。広域になったからといって医療にかかる人の数が減るわけではありませぬので、医療費そのものは同じです。県が支援方針策定に当たり県下の市町村長にアンケートをとっています。賛成が29、どちらでもないが5、反対が0となっています。賛成の主な理由が、広域化をすることで財政の安定化が図れる、支援方針の策定によって普通調整交付金の収納率による減額措置が適応除外のメリットがあるなどと答えておりますが、年々厳しくなる国保運営や国保加入者の状況に苦慮する首長の悩みが見てとれるような回答ですが、スケールメリットを期待するのは余りに国の言い分をうのみにし思考停止の状態ではないでしょうか。国保は、国民の命と健康を守るため国が責任を持つ社会保障制度という立場に立ち、国に責任を果たすよう強く求めていくのが県や市町村の役割ではないでしょうか。県一本の運営になると市町村の窓口は加入手続と保険料の徴収ぐらいになり、市民の納付相談などに応じることができなくなるのではないかと。後期高齢者医療制度の現在の姿を見てもわかるとおりです。

以上、述べてお聞きをします。この県の方針案にどのような見解を持たれるでしょうか。

また、行く行くは被用者保険も全部一本化する方針で大きな制度改編ですが、市民には何も知らされないまま進んでいます。本市は広域化等支援方針策定検討委員には選ば

れておりませんが、意見聴取はあるかと思えます。関係市民に制度内容と経過説明をし、市民の意見も十分に聞き取った上で県の意見聴取に臨むべきではないでしょうか。介護保険制度が始まりますときに公民館単位に町が出かけていきまして説明会をした記憶がございます。これぐらいの大きな制度改編ですので、やはり関係市民には知る必要があるのではないかと。この国民健康保険運営協議会委員というのがございまして国保のもろもろについて協議をしているかと思えますが、せめてここには十分は説明が要るかと思えますがそのあたりの見解もお聞きをいたします。

地域活性化交付金についてお聞きします。

平成22年度の補正予算で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分当てられてこなかった、昨日質疑がございましたけれども地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するためとして、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が創設されました。手元の資料では、一定の条件のもと一部を基金に積み立て平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることも可能とあります。本市への交付額は2,712万9,000円、きめ細かな交付金と合わせると2億619万円と試算額が示されています。この交付金をどのように活用されるかをお聞きします。単年度限りの交付金ということですが、やはり後につながるような事業が望まれるのではないのでしょうか。関係各課でどのように協議をされているのかをお聞きをいたします。

次に、子宮頸がんなど3つのワクチン助成事業が具体化をし、保健行政が一步前進したことをうれしく思います。国は平成23年度までの限定としていますが、本市においてぜひそれ以降も単独でも実施をし予防医療に努めるべきと考えますが見解をお聞きをいたします。

最後に、子どもの権利条約の普及についてお聞きをいたします。

国連で1989年に子どもの権利条約がつくられてから21年目を迎えました。世界じゅうのほとんどの国がこの条約を批准し、子どもの権利条約は子どもの権利に関する世界共通の約束です。日本は1994年に批准をしています。批准して2年後に子どもの権利条約がきちんと守られているか、批准国の政府や市民団体から国連に報告しなければならなくなっています。日本は最初の報告のときに先進国では多い22項目の指摘や改善勧告を受けました。その勧告が生かされたとは言えず、その2年後の審査では27項目の勧告を受けるに至りました。ただ、経過の中で児童買春、これは買うほうの買春ですが児童買春・児童ポルノ法、児童虐待防止法が制定されるなど前進面もあります。しかし、相対的に日本の子どもたちの生育環境が人格をゆがめるほどの過度の競争やいじめ、虐待、貧困など、ここ何年かは特に厳しさを増しています。

日本の子どもたちの思いがあらわれたグラフを資料につけてますのでご紹介をします。裏表になっておりますが、将来自分はアルバイトなどの未熟練労働につくと考えている子どものパーセンテージが、見ていただいたらわかりますが日本は断トツの50%、そ

して、その裏の子どもの気持ちについての調査ですが、日本の子どもは先進国のどの国の子どもより寂しい、居場所がないと答えています。2人に1人は将来の自分の就職が心配で3人に1人が寂しいと感じています。

国連が毎回指摘するように家庭の貧困や教育面で過度の競争にさらされ、追い詰められていく子どもたちのさまざまなゆがみは不登校やリストカット、自殺や他者へいじめなどの攻撃など問題行動にあらわれています。社会資源である子どもを幸福に健全に育てるのは大人の役割です。子どもの健やかな成長のために子どもの権利条約に規定されている理念や子ども観を身につけ、接していくことが今周囲に最も求められていることではないでしょうか。子どもの権利条約に規定されている守るべき子どもの権利とは、大きく言って1、生きる権利、2、育つ権利、3、守られる権利、4、参加する権利の4つです。そして、それぞれの条文で教育を受ける権利や生活水準の確保、社会保障を受ける権利などが規定されています。質問の趣旨は普及ですので権利条約の内容にはこれ以上詳しく触れませんが、国連の勧告では子どもの最善のためには子どもたち自身が自分の権利について認識すること、また、1人の子どもの生活には多くの大人がかかわっています。親、学校の先生、困ったとき助けてくれる医師や弁護士など、役所だけでやろうとせずこうした方々と連携した取り組みが大事だと勧告しています。そのためには教育やキャンペーンをするよう求めています。条約の普及で貧困等が解決するわけではありませんが、少なくとも大人や社会に丁寧にかかわってもらうことで子どもは孤独感から救われます。1人でも自分の周りに信頼できる大人がいるという体験は子どもの将来に必ず生きてくるでしょう。

以上、述べまして、子どもの権利条約の趣旨を認識し普及することについての見解と具体的な手だてをお伺いしまして私の1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） おはようございます。大岸議員の鳥獣被害対策についてお答えいたします。

先ほど大岸議員が高知県の被害状況、それから香美市の被害状況、それから物部地域のこととかいろんなこと、被害の状況についてはそれこそ自分にかかわって説明してもらったような感じで、私としてはその大岸議員以上の被害のような報告というのが思い浮かばないような、大岸議員が全部言ってくれたという。それと、一応香美市の鳥獣被害防止対策ということで、議員さんのほうにはこういう形で香美市の取り組みとか被害状況とか、平成22年度、それから今後の取り組みとかすべて網羅したような状況の報告書をお渡ししております。林政課としてはこれ以上の具体的な対策というのがまだ考えられていないわけですが、この辺とダブるかもわかりませんが香美市の鳥獣被害の、について総合的にどんな取り組みをしようかということで答弁させていただきます。

鳥獣被害対策につきましては、平成19年度に平成20年度から平成22年度を計画

期間としまして香美市鳥獣被害防止計画を策定し、計画に基づいたさまざまな取り組みを行っております。当計画では、平成22年度の有害鳥獣による被害面積、被害金額を平成19年度の7割に抑えるという数値目標を定めております。平成22年度の被害面積、被害金額は、11月22日現在で10.62ヘクタール、2,741万円となっております。主な被害といたしましては、ニホンジカによりますユズ、植木の皮がはがされる被害です。それから、猿によります農作物全般への被害、イノシシによります水稲への食害が発生しております。ニホンジカ対策につきましては、平成20年度に香美市ニホンジカ捕獲年次計画を策定しまして積極的な捕獲を行った結果、有害鳥獣捕獲と狩猟を合わせて平成20年度に1,563頭、平成21年度に1,643頭を捕獲したところですが、被害は一向におさまる気配がありません。この頭数のことにつきましては、先ほど大岸議員が言われたように生息頭数が4,596頭、適正頭数が1,029頭、これをこの数字の1,029頭に持っていくにはですね年間2,300頭、これを5年間とり続けたらこの適正頭数になるというような状況になっております。なかなかこの狩猟者による捕獲だけでは被害が防げないような状況になっておりまして、先ほど言いました狩猟者の減少とか、幸いに平成19年度と比べましたら5名ほど増加したようになっておりますが、やっぱり高齢化になって平均年齢が上がりゆうような状況で、なかなか山奥の厳しい地形の中で狩猟を効果的に行うということはなかなか難しくなっております。

このような状況のもと効果的な捕獲実験といたしまして、6月に西熊の森地域環境保全林へ縦8メートル、横10メートルの大型囲いわなの、環境省から一部資材提供を受けまして設置しました。これまで8頭のニホンジカを捕獲しました。今後も実験を継続して行っていく予定です。

そのほかの対策といたしましては、防護さくの設置と地域ぐるみの被害対策を進めていくことが肝要です。特にその防護さくの設置のほうには力を入れておりまして、その結果、シカの頭数の減少もままならない状況の中でですね被害金額だけは押さえていけるような状況となっております。防護さくにつきましては、ステンレスを巻き込んだネットが今まで設置した中のネット中で一番効果的でありまして、平成20年ごろから主に物部地区のユズほ場を中心として普及しております。しかしながら、ネット下部を垂らさずに設置しまして侵入を許してしまっている事例が多く見られるということもありまして、今後は効果的な防護さくの設置の仕方も含めて普及啓発を行っていく必要があります。また、狩猟者の減少に伴い捕獲に関して限界点が見えつつあるため、これまで個々で行われてきました被害対策を地域ぐるみで行うことができますよう座談会、集落環境診断を通じまして地域で取り組む機運を醸成していく必要があると思われまます。

県域を越えた取り組みにつきましては、周辺市町村と連携捕獲、農林水産省の事業を活用した被害対策事業を行っております。周辺市町村との連携捕獲は、平成19年度から周辺の市町村に呼びかけまして、狩猟期間内で狩猟者、猟犬ともに出動しやすい3月第1週、第2週の土日曜日を中心として実施しております。昨年度実施した際には、物

部町別府と那賀町木頭北川周辺でニホンジカの捕獲数が例年に比べまして増加し一定の効果が上がっております。しかし、三好市を含む徳島県西部地域では、狩猟期間が2月15日で終了となるため当取り組みを行うことができません。効果的な連携捕獲を実施するために狩猟期間の延長を各関係機関に働きかけていく必要があるものと考えられます。

被害対策事業につきましては、香美市と那賀町の各関係機関で平成18年度に設立されました阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会が、農林水産省の平成22年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して行っております。今年度の香美市の事業計画としましては、狩猟免許試験予備講習会の開催、捕獲おりの整備、幼木保護カバーの設置、緩衝帯の整備、講演会、現地研修会の開催を計画しております。当事業は、平成23年度以降にも継続すべく財務省へ概算要求がなされておりました、実施されることとなれば引き続き応募する予定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の中山間地への支援策についてお答えをいたします。

今議会におきましては、こうした事項に類するご質問を多くいただいておりますように、本当にそれぞれの地域で暮らしていくための課題が浮き彫りになってきていることを感じているところでございます。どこを切り取っても根本のところではもう小手先では対応し切れない課題ばかりでございます、対症療法ではなく仕組み自体を見直さなければならない状況であるということ、この間もお答えをしてまいりました。これは当然本市のみの問題ではなく、全国的な苦悩ともなっているところですが、本市でもこれまでの発想を変えて、先の議員のご質問にお答えしてきましたように新しい仕組みづくりを構想しなければならないと考えているところです。この中では、機能の維持のためには、これまで大岸議員さんからもご指摘をいただいている生活の足対策と今回言われました生活用水への対策については、安心して地域で暮らしていくための最低限のインフラだと認識をしております。とりあえずは、まずこの2つがしっかり確保されておれば特に事情がない限り住みなれた地域を離れて暮らすこともないのではというふうにも思ったりもしております。その意味とともに特に水につきましては欠かさざるものであると考えておりますが、電気の供給以上に大切なことでありながら現実にご指摘のような状況でございます。しかも、これを完全に行政の手によって解消することもなかなか困難なこともまた片側で事実であるわけです。そこで、その現実的にはとりあえず現在の水回りの対策が急がれるという観点から、制度的に対応できない条件下にある施設等の改善のために元気な集落づくり支援事業、制度を創設いたしまして、これまで幾らかの箇所ではこれにより改善がなされてきておりますが、一方でそれぞれの地域では水利権あるいはその施設の管理、あるいはそれをするための費用負担の問題などさまざま

な事情でこの制度の活用がかなわない地域事情も聞き及んでおるところでございます。そうした地域事情、あるいは管理権限のないところに直接行政が責任を負うといったことはできません、これも私は水だけでとらえるとなかなか行政の手を届かせることは難しいと判断をしております。

そこで、例えば今議会で地域自治機能の新しい仕組みづくりをお話をさせていただきましたが、地域が主体で管理機能を持った場合、地域事業への補助として支援することは可能であるというふうに考えております。そういう意味では水も地域の維持機能の当然1つであります。地域の事情も勘案しながら集落維持の仕組みづくりの上で当然の検討課題だというふうに考えておりますけども、なお、その元気な集落づくり支援事業につきましては、議員のほうからもお話がございましたように組、班まで、ある意味その使いやすいという状態にはしておりますけども、ご指摘のような地域の中でまとめられない、すなわち個人あるいは個別への対応ということにつきましては、個人給付問題と絡んでこの取り扱いについて大変悩ましい課題があると考えております。市民全体の理解の得られる手法があるのか、法理と感情との兼ね合いを考えながら研究をしなければならぬことだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員のご質問にお答えします。

まず、新後期高齢者医療制度についてです。

新制度への見解をとのことは、このように何年かの中に、わずか何年かの中に制度が変更になることは、我々職員にとっても事務の負担増ともなるし、住民にとっても混乱することは必至です。また、電算システムで処理、対応している現在、多額のシステム変更費用が発生します。これを全額国が見てくれるはずもないためある程度市町村の負担が必要となります。短期間で制度を変更することはやめてもらいたいと考えております。

新制度に対する見解ですが、現在の後期高齢者医療制度は3年目に入り住民にも周知されてきたと考えています。ほぼ定着してきたと思っておりますので、改めて新制度に無理やり移行する必要性はないように思います。制度が始まった当初は住民の批判がいろいろとありまして浴びましたが、減額措置を含むいろいろな変更、修正があり今は落ちついてきていると思います。県が主催する担当者の会でも新制度に対する意見を求められることがあります、新制度の構築、移行の必要性のないことを意見として私は発言していますが、現在の政権党の公約であったために現在の制度を廃止して新制度の構築に向けて進んでいますので私のような意見は取り入れられません。改めて新制度に対する見解ですが、高齢化が進み医療費が増大している現在、何らかの制度の変革は必要だと考えます。このことから現在の後期高齢者医療制度ができたと考えています。今後も引き続き高齢化が進み、ますます医療費の増大が予測されることから、現在の制度運営で

は成り立たないことは明らかとなっています。制度の修正は必要とのことから、今回の制度の新構築とともに制度の修正が行われようとしているものと考えます。

次に、本市高齢者への影響についてのご質問ですが、それぞれ言われている制度の変更があればそれに応じて変更、影響があると考えます。70歳から74歳の方の人数ですけれども、平成23年度末、今年度末で70歳から74歳になる方が、4月1日現在でいうと1,920人となっていますので大体1,900人前後の方が来年度は70歳から74歳の人数だというように考えます。

また、軽減の割合についてですが、決算の状況を見ていただいてもわかるんですけども、それとは若干数字が違うんですが、今の現在で言いますと均等割を軽減している方が4,207人おいでます。それから所得割の軽減が599人となっています。一方、限度額の超過の対象者数ですがこれは27人、50万円を払っている方27人おいでるということです。制度が変わればこの方々に影響があるというように考えます。

次に、国保の広域化についてですが、県の方針案について意見や要望を11月に求められていましたので香美市の回答をしています。項目ごとに回答をしておりますが、多くの項目で異論ないということで了解はしております。また、検討を引き続きするという項目も数多くあっております。

なお、次の意見を添えておりますので朗読をして紹介をさせていただきます。「住民イコール国民の命や健康を守ることは国の役目だと考えますので、本来は国が責任を持ち全国で統一した保険者になるべきだと考えます。そうならない現状を変えていくためには、経過措置として、とりあえず各県一本の保険者制度にすることは意味のあることだと考えます。現在は、市町村に運営を任せ、8割から9割の責任を押しつけている状態だと思います。国は1割ないし2割の責任しか負っていません。多くの市町村で国保財政の運営は不安定で困難です。広域化することによって今よりは安定した運営が図られると考えますので広域化は賛成です。しかし、赤字の市町村ばかり集めて県で統一した保険者となっても、今までと同じような運営では県下一本の保険者になっても同じように不安定な運営となるでしょう。これまでどおり法定外の繰り入れを行っていた市町村の総計分は必要であるし、今後ますます高齢化が進めば、今まで以上に補てんが必要です。今まで集めていた保険料の総計と同じ額を集めようとし、個々の保険料についていえば、平均の保険料に設定しようとするれば、低い保険料の市町村の住民の保険料は上がるし、高い市町村の住民の保険料は下がると思います。下がる者はいいが上がる者からは不満が来ます。制度が変われば全員が今までと同じというわけにはいきません。人によってメリットのある人、デメリットの人があらわれるのは当然です。これを納得してもらうように調整することが課題だと考えます。国は広域化によって財政支援を削減することをねらっていると思いますが、逆にこれまで以上に国の財政支援が必要と考えます。県から国に対して財政支援の拡充を求めていただきたい。」というような意見を添えて県に提出をしています。

国保が広域化された場合の香美市の国保加入者への影響ですが、最も関心のある項目は保険料だと思います。しかし、保険料がどのように設定されるのかはまだ決定されておらず検討中となっていますので影響についてのコメントはできません。

市民への周知についてですが、これは高知県のみのことではなく全国的な流れであり、新聞やテレビなどで報道されています。それ以上のことは私たち職員にも言えることはありません。なお、現在県の広域化等支援方針案の中で決定されていることは事務の部分ばかりであり、住民に直接影響することはないのでそのことについては必要ないと考えます。今後第1次版の方針が決定され、この第1次版は12月末までに決定されるということですが、その後第2次版を作成するときに、第2次版は来年度作成とのことですけれどもこの第2次版を作成するときに保険料をどのような方式にするのか、その率をどうするのかなどが検討されると思います。保険料の率など住民に直接影響することがあれば順次広報により周知していきたいと考えます。なお、運協にも意見を求めたいと考えています。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大岸眞弓議員の地域活性化交付金についてお答えいたします。

地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金は、新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援する趣旨として今月決定されました。対象事業は、地方消費者行政とDV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、そして知の地域づくりに限定されております。私からは消費者行政についてお答えいたします。

この交付金は、地域の消費者の安全、安心確保のために必要な視点として相談窓口の整備、法執行の強化、消費者行政の充実などが重要であるということ言うまでもございませんが、そうした消費者行政の充実、強化を図るためには、まず何よりも住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠であること。また、高齢者や障害者の消費者被害の防止、救済、子どもの消費者事故からの防止などを図るためには、地域住民の積極的な参加と連携による取り組みが不可欠であること。そのためには地方公共団体においても消費者行政本課、消費生活センターのみならず多様な部局において消費者問題に取り組み総合的な対応力を高めていくことも不可欠であるとなっております。

現在本課では、高知縣市町村消費者行政活性化事業費補助金で消費生活相談員を配置しております。この県補助金も基金の積み立てを行いまして拡充されることになっております。そのため今回の交付金事業では、消費者問題全般を網羅した冊子等を香美市全戸に郵送いたしまして、各家庭や事業所に豆知識として常備してもらうことで悪徳商法被害防止等に役立てていただきたく推進事業を行います。予定としては平成23年12月ごろを予定しております。また、地区公民館事業とタイアップをしまして、各地域へ出向き消費者相談の出前講座を実施する事業を計画しております。出前講座は、香美

市全域を網羅することになりますと13回ほどになろうかと思えます。具体的にはこれから作業を行うことになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の地域活性化交付金についてお答えします。

地域活性化交付金の使途の中にDV対策がありましたので答弁者となりましたが、このご指摘の住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、福祉事務所所管の事業では行う予定はありません。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 大岸議員の地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金についてということでお答えをいたします。

関係各課ということのご質問であったということで、教育委員会からの要望といたしまして12月15日締めのご要望でございます。まず、5つの事業を要望しております。

まず、1点目がですね、特別支援員の設置事業ということで、来年度新たに小学校1年生に入学する児童について2名分の、これ教員免許を持った専門的な支援員を配置する、これの要望でございます。

2点目はですね、図書館の図書の購入費用ということで、人口2万5,000人から3万人規模における、市における図書の購入費が全国最下位ということで新聞報道されて、要望といたしまして平成23年度の当初予算には人口1人当たり100円で計算をして要望してございましたが、今回再度検討した結果、人口1人当たり142円ということで400万円要望しております。

それから、続きまして、小・中学校の図書購入費でございます。これは今回各小・中学校のほうからの予算要求を受けまして図書の購入費全額を要望しております。

それから、次に、4点目、図書館の家具工事事業でございますが、これは新庁舎がきますと図書館の2階にあります少年育成センターとふれんどる一む、教育研究所のほうがそこを出ますのでその2階にですね、今現在1階にありますところの学習室、このスペースが非常に狭いわけです。そういうことで2階にその学習室をつくりたいということで机、いす、本棚を整備するように計画をしておりますが、これが391万2,000円です。

それから、5点目、これ最後ですが、図書館の非常勤職員及び臨時職員の雇用ということで平成23年の4月から図書館の土日、祝祭日の開館を一応教育委員会のほうでは計画しております。これにつきまして、物部分館の16日勤務の非常勤の司書を1名雇用すると。それから、本館のほうはですね祝祭日が開館してなかったわけですのでその祝祭日分の14日間の臨時職員の充当する、この費用を含めまして188万4,000円ということで、総額1,742万3,000円を要望しております。これはあくまでも教育委員会からの要望でございます。それで、この1点目の特別支援員の設置事業と図

書館の非常勤職員及び臨時職員の雇用につきましては、後年度負担が発生をしますので慎重に取り扱わなければならないということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、几内一秀君。

○健康づくり推進課長（几内一秀君） 大岸議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、最初に、住民生活に光をそそぐ交付金についてであります。こちらのほう自殺予防対策が健康づくり推進課の担当となりますのでお答えさせていただきます。

この自殺予防対策につきましては、これまで事業、対策として検討されてきていないのが現状であります。現在のところ過去の自殺の状況等に、調査をしているような段階でありまして、またこれまでの事業としての積み重ねもありません。現在担当職員が自殺予防に関する研修会に参加したりして、今後の事業の展開を学習している段階となっているところです。そのような状況でありますので、自殺予防対策につきましては今回の交付金を活用するまでは至っていないのが現状です。

それから、次の子宮頸がんワクチンの助成事業についてということですが、この頸がんワクチン等の助成につきましては本議会の補正予算に提案をさせていただいております。平成23年度につきましても助成を行っていきたいと思っております。事業としましてこの補助事業は平成23年度までの事業となっておりますが、国のほうにおきましては厚生科学審議会予防接種部会の意見書が提出されているところです。その中で子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌、この3つのワクチンも予防接種法上の定期接種に位置づけることを想定した対応を検討していくようになっております。現在先進7カ国におきまして、この3つのワクチン定期接種化していないのは日本だけというような状況もあります。このような状況もありますので国際動向、また罹患した場合の重篤化等をおかんがみますと平成24年度以降定期接種化されていくのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸眞弓議員さんの子どもの権利条約の普及についての質問にお答えをいたします。

子どもの権利条約の趣旨や普及の大切さにつきましては、私も大岸議員さんと同感です。子どもの権利条約にはたくさんの視点がありますので、ここでは参加する権利の方向から学校での取り組みの一部を述べさせていただきたいと思っております。

香美市の保育園、幼稚園、小・中学校におきましては、子どもたちが主体的に取り組む教育活動をたくさん行っています。例えば保育園の運動会やバザーでは子どもたちが積極的に意見を出し合って活動をつくっていますし、中学校では体育祭や校内合唱コンクールを生徒たちの手で作り上げています。これはほんの1例ですが、子どもたちには自分で生活や社会をよくしていこうとする考えや行動力があります。子どもたちの持

っているこうした力を存分に発揮させてあげることこそ子どもが主体的に元気に成長していく原動力であり、参加する権利を保障された姿だと思います。今後も子どもの権利条約の趣旨を再確認しながら取り組んでいきたいと思っています。

子どもの権利条約や高知県こども条例につきましては、今年9月と11月にじんけんサークルまごころで学習会も行いましたが、経済的な問題、いじめ、虐待など子どもたちを取り巻く問題はさまざまありますので、それぞれの視点で保育園、幼稚園、小・中学校と保護者、地域が連携した取り組みを進めていきたいと思っています。

趣旨普及につきましては、園長会、校長会で再確認をして取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をいただきました。15番、大岸眞弓、2回目の質問を行います。

課長からご答弁をいただきました。実は、質問の通告をしたその日に事務局のほうから森林・林業活性化議員連盟の資料、学習会の資料としてその香美市の取り組みをたくさんいただいたものですから、もう1回目の答弁があったような感じで質問をつくることができたわけですけれども、その中でもやはりその被害の実態の深刻さを香美市全体で、議会もちろん執行部の皆さんもそうですが、議会も市民の方々も被害の実態を共有、共通認識として持つ必要があるんじゃないかと思ってあえてパネルのご紹介などをさせていただきました。

それで、このまず確認できましたことは、特別にやはり他の鳥獣と分けてニホンジカ対策が急がれると、必要な個体数に今の被害状況から見て一気に落とす必要があるということは確認できたかと思っています。それで、狩猟にも限界があって、囲いなどで大量捕獲をすとかいうふうな取り組みも今お聞かせいただいたところですが、防護さくも、防護も進入をしてくるとかね、そういう大変な苦勞もあるようですが、私のほうからまずその個体数の管理のためにやはり大量捕獲を、少ない人数で大量捕獲できる方法をね、それから物部町のその地形のことも考えてまして、この方法を研究する必要があるのではないかというふうに思います。いろんな各機関と連携してやっておりますけれども、例えば大学のある町のメリットを生かして高知工科大学との連携でその大量捕獲できる技術の研究などできないか、そんなことも提案をさせていただきたいと思っています。

それから、その縦割り行政の弊害ということで、四国4県の連携がとても大事なんですけども、県は特定鳥獣保護管理計画をやると、捕獲は市がやるというふうにこうなっておりますので、そのあたりのその法の限界をどういうふうに超えるかということもあると思うんですが、それからまた、国土の保全という面から国の役割、やっぱり国に大きくかかわっていただくことを求めているかないかんのではないかと。例えば国立公園とか国定公園の周辺で大変深刻なニホンジカの被害が起きております。国にもやはり予

算面も含めて積極的に関与を求めていくことが大事ではないかと思えます。

それで、もう1つ、このいただきました末尾にあります有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める、この⑤の件に関してですが、先ほど言いました高知工科大学、それから兵庫県の森林動物研究センターとか、四国にこの四国地域野生鳥獣対策ネットワークが発足をしておりますよね、こうしたところとも連携をして取り組みを進める必要、それから周辺集落の皆さんにも認識をしていただく必要があるのではないかと思います、この点につきまして再度見解をお聞きをいたします。

水の問題についてです。

この集落づくり、地域づくりに関しましては今回本当に質問が多ございまして、課長からたびたびそれに関しましてご答弁をいただきました。課長おっしゃっていただいたように、水の問題というのは本当に深刻です。そこに住み続けていけるかどうかの、そこで生きていけるかどうかの問題ですので大変深刻な問題ですし、また、私はそういうふうに苦労して住んでおられる山の住民というのは山の守り手でもあると思っています。山林とか田畑をつくることでその国土や水、環境を守っていると基本的に考えています。ただ、過疎高齢化で数十年前には自然に維持、機能できていた集落づくりは、今外部から手をかりないと成り立っていかない状況になっているのではないかと思います。課長が言われたように地域が主体で管理機能を持たせ、新しい仕組みづくりをしてそこに予算を打っていく、その考え方は賛成ですしこれからの地域づくりの1つのモデルになるかと思いますが、地域の機運がそこまでまだ醸成されていないところがたくさんあるところに私はこの問題じゃないかなというふうに、水1つでも集落で、班で、これを要請しようじゃないかというふうに話をなかなか持ちかけにくい、まとまりにくい、ここにやっぱり技術的な支援が行政の側から要るのではないかと思います。集落支援員というのはそういう意味合いもあるのでしょうか。それが1つと、やはりコミュニティーづくりに仕掛けが要るのではないかと思います。そして、それには一定期間時間がどうしてもかかります。その時間が、そのコミュニティーづくりができる間に水の問題をどうするかというふうに、大変切実ですので考えたんですが、例えば幾つかの集落がもし連携できたとして、水源地の管理に関して例えば1つのことで言いますと水源地の管理、山の管理、高齢者には困難な農作業なんかをこなしてもらう人を共同で雇うとか、そういうことなんかも可能でしょうか。そういう方法があるのかどうか、そういうことの相談に乗っていただきたいというのが市民の方の切実な願いではないかと思いますのでその辺のあたりもやはり考えていただきたい。集落をつくりながらとりあえず窮迫した問題には相談に乗っていく、対処をしていくというふうなことはできないものなのかお尋ねをします。

新高齢者医療制度について、課長の本当に切実な思いが伝わってまいりました。もうたびたび制度を変えるのはやめてもらいたいと、本当にそのとおりでと思いますが、これはよい制度に変わらないからこんな矛盾がいっぱい起こるんです。悪い制度に変えた

からこんなふうに必要な批判があって手直しをせざるを得ないので、いつもばたばたばたばたシステム改修したりしているわけですね。制度を変えるときには、これは国がつくったものですが、本当に十分な対象者である国民の合意をきちんと得る手続というのが物すごく大事になってくると思いますが、市もそういうふうに、制度がこういうふうになるよと言うてきたときに住民の立場に立って、いや、ここはこうですというふうに、もうちょっと待ってくださいとか、準備が足りないのか、負担がふえるじゃないかとかいうふうなことを市民の立場に立ってやはり意見を上げていただきたい。幾つかの意見を上げているようではありますけれども、この新高齢者医療制度は、皆さんが民主党にたくさん投票したその思いというのは負担を軽くしてもらいたい、新高齢者医療制度による、その思いだったんですね。それが逆に負担がふえるようにさっきご答弁ありましたけど、なっているのだからこういう問題が起こっているわけです。ですから、今回これ以上のまた改悪になっておりますので、これは本当にこの制度のままでは私はまだいけないと考えております。まだまだ改善の要望を国に対してしていくべきではないかと考えているところです。

それから、国保の広域化ですけれども、国の、国保がその国民の命を守るのは国の役目やと、ここまでは私と課長は意見が一致しています。ただ、その国がやるべきだから国で一本化して本来やるべきというのですが、これまでも国は市町村に事務を委任して必要な費用を出してきました。それをだんだん減してきているわけですが、ただ、全国の市町村というのはそれぞれ気候風土も違えば産業も違います、生活状況も違うわけですので病気なんか医療費なんか変わってくるんですね。ですから、市町村の形に応じた国保の運営というのはやはり必要ですので私は市町村の窓口があることは本当に大事なことはないかと、そういう意味からも県下一本化は問題がたくさんあると思います。

それで、もう1点言いますと、この一般会計からの繰り入れをやめさせるために高い目標値を設定しまして保険料の収納率を上げようとしています。それから、赤字補てん分が一般会計から入りませんので保険料の引き上げにどうしてもつながります。こうしたことがあるわけですので、やはりもうちょっとこう慎重な、市民に意見を聞く、国のやっている制度だからこれ以上の説明はないというわけなんですけれども、そうではなくて介護保険でやったときのようにやはり説明をして市民と意見交換をする必要があるのではないかと。

それと、もう1点、香美市では医療費のとてもかさむ疾病の内容を分析しまして、腎臓透析が大変医療費をかさ上げしているということで予防のためにクレアチニンの検査をふやしたと。安芸市では肺炎で、肺がんで亡くなる方が多いということで肺炎球菌ワクチンをよそより先駆けて実施をするようにしているわけですね、こういう予防医療などが窓口でできるのかどうか。また、窓口負担の軽減に対して市町村がきちんと相談をできるようになるのかどうか。後期高齢医療が広域連合に一本化されましてこういう相

談が非常にしにくくなったわけですが、その点の心配はどういうふうにお考えなのかお答えください。

住民生活に光をそそぐ交付金ですが、消費者相談に予算要望をされていると、それから、教育委員会のほうからその特別支援員のね、これはぜひ実現をしていただきたいと、市長のほうを向いて言うべきかもしれませんが、それから図書の購入などもそうですが、それで大体1,300万円ですか、予算要望ということですが、福祉事務所長、DV対策に関してどうしてその予算要望されてないのか。この住民生活に光をそそぐ交付金で片山総務大臣が記者会見をしておりますしてこの光の交付金の説明をしております。その中でDV対策に関して、片山総務大臣は以前鳥取県知事でもございました。鳥取県はDV対策の一番進んだ県として有名でした。それで被害者が鳥取県に集中するというふうなこともあったりしたことがあるんですが、ぜひそのDV対策、こういう進んだところの例も研究しまして、チャンスですのでこういう予算を使ってDV対策の充実をしていただけないものか。

それで、その教育委員会の次長のほうのご答弁であるとの、その平成23年度だけなので心配というふうに、後の予算が心配と言っていました、それは総務大臣がこの記者会見の中で後年度は地方交付税に込めるようになるのではないかと、交付税で手当てするようになるのではないかと答えてますのでご紹介をしておきます。

子宮頸がんのワクチンについては、平成24年度以降もということではぜひその方向で、国もそうになっていくとは思いますが、市町村も仮にそうならなくてもやる方向でいていただきたいということで、これに関してはもうご答弁は結構です。

子どもの権利条約について教育長から真摯なご答弁をいただきました。さっき学校でのさまざまな取り組みについて、本当に子どもたちの主体性を尊重してやる取り組みというのは、これは貴重なことと思います。

もう1つ、その子どもが参加をすること、それから意見表明権というのがありまして、それはとても大事な権利としてこの子どもの権利条約の中では扱っていますけれども、子どもたちが意見を言うことはもちろんできます。できるけれども、きちんとそれに対して大人が、大人に言うように丁寧にかかわっているかどうか、それが日本は弱いよと国連から勧告されてるわけですね。子どもは、子どもですけれども、保護される対象ではありませんけれども、やはり家庭においても学校においても社会においても社会の一員として扱われること、それから、子ども自身が自分には権利があるということを知ることが、そういう普及が大事かと思います。1つご紹介したいのですが、京都のこれは民間団体と思うんですが子どもの権利手帳というのを子どもに配布をしております。これはコピーですけれども、その中にあなたは毎日十分にご飯を食べていますか。清潔で体に合った服を着ていますかとか、安心できる場所がありますかとか、そういう問いかけでこういうものをつくっておりますが、今の本当に日本の子どもというのは、高知県は特に貧困化が高くて母子世帯などはシングルマザーがダブルワーク、トリプルワークで

仕事をして収入が10万円そこそこという状況の中で、子どもたちに対してやっぱりつらく当たるといふようなことがあります。虐待もそうですしネグレクトもそうですが、子どもたちは言えないんですね。言えないから放置されているということもあると思うんですが、やはりその、そういう子どもを取り巻くそういう環境が子ども権利を侵害しているのだと、そういうとらえ方がとても大事だと思います。そういう観点で普及をしていただきたい。

それから、先日チャイルドラインのことで教育長に、カードが配られているということで、これは私も以前議会で質問をしたことでしたけども、そういう子どもの権利条約に関する取り組みをしている団体もございます。そういうところともやはり連携をしましてですね、この子どもの権利条約の普及に当たっていただきたいと思うものですが、再度見解を求めまして私の2回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 大岸議員。新高齢者医療制度についてですね、大岸議員の考え方を述べられて、「考えているところです。」で締めましたがこれ質問じゃないですか？新高齢者医療制度について締めくくりが「考えているところです。」で締めくくりましたが、後は答弁要りませんか。

○15番（大岸眞弓君） 課長と少しその見解が違いましたので、それでどうですかということで聞いたつもりだったんですが、結構です。

○議長（西村芳成君） 答弁えいですか？

○15番（大岸眞弓君） はい。済みません。あんまりいっぱいあるもんやき。
(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。
(午前10時28分 休憩)
(午前10時40分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 2回目の大岸議員の質問に対してお答えいたします。

市民の方に被害の実態の深刻さを報告ということで、去年の広報の6月号、7月号ですね、農業の被害状況、林業の被害状況を一面で特集で報告しております。また、機会があれば広報のほうにも載せてもらうようにまた企画といいますか広報のほうにお願いをするようにいたします。

それと、大量捕獲の囲いわなのほうでございまして、県のほうが北海道のエゾシカのほうの囲いわなといいますか大量捕獲の方法について、物部の光石の上のほうで実際に設置してその効果を今検証しゆうような状況です。

それと、大学との連携関係につきましては、捕獲方法とか効果的な個体数調整の方法について何とか検討してもらえんろうかということで、香美市・高知工科大学連携協議

会のほうもできておりますので、そちらのほうに一応上げて今後とも検討を進めていきたいと考えております。

それと、有害鳥獣の生息状況、生態調査を関係機関と連携して進めるということにつきましては、県のほうがこの香美市の地域におきまして今回、今年度ですけど取り組んで調査をしていただいております。その結果が今月の22日に県から報告を受けるような予定になっております。

それと、県のほうのかかわりといいますか、特定鳥獣管理保護計画を立ててそれに基づいて市が実際現場のほうで捕獲のほうとかに取り組みまんといかにということになっておりますが、県のほうにつきましても平成19年度から企業局のほうから捕獲に関して1頭あたり上積みの助成金のほうもういただいております。平成20年度からは狩猟期間におきます狩猟者への報償費の支援もいただいておりますので、県のほうもだんだんに現場のほうに応援をしてくれているような状況になっております。

それと、国土保全にもかかわるといことで、国への関与の依頼も平成18年の2月28日付で（後に「平成18年12月28日」と訂正あり）、市長名でこの鳥獣被害対策へ積極的なかかわりといいますか応援をしてもらいたいというような旨の要望文も国のほうに提出しております。それと、直接この鳥獣対策にかかわりがあるかどうかはわかりませんが、今月それも22日に平成24年度から鳥獣保護法の改正があるということで、環境省のほうから現場の声を聞きたいということで香美市の林政課の高橋のほうに直接依頼がありまして、そちらのほうに出向いて地域の現状を訴えるようなことになっておりますので、その辺も地域の声が国のほうに上がるようなことになることを願っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

地域の置かれております状況、それからこれからのあり方については、大岸議員の言われるとおり、お見込みのとおりであると、そこら辺については大きく思いや考え方を異にしておるものではございません。そこで、出てきました具体的話ですけれども、縦割りの仕組みで対応ができんもんかと、すなわち水道やったら水道だけの関係で集まって組織をつくってそこでその補助制度を考えられんもんかと、こういうお話だったと思いますけれども、今回のその新しい仕組みについては、地域を主体にした総合対策として取り組んでいくという考え方を基本にしておる仕組みづくりであります。そういう意味では、これまでのやっぱり縦割りの部分での取り組みが今日のような状況をつくっておるということもありますので、ほぼ個別に判断をせないかん部分があるかもわかりませんが、とりあえず取り組みたい方法というのは地域を主体にした総合的な仕組みづくりという考え方でおりますので、そこはひとつご理解をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それで、その個別的対応を1件1件についてということについては、先ほども言いましたようにこれが個人給付にならない範囲内でやっぱり行政というのは考える必要がまず前提としてあるというふうに考えておりますけども、ここは元気な集落づくり支援事業についても大きなくりの自治体でなく、それこそそこに点在しておる組でも班でもいいよということでこの制度をつくり上げております。ほんで、そこは、その組、班が、その1戸1戸の世帯をどう認識されるかと、こういうことだろうと私は思うんですよね。例えばAという個人の名前で申請を上げてきますとこれは当然今の段階では個人給付に当たるという判断ですので、要は、申請が組、班であれば私はとりあえずこの元気な集落づくり支援については適用原則ありというような考え方をしておりますので、それ以上はちょっと言及しませんけれども、そこはやはり集落の中でそれぞれの暮らしがあって組があり班がありということだろうと思うんで、もう少しそこら辺は柔軟に対応していきたいとこちらも考えておりますから工夫をしていただけたらと思います。

モデル事業につきましては、現在のその一つ一つのその自治会単位ということでも構いませんし、それだけの力があればですね、それから、お互いにその周辺の集落、自治会が連合してやらなければなかなかそこに至らんということであればそれはそれで結構だというふうに思っております。いずれにしても新しい香美市での仕組みづくりをつかっていきたいということなんで、どういったものがモデルになるかということ、それこそそのモデル事業として取り上げていきたいというふうに思っておりますので、そこもやっぱりこう柔軟な対応を柔軟に発想をしながらしていきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目の国保の広域化についてのご質問にお答えします。

国保の広域化がされても市町村の形に応じた窓口対応は必要ではないかというようなご質問ですが、私は国保の広域化については各県一本の保険者あるいは国一本の保険者になった場合に今よりは安定した運営が図られると、財政運営について県が保険者になりあるいは国で保険者になってもらったほうが安定した運営が図られるのではないかと考えて広域化を賛成をしているところでして、今、後期高齢者医療制度は広域連合が保険者になって運営をしているわけですが、こういったイメージを抱いておまして、窓口対応については住民と密接に関係のある市町村が担っていくべきだというようには考えております。各種申請の受け付け事務とか保険料の徴収、それから保健事業、これらについては市町村が運営を担っていかなければならないのではないかと考えてはおります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

DV対策になぜこの交付金を活用しないかというところですが、この交付金を利用して単年度事業として効果がある事業に取り組むということで検討しましたときに、事例とかにありましたのはシェルターの確保とかっていうことがありましたが、一時避難とかにつきましても福祉事務所を通じて対応した件数というのはここ2年に1件ぐらいの対応でありまして件数も少ないです。また、香美市以外の施設への避難とかで対応もできております。また、この事業の中で相談業務に当たる者の育成等の確保とかっていうこともありましたが、相談業務に当たる方なんかも高知県内で研修とかもありましてそういったところへも参加しております。そういったことは費用的にはほとんどかかりませんのであえてこの事業を通じて予算を組むほどの額ではないと思います。なお、この事業を近隣の市町村にもちょっと使って何かする予定があるかっていうことも聞いてみましたけど、余り予定はなかったです、近隣の福祉事務所に聞いてみましたけど。あえて入れるんでしたら相談業務なんかに従事する者の研修といったことを言っております。金額としてはこれなんかも余りのりませんということでした。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

実は「人権広報あけぼの」の中で、これ古くはなりますけれども平成3年の3月から10回ぐらいにわたってずっと「子どもの権利条約を考えよう」ということを題した紙面学習会の記事がずっと掲載されたことがあります。その中で日本の課題としてこういう文章があります。「日本でも従来は、子どもは未成熟だからという理由で大人が保護や監視などをし、指導や教育をしなくてはならないと言い、その名目で実は大人の都合のいいように子どもの活動を管理して、それを制限したり、禁止したり、場合によっては子どもを犠牲にさえしてきました。」というふうなことがあります。私は、今でも日本の課題はここにあるというふうに思っています。つまり、子どもが未熟だからということで、やっぱり大人が何とかするって大人の考え方の中にあるというふうに思っているのです。それで、先ほど大岸議員が言われたように子どもが参加する権利だったり、意見表明権だったりというところを大人がしっかり受けとめてきちっと向かい合っているかどうかというところにあると思いますので、そのためにも子どもが自分に権利があるということを知っていることはとても大事だというふうに思っています。

子どもの権利条約そのものについては、社会科の学習の中に学ぶ部分があります。けれども、学校ではすべての教科、それからキャリア教育とか人権教育とか地域学習などを通して自己存在感と夢を抱ける教育を進めることが大事だというふうに思っています。家庭、地域と、また関係機関とか連携することもとても大事というふうに思っています。

普及のための具体的な方法につきましては、先ほど京都の事例などもお聞きもしましたので今後子どもたちに響く方法を園長会、校長会でも考えていきたいというふうに思

います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 済みません。先ほど国への被害対策についての要望書の日付がちょっと間違っておりました。「平成18年2月28日」と申しましたが「平成18年12月28日」ですので訂正させていただきます。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番、大岸です。3回目の質問を行います。

シカといいますか鳥獣被害対策に関してですが、市民の皆さんにも知っていただくために被害の深刻さを広報に掲載をすることもお考えというふうに、ぜひそのように思うんですが、そのときに畑がこればあ荒らされて金額にしたらこれぐらいというふうな被害の掲載の仕方もあるかと思うんですが、やはり私は、とても深刻と思ったのはシカの食害で山の機能が失われているということがとても恐ろしく感じます。そういう環境面、やはり山の機能が損なわれますと水にも当然影響しますし災害を大きくします。それから、シカに追われて里山のほうへイノシシとかその他の野生鳥獣が出てきているわけですね、熊なんかの問題もありますけれども、そういう多方面から見た多角的な被害の掲載の仕方といいますか、それでどうかと思うんですがその辺いかがでしょうか。

それから、さっき市長のお名前で国への要望は上げたというご答弁ありました。それも大事かと思いますが、私はやはり四国4県で連携をしまして、関係市町村の首長さんの名前の連名の要望書といったふうなことも考えていけるのではないかなと思うんですがその辺いかがでしょうか。そして、今職員さんが環境省に呼ばれてということもお聞きしました。私もこの職員さんにお目にかかって話を伺ったんですが、大変経験豊かでまじめに真摯に的確に取り組んでおられます。そういう意味合いからして香美市は鳥獣被害対策の四国4県の中でも拠点になっていけるのではないかな、拠点になってやっていくべきではないかと思いますがその辺に対するご見解をまたお願いをいたします。

水の問題ですが、課長、おっしゃったことよくわかりました。それで、その個別への対応はもちろん難しいということはわかるんですが、もしその地域の方からそういうふうな要望、とても困っているというふうなことがあったとき、そういう説明に現地へ職員さんが出かけて乗っていただけるか、以前そういうご答弁もあったかと思うんですが、それだけでも随分違うと思いますのでその辺のご配慮をお願いできるかどうか答弁よろしくお願いします。

それから、国保の広域化に関してですが、国、県に移れば財政は安定すると言って、ご答弁でしたけれども、これは収納率のアップも今広域化の支援方針でありますよね、掲げているのが、それもワンポイント高い収納率を上げている、それから一般会計の繰り入れもやめるように指導するということになったら、結局被保険者の犠牲で財政を安定させていくという方向なんですよ。安定はするかもしれませんが被保険者の

犠牲で安定をさせていく。そうではなくて、やはり国が財政支援をしない限りは私はこの制度は財政安定化にもならないと思いますのでその辺どのようにお考えか。

それから、窓口で対応できる事務ですが、保険事業はやっていかなければならないと言っておられますけれども、それが本当に今やっていることがどこまでできるのかと私はちょっと疑問に思うんですね。後期高齢者医療の関係でも今そういう実態になっておりますのでその辺懸念がないかどうか再度お聞きします。

子どもの権利条約に関しましてですが、子どもたちに響くその周知の仕方、これにはぜひ子どもを私は加えていただきたいというふうに、それこそが意見表明権を保障することだと思えます。ぜひ子どもたちのもろもろの環境なんかについても聞き取る機会を設けていただきましてこの周知に当たっていただきたい。じんわり、その広報に掲載されたこともありましてじんわりとはいっているかもしれませんが、さっき教育長がおっしゃった子どもの権利条約の子ども観ですね、私も全く同感ですけれども、この子ども観がなかなか広がっていないんですね。そういう立場で周知につきまして子どもたちもぜひ入れてということをしていただけるかどうか見解を求めまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の3回目の質問に、たくさんのご質問をいただいておりますが私の考えなりトータル的なお話をさせていただきたいと思えます。

まず、鳥獣被害対策についてでございますが、大変深刻な問題となっております。これはもう議員がおっしゃられましたとおりのたくさんの問題を含んでおるわけでございます、特にこの被害状況というものをどう市民の皆さん方にも共有をしていただくのかということが大変大事なわけでございます。

特にNPOの三嶺の森をみんなで守る会の依光先生が先頭となっていただきまして、三嶺周辺に向けてのネットによる保護さく、あるいはラス巻き等をやっていただいております。年に2回か3回ぐらい行っていただきまして、市の関係者あるいはまた議会の関係者の方々も参加をしていただき、その作業をしていただくことによってやはりその被害の状況というものを広く皆さん方に知っていただくという、深刻さを知っていただくという大変ありがたい。先般も依光先生に来ていただきましてまた来年ですか、春早々にシンポジウムも開くということもお聞きをしております。また連絡をさせていただきますのでご参加もお願いしたいと思います。

特に三嶺周辺もそうでありますが、全体的にそうした被害によりまして先ほど議員が言われましたように山の機能が失われていくところまでいっておるのが現実でございます、今後やはりさまざまな方法によってシカの対策をせにゃあいかんというふうに思えます。先日、前議員の、市会議員、町会議員をしておりました笹岡君が見えられましてシカの捕獲の新しい技術といいましょうか、そうしたものを高知工科大学の竹田先生が発案をされたようなことですが、それを持ってレクチャーに来てくれました。それは

まだ技術的なことがございますのでそれが全部広まるとはまだわかりませんが、三嶺周辺、三嶺を中心としますところの他町村との連携も深めながらそうしたものへの研究も取り組んでいく必要があるのではないかとということをお互いに確認をしたところでございます。

シカの被害につきましては、大変今後も課題となりますのでまた議員の皆さん方にも手伝いもいただきたいと思っております。私も今年わなの免許を私が取りましてみずからかけております。なかなかとれません。

それと、水のことにつきましては私の隣の部落の実態だと思っております。なかなか私も長い間議員をやらせていただきまして、そうしたことへもよう取り組めませんでした。我田引水もえいしないままに終わっておりますが、そうした問題は大変方々にあるわけでございます。今、企画課のほうでさまざまな取り組み、仕組みづくりをしようということでやってきておりますし、また、元気な集落づくり支援事業につきましても、やはり地域のコミュニティーづくりから立ち上げていくということが大事だという意味からも、こうした制度も利用しながら少しでも安心して安全な水が飲めるような対策を進めていかなければならないと思っております。

また、次の後期高齢者医療制度の改革、あるいはまたこの国保の広域化についてもご意見をいただいておりますが、県の市長会あるいは国の全国市長会を通じまして、この改正につきまして国のやはり責任、そうしたものにつきまして強く意見書を議決を出しております。高知県からも何点か出しておりますし、またそれを集約しまして全国から、全国の市長会から国に上げてきております。特に全国の国保運営委員会言うかね、岡崎さんが会長やりゆう、高知市の岡崎市長が会長をしておりますので、そうした面から地方の実態というものをきちっとつないでくれておりますのでその方向を見出していきたいと思っております。

また、地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、商工観光課、また教育次長からそれぞれ要望等についての答弁もしてくれておりますが、これにつきましても限定2,700万円余りでございます。今のところ具体的にどういうものに活用するかにつきまして、現在各課に対して要件に対する要望を出してもらおうような依頼をしておる、その中で今言いましたような教育次長、あるいはまた商工観光課から出ました、そういう要望が出ております。それを今後財政当局等々、また当事者の課との折衝をしながら本当にいわゆるこの適正な使い方といいたいでしょうか、この交付金の要件に合ったやはり支出をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの3回目のご質問にお答えをいたします。

子どもには子どもの権利条約があることを子ども自身に知ってもらうことはとても大切だと思っております。子どもの権利条約があるということについては、子どもに伝える

形で再度校長会のほうで、十分浸透していなければそのあたりは浸透していくようにしないといけないというふうに思っています。

もう1つ、私が思っているのは、大人に子どものとらえ方とか向き合い方に問題がある場合があるのでですね、学校の教育活動や家庭生活のさまざまな内容とか場面において、子どもの権利を守る方向で子どもの意見も聞きながら取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。通告に従いまして一般質問を行います。

本日は12月16日、今年としては350日目、本年も残り15日、しかも15番目の一般質問で今年の大取でございます。しっかりと先輩議員の方々、そしてこの議場にこもる非常に焦った空気を読み取りながら簡潔に質問をしたいと思っておりますのでぜひともよろしくお願いいたします。

本日この12月16日は、120年さかのぼること東京と横浜に日本で初の電話が開通した日に由来し電話創業の日とされております。電話の誕生は現在のIT社会のスタートでもあり、同じ時間帯で長距離をつなぐことが経済の活性、世界の距離を縮めることになりました。この電話創業の日に伴いふと思ったのが現在私たち政治にかかわる者は何をすべきなのか、それは場と場をつなぐこと、それは道路であったりさまざまなインフラ整備でございます。それとまた、私のように若い議員、そして先輩の議員たちもやらなければいけないのが文化の継承、そしてまた世代を越えた環境問題、もちろん国家の赤字財政、政治的責任も含む時をつなぐ、そういった役割が必要のように感じます。先の一般質問の答弁において市長は、可能な限りの行動の中で市民により近く、そして市民の思いを重視しながら行政運営に努めてきたとありました。市民と行政をしっかりとつなげることに専念されていることに、市民の代表、議員として感謝申し上げますとともにその政治姿勢を支持いたします。また、先ほど一般質問を行われました大岸議員とともに地元で数回市政報告を行ったり街頭で演説をさせていただいておりますが、広域である香美市はそれだけの多くの課題を有しており、他町村に比べその課題の複雑さははかり知れない。それに対し市長、そして行政職員の皆さんは、実に真摯に職務をこなしてくださっていると説明させていただいております。住民の方が窓口に来た際に頑張ってくださいと言う声がふえるように努力したいと思っております。市民に説明が必要と考えるのであればまず我々議員が説明をすること、そう思って日々活動させていただいております。しかしながら、あと一步市民と行政が歩み寄れば何かが生まれる、その予感をいまだに感じております。市長の思いが、また市民の思いがこの電話創業の日に始まった電話のようにつながっていけばと思い、このたびの質問は場所と場所、時と時、つなぐという思いを込めまして質問をさせていただきます。

まず、初めに、図書館についてでございます。これは先の10月議会において利根議

員より質問があった図書館の休館日、そして利用時間についての進捗状況ですが、先ほどの大岸議員の質問の中でのご答弁を聞いておりましたら何となくつかめましたので、これに補足する答弁がございましたらご答弁をお願いいたします。

次に、あいさつの指導についてでございます。

先日10月30日に行われました議会改革推進特別委員会、私は委員ではなかったため傍聴に訪れた際に総合案内の職員さんがあいさつをしてくださいました。もちろんほとんどの職員がしてくださるので特別なことではございません。しかし、その後に来庁者全員、一人一人に「いらっしゃいませ。」と声をかけているわけでございます。そのことだけでももはや新庁舎ができてしまったのか、非常にすがすがしい庁舎のように感じました。あいさつ一つで変わることが多くあります。私もこの職員さんを見習って日ごろのあいさつを心がけようと反省するとともに決意した次第でございます。

さて、市内の保育、幼稚園、小・中学校では、恐らくあいさつの重要性を認識し指導されてると思います。しかし、大人になればこれが実行できるのはなかなか難しいことです。あいさつが実行できることは、できない人と比べるとほんの一步先に行く、社会で活躍できる能力を有することになります。現在あいさつについてどのような指導方法、または香美市独自の工夫をされているのかお伺いしますとともに、また、先日利根議員が絶賛しておりました、住民課の対応が非常に素晴らしいと、昨日利根議員がおっしゃっておりました。それを含めましてぜひとも住民課長にこのあいさつの指導について答弁をお願いいたします。

(笑い声あり)

○1番(有元和哉君) 次に、シチズンリテラシーの必要性についてでございます。

このシチズンリテラシーのシチズンという意味は一体何なのか、これは市民という意味でございます。決して香美市市民の市民ではなく市民活動や市民革命の市民という意味で、みずから社会に関心を持ち取り組もうという意思ある住民のことを指します。そして、シチズンリテラシー、シチズンシップ教育は、目まぐるしく変化し続ける現代社会にあって子どもたちが将来市民として十分な役割を果たし得るよう知識、態度、スキルを体得させるための教育として近年欧米諸国で関心を集めているものです。とりわけ80年代以降、深刻な不況によって若年失業者が増加し、将来への展望を失った若者たちの暴力、社会的無関心が重大な問題として認識されるようになると、将来を担う世代に社会的責任、法の遵守、地域やより広い社会とかかわることの重要性を教えなくては民主主義社会の将来はないという危機感が広がったことにも背景があります。まさに今の日本のことのように感じる背景でございます。これからはまず、私たちの身近なところから始める社会全体をとらえた施策を考えていかなければなりません。自分の立場や主張のもと自分が社会や公共の中で何ができるのかを考え、自分がどういう社会にしたいのかというビジョンを構築し、自分の社会的な役割を確立し、それに基づき行動しようとするために身につけるべきものの総体、それがシチズンリテラシーです。さて、

このシチズンリテラシー、シチズンシップ教育をわかりやすく説明しますと、例えば税金にしても自分たちが払っている税、それがどれぐらいでどのようなことに使われているのか、それによって自分たちにはどのような恩恵があり、さらにはどんな福祉に使われているのかを身近な事例を示しながら学び、さらに、このように変えてはどうか、こういう場合はどうかと追求し関心を深めるものです。これにより、社会人になったとき社会に順応しやすくなるとともに法の遵守、納税の義務などを基本とした自分形成が可能になります。さらに、学校で学んだ子どもは自宅に戻り親の仕事や社会の仕組みについて話をする事で両親との円満な家庭環境の形成、そしてまた両親は責任の再認識、社会へのかかわりの重要性を学ぶこととなります。先の竹平議員の質問でもありましたが、現在香美市の市税徴収率は90%を切っているということですが、シチズンリテラシーを導入することで小・中学生から大人へと成長していく上で勉学の必要性、社会参加や国民の義務を学ぶことにつながり、それはいずれ未来の地域活力、発展へとつながります。今の学生が数年後、数十年後、しっかりと社会への関心と責任を持つ市民となれば数十年後には納税率は100%に近づき、地域は自立の力を身につけ、活性化、発展し、数十年後これは門脇市政の政策のおかげであると人々は思うことになるでしょう。

そこで税務課長にお尋ねいたします。税の観点からこのシチズンシップ教育、シチズンリテラシーの必要についてどのようにお考えがあるかお聞きいたします。

次に、観光協会と雇用創造協議会の今後についてでございます。これは山崎眞幹議員が行いました質問と同様でございますが、それを踏まえまして質問をさせていただきます。

観光協会については、数年前から独立した機関としての話が上がっており、香南市観光協会に聞くと香美市観光協会より毎年のように資料請求があったそうです。それでも独立に踏み切れなかったのは一体どうしてなのか。また、商工観光課長の答弁には、平成23年度の雇用創造協議会の終了に伴い検討することが考えられるとありましたが、そもそもこの雇用創造協議会と観光協会を同じように考えることはいかがなものかと私は思います。その趣旨を問います。

次に、知的財産の確保についてでございます。

旧物部村より多くの地域産品が生み出されている物部町、また、大栃高校でも学生によるレシピがつくられておりましたが、これらの知的財産、著作権を守ることも地域振興の必要な要素であると考えます。優秀な産品ができたとしてもそれがほかの地域にとられてしまっただけではいけません。これらのアイデアを保護し香美市独自のものとして大いに利用することが地域活力の創造につながります。現在香美市での取り組み、今後の検討について物部支所地域振興課長にお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 有元議員の図書館について、平成22年10月議会にお

いて利根議員、有元議員からいただいた図書館の土日、祝祭日の開館及び利用時間についての一般質問後の進捗状況についてお答えをいたします。

10月議会のその後、土佐山田の本館、物部分館、これは物部支所と教育間で協議をした結果、土佐山田本館につきましては、現在の職員体制で祝祭日の臨時職員を入れるとローテーションが組めるということでございます。それから、物部分館につきましては、16日勤務の今非常勤職員が入っておりますが、これに非常勤の図書館司書を1名雇用して2名体制になれば物部支所の職員、物部教育班の職員も含めたローテーションにより土日、祝祭日の開館は可能であるというふうな現場からの意見でございました。ただ、現在の図書館全体の蔵書というのは非常に古く、調べ学習への対応とかあるいは乳幼児向けの本や分類別の図書の整理の必要もあり、現在の蔵書環境で土日、祝祭日に開館しても利用者に魅力ある図書館となるか、そこらあたりはちょっと疑問が残るということで、新しい図書購入も含めまして総合的な検討も必要であると。というところですね、平成23年度の当初予算に対して増額要求を12月1日にしております。また、開館時間のこの延長、夏時間などでございますが、他の文化施設との関係もありますのでまずこの土日、祝祭日の開館を行って、それからまた住民の要望もいただいた中で検討していきたいというふうには考えております。

以上のことにつきましては現場を含めた教育委員会の内部の調整段階でありまして、土日、祝祭日の開館に係る非常勤職員、臨時職員の費用と図書購入費の増額につきましては平成23年度の当初予算要求をしておりますので、この議会終了後に予算査定が行われるということでございます。なお、図書館協議会の意見につきましては、委員の報酬、費用弁償をこの12月議会の補正予算のほうに予算要求をして提案をしておりますので、予算が通れば直ちに協議会を開催をしてご意見をいただきたいというふうに考えております。

それで、先ほど大岸議員にちょっとご説明をした件につきましては、12月9日に財政課のほうから要望があればということで上がってきておりましたので、見積書も含めて12月15日に再度それまでに検討して提出をしたということで、これもあくまでも要望でございますので、今後の予算査定に基づいて判断がされるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 有元和哉議員さんのご質問にお答えをします。

あいさつの指導についてということでございますが、あいさつの重要性は議員の言われるとおりで、市内の保育園、幼稚園、小・中学校では指導の重点の1つに位置づけております。保育園、幼稚園では園内外の生活や遊びの具体的な場面で、小・中学校では道徳や学校活動の授業を中心に学校生活のあらゆる場面で発達段階に応じた指導を行っています。小・中学校では児童会や生徒会の取り組みも活発で、中学校では生徒会が毎朝校門であいさつ運動を行っている学校もあります。香美市では、「あいさつは人の心

の橋渡し」という標語をずっと使ってあいさつの大切さを呼びかけています。本年度香美市青少年育成市民会議の事業の1つとして香美市のあいさつ標語の横断幕作成と掲示をすることが承認をされまして、9月に横断幕を納品していただきました。各校が横断幕を使って呼びかけをしていますので、それが古くなってきました山田小学校と鏡野中学校につきましては新しいものと取りかえることができました。あいさつについては、PTA、交通安全指導員、そして子どもを見守ってくださっているやまびこ会など地域の方も積極的に指導して下さっています。今後も力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 有元議員の身に余るお褒めの言葉をいただきまして本当にありがとうございました。住民課といたしまして特別指導ということではないんですけれども、お客様に対応する方針といたしまして、どうしても一番お客様に接する機会が多い課でございますので必ず来たお客様にはあいさつ、そして丁寧な聞き取りと、そして書類をお出しするときの説明、この3点を心がけております。お客様に、やはり私もほかの市役所と官公署に行ったときになかなかあいさつをされないとかいう嫌な思いを自分もした経験もありますので、来たお客様にはおはようございますであったり、いらっしゃいませであったり、こんにちはであったり、なかなか職員の中にはいらっしゃいませという言葉をかけづらい方もいますので自分のかけやすい言葉でいいというふうに申しております。それと、高齢の方もいらっしゃいますので、来たお客様がどういうものが欲しいのかということの聞き取りを非常に大事にしております。そして、聞き取ったものをお客様にお渡しするときには必ず確認と説明、この3点を徹底してやっております。非常に住民課の職員優秀でございますのでそのあたりは徹底してできているものと思っております。今後もきょうのお褒めの言葉を糧といたしまして、より一層努めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 有元議員のシチズンリテラシーの必要性についてというご質問にお答えをいたします。

まず、税務課といたしましても住民課に負けないように親しまれる課になりたいというふうに努力をしていきたいと思っております。

それでは、シチズンリテラシーという概念でございますけれども、シチズンシップ教育というのは個性を発揮し、自己実現を行い、個人としての権利と義務を行使し、よりよい社会づくりに参加、貢献するために必要な能力を身につけることを目標とした教育というふうに認識をしております。シチズンシップを発揮するためには必要な能力、意識、知識、スキル等を育成することが必要であります。ただ、このシチズンシップにつきましては、市民参加という考え方にまずNPOという活動がございます。これは1960年代にアメリカから始まっております。もともとアメリカは小さいところで市民が

自発的に社会を形成しなければいけないというような環境にあったためにNPOということが1960年代で始まっております。このように欧米については、個人と国の関係というのが非常に近いというか市民参加という概念が前からあったということもございますけれども、日本においては、市民運動というのは反対に個人が国と対峙するイメージというのが強い、イメージがありました。ただ、現在といたしますか阪神・淡路大地震の災害時のボランティアとか、そういうボランティアについても参加している人が多々おいでます。そういう意味ではシチズンシップという概念が徐々に日本社会には根づいてきているという状況にあらうかと思えます。この与えられたリテラシー、与えられた材料から必要な情報を引き出し活用する能力、応用力、この必要性については、現在非常に大量の情報ははんらんし、その中から酌み取っていかなければならないということで、我々が今現在耳にするのは、耳にする言葉としてはメディアリテラシー、情報リテラシーというような言葉がよく聞かれるようになっております。

この税についての観点からということもございますけれども、将来を担う小学生の方々が税の仕組みについて学ぶ場についての必要性というのは十分に認識をしております。この小・中学生については、現在国税と連携をとりまして、この12月13日に舟入小6年生を対象にいたしまして税務課の職員2名が講師になって租税教室を開催いたしました。20日には楠目小6年生を対象に同じく2名が講師となって租税教室を開催予定であります。税務署についても数カ所やるような予定になっておりましてもう既にやったところもあります。このように租税教室の中で税の仕組みとか、使われ方とかいうことを講師になってわかりやすく教えるといいますか、そういうことを伝えて、今後の将来を担う子どもたちにとってそれが役に立てればと、幸いであるというふうに考えております。今後もこういう税務署との連携によって小・中学生の租税教室に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員の観光協会と雇用創造協議会の今後についてのご質問にお答えいたします。

観光協会においては、初日の一般質問でお答えしましたように商工観光課職員が事務局を兼務しているため、事業推進には時間的にも動きにも制限がかかり民間レベルでの活動ができていないことが課題点であり、かねてより独立機関として自立の方向を模索をしておりますけれども自立しておりません。自立に踏み切れていないという理由は自主財源確保が確立されていない点です。例として香南市が挙げられまして、香南市の観光協会はこのいち駅の指定管理を受けておりまして、また別に香美市（後に「香南市」と訂正あり）から補助金も600万円だったと思うんですけれどももらっており、自主財源が香美市の場合はないというところで自立ができていない点でありました。

商工観光課としましては、観光協会を自立させていんふおめーしょんの管理を現在緊

急雇用創出臨時特例基金事業で活用しておりますけれども、平成23年度末で終了となるため観光協会に施設管理を委託したいと考えております。

また、香美市地域雇用創造協議会は、平成21年度から平成23年度までの3年間、実質は2年9カ月ですけれども厚生労働省の直轄事業です。ご存じのように人材育成、雇用創出事業、いわゆる推進事業と「柚子香る里から」をテーマにしました農作業受託作業と観光まちづくり事業の実現事業を実施しております。実現事業は、香美市の特産品開発や特産品の掘り起こし、県都や都市圏などへの販路拡大を図りましてネットサービスを立ち上げております。また、観光面では、観光客のニーズを踏まえ、既存の観光施設と連携しながら滞在、体験型観光に向けてモニターツアーを実施するなど精力的に事業を行っております。

この雇用創造協議会が平成23年度末で終了するために、その後の組織の形態や事業の推進について、また観光協会も含めてですけれども協議会の組織メンバーを中心に検討することとしております。観光協会は構成員ですけれども事業が重複するところがございまして、観光協会の自立にも若干影響があるのではないかと思います。検討する会は1月に開催することになっております。

以上です。

済みません。先ほど香南市の指定管理の補助金なんですけれども、「香南市」と言うべきところの600万円ですね、「香美市」と言ってしまいました。訂正しておわびします。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 有元議員の知的財産の確保についての質問にお答えします。

知的財産の確保については、現在香美市での取り組みは行われてないと思われまます。物部支所では、最近高知県産業振興計画に基づく地域アクションプラン、物部川地域の中の11番、香美市ブランドの確立、特産品づくりの円滑な推進を支援する目的で物部支所産業振興推進プロジェクトチームを発足させました。まだ県産業振興計画の中で物部地区の進捗状況、課題を含めた学習会を始めたばかりですが、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用しまして有権者、関係機関、関係団体と連携し、物部町地域の商品資源の調査、加工食品の開発研究、市場調査、販売開拓拡大に関する調査、企画立案等によるサポートを主とした活動を計画しております。

ご質問の知的財産を守ることは地域振興に必要な要素であると思っておりますので、この支援活動の協議会の中でどこまで対応できるかわかりませんが検討課題としていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。お昼も間もなく迫っておりますのでなるべく手短かに質問をいたします。2回目の質問をさせていただきます。

あいさつの指導についてですが、教育長とそれから幼保支援課長、それとあと住民課長にお尋ねをする形となっております。これ双方の答弁を聞いていただいてわかったかと思いますが、やはり学校で教えるあいさつというのは非常に何と云うんですか、理想的なことであり、また非常に心温まる話なんです。住民課の指導のほうはかなり実務的であり必要性を本当に感じる内容となっております。こういった点で今回の質問の要旨はつなぐということテーマにしておりまして、シチズンリテラシーに合わせて説明をさせていただきますと、やはり学校の教育の中にその住民の現場で対応する接客対応をする方々がかかわることによってあいさつの重要性というのはなお一層教育の現場、特に学生には伝わりやすいかと思えます。先の議会での答弁でもございました香北の支所長のご答弁の内容、非常に接客に対してわかりやすい内容でございました。そういった話を子どもたちが聞くことによりさらにあいさつの指導というのは充実するのではないのか。そして、まさにこれからの社会を支えていく子どもたちが社会に責任を持つというときに、税務課長のように税務に携わる方々が地域に出て子どもと接する機会を持つ。そして、ここにおられる課長の皆様は、この社会のスペシャリストでございます。行政に携わるというそのスペシャリストがここには多くございますので、そういった方々を講師として招いてシチズンリテラシーを香美市の独自教育につなげていく考えはないか教育長にお尋ねをいたします。

それとまた、知的財産の確保についてですが、学習会等さまざまなことを今後進めていくということがあります。そういったことでいろいろとお調べをされたかと思いますが、その点で条例等で制定しております自治体がございます。全国初では鳥取県、鳥取県では地域の自立と再生に向けた県政の主要施策として鳥取発の技術を生かした産業集積を図るために産学官連携の強化を行うなど、知を大切にされた地域づくりを積極的に進めているというようなことで条例化をしているところもございます。この条例についての検討はすることはあるのかどうか、それについてご質問いたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 有元議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

シチズンリテラシーの観点からというふうなことでございますけれども、現在学校、保育園もそうですが、保育園、小・中学校におきましては地域の方々とつながるということをとっても大事にした保育だったり教育だったりを行っています。これは園や学校の中だけで行って先生とだけのかかわりではなくて、実際場面をふやすというふうな観点があったり、地域を愛する子どもを育てるというふうな観点もあったりして行っていますが、子どもたちは地域の方々と直接出会うという場面で本当にこのあいさつの大切さだったり、それから子どもたちが呼んだ地域の方だったりすると自然にあいさつが沸き起こるといふ、そういう現実場面をたくさんつくりながら教育を進めているところで

す。

先ほど、税のこともありました。租税教育も市のほうの職員においでいただく分とか、それから県のほうから来ていただいたりして数校がそういう教育をしています。それは、学校の教員との関係だけではなくて、やはり専門の方から実際現実の話聞くことなどを通して本当に自分たちの生き方はどうかというふうなことを考える教育ですのでとても大事にして行っているところです。あいさつも同じで、実際そのあいさつが直接なぜ必要かというふうなことを教員が話すだけでなく、本当に働いている方とか地域の方がお話をしてくださることが子どもたちの心を打ちますのでぜひそういう場面を多く取り入れていきたいと思ひますし、そうですね、あいさつだけで地域の方とか実際現場で働いている方を呼んだ授業というふうなことでは、今まで多分それだけに限ってはできていなかったと思ひますので、その要素もとても大事だと思ひてお聞きをしたところです。また、こう組み合わせながらになるかもしれませんが視点をしっかり持ってやっていけるようにまた呼びかけていきたいというふうに思ひています。ありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 有元和哉議員の2回目のご質問にお答えします。

物部支所だけで判断をするわけにはいきませんので、関係課等と協議をいたしまして検討するようにいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前11時49分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日 金曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月17日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	島岡信彦
2番	矢野公昭	13番	依光美代子
3番	山崎眞幹	14番	山崎龍太郎
4番	利根健二	15番	大岸眞弓
5番	爲近初男	16番	片岡守春
6番	千頭洋一	17番	石川彰宏
7番	濱田百合子	18番	竹内俊夫
8番	山崎晃子	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	竹平豊久	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
広域分権担当参事	奥宮政水	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	几内一秀
庁舎建設担当参事	前田哲雄	地籍調査課長	竹内敬
財政課長	後藤博明	林政課長	舟谷益夫
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	今田博明
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長	岡本博臣
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	中井潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 恵 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 83号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 84号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 85号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 87号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 88号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 89号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 90号 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 91号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 92号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について
議案第 99号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第100号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第101号 香美市林業事務所設置条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成22年第9回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成22年12月17日(金) 午前9時開会

- | | | | |
|-------|-----|------|---|
| 日程第1 | 議案第 | 83号 | 平成22年度香美市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第2 | 議案第 | 84号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第3 | 議案第 | 85号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第4 | 議案第 | 87号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第 | 88号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第 | 89号 | 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第 | 90号 | 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第 | 91号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第 | 92号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 93号 | 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 94号 | 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 95号 | 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 | 96号 | 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 98号 | 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 99号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第16 | 議案第 | 100号 | 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 101号 | 香美市林業事務所設置条例の制定について |

会議録署名議員

7 番、濱田百合子君、8 番、山崎晃子君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

各案件は議案質疑の後、各常任委員会へ付託となりますので、議員各位は所属の委員会に付託されていない議案についての質疑を行うようにお願いしておきます。

日程第1、議案第83号、平成22年度香美市一般会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第84号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第85号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第87号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第88号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第89号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第90号、奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第91号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第92号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第93号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第94号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第95号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第96号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第98号、香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっとお伺いしますけれども、この旧物部地区ですよ、これが残された経過というのは、過疎法、合併、なぜ5年間というその期限が切られたかというのは過疎法が5年までと、もともとこれ過疎法の対応であったということであったと認識をしていますけれども、過疎法が延長をされたんでひょっとそこら辺のことは考慮に入れて、そして、もしかしたらこれ地域審議会か何かでやることじゃないのかなということも含めまして、その辺の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、もともとその合併前の物部で施行されておりました事業でございますけれども、合併協議会の中でこのことについては議されて、当面その激変緩和ということも含めて一定期間残すと。じゃあその残す期間についてはいかばかりかとい

うところの議論としては、当時の現行過疎法の存続期間の中でという、そこが期限ということ。ただ、4年とか5年とかいう合併の時期によって、合併の月日によって切ると年度の途中になりますから現行過疎法の終了までという、すなわち年度でくくるというがで括弧書きでされたというふうに認識をしております。現在その新しい過疎法が制定されておりますけども、これは単純延長という言い方ではございませんで改正過疎法と言っておりますから、やはり現行過疎法ではないという認識のもと合併協定に基づいて期限を迎えましたので事業を終了したいと、こういうことです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 合併協定に基づき、基づいてということで若者定住化、この支援が今回その5年が経過したということで廃止となっておりますが、これまで物部のほうでずっとやられておりました若者定住策として保育料の支援ですとか、それからまた在宅介護手当などももう軒並みに終了しましたが、やっぱり地域の特性というものもあるかと思しますのでこういうふうに機械的に全部を平準化するというのは、これからの香美市のその地域づくりにとってどうかというふうな疑問があるんですがその辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

ご指摘のところもひとつあるかと思っておりますけども、一定その激変緩和措置として合併後に残された制度でございますので、これはこれとして一たん整理をしておいて、香美市としてですね新しい町のあり方の中でどういった支援をつくっていくかということは今後の作業だろうというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） そしたら、これからのまちづくりの中で若者定住というものを考えていくと、そのときには当然香美市一円というか若者定住策については、そういうものも構想にあるということですか。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 当然新しいその町としてこの町にふさわしい若者定住、あるいは若者に限りませんが人口増政策含めて考えていかなければならないということはもう当然でございますので、そういった視点に立って今後の制度創設含めて作業はしなければならぬというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっと答弁漏れがあったと思うんですけども、これ調整方針としては終わった後で新市で調整するということになってまして、その件に関連し

て私地域審議会のマターではないのかということをお尋ねしたと思うんですけどもその点について。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 行政内部で調整をしてですね、これは一たん整理をしようということの結果として今回こういう形で議案を出さしていただいております。で、その後について大岸議員からもご質問がございましたような筋で今後は香美市として新しいものを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第99号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第100号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第101号、香美市林業事務所設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 1点だけお尋ねします。

この第3条に「林業事務所に分掌させる事務は、市長がこれを定める。」とありますが、この事務の内容をご説明いただけないでしょうか。それで、議案第100号との関係で昨日自分が一般質問しました鳥獣被害対策などの事務は、この議案第100号の産業振興課の林業政策に関することのほうに移るのでしょうか。その辺のどういうふうになるのかご説明をお願いしたいですが。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

林業事務所におけます分掌事務については、現場事務に限定をして規則のほうで決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第83号から日程第17、議案第101号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月20日までに審査を終えるよう期限をつ

けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日 火曜日

平成22年第9回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月21日火曜日（会期第14日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 83号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 84号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 85号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 87号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 88号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 89号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 90号 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 91号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 92号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について
議案第 99号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第100号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第101号 香美市林業事務所設置条例の制定について
議案第102号 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 香美市暴力団排除条例の制定について

議案第104号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第4号）

議員提出議案の題目

意見書案第 16号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第 17号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

意見書案第 18号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出について

意見書案第 19号 中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出について

議事日程

平成22年第9回香美市議会定例会議事日程

（会期第14日目 日程第6号）

平成22年12月21日（火） 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

専決処分事項の報告について

報告第 22号 香美市立（仮称）B保育園建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

日程第2 議案第 83号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第 84号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第 85号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第 87号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第6 議案第 88号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

日程第7 議案第 89号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第 90号 奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第 91号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第 92号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第 93号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第 94号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 95号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 96号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 98号 香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第 99号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第17 議案第100号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第101号 香美市林業事務所設置条例の制定について
- 日程第19 議案第102号 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第103号 香美市暴力団排除条例の制定について
- 日程第21 議案第104号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 意見書案第 16号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第 17号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第 18号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第 19号 中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

7番、濱田百合子君、8番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

初めに、本日議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

暫時休憩します。

(午前 9時03分 休憩)

(午前 9時04分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

○議会運営委員会委員長(前田泰祐君) どうもお待たせしました。おはようございます。本日議会運営委員会を開催しましたので、委員会の協議結果についてご報告をいたします。

まず、追加案件については、本日委員会付託を省略し、本議会方式で議題とし採決することに決定をいたしました。

次に、本日閉会後に議員協議会を開催することに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(西村芳成君) 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第22号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

これから報告第22号、専決処分事項の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

11番、竹平豊久君。

○11番(竹平豊久君) はい。報告第22号について1点お聞きしたいと思います。

この件は、前々からこれは私も注目しながら見ておりましたが、いわゆるこのB保育園はですね、いわゆる姉妹園という、なかよし保育園との姉妹園というようなことで、それをベースに同等の規模の園設置でございますのでそこでまずかったところ、あるいはよかったところ、総合的にふるい出してこのB園をやるというような認識でございました。そうした中でまた今回こうして追加報告で、またこれも「等」というような表現で出ておりますが、そういったいわゆるこの同僚議員なんかもそういったことでいろいろ質疑をしておりましたが、そういった経過はどういうふうな検証、検討をしながらやってきたのか、そしてまた、これ今後ともまたこういったことが発生するんではないか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長(西村芳成君) 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、竹平議員のご質問にお答えをいたします。

確かになかよし保育園に続いてあけぼの保育園というのを建築をするということで、なかよし保育園のときに建設中にあった大きい課題とかそういったことにつきましては非常に精査をしもってやったところでございますが、ただ、新しい園をやるにつきましてはですね、大きいところでいくと外の廊下側の出窓のひさしを長くとるとか、それからグラウンドの位置とか、そういったものにつきましては反省の上に立ってやったところでございます。ただ、建設を進めていく中で常に使う側の保育士とか、それから保護者との意見等も聞きまして、細かいところの調整がどうしても必要になりまして今回の補正に至ったところですのでその辺のご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。大体の説明はわかりましたが、そういった、いわゆるこの件につきましては当然今言われたような保護者の方々のご意見も酌んでやっていかないと。これは我々から言わせれば当然それは準備の段階、そして設計段階、建設段階、想定をされる問題ではなかろうかというふうに思います。できつつある現在進行形の中で保護者の方々と再度協議じゃということは、まず特別な場合を除いてはないというふうに私は感じるわけです。事前に当然こういったことは想定内のいわゆる中で処理をしていくべきではなかったかというふうに思います。そういうことを自分思うにつけて、また今後、今現在進行中で計画中ですが、またぞろ後から出てくるんでないかというような心配もあります。そのあたりは？再度確認をしておきます。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。確かに大きい部分といいますかベースの部分については最初のときの協議の中で反映しておりますけれども、建築をしていくと細部の小さい部分については保育士の意見とかでより安全面を考慮した部分であるとかそういったこと、それから通気性の問題とかいうことを考慮いたしましてそういった変更が今回出てきたわけです。今後、諸般の報告でもご報告させていただきましたように内装の工事であるとか、電気設備とかいうことを進めていく中で、細かい点で例えば施工の段階でここに電源をとっちゃったほうがよりのうがえいというようなことがありましたらその部分はやっぱり変更でやっていくような形にならんといかんと思っております。またほんで、もう少し細かい部分の変更は出てくる可能性はありますが、前にもご指摘をいただいたような大きい変更につきましては十分精査をしておりますのでそういう心配はないかというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎です。

だんだんでき上がってきてる中でですね、丁寧な説明会等も開いて地元説明もして

きた中ですが、やはり実際建物ができてきますとですわね、一番気にかかるのはやっぱり隣地との関係、一番身近な隣地等から保育が始まっていくとまたいろいろな要望が出てくる可能性もありますけれども、実際現在のところ建築中に対しましてそういうご意見、騒音の問題、騒音は工事がありますので当然でしょうけれども実際圧迫感があるとか、やっぱりもう少し塀を高くとか、そういうことは今のところはございませんか。その点についてお尋ねだけしておきます。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

現在そういった苦情とかいうものは1件も入っておりません。建築する前に一番隣接する方については何回かご訪問もさせていただいて、目隠しのフェンスなんかも設置をしております、その高さについても時間をかけて協議をしてきたわけでございますので、現在のところそういった問い合わせとかいうことはあっておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで報告第22号の質疑を終わります。

日程第2、議案第83号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）から日程第18、議案第101号、香美市林業事務所設置条例の制定について、以上17件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。総務常任委員会委員長、島岡です。今回正確な審査と経過報告をするために若干時間をとりますのでよろしゅうお願いします。

今期第9回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第83号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第96号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、請願第1号であります。

まず、議案第83号であります。平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号、奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入り、「現在の指定管理者は。」との質疑に、「香美市商工会会長、寺村 勉氏で

す。」「施設の欄で新たに香美市立物部歯科診療所が入るということですが、今までの指定管理業務の中で支障はなかったか。」という質疑に、「夜間管理人を雇って管理をしてもらっている。修繕等は市のほうで対応をしているので問題はない。」との答弁。

「新たに物部歯科診療所が入るということによって今後指定管理者の変更の可能性もあるという認識でよいか。」という質疑に、「商工会とは協議はしている。前は5年間の指定管理であったが、話の中で3年間の管理委託ということで承諾をもらっている。」「物部歯科診療所はJRの跡地だったと思うが、賃借している跡地はどうか。」との質疑に、「跡地は市有地である。建物は取り壊し、跡地については未定である。」

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入り、「勤務条件の多様化が含まれるということであるが、こういった状況が含まれるのか。」という質疑に、「現在行政改革を進めており、職員数のスリム化等が行われている。一方、臨時職員や非常勤職員の数がふえている。5年後はさまざまな分野に非常勤職員の方で補ってもらった状況が生まれるかと思う。そうした際に労働条件等がきめ細かに定められていることが必要になってくると思われる。現在の状況は、非常勤職員については条例にあるとおりすべてが特別職扱いである。したがって、地公法の適用除外であるので身分的には民間企業労働者と同一扱いである。今後そうした職員がたくさんふえるので身分的にもしっかり文言を定めておく必要がある。」との答弁。「第22条で「職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。」とあるが、これは本例等で定めるということか。」との質疑に、「条例が可決した後、規則を定めたいというふうに考えている。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けたましたが、特段の質疑もなく、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入り、「現在のところ市内に対象物はどれくらいあるのか。また、大きさとか埋める場所によって違うみたいに書かれているが、そういう状況も踏まえて説明を。」という質疑に対し、「今回改正する箇所については市内の対象箇所はない。市内で一番大きい貯蔵所は、佐岡にあるJAの屋外の貯蔵所が100キロリットルである。今回改正する箇所については、準特定屋外タンク

と特定屋外タンクと岩盤タンクとなっている。準屋外特定タンクは容量が50立方から1,000立方、特定屋外タンクは1,000以上となっている。ちなみに岩盤タンクとは液体の危険物、重油などを貯蔵するので、規模が大きく億単位になるので今回市内に対象物はない。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号、香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定についてを、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入り、「今回も補正を組まれているということは条例に基づいて需要もある。合併協定には意見するものではないが、もう少し延長させて、その経過によって新たな香美市全体で人口増施策を図っていくということであれば順序は逆でないか。また、現状でも使われている若者定住という有意な施策、平成21年度の決算でも100万円くらい使われているという、そういう結果を見るとこれを継続させ市の部分で発展させていくという、そういう発想は話に出なかったのか。」という質疑に、「これは合併協定時の約束事である。一定期限をして激変緩和を図る策を講じてきたわけだが、この中山間での定住対策の必要性については物部エリアだけではなく全市的に必要である。合併協定時の期限を超して継続するとすると新市における新たな展開を含めての調整となる。やるならばその地域審議会の中で諮って広げていくことも含めて延長と考えなければならないかと思う。一定合併協議でくくられている約束事を順守して今回廃止するということにいたしました。定住対策あるいは人口増対策というものについては急がれる施策を立てなければいけないが、このこととそのことについては直接リンクするものではないという見解を持っている。新しい香美市としてのスタイルとして定住対策、人口増加対策については、今後しっかり考えていかなければならない。こちらを先に決めてから廃止すべきではないかという見解はそれなりに受けとめたいと思っている。」という答弁。「一たんはこういった決め事でこの条例を廃止すると、そのかわり全市的な意味合いを持った対策につなげていくという意味合いであろうかと感じたが、いわゆるかわりのもの、こうなったけれども香美市としてはこういう姿勢で若者定住策の施策をとっていくということである。例えば高知中央広域定住自立圏共生ビジョン、こうしたものを取り組んでこの定住策はまさに共生ビジョンどおりの思惑で動いていくと思われるが、そういった方向に政策を向けていくべきであろうと思うが、その点については。」という質疑に、「定住自立圏の過程も周辺地域の振興についてはしっかり囲い込んでいるので、これから具体的な施策展開を充実させなくてはならない。現段階では今持っている具体的な事業を掲載をしているけれども新たな発想を持って新たな施策も取り込まなくてはならないと十分考えている。定住自立圏については、これまでも説明してきたように現段階では新しい事業展開は考えていない。中心の高知市を含めて必要な施策展開をお互いに事業を起こして取り入れていくと想定している。これにかわるものをどう考えているかという質問があったが、例

えば定住対策への支援や保育対策についても拡充をしている。浄化槽については、香美市の浄化槽の助成があるのでその活用が考えられる。これまで議会の中でこんなことで定住対策をすべきでないかという提案をいただいた。例えば家賃助成というものについては前議会で話があったが、それよりむしろ家を建てることに對して一定の施策をするほうが定住対策につながるのではないかと思われる。そういったことも含め施策展開につなげるかどうか十分に検討していきたい。現段階はそんな考え方である。」との答弁。

その質疑の後、討論があるので、まず、初めに原案に反対の意見の討論がありますといったことから8番、山崎晃子議員より議案第98号に對しての討論がございました。原文をそのまま、「今議会に廃止が提案された「定住化推進事業」は、少子高齢化が進んだ旧物部村で、仕事が少ないなどの理由から、若い世代の人口流出が続くことに歯止めをかけるため、重要な取り組みとして実施されてきた事業です。5年前の町村合併に際し、旧物部村で実施されていた取り組みは、「土佐山田町に制度が存在しない」という理由で、在宅手当が廃止されていったのを皮切りに、若者定住化推進のための多くの事業も、削減あるいは廃止を余儀なくされてきました。今回の条例廃止により、縮小されながらも、かろうじて残っていた若者定住化事業の「結婚助成金・定住助成金・合併浄化槽設置助成金・家賃助成金」などの全てが廃止されることとなります。「平準化」という聞こえのよい言葉のもと、地域の現状も考慮せず、廃止していく行政の取り組み姿勢に、私は、大きな疑問と不安を感じます。「合併後5年で廃止するという協定」があったとはいえ、先の議会で紹介した「アンケート調査」でも明らかにした通り、山間地域の実情を考えない取り組みに、物部の住民の多くが強い不満を持っているのは事実です。そして、今や、少子・高齢化現象は物部だけの問題ではありません。現実には、香美市全域に少子・高齢化の波が押し寄せ、若者の人口減が毎年のように進んできており、物部の人口は2,400人台、香美市全体でも約2万8,000人に激減しています。このまま、若い人の減少状態が続けば、これからの香美市の「まちづくり」や「地域活性化」の取り組みに、深刻な状況を及ぼすことは確実です。このような時にこそ、「若者定住化推進事業」を更に強化すべきであり、「合併協定だから」と短絡的に廃止すべきでないと考えます。以上の理由から、今後は、物部を「モデル地区」として、この事業を継続し、更に、香美市全域に拡大していくことを提案しまして、「議案第98号」への反対の討論といたします。」。

次に、賛成の討論についてはございませんでした。

採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、賛成多数により議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、まず、執行部からの提案理由の補足説明を求め、質疑。

「この路線はたびたび落石があって非常に危険な箇所であると認識している。できるだけ早急に対応していただきたいがどういった工事内容か。」という質疑に、「延長が

110メートルでその内容については土質等の調査もあるが、今の時点での計画については110メートルの延長のうち80メートルが10センチのモルタルの吹きつけを考えている。平均の高さが15メートルなので、1,200立米になる。土質の悪いところについては10メートルあり、平均の高さが32メートルで960立米の法枠工法で治山を補強するようにしている。」「事業費の予算は5,200万円ですが、今回の補正で工事費が4,000万円の委託料が800万円とありますが、当初予算に400万円あった。」という質疑に対し、「辺地債については基本的に充当は100%という原則であるが、総枠の関係で満額借りれない場合がある。そこで、その数字については、借り入れのぐあいを考えて予算計画を立てている。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成をもって議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑。

「現行においても課と課の連絡が機能していない部分もあるという、あわせて組織は生き物であるので常に見直していくという答弁もあった。背景には物部の住民から署名等もあったと伺っている。その署名が林政課を存続させるような要望であったと聞いている。実際のところ行政として受けとめてどのような動きをしたのか。そして、質問等で気になったのは、産業振興課というのとはどのような見解なのか。」という質疑に、「誤解を生じてはいけないので断っておくが、連携が機能していないという部分については、まず基本はくくられたそれぞれの課の業務として十分に執行している。ただ、今回の時流の中で横の連携がどうしても求められる。行政の連携だけでなくそれに関わる団体との連携、調整が必要である。スピードアップと機能向上、この2つの側面から今回産業振興課としてくくりにした。作業の過程で物部町の住民の方々1,217名が林政課を残してほしいと要望が出されたわけだが、行政全体として見たとき林政課という形で残すということが組織運営上いいのか、これからの行政の目標を達成していく上でいいのかということも含め議論した。やはり林政課の持っている業務を1つの産業という部分の位置づけをしたならば、政策の中で織り込んでいく部分として政策部門の集合によってしっかり位置づけしていく必要があるだろう。独立していればいるだけのメリットもあるかもしれないが、今回はそのメリットを超して一緒にすることによってその中で政策を織り込んでいくというメリットも大きいということに位置づけた。地域の皆さんの思いは思いとして受けとめながら組織再編をさせてもらった。」との答弁。

「先ほど聞いた中でそういう思い入れがあってやったというのが十分にわかる。実際大きな課になったときは機能するのかと考えたときに、課長がマネジャー的役割をするという部分が発生したときに、見直しとかいうことも踏まえて今後一定の期間を置いて常に諮っていく気持ちがあるのか。」という質疑に、「指摘にあるように問題を持っていないというわけではないので、あえて私のほうからは組織は生き物であるということと、

もう1つは、この組織再編が100点満点である認識ではない。現段階でこういう形をもって香美市の市政施行と考えていきたいとの再編である。一般質問でも特に産業振興課の再編は危惧されるものがあるという話があったが、一つは、組織的な対応でこの危惧に対応すべきだ。これは今話にあったように人事面からの対応からも考えられる。職制を含めた体制の面からもこのことへの対応を考える必要もあるだろうというふうに思っている。常に組織はそういったことで人事というものがありますから、その反面での配慮が当然されるべきであろうという認識である。次に、属人的な考え方でいいますと、課長はマネジャーなのでこのマネジメントはどうするかということをしかりとくくれば、事務量が多くなろうが余りこれに影響を受けるものではないだろうと考えている。」「組織再編をしてうまくいかなければすぐ見直すかいうことは。」と問われると、「仕事をする部分でどうしてもうまく機能できなければそこは考える必要はあろうと思われる。組織は人なりというぐらいのものであるから、そこに仕える身としてしかりやるべきであろうと思っている。なせばなるなさねばならぬとの思いで仕事に向かっていたいと、いくべきであろうという判断である。そのことも踏まえてうまく機能しない部分があるとするならば柔軟な姿勢で組織を見直すべきだろうし、そうすることが市政の運用を円滑にしていく道だろうという認識は常に持っている。」と答弁。「今から重要になってくるのは、これを統括する管理職が大事だと思う。これのいかんによってこの機能がうまくいくかということになってくるのではないかと思う。マネジメントとプレーヤーという言い方をしたが、字のとおり管理する職員が管理職である。管理職は事務方の細々としたことをやっているのではなく総括して指示をしていく。もう1つの役割は、市長、副市長の思いや施策をよく課員に周知、伝達して動かすように持っていくべきではないかと、そうしないとせっかくなつく機能がうまく回っていかないのではないか。」という質疑に、「指摘のとおりである。今回大幅な組織再編をするわけがありますが、管理職の動きが一番問われるものである。そうした部分については、人事も含めて十分考えていかななくてはならない。同時に香美市となって5年が経過するわけだが、そうした中で香美市特有の持っているものがあるので、そうしたものを含んで推進していくことが必要だと思っている。器はできても中身が伴わなければそれこそ何ものもないので十分に検討しながら進めていきたい。」との答弁。「地域交通のことを重点的にやっているということだが、それはどこに入るのか。まちづくり推進課に「その他まちづくりに関する」という1項は要らないのか。上下水道課は、水道のほうは香美市水道事業及び工業用水道事業の条例でくくられているが、表現的には上下水道課の中に下水道に関するのと浄化槽に関するだけでいいのか。工業用水や水道のことは記載してなくていいのか。」という質疑に、「地域公共交通のことは、これはまちづくり推進課のまちづくり推進班の公共交通係に位置づけている。まちづくりについては、その他まちづくりは要らないのかということであるが、この条例に沿って今度細かく事務規定を作成することになっている。そのときに細かい事務については入れることにな

る。その他まちづくりというすべての課にまたがっている。逆に「その他」という入れ方をすることで全部そこでしなければならなくなるというふうに解釈されると困るのでそういう入れ方は避けたい。上下水道課の件は、上水道あるいは工業用水について別途に規定してあるので、市庁部局に属する下水道部分は位置づけておいて、ここから上水道部分の管理者については事務委任をするという格好になる。ここには上水道や工業用水のくくりは出てこないが、この組織再編については下水道をそういう位置づけに持っていくためにこういうくくりをしている。」との答弁。「産業振興課の林業政策に関する林政係のことだが、現場以外の林政政策に関することについては。」という質疑に、「林業事務所では現場に係る部分だけ、例えば林道とか治山とか現場事務を考えている。産業振興課の中で林政事務を持つことについては、これまで鳥獣飼養の登録は本庁が持っていた。有害鳥獣対策に係ることについても鳥獣飼養のことと一緒にすべきだということで産業振興課の総務班に位置づけることにしている。林政係については、林業の振興、企画及び調整に関すること、林業団体の育成、連絡調整、林業総合センターの支援、施設の管理、造林施策、基幹生活道に関すること、そういった政策的な部分に重きを持って産業振興課の農政班のほうに取り組むようにしている。明確に作業を分担している。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号、香美市林業事務所設置条例の制定について、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑に入り、「高知県には森林管理署が安芸、中部、嶺北、四万十とあるわけだが、その四万十市の中にも西土佐があり、香美市と似たような林業事務所があつて機能しているのか。」という質疑に、「独立した林業事務所を持つのは香美市だけだと思っている。例えば四万十市における森林管理署は中村にある、中山間の中心にあるという状況ではない。したがって、片側に置く必要があるかないかは四万十市の判断であろう。香美市の場合では大柝に森林管理署がある。常にリンクして事業が行われているわけではないが、何かの折には関連を想定して事務遂行機能を持ったほうがよいという判断で物部のほうに置きたいと提案している。」との答弁。「主な森林管理署が物部にあるという状況の中で事務所長と森林管理署といろんな話をするのか。それとも林政係が本庁にあるが、そういった政策的な部分が見えない。それと、鳥獣の部分で実際現場事務をと言われたときにどういうふうになるのかわからない。」という質疑に、「国との関連でいうと、香美市が明確な縦割りで対応するということは言い切りはできないが、感覚的に四国の営林という政策的なものを持っているのは高知市にある。あくまで物部地域という現場を支える部分として国の機関を置いている。政策機能的な部分としては産業振興になるので高知とのイメージ、現場については物部と関係のイメージを持っている。一概に縦割りで高知、産業振興課、物部森林管理署と林業事務所とはくくり切れない。やはり現場重視でそこにあるということからすると、どうし

ても重きはそこにあるという認識である。それから、鳥獣対策であるが、林政課の事務として持っていたが実際各支所や係がやっているのですさほど不自由は感じないという認識である。鳥獣対策は、政策的には大きな部分を占めているので産業振興課に位置づけてくくっていくべきだろうという観点からこちらに分掌をさせることにしている。」との答弁。「住民サイドではわかったが、職員サイドについて鳥獣対策の職員がさまざまな作業的な現地のことを踏まえると常にどこにいるのか。」という質疑に、「現在その職員はこちらに移ると認識している。」「そこにロスは生まれないか。」という質疑に、「支所との関係を強くするとロスというものが生まれてくるとは思わない。支所の中でしっかりと業務は扱っていきこうということができれば、現場の事務は鳥獣害に限って言えば対応ができると思う。現場と政策は表裏一体と言われればそうかもしれないが、今は横の連携を重視して政策課題に向き合いたいという思いを持っている。100点満点ではないが、そういう思いを持って今回の組織再編をしている。」との答弁。「条例で林業事務所を設置するに当たり指揮命令系統が大事になってくるがどうか。」という質疑に、「政策と現場を分けての組織再編ということからすると、産業振興課長と林業事務所長とは常に不離一体の関係で行政執行に当たってもらうことになる。臨機応変に対応しなければならない部分についてはしっかり双方で連携し、通常の指揮命令系統で動くものだろうと思っている。」との答弁。「現在の林政課の存続を地域住民が署名をやった経過もある。そういったことを踏まえ別立てに条例で設置をつづったのは、地域の住民の思い、課題というものを反映したということでもいいのか。」という質疑に、「地域の思いと行政の姿勢を明確にするということで、こうした独立した条例を立てて事務所の設置ということになるのでご理解いただきたい。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果（後に「慎重審査の結果」と訂正あり）、全員賛成により議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

済みません。すべての議案の報告で「質疑の後、採決の結果」と発言いたしましたが「慎重審査の結果」と訂正いたします。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） おはようございます。6番、千頭でございます。12月17日、出席委員7名で定足数に達しておりましたので産業建設常任委員会を開催いたしました。

付託をされました審査案件は、議案第84号、議案第85号、議案第94号、議案第95号と陳情第13号の議案4件と陳情1件で審査を慎重審議で行いましたので経過と結果についてご報告いたします。

議案第84号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、審査を行いました。まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

別に質疑もなく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成をもって原案のとおり可決

すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第85号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、審査を行いました。まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「起債対象事業と国庫対象事業となった場合の行政のコストについては。」との質問に対し、「工事自体は全く同じである。国庫事業については、10分の4は国庫補助金で残りの10分の6のうち95%が起債対象、5%については一般財源になる。起債事業については頭から95%が起債対象で国庫補助は除かれるということで、可能な限り国交補助を入れていきたいが、末端の取り付け管の場所等により起債対象事業になることもある。末端で1個しかない場合となれば準単独事業となる場合もありケース・バイ・ケースである。」と答弁。「単独事業は市の一般財源による事業であるか。」の問いに対し、「そのとおりである。」と答弁。

ほかに質疑もなく、採決の結果、議案第85号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「利用料金は、指定管理者に委託された場合、これを使用料としていると別に納めなければいけないかと読めるから利用料金としての収入になり、使用料としての管理者への、市の収入にするのか。」との問いに対し、「10月の改正時点では「使用料」を「利用料金」と読みかえるとなっていたが、「利用料金」と読みかえてしまえば現状香美市は「使用料」として収入になっている。「利用料金」となってしまえば指定管理者の収入になり香美市の収入にはならなくなるので平成22年度の予算としては現状に合わなくなる。「使用料」を「利用料金」と読みかえない、削除することにより「使用料」、「利用料金」どちらも選択することができる。」と答弁。

ほかに質疑もなしと認め、採決の結果、議案第94号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

別段質疑もなく質疑なしと認め、採決の結果、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。13番、依光美代子でございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託をされた審査案件は、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第93号の4件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

最初に、議案第87号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受け、質疑に入りました。「今回の主な補正は、保険給付費の10月末までの動向を見て3月末までの予算を修正するものです。」とのことでした。

最初に、「出産一時金について。」の問いに、「当初予算では30人分を予定をしていたが、10月末で28人となり10月だけでも6人と相当ふえている。後半期を少し多目に40人として42万円掛ける40人で1,680万円を補正するものです。」次に、「医療費が年々増加している。高齢化と比例して増加するのはやむなしと考えるのか。また、健康づくりについてどう考えるのか。」との問いに、「医療費は毎年数%上がっている。被保険者数はほぼ変わらないが、医療費の増加は高齢化が進んでいるからである。また、高額医療の最大の要因は透析患者であり医療費は年間約600万円必要である。早期発見に努めることで医療費の抑制ができるので、今年はここに力を入れクレアチニン検査を追加している。医療費の抑制はなかなか難しく特効薬はないのではないかと考える。」次に、「香南市では、医療費の増加の要因は医療の高度化による高額医療が多いと言われ、安芸市では、肺炎で亡くなる方が多いので肺炎を予防するため肺炎球菌ワクチン接種に取り組んでいる。重症化しないうちに早目に治療を受けることや予防医療の徹底、手元に保険証があること。そして、疾病別の分析を行い、それに合った手当をすることが必要ではないか。」の問いに、「病気に対し早期発見、早期予防が必要であるので検診の勧奨に努めていく。健康づくりについても原課にはスタッフがいないので健康づくり推進課にお願いをして事業を行うことを検討していかなければならない。」「国保の被保険者数はどのぐらいか。また、若いうちの手だてが必要ではないか。」の問いに、「約8,000人である。若い年代40歳代から50歳代をターゲットにした健康づくりに取り組めば効果は上がると考えている。」

以上で質疑を終え、審査の結果、全員賛成をもって議案第87号は、可決すべきものと決定しました。

議案第88号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。「今回の主な補正は、10月末までの給付費動向を見て3月末に向けた上限の抑制予算である。」と補足説明がありました。

最初に、「介護サービス給付費の負担割合について聞く。県支出金は4分の1ぐらいか。」の問いに、「事業によって違う。介護サービス給付費の負担割合は、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、そして第1号被保険者が20%、第2号被保険者が30%です。また、地域支援事業2事業については、負担割合が少し違っており国が4

1%、県が20.5%、市が20.5%、そして第1号被保険者が20%である。」次に、「議案88-19ページの特定入居者介護サービス費の県と市の金額が違うが負担割合の率が違うのか。」の問いに、「基本的には率是一緒ですので県と市の負担割合は同じである。しかし、国が調整交付金として多くくれるときは市の負担分で調整をするので一般会計からの額は少なくなる。調整交付金は年度によって若干違ってくる。そのときは市の負担分で調整をする。」。

以上で質疑を終え、審査の結果、全員賛成をもって議案第88号は、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「新高齢者医療制度の骨格が決まったと新聞報道がありましたが、新医療制度になると会計はどこが行うのか、県ですか、または広域連合組合か。」との問いに、「まだはっきりしていない。実施は2年先ですのでそれまでには具体的に決まると思う。保険料の徴収事務は市の窓口と思います。」。

以上で質疑を終え、審査の結果、全員賛成をもって議案第89号は、可決すべきものと決定しました。

議案第93号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上で審査を終え、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(西村芳成君) これですべて常任委員会委員長の報告を終わります。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号、平成22年度香美市一般会計補正予算(第3号)を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第84号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第85号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、

て、議案第 9 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 6 号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 9 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 8 号、香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第 9 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 9 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 9 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 0 0 号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 0 0 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 0 1 号、香美市林業事務所設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 0 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第 1 9、議案第 1 0 2 号、香美市交通安全対策会議条例の一部

を改正する条例の制定についてから日程第25、意見書案第19号、中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出については追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第19、議案第102号から日程第25、意見書案第19号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第19、議案第102号、香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 議案第102号を提案させていただきます。

香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年12月21日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

香美市交通安全対策会議条例（平成18年香美市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第2号中「南国」を「中央東」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高知県南国土木事務所は、高知県中央東土木事務所に名称変更しているため、条例を改正するものです。

12月議会に入ってからこの条例を見ておりました気がつきまして、気がついた段階で正そうということになりまして、申しわけないですが今回追加で割り入れらせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第103号、香美市暴力団排除条例の制定についてを議題とします。
まず、提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第103号、香美市暴力団排除条例の制定について

平成22年12月21日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市暴力団排除条例

内容は省かせていただきます。

提案理由でございます。

暴力団の排除に関し、県と市町村が連携し、及び協力して推進するために、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 2点お尋ねをいたします。

1点は、暴力団排除条例ということですが、暴力団をどういうふうになれが規定づけをするのかということですが、1点は。この第2条の（2）の中に暴力団員は「法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。」とありますが、この法第2条第6号の内容はどんなものなのか、これに暴力団の規定も入っているのかどうか、それが1点と、次の（次の）ページの第10条、青少年に対する教育等のための措置等の中で、「適切な措置を講ずるものとする。」、この「適切な措置」というのはどのようなものを想定してますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 暴力団につきましては、今、議員のほうから説明をされた内容によるわけですが、現在暴力団対策法に基づく指定暴力団ということでこれを対象にいたしております。現在暴力団につきましては、約8万人ほどの者がいるようございまして、構成をする者、準構成をする者合わせて8万人程度ということで平成12年以降余り上下がなく進んでおりまして、反社会的な存在として市民の生活を脅かしておるところでございます。

また、子どものことにつきましては、これはあくまでも啓蒙的な立場から取り組みを進めていこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 指定暴力団であるということなのですが、それであればこの「香美市指定暴力団排除条例」の制定についてとかいうふうに「指定」を入れる必要

性はないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 本条例につきましては、県がこの9月に制定しました暴力団排除の条例と連携してやるものでございまして、県のほうにつきましてはそのような説明をされておりました、我々といましては広く暴力の排除ということにかかわって行うものだというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

今、総務課長が説明されたように県が9月に条例制定されたということですが、県の条例ですわね1点、事務所の開設が学校等から200メートル以内にはつくらせないみたいなことが書いてたというふうに思いますけど暴力団事務所の開設についてですね、実際はそういう事務所が200メートル範囲以外にできても香美市は困りますわね。そういうところは、厳しくくりというものは暴力団事務所の開設等について、暴力団事務所のね、開設等についてはくりは考えなかったのか、その点を少し確認をさせてもらいます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 今言われましたように県のほうでも9月に条例を制定されております。この条例の中には罰則規定がございますので相当厳しく規定をしておるわけです。罰則を適用する以上は条例の中に細かなことを加えておく必要があるということで詳しく載っておりますが、私どもの、この種の条例につきましては県との連携ということで、そうした市民との機運を高め、そして市ができる取り組みを進めていこうということでございますので、非常に罰則規定までは定めてない、市民の義務を余り強化をしてはいないということでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 文章の第11条と、ここは「市民」となっていますが「市民等」ではないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議員のご質問の内容が十分よくわかりません。「市民等」でなければならないという理由につきまして教えていただけたら答弁したいと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。山崎です。この条文を読みますと、「暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。」利益の供与をしてはならないのが市民だけと読みます。

「市民等」ということは事業者も入っておりますから、この条文から見ると事業者はそのような利用をしないのか。そして、その下ですけれども、両方とも利益の供与ですね、暴力団もしくは暴力団員に対して利益を供与すると、するかもしれないと予定されている、認識されている者が市民だけでしょうかということでございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議員が想定されているのは、企業等が団体を利用して、する可能性があるのではないかと、企業などが暴力団に便利供与を図るような場合があるのではないかとのご指摘だというふうに思いますが、ご承知のとおり団体あるいは企業等につきましては暴力団の介入を防止するための暴力団排除条項というものが定められることになっておりまして、それぞれが契約等の中にそれをうたい込むような取り組みをいたしております。また、本県におきましては、みかじめ料の防止などそういった取り組みがされておりまして、ここに指定をしておりますところは「市民」ということに限定をさせていただいておりますところでございます。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは、ここにわざわざ書き込む必要がないというご認識でしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お答えします。

確かに第5条のところにおきましては、「市民等の責務」というふうなうたわれております。そこにつきましては、それぞれ詳しくそのところにつきましては第3項まで定めまして市民等というふうな解説をいたしております、この中に含まれておるといふふうに理解をしております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

一定、なぜ追加議案という形になったのかと。何か9月に県ができて、それと調整するにしても期間的にいったら議会の頭のときに出ておいても不思議じゃなかったんですが、何かその中身で懸案事項とかあられたのか、その点少し確認しておきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） この時期に提案したことにつきましては、本市としましては県と連携をして取り組みを進めるということで近隣の自治体とも足並みを合わせて取り組みをしようと、県下が一斉に立ち上がるのがいいんじゃないかということで私どもとしては足並みをそろえようということでしたわけですが、南国市が3月、そして香南市が本会議へ12月にかけてというふうな、少しずれましたけれどもやはり内容からいたしましても1日も早く条例を制定したいということでこの時期になったわ

けでございます。特に意図はございません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。

香美市には暴力団員という方はいるとの認識がどうかお尋ねする。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 認識のお話でございますので、警察のほうで聞かなければわからないというふうに思います。

○議長（西村芳成君） ほかにほかに。

「進行」と言う声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」と言う声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。

全員賛成であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第21、議案第104号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、私のほうから議案第104号について提案させていただきます。

議案第104号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億3,814万8,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月21日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

国の補正予算に伴う木造住宅耐震改修費補助金の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入歳出予算事項別明細につきましては、議案104-13ページの提案説明書を朗読させていただきまして提案とさせていただきます。

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に894万7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ169億3,814万8,000円としました。

概要は、歳入では社会資本整備総合交付金の追加、歳出では、木造住宅耐震改修費補助金の追加が主なものとなっています。

今回の補正につきましては、主に防災、耐震関係の分が国の補正予算で成立されまして、それが先に可決いただきました第3号の調製期間に間に合わなかったために今回の提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎です。

実際国で決まって今回の補正ということですが、年度末までにこの木造の耐震の改修を実際市民にどういうふうにお知らせして行っていけるのかなど。期間も限られています、そのところが大変気になるところですがその点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

本当に期間的に年度が迫っておりまして、本当はこんなせっぱ詰まった補正をしてもらいたくないところなんでございますが、そういうふうで国のほうで決まって通知が来ましたので、住民のプラスになることですので実施をいたします。その期間ですが、県のほうから来た通知によりますと具体的に1月4日から1月31日の間に募集をなさいます。その後いろいろ手続がありまして、採択した通知書を出すとか、年度内に耐震診断をしていただくことを条件にするとか、そして、これは繰り越しが可能でありまして、当然期間的に改修をするような期間がございませんので採択をした後この上積み分、通常60万円が補助でいっておりますがプラス30万円の上積み分、それを平成23年度へ繰り越して平成23年度で改修工事をする事ができると、そういうふうにちょっと変則的な補助金になっております。

それで、住民の方へのお知らせは1月4日発行の広報時に回覧で各自治会へ回すことと、それからインターネット、ホームページでのお知らせをする。

ちょっと待ってください。なかなかわかりにくい、自分たちも理解するのになかなか時間かかったんですが、改修に60万円、プラスして30万円、計90万円で改修がで

きるわけですが、その平成22年度で国の補正予算がついたその30万円で、まだ本体の母体分の60万円につきましては平成23年度予算で計上しなさいと。ほんで、平成22年度から持っていった、繰り越した30万円と、平成23年度で採択されておれば確約されるわけですが平成23年度で60万円がつくと、合計90万円で平成23年度に実施すると、そういうふうになっています。

実際この事業は通年、例年やってるのは12月に締め切っております、残り3カ月で工事を済ませていただかないかんので。しかし、この経済対策はこういうふうな状況で来ましたので、1月中に募集して、採択をして、繰り越しをして、平成23年度にその採択された方は30万円をプラスして工事をしていただくと、そのようになっています。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

丁寧な説明と言いたいところですがわかりません。

（笑い声あり）

○14番（山崎龍太郎君） 繰り越しが可能ということをも確認。

ほんで、もう1点は、1月4日から1月31日に募集がなかったときどうなのか。

それから、基礎の部分の60万円は平成23年度の予算で対応するというのを言われましたかね、今、その点も少し意味がわかりません。今年は満額、その60万円の分は耐震改修は使ったわけですか、そうしたら。今年の部分の60万円とこの補正で決まった30万円の90万円で耐震改修ができると、その補助に基づき耐震改修ができるということなのか、その点、再度確認させてください。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 済みません。本当に自分たちもこの2日間ばあでばたばたして、県と連絡を取り合うてその理解に努めたわけですが、ちょっとご質問の、順不同になるかと思いますが、1つは、1月31日までに申し込みがなかった場合ということですが、その3月末までにいろいろ手続を踏まないかんということがありまして、まず1月末までにこの上積み分の申請を、上積み分の受けたら当然本体分もくっついてくるわけですが、この30万円分の上積み分の申請を、改修工事をすることによって申請を受けたらその採択決定通知を出しまして、その後耐震診断をしていただいて、その診断がこのお家は弱いと、補助の対象になるということが今年度中に証明されないかんわけですが、1月末で締め切って採択通知を出します。そして、その繰り越しを決定せんといかんのは、3月議会へ繰越明許が出せるようにするわけですが、県のほうから文書として1月4日から1月31日までの募集期間とするということによって来ております。

それから、繰り越しが可能かどうかということですが、今年度中に採択を受けて診断をしていけば繰り越しができると、そのように通知が来ております。

済みません。もう1回、不十分なところをご質問をお願いします。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

私が聞きたいのは、まず基本はやっぱり不用額を生まないようにということが基本線にあって聞いているわけですね。実際、今、課長の話では、診断を1月31日までに手続したらそれからまた診断にかかるというふうなこと、そういう観点であるんやったらもう耐震診断はしてるけれども補修改修してないところってありますよね、かなり市内にも、耐震診断はしているけれども改修工事はしていないという方に直接案内をかけるとかね、そういうことをしたほうが事務的にはいいんじゃないだろうかというふうに思います。この30万円を上乗せした部分で新たに耐震診断をして、それからまた耐震改修をとという手続ももちろんできるということは今伺ったんですが、現在までに耐震診断はなされたけれども耐震改修はなされてないという方にこういう制度ができたので今回のチャンスを見逃さなくて耐震改修工事をやりませんか、90万円まで出ますのでね。そういう案内をしたほうが予算が消化できる方向になるというふうには私は考えますが、もちろん何ぼ期間が短くても国として予算措置したわけですので、それが要望のある方に使われるということ望んでの私の質問であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） お答えいたします。

耐震診断をしてまだ工事に踏み切られてない方、そういう方も含めまして市内全域にお知らせして、耐震診断はしていないけれど、60万円ではちょっと二の足を踏んだけど90万円の補助があればやってみようかという人もおるかと思しますので、1月4日には回覧を回してお知らせしたいと思っております。そして、その中でもピックアップしてその耐震診断をされた方に個々に通知をするということについては、ちょっと協議を試みたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） ちょっとお聞きしたいのですが、耐震診断に係る補助というのは別にありますよね。これは耐震改修工事に係る補助、補正ですね。そうすると、何これを受け付けて応募があつて耐震診断をしてというふうに聞いたんですが、ちょっと逆じゃないですか。通常耐震診断をした結果、耐震工事が必要ということになればこの枠を使って工事に申し込みますよね。その今まで従来60万円やったのが今度90万円に上積みされたということですけども、そのこと自体はとてもいいことだと思うんですけど、ちょっととらえ方が逆なんじゃないかと思うんですけど、そのごっちゃになっているんじゃないですか？

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 通常であれば全く大岸議員さんの言うとおりでございます。今回その国のほうが1月末までに採択しなさいと、それは改修についてです。工事のほうです。通常ならその順番でいけば診断をして、その診断の結果この弱い、この補助の対象になるということになれば次に設計をいたしまして設計費のほうでも補助金が出ます。そして、その設計に基づいて工事をする、そしたら60万円の工事の補助金が出る。そういうことでして、今回最後の60万円へ30万円上積みするという、この分についてのみ国の補正がついているわけですし、ほんで、その1月中に募集をしまして、それで2月に入ったら採択通知書を出さないかんとということになってます、その30万円について。ほんで、耐震診断は通常の形でない、後に行ってよいと、3月末までに耐震診断を行ってよいと、先採択しちよいて。耐震診断の結果、対象にならないという場合も出てきます。今までそういう例はないわけですけど、大抵弱いお家が申請されますので。今回そういうふうな耐震診断におきましても診断士を派遣するわけですけど、その診断士、建築事務所協会というのがあってそこから派遣してもらうんですけど月に2回しかその診断士を派遣する、どういう診断士、だれの診断士を派遣するという、そういう事務をとっておられませんので先に診断をしてそれから採択という期間が全くありません。今回そういうふうになっております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） そしたら、これを応募されようという方はうちは耐震性が弱いかもしれないと思って応募するわけになると思うんですが、妙に診断の後ということになりますと。さっき山崎龍太郎議員が言われたように多分耐震診断を行って工事に着手されていない家がたくさんあると思うんです、実はうちもそうなんですけれど、そういう方にピンポイントで本当にお知らせして広げていったほうがより確実なこの補正予算の使い方、実のある使い方になるんじゃないでしょうか、その点をお聞きしてこれで終わりますが。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 弱いと言いました、具体的には昭和56年5月31日以前に建てられた、その建築基準法改正前の基準で建てられたお家が診断の対象になっておりまして、その場合、今までに強度が1.0未満が対象になるんですけど1.0以上は今まであったことはないです。

それから、今、大岸議員が最後に言われました、山崎龍太郎議員も言われました、今まで耐震診断を受けて改修に踏み切っていない方の優先的に通知、連絡したらどうかということですが、これも考えてみます。住民の皆様にも通知いたしますし、これはちょっと協議してみます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

ちょっと休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長(吉村泰典君) 1つ、ちょっとご質問の趣旨にお答えしていなかったのがあるのかもしれないので、29件これから対象、その30万円上積み分ができるというふうに香美市で割り当てが来ておりますが、そのうちで現在その60万円の交付決定を受けて通常のペースで改築に入っているお家もございますが、現在工事中、交付決定を受けてまだ完成していない、そういうところも30万円上積みの対象になっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかにありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第16号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から、提案理由の説明を求めます。12番、島岡信彦君。

○12番(島岡信彦君) 12番、島岡信彦、案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

意見書案第16号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成22年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議會議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(案)

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられ

てきたところですが、トンネル建設工事におけるじん肺の発生は、今なお大きな社会問題になっています。

こうしたなか、全国11地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟のうち、東京・熊本・仙台・徳島・松山の5地裁において、国の規制権限の不行使を違法とする判断が示されました。

これらの判決を受けて、2007年（平成19年）6月18日、訴訟原告団と国の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。その合意内容に基づき、係争中であった4高裁11地裁のすべてにおいて、和解が図られたところです。

トンネルじん肺は、その多くが公共工事によって発生することも十分に踏まえ、根絶にむけた抜本的な解決が早急に図らなければなりません。

よって、政府においては、発注者および施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

記

1、国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。

2、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、法務大臣 仙石由人殿、厚生労働大臣 細川律夫殿、農林水産大臣 鹿野道彦殿、経済産業大臣 大畠章宏殿、国土交通大臣 馬淵澄夫殿、防衛大臣 北澤俊美殿。

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

挙手をするときはずっと真っすぐ上へ上げてください。

日程第23、意見書案第17号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 意見書案第17号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約（以下「本条約」という）」が1985年にわが国で批准されて以来、四半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在しています。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という）の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という）」は1999年の国連総会で採択され2000年12月に発行されました。現在までに世界で98カ国が批准していますが、日本はいまだに批准していません。OECD加盟国で未批准国はアメリカと日本の2カ国のみになっています。

昨年8月委員会が公表した日本政府に対する「総括所見」は女性差別是正の取組みの遅れを厳しく指摘し、雇用、教育、女性の参加、民法、女性への暴力など多岐にわたって改善を勧告しました。実行を急がせる重点課題として民法の差別的規定（男女で異なる結婚最低年齢・女性のみ課している離婚後の再婚禁止期間・夫婦同姓の強制）などについて廃止を求め、女性の雇用や意思決定への参加などを促進するため暫定的な特別措置を設けることを強く勧告しています。同時にこの「選択議定書」の批准も焦眉の課題であると強調しています。

日本の男女格差の指数は「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版の報告によれば、130カ国中98位と前年の91位よりさらに後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示しています。

政府は男女共同参画社会基本法の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけました。男女共同参画審議会答申においても「選択議定書」について積極的な対応を図っていく必要があるとしています。

よって政府におかれては、本条約が真の実効性をもち、男女の人権がともに保障される社会実現のため、速やかに「選択議定書」を批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、財務大臣 野田佳彦殿、男女共同参画担当大臣 岡崎トミ子殿。

高知県香美市議会議長 西村芳成

なお、昨年9月県議会では、全会一致で採択をされていることを申し添えます。

以上よろしくお願いたします。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 済みません。補足説明が本文の中に入って読み上げてしまいましたので、さっき本文の中で申しました「なお昨年9月県議会では」というところを補足説明といたしますので「各担当大臣殿」の後で「香美市議会議長 西村芳成殿」の後にこの補足説明を加えていただきますようによろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。提出者にお聞きをいたします。

この国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対して改善を勧告をしておると、こういうことでございます。その中で実行を急がせる重点課題といたしまして民法の差別的規定、3つございます。男女で異なる結婚最低年齢、女性のみ課しておりますところの離婚後の再婚禁止期間、そして夫婦同姓の強制、この3つを実行を急がせる重点課題といたしております。

そしてまず、この男女で異なる結婚最低年齢でありますけれども、これは明治民法におきまして男女では15歳、17歳、そして昭和22年に16歳、18歳となっております。これはもちろん皆様方ご承知のとおり女性のほうが男性よりも心身ともに成長が早いと、こういうことであると私は認識をいたしております。

そして、2点目の女性のみ課しておりますところの離婚後の再婚禁止期間、これは明治31年、民法で6カ月と定められております。これは、このことにつきましては、これもご承知のとおり摘出子、いわゆる正式な夫婦間の子であるのかどうかということの問題であり、このように女性に課しておられるところの禁止期間でございます。この2つにつきましては、これは男性、女性はともに生まれましたときから体の構造が違います。これは私は差別とはとらえておりません。

そして、夫婦同姓の強制、これにつきましては明治3年に国民に姓を名乗ること、いわゆる名字を名乗ることが認められておりまして、そして明治31年には戸主制度が制定をされ、そして結婚をすれば戸主の姓にということになっております。それで、昭和22年にはどちらか一方の姓を名乗ればそれによろしいと、このようになって今まで来

ております。このことは、これをもし仮に夫婦同姓を撤廃をし、そして夫婦が別姓になった場合には今でこそ崩壊をしかけておりますところの家族の和というものが、夫婦が別の姓あるいはまた子どもがということになりますと家族が壊れはしないか、和が保たれないようになりはしないか、非常に私は危惧をしておるところでございますけれども、この3点につきましてどのような見解であるのかお聞かせをいただきます。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番、大岸です。

たくさんのご質問でしたのでまた抜かったらご指摘をいただいたらいいと思いますが、婚姻最低年齢の見直しは矢野議員おっしゃったように女性が16歳、男性が18歳というふうに確かになっております。ただ、もう当時の栄養状態といいますか、随分今、環境が変わっておりまして、女性のみこういうふうに16歳、男性が18歳というのは現状に合わないのではないかというふうに私は思っております。それと、同時に18歳でいいんじゃないかと思うんです。

それと、婚外子の、離婚後300日規定のことですが、これは婚外子の相続差別の禁止、それから離婚後300日以内に出生されました子どもを前の夫の子と推定する民法第733条、これが問題になっているのでありまして、これの改定をなさいと言われております。私もこれは女性にとって非常に不都合な民法規定だと思っております。

それから、どちらかの姓を、一方の姓を名乗るよというふうに取り決めがあったということで、今現在も事実婚という形でどちらか一方の姓を名乗ってやっておりますが、事実婚で旧姓を使っている、どちらかという女性側が男性側の名字に合わすわけですけれども、事実婚で今社会的に仕事をしている、社会生活を送っておられる方の中には事実婚で何が不都合かという、例えば税金の配偶者控除とか、それから養子縁組、不妊治療が認められないなどのこういう不都合がありまして、夫婦同姓の強制はやめなさい、別姓を選択できるようにしなさい、それは同姓がいいと思う人は同姓にすればいいわけで、同姓を強要するのはやめなさい、別姓を選択したいときには選択をできるようにしなさいということがこの国連の勧告であると考えています。

それから、家族の崩壊についてでありますけれども、今本当に家族の崩壊ということが言われています。例えば100歳を超した行方のわからない高齢者でありますとか、親子間で殺人が起こったりとかいろいろあるわけですが、それらが夫婦別姓、事実婚の家でたくさん起こっているかといったらそんなことではないと思います。夫婦同姓の家にやはり多いと思います。家族崩壊の原因はそんなところにあるのでは私はないと思っております。さっき申しましたいろいろな不都合から世界的に見ても別姓を名乗っている、別姓のために家庭が崩壊しているという報告は世界的に見てもありません。それと、別姓を望む女性が多くなったということ、これは例えば2009年の10月に朝日新聞が行った選択的夫婦別姓についての世論調査では、賛成が48%、反対が41%となっています。こういうふうに世論も変わってきておりますので、全員に適用するの

ではなく希望する人は婚姻の際、夫婦同姓か夫婦別姓か好きなほうを選択できるというふうには民法を改正をしてくださいというものでございます。説明になってますでしょうか。

以上です。

○議長（西村芳成君）　ほかに。

11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君）　済みません。11番、竹平です。

先ほどの矢野議員の質問とそれから答弁に対する、また関連のお聞きしますが、まず、法律とかいうことでなくしていわゆる経済、それから倫理観、こういった面からの見解をお聞きしたいわけですが、確かに婚姻の規定は民法で定められております。ただ、これは、それを18歳しろとか16歳にしろとか、そういう観念では自分にとってないわけです。いわゆる皆さんそうですが、結婚をして家庭を営んでいくということについては当然これは経済が絡んできます。もっと言えばこの経済が破綻することによっていろいろ今の問題が多々起きてきております。そういった面から考えますと、そのこのところを男女同様に18歳、18歳という、そこだけをとって言うのはいかがかなと、こういった結婚する条件には経済が伴って初めて順調に結婚生活、そして家庭生活、地域生活ができていくのではないかと。

それから、2点目の300日規定ですね、これと選択制の別姓についてですが、私はこれは人間として、人としてのモラルの問題、倫理の関係であろうかと思いますが、そこなあたりを提出者はどうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君）　15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君）　済みません。私、先ほどちょっと矢野議員の質疑に対して間違った説明をしました。女性16歳、男性18歳という婚姻最低年齢の見直し、同時に18歳にちなさいというふうに多分説明したと思うんですが、そうではありません。男女で年齢が違うことの、その婚姻最低年齢を見直しなさい、男女が違いがないようにしなさいということの勧告であるととらえております。間違っただけで説明しましたので、18歳とか特にそんなに具体的に年齢の指定があるわけではありません。18歳になれば結婚ができるよというふうに、そういう年齢、18歳からしなさいということではなくて18歳になればということですので、竹平議員のご質問には18歳になればということです。そして、経済問題が確かにあるのはもちろん間違いがありませんので、18歳からということではありませんので訂正をします。

それから、300日以内の出生子、300日規定ですが、モラルについてというふうにおっしゃいましたけどなぜ女性だけにモラルが求められるのか、そこを国連は言っているのではないかと思います。

以上です。ほかにありましたら。

○議長（西村芳成君）　11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。ありがとうございます。ご丁寧なご答弁でした。

2点目として、そのモラルというのは人としてです、男性も女性も含めてです。そのところを提出者の方は女性だけにとこのようなことを言われておりますが、これは当然男女とありますのでこれを含めたもので、こうしたことに対する倫理観をどうお持ちでしょうかというところです。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） この300日規定は女性だけに課せられておりますのでその改善を求めるものです。モラルと言われましたけれども、多分婚姻中にまだ離婚が成立していない段階で、夫婦関係は事実上は破綻して離婚が成立していない段階でのことについて竹平議員は言われていると思いますけれども、それであれば女性だけにその300日規定があるのはいかがなものかというところです。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。私もちょっといろいろと疑問点があるのですが、結局その女性差別撤廃条約というものは、いわゆるこの地球の上でいろんな国がある中で総論としていろんな差別というものがあればそれは撤廃していきましょうということじゃなかろうかというふうに私は思います。その中でこの実効性を高めるために、いわゆる国連女性差別撤廃委員会というものがどのような構成でされているのかよくわかりませんが、その人たちによって調査をすることによって、委員会がある程度の評価をしてそのグローバルなスタンダードに合わせていくというやり方が果たしていいものであるかどうか。当然それぞれの民族、国というのは成立から何からしてそれぞれの歴史を背負い、違う経過がありますので、その中で先ほどお二人の議員からも議論がありましたように民法1つをとりますでも背景が違っているわけですね。そういう非常にセンシティブなところがあってこのことについては多分国のほうでも、国というのは私たちの代表であります国会議員の方々を含めて十分な検討が必要であるからゆえにいまだに批准がされていないというふうにも受けとめるわけです。

だから、一々の個々の問題、いわゆるローカルな問題について、それをすべて何かこれを読みますと、ある種のグローバルなスタンダードにおいて判断をしていくということのようにも受け取れますけれども、そのようなことなのでしょう。そして、民法の差別規定とありますけれども、これは一体だれが差別的規定と言ってるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） まず、それぞれの国には個々の事情があるじゃないかということで、そのとおりでありますけれども、そうではなくて、発端は国連のその女性差別撤廃条約を批准して、これを守って女性の地位向上とか貧困をなくそうじゃないかということでこの条約が提案されて各国が批准をしているわけです。日本もそれを批准をしたわけです。ですので、この批准した差別撤廃条約、この3項、今質疑になっておりま

す3項だけではありません。女性の差別がこんなところもあんなところも直らなくて差別をなくすことが進んでいないじゃないかというたくさんの勧告を、この300日規定とか選択的夫婦別姓とか、それだけではなくて雇用の面におきましてとかですね、たくさんの差別があって日本は女性差別をなくすることに熱心でないよということで今回、前回の2倍以上の48項目の勧告、意見が国連からされたわけです。これを批准しますと報告がいつて、国連が世界的に見て、日本はこれこれがおくれていますというのがこの勧告です。だれがというよりは国連みんなで集まって決めた、世界の各国が集まって決めたその批准した条約をきちんと守られていないじゃないかというのが今回の勧告なわけです。それぞれの事情があるじゃないかというわけなんですけれども、そういう状況が国際的に見ておくれていますよという勧告であると私はとらえております。それで答えになっていますかどうか。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ちょっと私の多分説明の仕方がわかりづらいのかもしれませんが。いわゆる全体、国、それぞれの違う国が1つのものをつくるわけですから、それなりにここまではじゃあ共通認識として認識できるよというところの部分、中身はよくわかりませんがそれでもそれが1つの国連決議、条約ですよ、これ差別撤廃条約ということで、これを結局批准するという事は、いわゆる憲法におけます国際社会において名誉ある地位を得ようとする日本としてはそれは正しい。ところが、それぞれの国はそれぞれの事情があるわけですから、そのそれぞれの事情があることを判断することまでもそのグローバルなものが規定した、そういうものの尺度ではかっていいですかということをお聞きをしています。ローカルルールはローカルルールとして尊重しなければいけないんじゃないか、それがいわゆる国体のもとをなすものであるというふうに私は考えますので、そのことでそういうセンシティブなところがあるからいまだにこのことについては日本の政府も慎重に検討をしているというふうに私はとらえていますということが1点、そのことについてどう思うかということと、それから、ここに書かれています民法について差別的規定といっておられますけれども、これはだれが一体差別的規定とここで言ったのか、この委員会なんですか、これは。国連女性差別撤廃委員会がこの民法の規定が非常に差別的であると言ったのかって、そのことをちょっとお聞きしたい。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） これは国際条約でありますので、日本が世界に向かってこの女性差別撤廃条約を守ってやりますということを批准したということは約束をしたと同じなんです。ですから、その約束が守られていないからこんなたくさんの改善勧告を受けたんです。

それから、差別的規定というのは、それは国連が規定をしております。個々のローカルな事情はありますでしょうが、早くこれを克服をして国際水準に追いつきなさいよと

いう今回の勧告でないはないかと思っております。なお、今回の意見書はですね、書いてありますように選択議定書の批准を求める意見書であります。この選択議定書というのは個人通報性とか国連の撤廃委員会に、例えば子どもの権利条約でも批准をした国から、いろんな団体などから何年に一遍か国連に報告が行って、その条約が進んでいるかどうかという検討が行われて改善勧告なんかがあるんですけども、その団体ではなくて個人の通報制度なども選択議定書にはうたっておりますのでその批准を求める意見書でございます。直接に民法の改正とかそういうものとは、直接はうたっておりませんので、ただ、その意義はこの意見書の内容に書いたとおりです。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって、意見書案第17号は、否決されました。

日程第24、意見書案第18号、生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。

意見書案第18号、生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 香美市議会議員 千頭洋一

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

生活保護の老齢加算の復活を求める意見書（案）

格差と貧困が広がりを見せる今日、最後のセーフティネットである生活保護制度が果たすべき役割は一層増しています。

特に、高齢の被保護者は、老齢加算が削減されてからは、葬儀にも行けないなど、通常の近所づきあいもはばかれる状況に追い込まれている状況があることから、弁護士会や司法書士会なども老齢加算の復活を強く求めています。

2010年（平成22年）6月14日、福岡高等裁判所は、生活保護受給者39名が原告となり老齢加算の段階的廃止を行った保護変更決定の取消を求めた裁判（福岡生存

権裁判)において、原告らの請求を認め、被告である北九州市の保護変更決定を取り消す旨の判決を言い渡しました。

この判決は、国が行った老齢加算廃止の決定は、高齢者の最低生活水準や激変緩和措置についても十分検討しないなど、考慮すべき事項を十分考慮せずに行われたものであり妥当性を欠いたものであると判示したものです。

よって政府におかれては、この判決の判示内容を真摯に受け止め、生活保護の老齢加算の復活を早期に実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月21日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、法務大臣 仙石由人殿、総務大臣 片山善博殿、財務大臣 野田佳彦殿、厚生労働大臣 細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上です。

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第19号、中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 意見書案第19号、中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書（案）

我が国は戦後の工業化、貿易優先の国策による高度経済成長の代償として、農業産物（後に「農林産物」と訂正あり）も次々自由化して、減反政策が始まり、国民の主食であり国土環境保全と食料安全保障とも不可分の米まで大量に輸入されるようになりました。この結果、農山村は過疎高齢化が進み、日本を支えてきた「むら＝故郷」は衰退して、山間地域は荒廃から消滅する集落が続出して、猪、鹿などの獣害に拍車がかかる悪循環が進みつつあります。

よって、国におかれましては、中山間地域の衰退防止と獣害対策を進めるよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1、米の生産費60キロ（1俵）1.6万円の保障と、水田の多面的役割に対する所得補償を加えて1.8万円の価格保障をすること。
- 2、自国の食料は自国でまかなう「食料主義」（後に「食料主権」と訂正あり）を確立するよう、WTO農業協定を改めて、ミニマムアクセス米を中止し、食料自給率の向上を図ること。
- 3、消費者の理解を促して、世界最良の食品米の消費拡大を図ること。
- 4、国土の保全・バイオマス燃料・木造建築・木工品などの産業化によって、経済や雇用の創出を図ること。
- 5、有害鳥獣被害は広域化、甚大化しており、市町村、県単位での解決は困難なため国において主体的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、農林水産大臣 鹿野道彦殿、環境大臣 松本 龍殿

高知県香美市議会議長、西村芳成

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（西村芳成君） 千頭さん。
- 6番（千頭洋一君） はい。
- 議長（西村芳成君） これがね、「農林」を「農業」と言うたき訂正しちよいて、農業。
- 6番（千頭洋一君） 済みません。意見書（案）の2行目の「農林産物」のところを「農業」と何か発言したようでございますので「農林産物」ということに訂正させていただきます。
- 議長（西村芳成君） これは「主義」と言うた。
- 6番（千頭洋一君） 済みません。2番目の「自国の食料は自国でまかなう「食料主権」と言うべきところを「食料主義」と言ったようでございますので訂正させていただきます。申しわけございません。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

- 議長（西村芳成君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから意見書案第19号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。
日程第26、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。
お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。
お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。
「異議なし」という声あり
- 議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することに決定いたしました。
以上で今期定例会に付されました事件はすべて終了しました。
閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
12月8日開会をされました平成22年第9回香美市議会定例会は本日までの14日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）を初め提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。また、10月議会の継続審査となっていました平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定など10件の歳入歳出決算の認定につきましてもすべて認定をされました。一般質問につきましては、15名の議員が市行政全般にわたって真剣な質問をなされました。執行部は、一般質問につきましてもそれぞれ質問の内容をよく把握されまして行政に当たっていただきたいと思います。
- さて、国政では、民主党政権が18日に平成23年度の子ども手当について不足する財源500億円について国と地方が分担する痛み分けの方式とすることで財政、財務、総務、厚生労働の各省が合意したとしていましたが、昨日の20日の夜には上積み

要な財源は全額国庫負担にすることで関係閣僚が合意したとのことでありますが、しかし、厚生労働省の事業見直しをし、さらに補足する分は地方と国の負担を見直し捻出するといったしております。このように政党が選挙のマニフェストで国民に公約しながら財源が不足するので地方に分担をとすることは納得ができんところでもあります。先ほども議案第104号でありましたように、年度末を控えての補正とはそういったように地方行政にとっても非常に行政のやりにくいようなことが緊急に行われるようなことがあっております。このように政策がころころ変わるようでは来年度以降の政治の動向が心配されるところであります。

本日で第9回香美市市議会定例会を閉会しますが、議員各位には、議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会が運営できましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今年も残すところあと10日となってまいりましたが、寒さも一段と厳しくなっておりますので、議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意をせられ新しい年を迎えられますようご祈念申し上げまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

12月8日に開会をいたしました平成22年第9回香美市議会定例会も、議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、提案いたしてございました議案に対しまして慎重なる審査を得て、ここに全議案、適切、妥当なご決定をいただきました。まことにありがとうございました。

さて、先週5年に一度の国勢調査の結果発表がありました。人口調査では本市は前回の平成17年調査からの対比では4.91%減となり、実に1,485名が減少となっております。全人口が合併時の3万人を割るまことに残念な結果となりました。このことに対し市長として大変申しわけない気持ちでいっぱいです。高知県全体でも前回調査からの減少率は4.02%となっており人口自然減現象が続いています。このように人口の減少傾向がとまりませんけれども、香美市では今議会で可決いただきました組織再編をてこに、これからの新しいまちづくりを進めていく上で少子化対策はもとより在住者の定着、定住支援、そして在住者の人口の増加に向けての施策の推進に向けて、積極的にかつ早急な展開を図っていかねばならないと考えておりますので今後とものご指導をよろしくお願いをいたします。

さて、2年目を迎える民主党政権の平成23年度国の予算編成も大詰めになってまいりました。国家財政の非常に厳しい折、編成作業も困難をきわめており、国と地方との議論が食い違っていました子ども手当への財源内訳や地方交付税の配分額など一定の方向性は見えてきた感はいたしますが、まだ地方自治体への影響がどのような形であられるのか不透明な部分が多く、地方にとって全く予断を許さない状況であります。これ

から香美市の来年度予算の編成作業に本格的に着手する時期を迎えました。こうした目まぐるしく変わる政府の一連の動きも大変気になるところではありますが、各課から要求されております来年度予算につきましては、将来的な財政需要やそれに基づいた財政計画も十分考慮しながら査定に臨みたいと考えております。

さて、早いもので今年もあと10日となりました。議員の皆様方にはご健康にご留意いただきまして、ご家族そろって輝かしき新年をお迎えになられますようご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これをもって平成22年第9回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時46分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 9 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成 22 年第 9 回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等
第1日	8日(水)	本会議 会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、 議案第86号は、本会議方式で採決まで。認定第1号から認定第 10号までの決算審査案件については、報告から採決まで。 (議員協議会)
第2日	9日(木)	休 会 【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	10日(金)	休 会 〃
第4日	11日(土)	休 会 休日、議案精査のため
第5日	12日(日)	休 会 〃
第6日	13日(月)	休 会 議案精査のため
第7日	14日(火)	本会議 一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	15日(水)	本会議 一般質問②(議会改革推進特別委員会)
第9日	16日(木)	本会議 一般質問③
第10日	17日(金)	本会議 議案質疑～委員会付託 連合審査会 各常任委員会 総務厚生常任委員会の審査 (議案第83・90・91・92・96・98・99・100・101号、請願第1号) 教育厚生常任委員会の審査(議案第87・88・89・93号) 産業建設常任委員会の審査 (議案第84・85・86・94・95号、陳情第13号)
第11日	18日(土)	休 会 休日、議案審査整理のため
第12日	19日(日)	休 会 〃
第13日	20日(月)	休 会 議案審査整理のため
第14日	21日(火)	本会議 議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第83号	平成22年度香美市一般会計補正予算（第3号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第85号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第87号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第88号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第89号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第90号	奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
議案第91号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
議案第92号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
議案第93号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第94号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第95号	香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第96号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
議案第98号	香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	〃	賛成多数

議案第99号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第100号	香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
議案第101号	香美市林業事務所設置条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
認定第1号	平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	認定	賛成多数
認定第2号	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	全員賛成
認定第3号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第4号	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第5号	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第6号	平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第7号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第8号	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第9号	平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第10号	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
請願第1号	土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願	総務常任委員会	継続	全員賛成
陳情第13号	県道・林道・道路整備について	産業建設常任委員会	〃	〃

意見書案第16号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成22年12月21日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 千頭洋一

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところですが、トンネル建設工事におけるじん肺の発生は、今なお大きな社会問題になっています。

こうしたなか、全国11地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟のうち、東京・熊本・仙台・徳島・松山の5地裁において、国の規制権限の不行使を違法とする判断が示されました。

これらの判決を受けて、2007年（平成19年）6月18日、訴訟原告団と国の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。その合意内容に基づき、係争中であった4高裁11地裁のすべてにおいて、和解が図られたところではあります。

トンネルじん肺は、その多くが公共工事によって発生することも

十分に踏まえ、根絶にむけた抜本的な解決が早急に図らなければなりません。

よって、政府においては、発注者および施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

記

- 1 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
- 2 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
法務大臣	仙石由人殿
厚生労働大臣	細川律夫殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
経済産業大臣	大畠章宏殿
国土交通大臣	馬淵澄夫殿
防衛大臣	北澤俊美殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 17 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 21 日提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 大岸 眞弓

賛成者 " 濱田 百合子

賛成者 " 山崎 晃子

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約（以下「本条約」という）」が 1985 年にわが国で批准されて以来、四半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在しています。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という）の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という）は 1999 年の国連総会で採択され 2000 年 12 月に発行されました。現在までに世界で 98 カ国が批准していますが、日本はいまだに批准していません。OECD 加盟国で未批准国はアメリカと日本の 2 カ国のみになっています。

昨年 8 月委員会が公表した日本政府に対する「総括所見」は女性差別是正の取り組みの遅れを厳しく指摘し、雇用、教育、女性の参加、民法、女性への

暴力など多岐にわたって改善を勧告しました。実行を急がせる重点課題として民法の差別的規定（男女で異なる結婚最低年齢・女性だけに課している離婚後の再婚禁止期間・夫婦同姓の強制）などについて廃止を求め、女性の雇用や意思決定への参加などを促進するため暫定的な特別措置を設けることを強く勧告しています。同時にこの「選択議定書」の批准も焦眉の課題であると強調しています。

日本の男女格差の指数は「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版の報告によれば、130カ国中98位と前年の91位よりさらに後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示しています。

政府は男女共同参画社会基本法の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけました。男女共同参画審議会答申においても「選択議定書」について積極的な対応を図っていく必要があるとしています。

よって政府におかれては、本条約が真の実効性をもち、男女の人権がともに保障される社会実現のため、速やかに「選択議定書」を批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
男女共同参画担当大臣	岡崎トミ子	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 18 号

生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 21 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 千頭洋一

生活保護の老齡加算の復活を求める意見書（案）

格差と貧困が広がりを見せる今日、最後のセーフティネットである生活保護制度が果たすべき役割は一層増しています。

特に、高齡の被保護者は、老齡加算が削減されてからは、葬儀にも行けないなど、通常の近所づきあいもはばかれる状況に追い込まれている状況があることから、弁護士会や司法書士会なども老齡加算の復活を強く求めています。

2010年（平成22年）6月14日、福岡高等裁判所は、生活保護受給者39名が原告となり老齡加算の段階的廃止を行った保護変更決定の取消を求めた裁判（福岡生存権裁判）において、原告らの請求を認め、被告である北九州市の保護変更決定を取り消す旨の判決を言い渡しました。

この判決は、国が行った老齡加算廃止の決定は、高齡者の最低生活水準や激変緩和措置についても十分検討しないなど、考慮すべき事項を十分考慮せずに行われたものであり妥当性を欠いたものであると判示したものです。

よって政府におかれては、この判決の判示内容を真摯に受け止め、生活保護の老齡加算の復活を早期に実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月21日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
法務大臣	仙石由人殿
総務大臣	片山善博殿
財務大臣	野田佳彦殿
厚生労働大臣	細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 19 号

中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 21 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書（案）

我が国は戦後の工業化、貿易優先の国策による高度経済成長の代償として、農林産物も次々自由化して、減反政策が始まり、国民の主食であり国土環境保全と食料安全保障とも不可分の米まで大量に輸入されるようになりました。この結果、農山村は過疎高齢化が進み、日本を支えてきた「むら＝故郷」は衰退して、山間地域は荒廃から消滅する集落が続出して、猪、鹿などの獣害に拍車がかかる悪循環が進みつつあります。

よって、国におかれましては、中山間地域の衰退防止と獣害対策を進めるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 米の生産費 60 キロ（1 俵）1.6 万円の保障と、水田の多面的役割に対する所得補償を加えて 1.8 万円の価格保障をすること。

- 2 . 自国の食料は自国でまかなう「食料主権」を確立するよう、W T O 農業協定を改めて、ミニマムアクセス米を中止し、食料自給率の向上を図ること。
- 3 . 消費者の理解を促して、世界最良の食品米の消費拡大を図ること。
- 4 . 国土の保全・バイオマス燃料・木造建築・木工品などの産業化によって、経済や雇用の創出を図ること。
- 5 . 有害鳥獣被害は広域化、甚大化しており、市町村、県単位での解決は困難なため国において主体的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 殿
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 殿
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 殿
環 境 大 臣	松 本 龍 殿

高知県香美市議会議長 西 村 芳 成

平成22年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第 83 号	平成 2 2 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決	22. 12. 21
第 84 号	平成 2 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
第 85 号	平成 2 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃
第 86 号	平成 2 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	22. 12. 8
第 87 号	平成 2 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	〃	22. 12. 21
第 88 号	平成 2 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）	〃	〃
第 89 号	平成 2 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
第 90 号	奥物部ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 91 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 92 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 93 号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 94 号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 95 号	香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 96 号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 98 号	香美市若者定住化推進条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
第 99 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
第 100 号	香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃
第 101 号	香美市林業事務所設置条例の制定について	〃	〃
第 102 号	香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 103 号	香美市暴力団排除条例の制定について	〃	〃
第 104 号	平成 2 2 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）	〃	〃
認定第 1 号	平成 2 1 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定	22. 12. 8
認定第 2 号	平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 3 号	平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 4 号	平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

事件の 番号	件 名	議決結果	議決 年月日
認定 第 5 号	平成 21 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	認 定	22. 12. 8
認定 第 6 号	平成 21 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	〃	〃
認定 第 7 号	平成 21 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入 歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 8 号	平成 21 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入 歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 9 号	平成 21 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘 定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 10 号	平成 21 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃	〃
意見書案 第 16 号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に ついて	原案可決	22. 12. 21
意見書案 第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出に ついて	否 決	〃
意見書案 第 18 号	生活保護の老齢加算の復活を求める意見書の提出について	原案可決	〃
意見書案 第 19 号	中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書の提出につ いて	〃	〃

2. 請 願 関 係

事件の 番号	件 名	議決結果	議決 年月日
請願 第 1 号	土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願	継続審査	22. 12. 21
陳情 第 13 号	県道・林道・道路整備について	〃	〃